

平成 23 年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月12日】

代表質疑

1 伊藤彦太郎（ほぷら） 35～45ページ

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 後期基本計画策定を前にして、市として当決算をどのように評価するのか
- 2 市債の発行状況と、今後の財政への負担について、どのような見通しを持っているのか

議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

- 1 市として当決算をどのように評価するのか
- 2 テクノヒルズの企業の責任水量が、今後の経営に及ぼす影響をどのように考えているのか

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 患者数の増減についての市の見解は

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

- 1 宿舎経営における人件費に対する市の見解は

2 服部孝規（日本共産党議員団） 45～53ページ

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 市長が言う「市民の暮らしの質を高める」ことが求められている中で、基金総額を106億円から115億円に9億円も増やしているが、こうした財政運営が妥当だったのか
- 2 平成22年3月に提示された「中期財政見通し」がもう大幅に違ってきている。見直しをすべきではないのか

議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 市営住宅を建てずに民間賃貸共同住宅を「借り上げ」、市営住宅として供給するのはなぜか

3 森 美和子（公明党） 53～59ページ

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 条例改正の要因について
- 2 新たな団員確保の働きかけについて

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第3款 民生費、「障がい者福祉施設整備事業」の内容について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 主要施策の成果報告書について
(1) 「学校図書館支援事業」について

- ア 協力校5校の検証について
- イ 協力校以外の6校の図書館環境の現状について
- ウ 今後の協力員の情報交換等連携体制について

4 坊野洋昭（緑風会） 59～69ページ

議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

- 1 どのような改正か
- 2 委員の定数及び任期を問う
- 3 委員の委嘱に対する考え方を問う

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 どのような改正か
- 2 消防団員の定数はどうして定めるのか
- 3 団員不足の背景は何か
- 4 年齢制限の削除の必要性を問う

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 なぜこの時期に補正が必要か
- 2 第6款農林水産業費 第1項農林水産業費 第3目農業振興費 中山間地域等直接支払事業について
- 3 第8款土木費 第2項道路橋梁費 第1目道路橋梁総務費 地籍調査事業について

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第8款土木費 第2項道路橋梁費
 - (1) 第1目道路橋梁総務費 地籍調査事業について
 - (2) 第3目道路新設改良費 野村布気線整備事業について

代表質疑

5 中村嘉孝（新和会） 69～82ページ

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算についての総括、検証について
- 2 財政分析指標を鑑みての今後の財政運営について
- 3 財政調整基金、減債基金の積立について
- 4 市債の発行について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 主要施策の成果報告書について
 - (1) 地籍調査事業について
 - ア 亀山市の現状と全国の実施状況について
 - イ 調査が進まない原因（人員不足、財政問題）について
 - ウ 調査に対する市の考え方について

- (2) リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立状況について
 - ア 現状と市民意識について
 - イ 今後の方針について
- (3) 介護基盤緊急整備事業について
 - ア 施設整備の現状と今後の方向性について
- (4) 実施計画シート兼実績シートの成果指標について

代表質疑

6 竹井道男（市民クラブ） 82～97ページ

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成22年度決算の評価について
- 2 中期財政見通しとの差異について
 - (1) 市税について
 - (2) 地方交付税について
 - (3) 臨時財政対策債について
 - (4) 基金繰入について
 - (5) 予算執行について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 決算の概要について
- 2 主要施策の成果について
 - (1) 小学校校庭芝生化事業について
 - (2) 総合環境研究センター事業について

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 純損失計上の背景について
- 2 改革プランの数値目標に対する結果と差異分析について
- 3 医療費の未収金について

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

- 1 純損失計上の背景について
- 2 国民宿舎の経営資金について

7 櫻井清蔵（ぽぷら） 97～106ページ

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費 事業名 緊急地域経済対策事業 住宅リフォーム助成事業5,966千円（一般財源）について
 - (1) 事業内容（交付要綱）について
 - (2) 第2次実施計画の追加見直しについて
 - (3) 年度途中における新規事業の提案の根拠について

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

1 施設の名称について

- (1) 「亀山市待機児童館」とした根拠について

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

1 条例の改正内容について

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 基金運用について

8 福沢美由紀（日本共産党議員団）	106～114ページ
-------------------	------------

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

1 施設の名称について

2 保育の内容について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

1 住宅リフォーム助成事業の内容について

2 障がい者福祉施設整備事業の内容について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月13日】

1 岡本公秀（新和会） 117～123ページ

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 現在の亀山市消防団の現況について
- 2 年齢制限撤廃以外の方法について
- 3 若い団員が入団しやすい環境の整備について

2 前田耕一（市民クラブ） 123～133ページ

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

- 1 第1条 設置目的について
- 2 第2条 名称及び位置について
- 3 第3条 児童館で行う事業について
- 4 第4条 入所対象児童について
- 5 第14条 児童館の目的外利用について
- 6 同条例施行規則の制定について

3 豊田恵理 133～140ページ

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

- 1 待機児童館の目的・役割について
- 2 保育所利用条件について
- 3 待機児童が解消した時の待機児童館の取り扱いについて

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 亀山市消防団の現状について
- 2 条例の一部改正を行うまでの経緯、ねらいについて
- 3 消防団人員の増強対策について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第3款民生費 第2項児童福祉費のうち児童扶養手当給付費について
(1) 増額が必要な理由について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月13日】

1 鈴木達夫（ぽぷら） 146～156ページ

計画策定及び変更と市の説明責任について

- 1 新市まちづくり計画の変更について
 - (1) 計画変更の内容について
 - (2) 合併特例債の活用について
 - (3) 説明責任について
- 2 第1次総合計画・後期基本計画策定事業について
 - (1) 市を取り巻く環境変化について
 - (2) 「市長の意思」の反映について
 - (3) 説明責任について

2 服部孝規（日本共産党議員団） 156～167ページ

地域内でお金が循環する施策を講じ、地域経済を活性化させるいくつかの提案について

- 1 市内の事業所の94%が30人未満の中小零細企業だが、こうした中小企業に対する市の施策にはどんなものがあるのか
- 2 「官製ワーキングプア」をなくすために、公契約条例が必要だが、制定する考えはないか
- 3 市内の小規模な業者を対象に、市が発注する軽易な修繕などの受注機会の拡大を図るため、「小規模修繕参加登録制度」をつくる考えはないか

福島第1原発事故に伴う放射能汚染について

- 1 放射能に汚染された「がれき」は、安全が確保されない現状では受け入れるべきではないと考えるがどうか
- 2 市内には、継続的に放射能を測定する場所がないが何カ所かつくるべきではないか

3 新 秀隆（公明党） 168～176ページ

市税等の滞納者対策について

- 1 滞納状況について
 - (1) 現在の滞納状況について
 - (2) 滞納者への相談体制について
 - (3) 雇用促進の状況について

市民の安心・安全を守るまちづくりについて

- 1 街頭補導活動・環境浄化パトロール（青パト）について
 - (1) 運用の目的について

- (2) 管理体制について
- (3) 危機管理局との連携について
- 2 市民ボランティアによる自主防犯パトロール（青パト）について
 - (1) 管理体制について
 - (2) 行政との協働防犯抑止について
 - (3) 自主防犯パトロールの支援体制について

4 尾崎邦洋（緑風会） 176～185ページ

防災対策について

- 1 防災士の育成について
- 2 被災者支援システム導入について
- 3 亀山市地域防災計画書について

東野公園駐車場について

- 1 駐車場拡張について

職場の活性化・市民サービス等向上について

- 1 職員事務改善提案の内容について

5 中崎孝彦（新和会） 185～192ページ

市営住宅について

- 1 耐震強度が不足している住宅入居者の安心安全の確保の取り組み、方策について聞きたい
- 2 亀山市住生活基本計画において、要支援世帯が新規に入居可能な戸数を平成27年度までに約200戸と設定しているがこの目標は達成できるのか
- 3 住山住宅の整備について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月14日】

1 片岡武男（市民クラブ） 194～203ページ

溶融炉の長寿命化計画について

- 1 溶融炉を現在までに改造した内容と理由について
 - (1) 三段羽口に改造した理由と必要経費について
 - (2) スーパーヒーターを取り替えた必要経費について
- 2 溶融炉の長寿命化計画への投資に対する効果と個々の改造内容の確認について（6月の産業建設委員会資料から）
 - (1) CO₂削減、定期、非定期整備の必要額と、CO₂削減工事は、国の交付金対象なのかについて
 - (2) 空気圧縮機の重要度B2の判定基準について
 - (3) 高耐熱炉布への変更理由について
 - (4) 低温触媒への変更理由、耐用年数、改良によるこれまでの経費と削減額について
 - (5) 低流量バーナーでの炉内の温度上昇は可能なのか、また、この導入による経費等の削減策について
 - (6) 再循環送風機の仕様変更について
 - (7) DCSの予備品管理状況について
- 3 今後の大規模溶融炉への転換計画と、排出されるCO₂の削減策について
 - (1) 更新時には広域化によるゴミ処理量の増加を見込んだ経費等の削減計画の策定と、市民負担の軽減について
 - (2) 溶融炉で排出のCO₂をカーボンオフセット化する考え方について

2 伊藤彦太郎（ぽぷら） 203～209ページ

市長マニフェストにある「支所機能を兼ね備えた消防北東分署」について

- 1 常備消防力適正配置調査により、北東分署の設置が必要とされた場合、支所機能はどうするのか。「支所機能を兼ね備えた消防北東分署」か、「消防北東分署」か、どちらを設置するのか
- 2 常備消防力適正配置調査により、北東分署の設置が不要とされた場合、北東部を対象にした支所を単独で設置するのか

関文化交流センターのバリアフリー化について

- 1 エレベータ設置の考え方について

3 福沢美由紀（日本共産党議員団） 209～221ページ

災害時の市民の避難について

- 1 今回の台風6号、12号の経験を踏まえ、市が反省・検討したことは何か
- 2 代表避難所（井田川小学校）のトイレが和式のみで、高齢者が大変不自由であった。せめて洋式トイレを設置するべきと思うがどうか

地域公共交通について

- 1 地域公共交通会議の進捗状況を含め、今後の方針について伺う

アートによる街づくりについて

- 1 市民と協働で行われているアートによる街づくりについて、どのような効果があると考えるか

4 森 美和子（公明党） 222～233ページ

生きがいを持てる福祉の展開について

- 1 高齢者支援について
 - (1) 一人暮らしの高齢者の実態把握について
 - (2) 一人暮らしの高齢者の見守り強化について
 - (3) 認知症高齢者の徘徊等の事故を防ぐ対策について
 - (4) 認知症サポーター養成の促進について
 - (5) 介護予防対策（簡易聴覚チェッカーの導入）について
 - (6) 救急医療キット配布の進捗状況について

危機管理体制について

- 1 台風6号と台風12号の検証について
 - (1) 避難所の在り方について
 - (2) 女性防災会議の開催について

5 坊野洋昭（緑風会） 234～247ページ

事業仕分けについて

- 1 目的、意義は何か
- 2 平成22年度までの事業仕分けについての総括を問う
- 3 平成23年度の事業仕分けについて
 - (1) 誰がどのような人員、規模及び時間を使って行ったのか
 - (2) 事業仕分けの委員は誰がどのような観点から選ぶのか
 - (3) 不要とされた事業について今後どのように取り扱うのか
- 4 今後も事業仕分けを同じ手法で続けるのか

避難所指定について

- 1 避難所は市内に何カ所指定されているか。そのうち学校は何カ所あるのか

- 2 避難所にどのような設備の設置が必要と考えるのか
- 3 防災倉庫や非常用照明装置の設置率について問う
- 4 学校の防災対応マニュアルの策定について問う

県と市町の地域づくり連携協同協議会（地域会議）のトップ会議について

- 1 トップ会議に臨むに当たり、どのような準備をされたか問う
- 2 亀山市として何を要望されたのか
- 3 トップ会談に対する市長の評価を問う

市道野村布気線について

- 1 平成25年供用開始は可能か
- 2 県道亀山関線との一体性及び事故多発地点の改良の必要性について市の見解を問う

6 中村嘉孝（新和会） 247～258ページ

障がい者小規模作業所支援事業について

- 1 市内作業所運営の状況について
- 2 三重県障がい者小規模作業所運営補助金について
- 3 自立支援法に基づく事業所移行について
- 4 小規模作業所の統合について

放課後児童健全育成事業（学童保育）について

- 1 運営形態の今後の方向性について
- 2 学童保育施設に対する考え方について
- 3 量的・質的な拡充と格差是正について

国道25号（県管理）の整備について

- 1 国道25号の改良済延長と改良率について
- 2 改良整備遅滞の理由について
- 3 県への要望について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月15日】

1 竹井道男（市民クラブ） 262～276ページ

時間外勤務と要員配置について

- 1 なぜ時間外勤務が必要なのかについて
- 2 職員数、時間外勤務時間、臨時職員数との関係について
- 3 時間外勤務の指示について
- 4 要員配置に問題はないのかについて

図書館システムの活用について

- 1 図書館システムの状況について
- 2 学校図書館管理システムの状況について
- 3 図書館システムを活用して学校図書館管理システムを運用できないのかについて

2 櫻井清蔵（ぽぷら） 277～288ページ

人権について

- 1 6月定例会において質問をしたが、条例を制定する考えを再度尋ねたい
(1) 条例制定への意欲について（元三重県生活文化部長の経験を踏まえて、いまだ未制定である亀山市のあり方について）

保育所について

- 1 市長の各園の見解を知りたい
(1) 保育士の適正配置について（児童福祉施設最低基準、通知「平成10年2月18日・児発第85号」の捉え方について）

障がい者福祉について

- 1 小規模作業所の今後について

合併特例債について

- 1 今後の推移について知りたい

9月定例会市政現況報告について

- 1 地上波デジタル放送の完全移行において、「大きな問題も発生せず」と表現されたが、その認識の真意について知りたい

3 宮村和典（緑風会） 288～299ページ

当市の人口について

- 1 人口が5万人未満となった要因は何か
- 2 当市に及ぼす影響は何か

- 3 回復するための施策をどのように講ずるか

J R下庄駅周辺の再開発について

- 1 過去に3度質問しているが、交渉経緯を問う
- 2 課題は何か
- 3 総合計画の後期基本計画に載せる考えを問う

シャープ亀山工場の新展開について

- 1 亀山工場全体の稼働状況を問う
- 2 第1工場の生産体制を問う
- 3 当市に与える影響を問う

4 前田耕一（市民クラブ） 300～310ページ

学校体育施設の整備について

- 1 中学校運動場の現状について
- 2 小学校運動場の現状について
- 3 整備の現況と今後の計画について

雇用の現況と対策について

- 1 市内企業の雇用状況について
- 2 来春高校卒業予定者の求人状況について
- 3 企業誘致の計画とトップセールスについて

5 高島 真 311～318ページ

LED防犯灯について

- 1 市内の防犯灯の設置数について
- 2 年間の電気料金について
- 3 今後の取り組みについて

防災体制について

- 1 市内の備蓄品等の保有状況について
- 2 緊急時における備蓄品等の配布体制について
- 3 避難所の備蓄品等の保有状況について
- 4 災害時における市役所の体制について

6 豊田恵理 318～330ページ

亀山市の防災に関して

- 1 災害時の避難について
 - (1) 台風12号に伴う避難状況について
 - ア 避難勧告の周知について

- イ 避難所の状況について
- (2) 洪水ハザードマップについて
 - ア どのような基準で警戒地域が決められたのか
 - イ 防災に関する知識の啓発について
- (3) 防災協定について
 - ア 亀山市の防災協定実施状況について
 - イ 亀山市の備蓄品の保有状況について
 - ウ 備蓄・配送の考え方について

事業仕分けの実施について

- 1 平成22年度事業仕分け結果について
 - (1) 結果を今年度どのように反映したか
 - (2) 事業選定のあり方について
- 2 今回の工夫と課題について

平成 2 3 年 9 月 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成23年9月1日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について
- 第 6 議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 第 7 議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 9 議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第 10 議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 11 議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第62号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第63号 平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第64号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第65号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第66号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 議案第67号 平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について
- 第 20 議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第 21 議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 22 議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 第 23 議案第71号 協定の締結について
- 第 24 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 第 25 議案第73号 市道路線の変更について
- 第 26 議案第74号 市道路線の変更について
- 第 27 議案第75号 市道路線の廃止について
- 第 28 報告第9号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 29 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第 30 報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 31 報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

- 第 32 報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
 第 33 報告第14号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について
 第 34 報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
 第 35 報告第16号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
 第 36 報告第17号 平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について
 第 37 報告第18号 専決処分の報告について
 第 38 報告第19号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島真君	2番	新秀隆君
3番	尾崎邦洋君	4番	中崎孝彦君
5番	豊田恵理君	6番	福沢美由紀君
7番	森美和子君	8番	鈴木達夫君
9番	岡本公秀君	10番	坊野洋昭君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君

危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年9月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書6件が提出されており、いずれも印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

3番 尾崎邦洋 議員

15番 片岡武男 議員

のご兩名を指名いたします。ご兩名にはよろしく願いをいたします。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月29日までの29日間と決定いたしました。

次いで日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成23年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国経済は、東日本大震災で寸断された供給連鎖活動の立て直しなどにより、景気持ち直しの動きも出てまいりましたが、記録的な円高水準と株安の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、先月5日の閣議において、各自治体への普通交付税の額を示す平成23年度普通交付税大綱が決定され、普通交付税の総額が前年度比3.4%増の1兆6千4百19億3千万円と4年連続で増加するとともに、社会保障費等の財政需要の伸びが税収の伸びを上回る自治体が増加したことにより、普通交付税の不交付団体数も、昨年度の75団体から59団体に減少しております。

本市におきましては、これまで積極的な産業振興施策による液晶関連産業の立地や既存企業の設備投資などに支えられ、平成17年度から普通交付税不交付団体として、財政運営も堅調に推移してきましたが、生産設備の償却による固定資産税の落ち込みに加え、基準財政需要額における公債費の償還の増加などから、7年ぶりに普通交付税交付団体に転じることとなり、行政経営の大きな転換点を迎えております。

低迷する経済情勢や税収動向等を踏まえた中で、第1次亀山市総合計画の実現を図るため、将来を見据えた安定的かつ持続可能な健全財政を目指し、効率的で無駄のない財政運営に努めてまいりたいと考えております。

ところで、東日本大震災から半年が経過しようとしておりますが、被災地では懸命の復旧・復興作業が続けられており、ご奮闘いただいております関係者の方々に深く敬意を表します。このような中、私も先月2日から5日にかけて、本市と地域特性が類似する内陸部の被災地を訪問し、その実態把握に努める中で、大震災に対する幾つかの課題や対応策について深く考えさせられたところであります。今回の経験を通じて、東海・東南海・南海地震への十分な備えとして、共助の発揮を基軸に、市民・地域・行政が一体となった災害に強いまちづくりを一層推進していく必要性について、強く認識いたしました次第であります。

また、先月22日には、鈴木知事就任後初めてとなる県と市町の地域づくり連携・協働協議会の鈴鹿・亀山地域トップ会議が開催され、危機管理や県土形成の方向性などについて意見交換を行い、内陸部の震災対策についても協議をいたしました。今後もこのような場を生かし、広域的な観点からの政策提言を行ってまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「美しい都市環境の創造と産業の振興」のうち、産業の集積、雇用の創出であります。市内産業の持続的な振興を図るため、亀山商工会議所と連携しながら市内の製造業等の中小企業者を対象に、経営革新に向けた専門家による「亀山ものづくり経営革新塾」を開催いたします。

今月21日には事前公開セミナーを、また来月からは6回シリーズで経営革新塾を開催すること

としており、これらの取り組みを通じて中小企業のものづくりを支援してまいります。

ところで、今月25日には、亀山駅周辺まちづくり研究会、JR東海、各種団体等により、3回目となります亀山“駅”サイティングまつりが亀山駅前で開催されます。駅周辺のにぎわいの向上と地域のきずながさらに深まることを期待するところでございます。

次に、景観づくりの推進につきましては、亀山市景観条例に基づく亀山市景観計画の運用を本日から開始をいたしました。今後はこの計画に基づき、景観に関する建築等の行為の届け出を通して、良好な景観形成を図るとともに、地域の景観資源を生かしたきめ細かな景観づくりを地域の方々とともに進めてまいります。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、住宅困窮者の居住の安定を確保するため、最寄り駅からの距離など入居者の利便性を考慮した中で、井田川駅前に単身者向けの民間賃貸共同住宅を10戸借り上げ、市営住宅として供給してまいりたいと考えておりますので、本議会に亀山市営住宅条例の一部改正を提案させていただいております。

一方、良好な住環境を確保していくため、住宅リフォーム助成事業として、市内に在住する者がみずから居住する持ち家について、市内の施工業者により修繕等の住宅改修工事やリフォーム工事を行った場合、さらには高齢者や障がい者の日常生活を支援するための住宅改修等の工事を行った場合において、その経費の一部を助成する制度を新たに設けてまいりたいと考えております。そのため、本議会に、当該助成事業に係る関係経費の予算補正を提案させていただいております。あわせて、木造住宅の耐震補強工事と同時に実施するリフォーム工事につきましても、去る7月に県において補助制度が新設されましたので、市といたしましても、市内の施工業者により行われる場合については、県補助制度への上乗せ補助を行ってまいりたいと考えております。

これら住宅リフォーム関連の取り組みを通じて、厳しい経済情勢や雇用状況が続く中で、地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

分権自治の推進のうち、地区コミュニティセンター充実事業として実施しております川崎地区コミュニティセンター改築工事につきましては、去る6月に工事契約を締結し、本年度内の完成に向け、現在、既存施設の解体を終え、基礎工事を進めているところであります。

ところで、去る7月24日の地上波デジタル放送への完全移行につきましては、事前周知の成果もあり、大きな問題も発生せず、順調に移行ができたものと考えております。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

循環型社会の形成、エコシティーの実現のうち、地球温暖化防止対策推進事業につきましては、家庭における電力の使用量等を抑え、二酸化炭素の排出を削減するための取り組みとして、市内各戸にエコライフチェック10シートを配付するとともに、市内の企業や市民団体などにも協力を依頼し、省エネルギー・省資源に対する取り組みの普及啓発を行っております。

また、総合環境研究センター事業につきましては、去る6月17日にかめやま市民大学「キラリ」を開校し、既に3講座を開催したところであります。中でも、去る7月26日の講座では、市内の家族連れ52名がシャープ亀山工場を見学し、太陽光パネルやLED電球を使った環境や省エネルギーについての体験学習を行いました。

また、今月18日には、亀山市中央コミュニティセンターにおいて、三重大学学長の内田淳正氏

を講師にお招きし、「超高齢化社会を楽しく生きる」と題して、長寿社会に向けて、市民一人一人がどのように生き生きと輝き、健康で人に優しい地域社会を形成していくかなどについて、ご講演をいただくこととしております。

一方、所定のごみ集積所に排出された資源物の持ち去り禁止を規定した亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例が先月1日に施行されましたので、早期の監視パトロールを強化し、これまでに2件の禁止命令を行ったところであります。今後もこのような行為者には厳しく対処し、資源物の持ち去り行為の抑止に努めてまいります。

次に、農業の振興につきましては、本年度より本格実施となりました農業者戸別所得補償制度について、所得補償交付金の交付申請書の取りまとめを終え、現在、作付等の確認を行っているところであります。

また、中山間地域における耕作放棄地の防止と農地の多面的機能を確保する中山間地域等直接支払事業につきましては、新たに7集落において約20ヘクタールの農地について集落協定が締結をされ、市全体として、16集落で約70ヘクタールについて取り組みが展開されることとなりました。今後もこのような地域での取り組みが拡大されることを期待いたしております。

次いで、健康づくりと地域医療の充実のうち、任意予防接種のヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用助成事業につきましては、ゼロ歳児から4歳児までの児童を対象に、本年1月から全額助成を実施いたしております。

これらワクチンは、接種時の月齢により回数が異なりますが、ゼロ歳児のほとんどが定期予防接種と同時に接種をしており、想定より多くの児童が本年度内に3回接種する見込みであります。また、2歳児から4歳児までの児童につきましても、市や医療機関からの周知効果もあり、大幅な接種率の増加が見込まれますことから、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

また、先月2日から2日間、名古屋市において、第7回健康都市連合日本支部総会及び大会が開催され、副市長及び関係職員が出席をいたしました。大会には、健康に関連の深い市民団体の方々など延べ29人もご参加いただき、健康都市の取り組みについて理解を深めていただきました。今後も市民団体のご協力を得ながら、健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、安心・安全なまちづくりのうち、消防力の充実につきましては、去る7月から消防力の適正配置に係る調査を行っているところであります。また、各種の災害に迅速・的確に対応するため、消防職員の資質と技術の向上を目的とした各種訓練を反復実施するとともに、今月4日に名張市及び伊賀市において開催される三重県総合防災訓練には、三重県相互応援隊として、亀山市消防本部から消火隊4名を派遣し、実践的な広域訓練に参加することといたしております。

さらに、市消防団につきましては、日々の訓練の成果として、去る7月10日に神辺小学校において亀山市消防団操法大会を実施し、技術の錬磨に努めております。

なお、平素から、郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核を担う消防団員の人材を確保するため、本議会に亀山市消防団条例の一部改正を提案させていただいております。

一方、台風6号の影響により、去る7月18日には、市内白木町貝下周辺において竜巻が発生し、工場等の屋根材の飛散や電柱の倒壊、停電などの被害が発生をいたしました。また、翌19日には、

午後からの強い雨により鈴鹿川が増水し、はんらん注意水位に迫る水位となりましたので、南鹿島町の全世帯に対し避難勧告を発令いたしました。

早期の電力復旧や速やかな避難等により、幸いにも大きな被害には至らず、安堵したところではありますが、これから本格的な台風シーズンに入りますので、危機管理には万全を期してまいりたいと考えております。

また、来月2日には、川崎小学校を主会場として住民主導型の総合防災訓練を実施いたします。この訓練を通じて、いつ起こるか分からない地震災害に対して、地域住民お一人お一人が速やかな対応が図れるよう、地域の実情に応じた避難行動を再確認いただき、地域防災力のさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

ところで、木造住宅の耐震化につきましては、緊急地震対策・木造住宅補強事業により、市内の住宅耐震化率の向上を図ってまいりましたが、耐震補強工事は高額な費用を要しますので、いまだ耐震化が進んでいない住宅も存在いたします。そのため、耐震補強工事と同時に実施するリフォーム工事に対する県制度への上乗せ補助や、耐震補強計画の作成に要する費用に対する補助上限額の引き上げにより、当該補助金の交付対象者がより利用しやすい制度に改正を行いながら、住宅の耐震化を一層促進し、震災に備えた対策を充実してまいりたいと考えております。

続きまして、「道路・交通ネットワークの形成」についてご説明申し上げます。

道路網の整備のうち、市道と賀白川線整備事業につきましては、国土交通省との鈴鹿川に関する河川協議が調いましたので、去る7月に国土交通省と鈴鹿川橋梁下部工事に係る委託契約を締結いたしました。

また、JR東海とのJR関西本線の跨線橋に関する協議も調い、先月、JR東海と委託工事の仮協定を締結いたしております。さらに、市発注工事であります鈴鹿川橋梁上・下部工事につきましても、先月仮契約を締結いたしましたので、今後は平成25年度の供用開始に向け、事業進捗を図ってまいりたいと考えております。そのため、本議会に協定の締結並びに工事請負契約の締結を提案させていただいております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

生涯学習・生涯スポーツの推進のうち、スポーツの推進につきましては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツに関する基本理念を初め、国及び地方公共団体の責務やスポーツに関する施策の基本となる事項などを定めたスポーツ基本法が先月24日に施行されました。この法律の施行に伴い、本議会に亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正を提案させていただいております。今後は、国が策定するスポーツ基本計画を参考にしながら、本市の実情に沿った亀山市スポーツ振興計画の見直しを進めてまいります。

次に、高齢者・障がい者の介護・支援のうち、亀山市地域福祉計画の策定につきましては、庁内関係部署及び策定委員会での検討を重ね、素案が作成できましたので、近くパブリックコメントを実施し、早期の計画策定に努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

子育て支援のうち、民間保育所整備事業につきましては、川崎愛児園が園舎の建てかえ工事を完了され、本日から新園舎に移って保育を実施されると伺っております。

また、待機児童施設緊急整備事業につきましては、総合保健福祉センター分館の一部を受け入れ

施設として改修するための実施設計が完了いたしましたので、来年1月の開所に向け、順次工事を進めてまいります。

なお、この施設の設置に関し、本議会に亀山市待機児童館条例の制定について提案させていただいております。これらの取り組みにより、待機児童の解消が図れるものと期待をいたしております。

一方、東日本大震災の影響による企業の夏期の電力需給対策に伴い、保護者が日曜日に児童を保育することができない場合に対応し、去る7月から今月までの3ヵ月間、教育委員会の幼稚園教諭の協力も得ながら、毎週日曜日に和田保育園において保育を実施しております。

次に、歴史的な町並みの保存整備のうち、亀山城周辺保存整備事業につきましては、多門櫓石垣の修復工事が6月初旬に完了いたしましたので、引き続き城下町亀山のシンボルである多門櫓を、文化財調査に基づいて江戸時代の姿に復原するための修復工事に着手いたしました。

なお、今回の修復は、明治時代に行われて以来の大規模なものであり、平成の大修理になるものと考えております。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

行財政改革のうち、事務事業の見直しにつきましては、先月28日に実施しました事業仕分けの判定結果や仕分け委員からの意見を踏まえ、改めて事業の必要性や改善点などを検証し、その結果を今後の予算編成に反映するよう努めてまいります。

また、コンビニ収納事業につきましては、来月からコンビニエンスストアにおいて、市税等の収納を開始いたします。今回、ご利用が可能となりますのは、来月以降に発行する水道料金の納入通知書及び市税の督促に係る納付書等についての納付であり、来年度からは、市税の納税通知書に係る納付につきましても実施を予定いたしております。夜間・休日の収納窓口が拡大することで、収納環境と納税者等の利便性の向上が図れるものと期待するところであります。

一方、住民基本台帳法の一部を改正する法律が来年7月をめどに施行され、外国人住民の利便の増進と市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなります。そのため、外国人住民の住民基本台帳への登録に向けた移行措置として、住民票の基礎となる仮住民票の作成が必要となりますので、それらを的確に作成できるシステムの構築について、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

ところで、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、先月26日に第4回総合計画審議会を開催し、基本施策ごとの現状と課題など、現段階における庁内検討組織での検討資料を提出し、協議をいただいたところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月21日から8月20日までにかかる3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成23年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、この夏も猛暑に見舞われ、児童生徒の健康保持について、熱中症や食中毒等の注意報や警報発令時の対応について注意をしておりました。大きな事故報告もなく、子供たちが地域の皆様、市民の皆様に支えられた夏休みが送れたことを深く感謝申し上げます。

ところで、去る7月26日に、木材利用推進中央協議会が主催します平成23年度木造施設普及コンクールにおきまして、農林水産大臣賞を受賞いたしましたのでご報告申し上げます。

地域の杉材等を柱、壁、天井等に使用し、木のぬくもりを感じる校舎であることや、閑宿の町並み近くにあることから、まちづくりと調和のとれた学校施設であることが高く評価されて、今回の受賞につながったものと考えています。

次に、教育に関する国の情勢であります。去る7月に文部科学省有識者会議より2件の報告書が出されました。一つは、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてであります。もう一つは、子供の豊かな学びを創造し、地域のきずなをつなぐ、地域とともにある学校づくりの推進方策であります。二つの報告書が共通して言及していることは、地域の中の学校及びそこでの教職員の役割という視点であります。

そこで、このような視点にも配慮しながら、後期基本計画の作成や教育委員会所管の各種計画の見直しを行っているところでございます。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

感染症対策の一環といたしまして、本年度から疾患の流行状況に関係者で共有するサーベイランスシステムを市内の幼稚園や小・中学校においても導入いたします。パソコンを使って感染症による欠席者等を入力していくものでありますが、今月を試行期間とし、来月から正式参加を予定しているところでございます。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、去る7月に開催されました鈴亀地区中学校総合体育大会において、団体の部で中部中学校野球部が、また亀山中学校と中部中学校の剣道部女子が県大会出場を果たしました。健闘をいたしました。残念ながら入賞には至りませんでした。

個人の部では、剣道・柔道・新体操・水泳の4種目で12名が県大会に出場し、そのうち4名が東海大会に出場しました。

東海大会においては、陸上で中部中学校1名が6位に、また水泳で亀山中学校1名が15位に入り、見事入賞を果たしました。各大会での皆さんの健闘をたたえとともに、今後も生徒が活躍できるよう、体力向上に向けた取り組みやクラブ活動の支援を行ってまいります。

次に、子供たちの学力についてでございます。

本年4月に実施いたしました亀山市レディネス・テストにつきまして、昨年度の結果と比較しますと、小・中学校の国語科の得点に向上が見られました。これは、これまで全保幼・小・中学校全体で読書指導や国語科研究等に力を注いできたことが成果につながったと考えております。

一方で、算数・数学科におきましては、分数、図形、数量関係等に弱さが見られ、課題となっているところでございます。今後は算数・数学科につきましても、反復・補充学習を強化するなど工夫し、学力向上に向けてさらに取り組んでまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、井田川小学校教室増設工事でございますが、第1理科室の普通教室への転換につきましては、工事請負契約を締結し、現在、改築工事を進めているところでございます。

次に、空調機設置事業であります。本年度、中部中学校の学習対応教室及び特別支援教室等8教室への空調機の設置について、夏季休業期間を活用した工事に取り組んでいるところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、公民館事業につきましては、中央公民館及び各地区コミュニティセンターにおきまして、本年度も38の文化講座を開催しております。最近の傾向としましては、団塊の世代の方々には、「男のつくるヘルシー料理」や「ばそこん講座」、また女性には、体を使った心身の健康づくりに関する「やさしいヨガ」「やさしいピラティス」などの講座が好評を得ております。今後も魅力ある講座を企画・開催し、市民の皆様への学習機会の提供に努めてまいります。

次に、青少年健全育成関係でございます。

青少年総合支援センターでは、青色回転灯搭載車2台による街頭パトロールを実施しております。特に、夏季期間については河川等のパトロールを重点的に行い、水難事故の防止に向けた取り組みを行ったところでございます。

さらに、関宿夏祭り、納涼大会、関宿納涼花火大会等の夏のイベント時には、地域の補導委員や青少年育成会議の協力により、合同パトロールを実施し、地域ぐるみで街頭補導や防犯活動を行っていただいております。

また、先月17日から20日までの間、亀山市青少年育成市民会議との共催により、本年で3年目となりますサマーキャンプ3泊4日を開催いたしました。これは「亀山っ子市民宣言」を具現化するため、さまざまな自然体験や生活体験を通して、青少年の規範意識や地域に対する関心の高揚、自立促進をねらいとした実践活動でございます。このサマーキャンプを通して、参加した子供たちの健全育成と青年リーダーの育成にも寄与できたものと感じております。

さらに、三重県の安心こども基金地域子育て創生事業補助金を活用し、早寝早起き早ごはんキャンペーンへの取り組みを計画しております。これは、子供の生活リズムの向上を目的として、キャンペーンキャラクターを制作し、市内の幼稚園・保育園・学校等の園児・児童に対して、規則正しい生活リズムの重要性に向けた啓発を行うもので、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

続きまして、図書館についてでございます。

夏休み期間中には、連日大勢の利用者に来館いただきました。図書館では、季節に応じた図書コーナーの設置や新刊図書の充実を図るとともに、小・中・高生を対象とした課題図書や、「戦争と平和」「自由研究・工作」コーナー等を設置し、子供たちの自由研究や宿題解決の手助けとなるよう努めたところでございます。今後も図書館サービスの充実を図りながら利用促進に努めてまいります。

最後に、文化財の保護関係についてでございます。

先月10日、江戸時代に建築された関宿の質の高い町屋の代表例と言える「旧田中家住宅」及び亀山市域における豊臣秀吉時代の支配の様子が具体的にうかがえる「豊臣秀吉朱印状（堀尾帯刀宛知行目録）」を亀山市文化財に指定いたしました。今後も文化財の指定等により、文化財の保護に努めてまいります。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの教育行政現況報告につきまして、肥田教育委員長より一部訂正の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

先ほど申しあげました中で、3ヵ所飛ばしましたので、すみません、申し上げます。

1ページ上から10行目、「昨年度完成しました関中学校が、全国112点の応募の中から」、この間を飛ばしました。

それから、3ページの下から3行目でございます。青少年育成市民会議と申し上げなければならなかったところを「市民」を抜かしました。青少年育成市民会議ということでございます。

それから、4ページの上から9行目、早寝早起き朝ごはんを「早ごはん」と言ってしまいまして、「朝ごはん」でございます。

3ヵ所大変失礼いたしました。ご訂正をよろしくお願いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

ただいま肥田教育委員会委員長から申し出のありました教育行政現況報告の中で、3ヵ所の部分を訂正することについては、議長においてこれを許可いたします。

肥田教育委員会委員長に申し上げます。今後、間違いのないようお願いしたいと思います。

次に日程第5、議案第53号から日程第38、報告第19号までの34件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第53号亀山市待機児童館条例の制定についてでございますが、現在、市内の保育所では、定員超過等により入所したくても入所できない児童が恒常的に発生している状況であります。この状況を解消するため、緊急的な措置といたしまして、総合保健福祉センター分館の一部を待機児童を受け入れる施設に改修し、平成24年1月の開所に向け整備を進めております。

今回この施設について、待機児童の保育を行うこと等により、児童の福祉の向上を図る施設として設置するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず、施設の名称を亀山市待機児童館といたします。

次に、待機児童館で行う事業は、保育所への入所を待機している児童に対し、一時的な保護としての保育を行うこと等といたします。

次に、対象となる児童は、保育の実施基準に該当する児童、2以上の保育所に入所の申し込みをし、待機している児童のいずれにも該当する3歳に達していない児童といたします。

次に、待機児童館の開館時間は、午前7時30分から午後6時30分までとし、保育時間は、原則として1日につき8時間といたします。

次に、保育料は、保育所の保育料と同額とし、前月納付といたします。

次に、待機児童館は、亀山市立医療センターの院内保育に利用いたしますことから、待機児童に対する保育以外の事業ができることといたします。

なお、施行日は平成24年1月1日とし、入所の承諾に関し、必要な手続、保育料の徴収等につきましては、平成23年12月1日からできることといたします。

次に、議案第54号亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてでございますが、スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布され、8月24日から施行されました。

現在、市ではスポーツ振興法の規定に基づく亀山市スポーツ振興審議会を設置しておりますが、今回の法改正により、スポーツ基本法の規定に基づく亀山市スポーツ推進審議会に改めるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、条例の題名を亀山市スポーツ推進審議会条例に改めます。

次に、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、亀山市スポーツ推進審議会を置くことといたします。

次に、亀山市スポーツ推進審議会の所掌事務は、市長の諮問に応じ、地方スポーツ推進計画に関すること等のスポーツの推進に関する重要事項について調査・審議し、市長に建議することといたします。

次に、亀山市スポーツ推進審議会の委員は、スポーツに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第55号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、一定の要件に該当する死亡者の兄弟姉妹が加えられました。このことから、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準拠して、市の災害弔慰金の支給等に関する事項を定めている本条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとしたします。

なお、施行日は公布の日とし、改正後の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用をいたします。

次に、議案第56号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、平成21年3月に策定いたしました亀山市住生活基本計画におきまして、平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することといたしております。

このため、本年度から亀山市民間活用市営住宅事業を開始しており、民間が所有する賃貸共同住宅を借り上げ、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、借り上げによる市営住宅として、井田川駅前住宅を設置いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第57号亀山市消防団条例の一部改正についてでございますが、少子・高齢化等の社会環境の変化に伴って、地域防災力の中核を担う消防団員の数が全国的に減少し、定員確保が難しい現状です。このことから、本市におきましても、地域防災に意欲のある人材を確保する方策の一つとして、消防団員の任命資格の一部を見直すため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、消防団員の任命資格のうち、年齢の上限である45歳未満を削ります。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は1億3,269万1,000円を追加し、補正後の予算総額は200億5,737万5,000円といたしております。

それでは、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

まず総務費では、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民を対象に仮住民票を作成するための外国人仮住民票発行システム導入事業に係る経費を計上いたしました。

民生費では、障がい者福祉施設整備事業への補助金やグループホームへのスプリンクラー設置補助金、また国の補助基準等の改正に伴う学童保育所費を増額計上いたし、衛生費では、接種者の増加により、ヒブワクチン予防接種費及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費について増額計上いたしました。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金を増額するほか、獣害被害防止対策事業費補助金や中山間地域等直接支払事業交付金につきまして、それぞれ増額計上いたしました。

土木費では、社会資本整備総合交付金の額の確定により、市道川崎白木線における道路舗装事業費を増額計上し、また、老朽化した樺野下水路における施設整備費を計上するほか、緊急地域経済対策事業として、安全で安心して暮らすことのできる住環境向上のための住宅リフォーム助成事業に係る経費を計上いたしました。

教育費では、子育て学習展開事業や人権教育キャラバン事業などに係る経費を計上いたし、災害

復旧費では、さきの台風6号による災害発生に伴う道路橋梁災害復旧事業費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、児童扶養手当負担金や災害復旧事業費負担金などの国庫負担金や、社会資本整備総合交付金として国庫補助金を、また介護基盤緊急整備事業費補助金、障がい者グループホーム等緊急整備事業補助金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金などの県補助金を計上するほか、災害復旧事業債などを計上いたしました。

なお、補正財源として、前年度繰越金を充当いたしております。

次に、議案第59号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8,560万円を減額し、補正後の予算総額を8億5,640万円といたしております。

主な補正内容は、処理施設維持管理費の増額のほか、昼生地区整備事業における県補助金の額の確定に伴い事業費を減額するものでございます。

次に、議案第60号平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、昼生地区における農業集落排水事業に伴う事業費の精査などが主なもので、収益的収入を31万8,000円減額し、補正後の予算額を11億6,898万2,000円に、収益的支出を112万8,000円増額し、補正後の予算額を11億4,102万8,000円といたしました。

また、資本的収入を530万2,000円減額し、補正後の予算額を1億799万8,000円に、資本的支出を2,000万円増額し、補正後の予算額を6億5,020万円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額221億2,143万5,172円に対し、歳出総額は209億6,185万3,352円となり、歳入歳出差引額は11億5,958万1,820円の黒字となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、7,743万9,865円を差し引きました実質収支額は、10億8,214万1,955円となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、5億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額40億5,794万2,794円に対しまして、歳出総額は40億3,433万9,935円となり、歳入歳出差引額は2,360万2,859円の黒字となっております。

次に、議案第63号平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額131万1,514円に対しまして、歳出総額は同額の131万1,514円となっております。

次に、議案第64号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億3,883万8,016円に対しまして、歳出総額は7億1,860万7,981円となり、歳入歳出差引額は2,023万355円の黒字となっております。

次に、議案第65号平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

でございますが、歳入総額6億9,295万9,095円に対しまして、歳出総額は6億8,248万297円となり、歳入歳出差引額は1,047万8,798円の黒字となっております。

次に、議案第66号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額13億956万6,482円に対しまして、歳出総額は12億8,839万1,950円となり、歳入歳出差引額2,117万4,532円の黒字となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、700万円を差し引きました実質収支額は1,417万4,532円となっております。

以上が、平成22年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

次に、議案第67号平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は11億7,819万3,080円、同支出は11億837万8,285円で、消費税を差し引いた当年度純利益は4,865万8,743円となっております。なお、資本的収入は7,590万606円で、同支出は6億2,423万9,609円となっておりまして、収支差し引きで不足する額5億4,833万9,003円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしております。

次に、議案第68号平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は7,083万2,809円、同支出は5,526万242円で、消費税を差し引いた当年度の純利益は1,557万2,567円となっております。なお、資本的収入はなく、同支出は5,146万2,962円となっておりまして、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、議案第69号平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億9,743万6,742円、同支出は15億5,605万4,571円となり、収支差し引きの当年度純損失は5,813万8,280円となったため、これに前年度繰越利益剰余金の207万6,842円を充てることにより、当年度未処理欠損金は5,606万1,438円となりました。なお、資本的収入及び支出でございますが、収入額は2,925万4,361円に対しまして、支出額は2億2,729万8,033円となり、差し引き不足額1億9,804万3,672円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、議案第70号平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は1億3,142万716円、同支出は1億5,234万9,431円で、収支差し引きの当年度純損失は2,096万8,915円となり、前年度繰越欠損金192万515円と合わせて、当年度未処理欠損金は2,288万9,430円となりました。なお、資本的収入はなく、同支出は84万4,200円となっており、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをいたしております。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第71号協定の締結についてでございますが、市道と賀白川線整備事業に伴う関西本線亀山構内61キロ185メートル付近における白髭跨線橋新設工事の施行に関する協定につきま

して、平成23年8月11日付で議会の議決を成立条件といたしまして協定を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、協定の金額は2億265万円で、協定の相手方は名古屋市中村区名駅一丁目3番4号、東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部長 中村 満でございます。

次に、議案第72号工事請負契約の締結についてでございますが、市道と和賀白川線整備事業に伴う和賀白川線鈴鹿川橋梁上・下部工事につきまして、平成23年8月12日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は5億8,590万円、契約の相手方は津市栄町2丁目304番地、日本ピーエス・堀田特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、株式会社日本ピーエス三重営業所所長 池上茂幸でございます。

次に、議案第73号市道路線の変更について、議案第74号市道路線の変更について及び議案第75号市道路線の廃止についてでございますが、いずれも井田川駅前整備事業に伴う路線再編成により、井田川駅前線及び井田川停車場線を路線変更し、また井田川9号線を路線廃止するものでございまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第9号の決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第10号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をご報告するものでございます。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指数はなしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、3.1%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため、指数はなしとなっております。

このように、平成22年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、早期健全化及び財政健全化の両基準に対し、十分に余裕を持った指数となっております。

次に、報告第11号から報告第16号の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率をご報告するものでございます。

平成22年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足が生じていないため、すべて指数なしでございます。

次に、報告第17号平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告についてでございますが、平成21年度から平成22年度の2ヵ年継続事業として実施いたしました亀山中学校改築事業、関中学

校改築事業及び亀山東幼稚園改築事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第18号専決処分の報告についてでございますが、市内布気町地内において発生いたしました、庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、7月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は17万2,327円でございます。

次に、報告第19号専決処分の報告についてでございますが、市内関町富士ハイツ地内において発生しました、防火水槽敷地除草作業における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、7月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は1万5,120円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成23年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、一般会計補正予算に関する説明書の歳出から、各予算の説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債補正でございますが、さきの台風6号による被災の災害復旧に伴う公共土木施設災害復旧債170万円を追加いたしました。

次に、13ページをお願いいたします。

総務費の上段、一般管理費、実行委員会負担金49万6,000円につきましては、新たな団体が「美（うま）し国おこし・三重」実行委員会の趣旨に沿った事業採択を受けましたことに伴いまして、事業費の一部を実行委員会へ負担するものでございます。

次に、自治会支援事業、集会施設建築等助成金10万6,000円につきましては、緊急を要する修繕の申請がふえたことに伴いまして増額補正をするものでございます。

中段の戸籍住民基本台帳管理費では、臨時雇賃金74万1,000円を計上のほか、外国人仮住民票発行システム導入事業1,260万円につきましては、住民基本台帳法の一部改正により、平成24年7月を目途に外国人への住民票の交付が行われることに伴い、当該システムの導入に伴う委託事業を計上いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

民生費の上段、一般事業7万9,000円につきましては、国民生活基礎調査等の実施に伴う調査員1名分の報酬・旅費等を計上いたしました。

次に、障がい者福祉施設整備事業750万円につきましては、グループホーム・ケアホーム一体型の施設整備が行われますことから、設置者への補助金を増額補正するものでございます。

次の介護基盤緊急整備事業372万1,000円につきましては、グループホームへのスプリンクラー設置経費を助成するものでございます。いずれも財源といたしまして、歳入予算におきまして同額の県支出金を計上いたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

上段の学童保育所費437万8,000円につきましては、国の補助金交付要綱の基準が変更になりましたことから、既存の学童保育に係る指定管理料及び民間施設活動事業費補助金を増額するものでございます。なお、歳入予算におきまして、基準額の変更により県支出金として補助金を増額計上いたしております。

次の児童扶養手当給付費555万円につきましては、受給対象者の増に伴い増額計上するものでございます。なお、歳入予算におきまして、国庫支出金として負担金を増額計上しております。

次に、衛生費の三重大学亀山地域医療学講座支援事業につきましては、三重大学との設置協定を平成23年6月から締結いたしましたことに伴い、4月、5月分の520万円を減額するものでございます。

次のヒブワクチン予防接種費用助成事業1,210万円及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業1,990万円につきましては、いずれも接種者の増に伴い委託料を増額計上するもので、歳入予算におきまして、県支出金として補助金を増額計上いたしております。

次に、19ページをお願いいたします。

農林水産業費の上段、農業集落排水事業425万8,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものでございます。

次の有害鳥獣対策事業135万円につきましては、獣害による農作物に対する被害対策として、電気さく、網等による防護さく設置に対する補助で、当初の見込みより多くの助成要望にこたえるため、増額補正をいたすものでございます。

次の中山間地域等直接支払事業153万5,000円につきましては、新たに関地区の7集落と協定を締結することから、交付金を増額するものでございます。なお、歳入予算におきまして、県支出金として補助金を増額計上しております。

下段の商工費、一般事業につきましては、市が実施した家族の時間づくり事業が国の実証事業に採択されましたことに伴い、国においてアンケートが実施されることから、委託料100万円を減額するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

土木費の一般管理費99万1,000円につきましては、道路管理台帳システム保守委託事業において、業務精査や道路施設のデータ更新を付加することなどから増額補正するものでございます。また、道路舗装事業4,080万円につきましては、社会資本整備総合交付金の額の確定により、緊急性の高い川崎白木線において舗装工事を実施するものでございます。なお、歳入予算において、国庫支出金として交付金2,200万円を計上いたしております。

下段の緑地等環境美化事業168万2,000円につきましては、既に緊急雇用創出事業として本年11月まで実施いたすものでしたが、平成24年3月までの延長が認められましたことに伴い増額するものでございます。なお、歳入予算につきましては、県支出金として同額の補助金を増額計上いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

土木費の施設整備事業650万円につきましては、管内町樺野地区における下水路の老朽化に伴い整備を行うものでございます。また、次の県営街路事業83万4,000円につきましては、県道北山芸濃線において、県より歩道整備が行われますので、本市の負担を計上いたしております。

下段の住宅リフォーム助成事業596万6,000円につきましては、安全で安心して暮らすことができる住環境の確保のため、住宅リフォームを行う場合に経費の一部を助成するものでございます。また、施工業者を市内に限定することで地域経済の活性化につながるもので、これらに係る経費として臨時雇賃金及び助成金を計上いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。

教育費の上段、子育て学習展開事業170万円につきましては、市内の幼稚園・保育園等で子供の生活リズム向上を呼びかける「早寝早起き朝ごはん」キャンペーンキャラクター2体の作製経費を計上いたしております。なお、歳入予算におきまして、県支出金として同額の補助金を計上いたしております。

次に、一般事業50万円につきましては、文化会館が実施する音楽の楽しみ方ワークショップと音楽会について、財団法人自治総合センターより助成を受けるものでございます。なお、歳入予算において、同額を雑入で地域の芸術環境づくり助成金として計上いたしております。

下段の人権教育キャラバン事業25万円につきましては、県の委託事業として、亀山中学校においてさまざまな子供の人権課題に対応するキャラバン事業を実施するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業510万円につきましては、さきの台風6号により、市道神武線の災害箇所への復旧に係る経費を計上いたしております。なお、財源として、歳入予算におきまして、国庫支出金及び市債を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回補正をいたしました事業に対する国・県支出金等をそれぞれ計上いたしました。

下段の県支出金、第2目民生費県補助金のうち、第1節社会福祉費補助金で過年度県補助金精算金560万2,000円につきましては、福祉医療費の過年度精算金を計上いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

2段目の繰越金につきましては、今回の補正予算の一般財源として、前年度繰越金6,363万1,000円を計上いたしております。

次に、雑入につきましては、老人保健診療報酬過年度返還金2,000円を、中勢用水土地改良事業負担金4万5,000円などを計上いたしております。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

32ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、昼生地区農業集落排水整備事業について、県補助金の額の確定に伴い、あわせて地方債を4,400万円減額するものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

上段の事業費で処理施設維持管理費440万円につきましては、加太地区における農業集落排水処理場において、緊急通報装置や中継ポンプ場制御盤においてふぐあいが生じていることから、修繕が必要となり増額するものでございます。

中段の建設改良費の施設整備事業につきましては、昼生地区農業集落排水事業に要する経費で、県補助金の減額や、新たに下水道工事にあわせて実施いたします水道管改良工事などによる事業精査により、工事請負費や水道管移設補償費など9,000万円を減額するものでございます。

戻りまして、37ページをお願いいたします。

歳入につきましては、補助金の決定を受けて、各費目において精査し補正するほか、下庄地内において農業集落排水事業とあわせて実施いたします水道管改良工事に伴う工事請負金2,000万円などを計上いたしております。

次に、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

45ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、昼生地区農業集落排水事業に伴う事務費を31万円8,000円減額するものでございます。次の支出では、臨時事務補助員1名分の賃金112万8,000円を増額計上いたしております。

次に、46ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、昼生地区農業集落排水事業に伴う工事負担金530万2,000円を減額するものでございます。また、資本的支出のうち、負担金2,000万円につきましては、農業集落排水事業により実施する水道管改良工事の水道負担金を計上いたしております。

以上をもちまして、一般会計並びに農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の補正予算の補足説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成22年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成22年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

それでは、議案第61号から議案第66号までの平成22年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

先ほど市長から提案理由の説明がございましたが、私からは歳入の主なものと、歳出は実施計画に登載された主要事業の中から主なものについて決算状況を説明いたします。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の42、43ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計の歳入の主なものでございますが、第1款市税は、21年度と比べ約15億円の減収となっております。調定額132億1,147万5,023円、収入済額123億4,117万3,026円、不納欠損額1,181万8,066円、収入未済額8億5,848万3,931円で、

調定額に対します収納率は93.4%となっております。

市税の主な税目の収納率でございますが、市税は90.9%、固定資産税は95.9%、軽自動車税は85.6%、都市計画税は95.9%となっております。

次に、46、47ページをごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は8億4,247万1,000円でございます。

次に、52、53ページ中ほどをごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は19億9,628万7,498円となっております。

次に、58、59ページ中ほどでございますが、第15款県支出金の収入済額は11億5,762万2,733円となっております。

次に、66、67ページ下段をごらんください。

第18款繰入金の収入済額は9億2,959万9,140円で、主なものは、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、68、69ページをごらんください。

第19款繰越金の収入済額は12億3,231万600円で、備考欄に記載のとおり、前年度繰越金、繰越明許費等が主なものでございます。

次に、74、75ページ中ほどをごらんください。

第21款市債の収入済額は15億9,660万円でございます。主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め、和賀白川線及び野村布気線整備事業に伴います土木債、並びに亀山中学校、関中学校改築に伴います教育債などがございます。

ページ下段の歳入合計は、予算現額216億6,083万6,083円に対しまして、調定額は231億1,396万3,028円、収入済額は221億2,143万5,172円でございます。また、不納欠損額は1,243万1,586円、収入未済額は9億8,009万6,270円となった次第でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきまして、実施計画に登載されております事業を中心に、主なものに絞って説明させていただきます。

まず、第2款総務費でございます。107ページ上段をごらんいただきたいと存じます。

緊急耐震対策事業の木造住宅補強事業は、住宅耐震補強事業補助金等に要した経費4,854万1,000円、中段の内部情報系システム事業は、総合型内部情報システム導入に要した経費で、6,645万2,121円などが主なものでございます。

次に、第3款民生費でございます。135ページ上段をごらんください。

介護基盤緊急整備事業は、施設整備に対する財政支援に要した経費2億9,327万9,000円、143ページ上段の民間保育所整備事業は、施設整備に対し助成した経費で6,409万2,000円、中段の小中学生医療費無料化事業で8,866万2,791円などが主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。159ページ中ほどをごらんください。

妊婦健康診査支援事業で3,707万8,792円、173ページ中段の飛灰再資源化事業は、飛灰資源化処理業務委託に要した経費2,254万2,489円、175ページ中段のストックヤード整備事業で2,859万6,100円などが主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございます。191ページ上段をごらんください。

森林環境創造事業は、環境林整備に要した経費2,184万9,179円が主なものでございます。次に、第7款商工費でございます。193ページ下段をごらんください。

新地域生活交通再編事業は、「さわやか号」などの運行等に要した経費1億681万5,975円、201ページ中段のJR亀山駅バリアフリー化促進補助金交付事業で2億3,945万5,325円などが主なものでございます。

次に、第8款土木費でございます。203ページをごらんください。

土砂災害情報相互通報システム整備事業は、受信サーバーの設置、システム作成等に要した経費1,656万9,000円、205ページの道路台帳整備費で5,404万4,455円、209ページ下段から211ページの合併特例事業、和賀白川線整備事業で繰り越し分を含め6,273万1,391円、野村布気線整備事業で繰り越し分を含め5,596万725円、215ページ中ほどの地域活力基盤創造事業、耐震化補強事業で7,633万3,050円、社会資本整備総合交付金事業、耐震化補強事業で7,039万2,000円、221ページ下段の亀山公園整備事業で、繰り越し分を含め5,554万6,050円、225ページ上段の天神水路整備事業で7,166万3,550円が主なものでございます。

次に、第10款教育費でございます。241ページ中ほどをごらんください。

個の学び支援事業は、介助員等を配置した経費で、小学校費4,966万3,723円、247ページ下段の中学校費で1,954万4,945円、255ページ、幼稚園費で1,377万2,590円でございます。

少し戻っていただきまして、241ページ中ほどをごらんください。

安全・安心な学校づくり事業として、トイレ改修事業で4,410万円、空調機整備事業で3,980万3,400円、校庭芝生化モデル事業で1,441万6,500円、247ページ下段の中学校給食実施事業で3,108万8,238円、亀山中学校改築事業で繰り越し分を含め6億5,224万1,237円、249ページの関中学校改築事業で繰り越し分も含め8億4,059万4,961円、255ページ下段の亀山東幼稚園改築事業で2億7,380万6,594円、277ページ下段の市史編さん事業で5,475万7,461円、293ページ下段の少人数教育推進事業で2,279万9,059円が主なものでございます。

296、297ページをごらんください。

第12款諸支出金は9億2,948万569円でございます。主なものは、財政調整基金への積立金5億2,013万8,000円、減債基金への積立金3億183万8,000円などでございます。

298、299ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額216億6,083万6,083円に対しまして、支出済額は209億6,185万3,352円、繰越明許費は1億2,659万6,655円、事故繰越は4,757万7,210円、不用額は5億2,480万8,866円となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、302、303ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は9億4,782万9,441円、不納欠損額は960万4,497円、収入未済額は5億3,248万8,220円で、調定額に対します収納率は63.6%とな

っております。

304、305ページの第3款国庫支出金の収入済額は9億1,176万9,084円。

306、307ページの第6款前期高齢者交付金の収入済額は8億2,875万6,447円。

その下の第7款共同事業交付金の収入済額は4億1,329万543円。

第8款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で収入済額は3億8,070万7,000円でございます。

310、311ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額は41億3,084万4,000円に対しまして、調定額は46億3万5,511円、収入済額は40億5,794万2,794円、不納欠損額は960万4,497円、収入未済額は5億3,248万8,220円となっております。

一方、歳出でございますが、314、315ページをごらんいただきたいと存じます。

本特別会計の支出の大半を占めます第2款保険給付費の支出済額は27億8,238万2,620円、316ページ下段の後期高齢者支援金等の支出済額は4億2,498万1,784円。

320ページ上段、第7款共同事業拠出金の支出済額は3億7,234万3,923円となっております。

324、325ページ下段の歳出合計は、予算現額41億3,084万4,000円に対しまして、支出済額40億3,433万9,935円、不用額は9,650万4,065円となっております。

続きまして、老人保健事業特別会計でございます。

328、329ページ下段をごらんいただきたいと存じます。

歳入合計でございますが、予算現額は751万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の131万1,514円でございます。

一方、歳出でございますが、330、331ページ下段をごらんいただきたいと存じます。

歳出の合計は、予算現額751万2,000円に対しまして、支出済額131万1,514円で、不用額は620万486円となっております。歳入歳出差引額ゼロ円で、過年度分の精算処理を行っております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

334、335ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収と普通徴収がございます。収入済額は2億7,468万8,116円、不納欠損額は15万1,753円、収入未済額は333万9,265円で、調定額に対します収納率は98.7%となっております。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は4億1,234万3,000円でございます。

これらを含めました歳入合計額は、下段でございますが、予算現額7億2,843万6,000円に対しまして、調定額7億4,232万9,034円、収入済額7億3,883万8,016円、不納欠損額15万1,753円、収入未済額は333万9,265円でございます。

一方、歳出でございますが、336、337ページ中ほどをごらんいただきたいと存じます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大変を占めておりまして、その支出済額は6億7,555万9,008円でございます。

歳出の合計は、338、339ページ下段にございますとおり、予算現額7億2,843万6,0

00円に対しまして、支出済額7億1,860万7,981円、不用額は982万8,019円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

342、343ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は施設使用料で、収入済額は8,670万2,530円、収入未済額は147万5,360円で、調定額に対しまして収納率は98.3%となっております。

第5款の繰入金是一般会計からの繰入金で、収入済額は2億9,246万9,000円でございます。

これらを含めました歳入合計は、下段でございますが、予算現額は6億9,535万4,180円に対しまして、調定額6億9,443万4,455円、収入済額6億9,295万9,095円、収入未済額は147万5,360円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、345ページ中ほどの処理施設維持管理費に要した経費1億4,990万259円、347ページ下段の昼生地区整備事業に係ります経費3億951万6,680円が主なものでございます。

これらを含めました歳出合計は、348、349ページ下段にございますとおり、予算現額6億9,535万4,180円に対しまして、支出済額6億8,248万297円、不用額は1,287万3,883円でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計でございます。

352、353ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、収入済額4,952万2,500円、不納欠損額は27万5,690円、収入未済額は1,746万6,089円で、調定額に対しまして収納率は73.6%となっております。

第2款使用料及び手数料のうち、公共下水道使用料で収入済額3億3,639万9,119円、不納欠損額10万770円、収入未済額1,104万775円で、調定額に対しまして収納率は96.8%となっております。

第3款国庫支出金の収入済額は2億441万5,000円。

第5款繰入金の収入済額は3億1,711万円で、これらを含めました歳入合計は、354、355ページ下段にございますとおり、予算現額13億4,796万8,000円に対しまして、調定額は13億4,975万4,806円、収入済額は13億956万6,482円、不納欠損額は37万6,460円、収入未済額は3,981万1,864円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、359ページ下段の施設整備事業で、城跡北部処理分区など7処理分区で事業を進めてまいりました経費4億9,081万2,139円などが主なものでございます。

360、361ページ下段をごらんいただきますと、歳出合計は予算現額13億4,796万8,000円に対しまして、支出済額は12億8,839万1,950円、繰越明許費が4,190万5,000円、不用額は1,767万1,050円となっております。

以上、簡単でございますが、平成22年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について

説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午後 〇時〇三分 休憩）

（午後 １時〇〇分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部長に、平成２２年度亀山市水道事業会計決算及び平成２２年度亀山市工業用水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

それでは、議案第６７号平成２２年度亀山市水道事業会計決算の補足説明を申し上げます。

決算書の１、２ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入における第１款水道事業収益の決算額は１１億７,８１９万３,０８０円となっております。

第１項営業収益の決算額は１１億７,６４３万１,６２６円で、その大半が給水収益となっております。

第２項営業外収益の決算額は１７６万１,４５４円で、主なものは、上水道事業の施設などを工業用水道事業が一部利用することに対する使用料などとなっております。

一方、支出につきましては、第１款水道事業費用の決算額は１１億８３７万８,２８５円となっております。

第１項営業費用の決算額は１０億２６８万２,５５６円で、これは県企業庁への受水費や水道施設の維持管理などに要した費用でございます。

第２項営業外費用の決算額は１億５１２万１,３１５円で、主として企業債利息及び消費税でございます。

第３項特別損失の決算額は５７万４,４１４円で、主に水道料金の不納欠損でございます。

次に、３、４ページの資本的収入及び支出でございますが、第１款資本的収入の決算額は７,５９０万６０６円となっております。

第２項工事負担金の決算額は６,９２１万３,２３０円で、主なものは公共下水道事業に伴う排水管移設や舗装の工事負担金などでございます。

第３項負担金の決算額は６６８万７,３７６円で、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は６億２,４２３万９,６０９円で、第１項建設改良費の決算額は４億４,８１８万２,７７８円で、主なものは、第４水源３号取水井築造工事、みどり町地内配水管改良工事、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う排水管改良工事でございます。

第2項企業債償還金の決算額は1億7,605万6,831円となっております。

以上、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億4,833万9,003円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんいたしております。

次に、5ページの平成22年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における損益の状況を示しているもので、この経理期間における純利益は4,865万8,743円となっております。

次に、6ページの平成22年度亀山市水道事業剰余金計算書でございますが、利益剰余金の部Ⅰの減債積立金は、前年度2,000万円を繰り入れ、当年度末残高は1億797万6,311円となっております。

Ⅱの建設改良積立金は、前年度の5,000万円を繰り入れ、当年度財源補てんをいたしました処分額1億5,638万4,055円を差し引いた当年度末残高は2億2,012万2,128円となり、積立金合計額は3億2,809万8,439円となっております。

Ⅲの未処分利益剰余金につきましては、繰越利益剰余金年度末残高が4,973万1,289円で、経理期間における純利益を加えました9,839万32円が当年度未処分利益剰余金となっております。

7ページの資本剰余金の部でございますが、Ⅲの工事負担金及びⅥのその他資本剰余金については、当年度発生額が生じております。

以上、各項目の年度末残高を合計いたしました翌年度繰越資本剰余金は68億6,758万2,201円となっております。

次に、平成22年度亀山市水道事業剰余金処分計算書についてでございますが、当年度未処分利益剰余金は9,839万32円を法定積み立てとして、減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に5,000万円積み立て、今後の施設更新事業に充ててまいりたいと考えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金は2,839万32円とするものでございます。

次に、8ページの平成22年度亀山市水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部ですが、1の固定資産合計額は、有形固定資産と無形固定資産とを合わせました105億8,001万8,411円となっております。これらの明細につきましては、決算書23、24ページに記載をいたしております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で、合計額は11億3,532万4,177円でございます。

以上、資産の部を合計いたしますと117億2,681万8,188円となっております。

一方、9ページの負債の部につきましては、4の固定負債が合計額7,425万5,330円で、5の流動負債は未払金、前受金及びその他流動負債で、合計額は2億9,193万3,630円であり、負債合計額といたしましては3億6,618万8,960円となっております。

次に、資本の部における自己資本金と借入資本金合計額は40億6,655万8,556円でございます。なお、企業債の明細につきましては、決算書25ページから30ページに記載をいたしております。また、剰余金合計額は、資本剰余金と利益剰余金とを合わせまして72億9,407万672円でありますので、資本合計といたしましては113億6,062万9,228円となります。

以上、負債と資本の合計額は117億2,681万8,188円となり、資産合計額と一致いたしております。

以上、議案第67号平成22年度亀山市水道事業会計決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第68号平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の補足説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は7,083万2,809円となっております。

次に、収益的支出につきましては、第1款工業用水道事業費用の決算額は5,526万242円となっております。

第1項営業費用の決算額は4,357万5,296円で、これは水道施設の維持管理などに要した経費でございます。

第2項営業外費用の決算額は1,168万4,946円で、その内訳は企業債利息及び借入金利息でございます。

次に、3、4ページの資本的支出でございますが、建設改良事業はなく、第1項企業債償還金のみとなっております、決算額は5,146万2,962円といたしております。その結果、資本的収入額ゼロに対し、資本的支出額に不足する額5,146万2,962円は過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

次に、5ページの平成22年度亀山市工業用水道事業損益計算書につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における損益の状況を示しており、この経理期間における純利益は1,557万2,567円となっております。これにより、これまでの利益剰余金に加えた当年度未処分剰余金は2,604万1,631円となっております。

次に、6ページの平成22年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、利益剰余金部、減債積立金の当年度末残高は1,200万円となっております。

Ⅱの建設改良積立金は、前年度繰り入れにより、当年度末残高は3,000万円となっております。

次に、Ⅲの2の繰越利益剰余金年度末残高に当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は2,604万1,631円となっております。

次に、7ページの資本剰余金の部でございますが、当年度発生及び処分がございませんので、翌年度繰越資本剰余金は2億4,824万7,948円となっております。

次に、平成22年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金は2,604万1,631円で、減債積立金に200万円、建設改良積立金に1,000万円といたしております。それにより、翌年度繰越利益剰余金は1,404万1,631円となります。

次に、8ページの平成22年度亀山市工業用水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部、1の固定資産についてですが、有形固定資産の合計額は7億4,861万7,989円となっております。固定資産の明細につきましては、決算書17、18ページに記載をいたしております。

2の流動資産につきましては、現金預金及び未収金などの合計額で1億7,769万4,508円

でございます。

以上、資産合計といたしましては9億2,631万2,497円となっております。

一方、9ページの負債の部につきましては、3の固定負債は、退職給与引当金が155万円で、4の流動負債は、未払金及びその他流動負債の合計が392万2,984円でありますことから、負債合計額は547万2,984円となっております。

次に、資本の部の資本金合計額は6億454万9,934円でございます。借入資本金の企業債など明細につきましては、決算書の17、18ページに記載をいたしております。

以上、負債と資本の合計額は9億2,631万2,497円となり、資産合計額と一致をいたしております。

以上、議案第68号平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成22年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

議案第69号平成22年度亀山市病院事業会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

平成22年度亀山市病院事業会計決算書、1、2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款病院事業収益決算額は14億9,743万6,742円で、その内訳は、第1項の入院・外来等の医業収益決算額12億147万2,308円と、第2項の他会計負担金や補助金等の医業外収益決算額の2億9,517万6,555円及び第3項の特別利益の78万7,879円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款病院事業費用決算額は15億5,605万4,571円で、その内訳は、第1項医業費用として、給与、材料、施設維持管理費、管理経費等の決算額が14億9,330万7,127円と、第2項医業外費用として、企業債支払利息等の決算額は6,272万9,565円、第3項の特別損失は過年度損益修正損で、決算額は1万7,879円となっております。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入については、第1款資本的収入決算額は、第1項の出資金の2,925万4,361円で、企業債償還金に対する他会計出資金でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出決算額は2億2,729万8,033円で、第1項建設改良費は、器械備品購入費が超電導磁石式全身MR装置や透析用監視装置などの診療用機器の更新及び院内の一部改修工事等で、1億8,236万6,491円でございます。

第2項企業債償還金は4,388万1,542円となり、第3項の投資は、看護師の修学資金貸付金に係るもので105万円でございます。

収支いたしますと1億9,804万3,672円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金で補ってんいたしております。

次に、5ページの平成22年度亀山市病院事業損益計算書についてご説明申し上げます。ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は11億9,969万2,270円で、これに対しまして2の医業費用が14億7,698万2,092円となり、差し引きいたしました医業収支は2億7,728万9,822円の医業損失となります。

一方、3の医業外収益は2億9,472万203円で、4の医業外費用が7,633万8,661円でございますので、医業外収支におきましては2億1,838万1,542円の利益となっております。したがって、医業外利益と医療損失を差し引きしました5,890万8,280円が経常損失となりまして、そこに特別利益と特別損失の差し引き77万円を加えますと、平成22年度の純損失は5,813万8,280円となり、これに前年度繰越利益剰余金の207万6,842円を充てることにより、当年度未処理欠損金は5,606万1,438円となっております。

続きまして、6ページの平成22年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんいただきたいと存じます。

利益剰余金の部でございますが、2の未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金207万6,842円を当年度純損失の5,813万8,280円に充てましたことから、当年度未処理欠損金が5,606万1,438円となっております。

続きまして、資本剰余金の部、1の補助金は、前年度末残高が2,252万2,000円で、平成22年度は発生及び処分がございませんでした。

2のその他資本剰余金は、前年度末残高132万3,445円で、平成22年度は発生及び処分がなかったことから、2,384万5,445円が翌年度繰越資本剰余金となっております。

次に、平成22年度亀山市病院事業欠損金処分計算書についてでございますが、当年度未処理欠損金5,606万1,438円を翌年度繰越欠損金といたしております。

最後に、7、8ページの平成22年度亀山市病院事業貸借対照表でございますが、まず資産の部では、1の固定資産は、土地、建物、構築物、器械備品等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産及び長期貸付金の投資で、合わせまして24億3,009万2,736円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金、未収金、有価証券、薬品・診療材料の貯蔵品等で、合計14億7,645万1,394円となっております。

3の繰延勘定につきましては、4条予算の建設改良費に係る控除対象外消費税額267万6,863円でございます。

以上、資産合計は39億922万993円となっております。

続きまして、8ページの負債の部でございますが、4の固定負債の引当金につきましては、残高はございません。

5の流動負債は、未払金及びその他流動負債合わせて9,132万8,980円となっております。

次に、資本の部でございますが、6の資本金は、自己資本金と企業債による借入資本金を合わせた38億5,010万8,006円となっており、7の剰余金は、6ページでもご説明申し上げましたが、資本剰余金2,384万5,445円と欠損金が5,606万1,438円で、マイナス3,221万5,993円となり、資本の合計は38億1,789万2,013円となっております。したがって、負債資本の合計は39億922万993円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第69号平成22年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、9ページ以降の附属書類もあわせて、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

次に、関支所長に平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算についての補足説明を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

議案第70号平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の補足説明を申し上げます。

それでは、決算書の2、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、まず収入につきましては、第1款宿舎事業収益1億3,142万716円の決算額となっております。その内訳といたしましては、第1項営業収益1億2,503万5,225円で、その主なものは、宿舎の利用収入でございます。

また、第2項営業外収益638万5,491円で、その主なものは、テナント業者の賃貸料などの雑収入でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款宿舎事業費用1億5,234万9,431円の決算額となっております。その内訳といたしましては、第1項営業費用1億4,924万6,331円で、国民宿舎並びに道の駅の維持管理などの運営に要した経費でございます。

第2項営業外費用310万3,100円につきましては、消費税でございます。

続きまして、決算書4、5ページの資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

まず、資本的収入につきましては、平成22年度の収入はございません。

資本的支出につきましては、第1款資本的支出決算額84万4,200円で、第1項建設改良費の資産購入によるものでございます。

このことから、資本的収入が資本的支出に不足する額84万4,200円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

続きまして、決算書6ページをお開きください。

平成22年度亀山市国民宿舎事業損益計算書につきましては、宿舎事業と道の駅事業をあわせて損益を記載してございます。

それぞれの事業損益計算書は、決算書の22、23ページに参考資料として記載してありますことからごらんいただきたいと存じます。

なお、6ページの損益計算書から9ページの貸借対照表までは、消費税抜きの記載となっておりますので、ご承知おきようお願い申し上げます。

それでは、平成22年度亀山市国民宿舎事業損益計算書に基づきご説明申し上げます。

1の営業収益につきましては、宿舎利用に伴う宿泊使用料、食事料などの利用収益、売店収益及びその他営業収益並びに道の駅営業収益の合計1億1,908万1,323円となっております。これに対しまして、2の営業費用は、宿舎経営費、減価償却費、道の駅経営費の合計1億4,613万1,794円となっております。これにより、営業収益から営業費用を差し引きました営業収支は2,705万471円の損失となっております。

次に、営業外収益は、宿舎及び道の駅の雑収益の608万1,556円となり、これにより当年

度純損失は2,096万8,915円となり、前年度繰越欠損金192万515円を合わせた当年度未処理欠損金は2,288万9,430円となりました。

次に、7ページの平成22年度亀山市国民宿舎事業剰余金計算書につきましてご説明申し上げます。

まず、利益剰余金の部でございますが、Ⅰの利益積立金につきましては、前年度に欠損金の補てんに使用いたしましたことから、当年度未残高はございません。

Ⅱの建設改良積立金は、前年度未残高8,002万4,736円となっております。

Ⅲの未処理欠損金でございますが、繰越未処理欠損金年度未残高192万515円に、当年度純損失2,096万8,915円を加えた2,288万9,430円が当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本剰余金の部につきましては、前年度未残高と変わりなく、1億1,831万5,170円が翌年度繰越資本剰余金となっております。

次に、平成22年度亀山市国民宿舎事業欠損金処理計算書につきましてご説明申し上げます。

当年度未処理欠損金2,288万9,430円を翌年度繰越欠損金といたしました。

次に、8ページの平成22年度亀山市国民宿舎事業貸借対照表でございますが、まず資産の部、1の固定資産でございますが、有形・無形固定資産及び投資の合計といたしまして2億5,435万170円となっております。

次に、2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品など、これらの合計1億6,257万4,284円となっており、以上のことから、資産合計といたしましては4億1,692万4,454円となっております。

次に、9ページの負債の部でございますが、3の固定負債674万5,000円、4の流動負債1,525万6,521円となり、これら負債の合計は2,200万1,521円となっております。

次に、資本の部でございますが、5の資本金、自己資本金は2億1,947万2,457円となっており、6の剰余金につきましては、資本剰余金、利益剰余金合わせて1億7,545万476円となっております。

したがって、資本合計3億9,492万2,933円となっており、以上、負債と資本の合計といたしまして4億1,692万4,454円となり、8ページの資産合計と合致いたしております。

以上、議案第70号平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

関支所長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明2日から11日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明2日から11日までの10日間は休会することに決しました。

次の会議は9月12日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 1時33分 散会)

平成23年9月12日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成23年9月12日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について
- 議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第71号 協定の締結について
- 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 議案第73号 市道路線の変更について
- 議案第74号 市道路線の変更について
- 議案第75号 市道路線の廃止について
- 報告第9号 決算に関する附属書類の提出について
- 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第14号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

- 報告第16号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
 報告第17号 平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について
 報告第18号 専決処分の報告について
 報告第19号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君

●事務局職員

事 務 局 長 浦 野 光 雄 書 記 渡 邊 靖 文
書 記 山 川 美 香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○副議長（宮崎勝郎君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

おはようございます。

それでは、議案質疑の方を通告に従いましてさせていただきます。

まず、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をさせていただきます。

平成22年度は、櫻井市長就任の2年目の予算ということで、櫻井市長の色がいよいよ出てくるのかというようなところではありました。中でも、市の政策の根幹をなす総合計画につきまして、第1次総合計画が半ばであるのかかわらず第2次総合計画を策定されるということで、非常に衝撃的な部分もありましたけれども、結局第2次総合計画ではなく、後期基本計画を策定するというふうになったわけですが、ただ、どちらにしましても、この後期基本計画にいよいよ櫻井市政の色が反映されるということであると思っております。

そこで、この後期基本計画の案がいよいよでき上がってくるというところではあるんですけども、それを前にしまして、この決算を一体どういうふうに評価されるのか、市としての見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市税収入が、平成20年度のピーク時から約23億円もの大幅な落ち込みによる厳しい財政状況の中にありました平成22年度決算におきましては、組織の再編成、機構改革による行政機能の強

化などを掲げた平成22年度行政経営方針に基づいて、総合計画におけます前期基本計画第2次実施計画に掲げるさまざまなハード施策、ソフト施策を、市民の参画・協働により推進を図ってきたところでございます。

予算の執行に当たりましては、職員一人一人にコスト意識を徹底させ、無駄のない財政運営に取り組むとともに、市政の透明性の確保と市民サービスの向上に努め、最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組めたと感じております。こうした取り組みによりまして、一部で年度末の震災等により繰越事業がございましたものの、実施計画に基づく各種施策につきましては、おおむね計画どおりの進捗を図り、それぞれ初期の目標を達成することができたものと考えております。

しかしながら、議員もご案内のところでございますが、財政指標が示すように、市税収入等の減少、借金の償還増などにより、財政構造の硬直化を示す指標が高くなってきておりますので、今後、この平成22年度決算を踏まえ、さらに行財政改革の取り組みを強力に進め、健全で持続可能な財政運営を図ってまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

23年度の決算ということも言われました。今年度も全くそのとおりでと思いますけれども、やはり22年度が後期基本計画に向けての、私としては、様子見といったら言葉は悪いかもしれませんが、あまり積極的な予算編成ではなかったという印象を持っております。

ただ、たしか22年度の予算審議の前に、3月議会だったと思います、身の丈に合った政策ということをして市長が言われたと思っております。健全で持続可能な財政運営と言われましたけれども、やはりそのためには身の丈に合ったということは非常に大事なことで、私もその部分には非常に賛成する思いではあります。そういう意味では、身の丈に合った市政、財政運営にしていくため、それを目指すための1年であったのかというふうに思うんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、今回のこの決算、目標は達成させられたとか言っていますけれども、個々の部分では特に。全体として、今回の決算を見て、身の丈に合った政策が実現できたのか、あるいはその身の丈に合った財政運営に近づくことができたのか、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

身の丈に合った政策ができたのかとご質問でございますが、平成22年度につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、大幅な市税収入の減少により財政運営が厳しさを増す中で、持続可能な自治体経営を確立するため、第1次実施計画を評価・検証しまして、聖域なき事業の見直し、選択を行いました。庁舎建設の計画の凍結、自然の森公園整備事業の廃止、市道と賀白川線橋梁整備事業の減額などの大幅な見直しを行った上で、最優先で取り組むとした地域医療の再構築と医療センターの再生を初め、関中学校、亀山中学校、亀山東幼稚園の改築事業、南小学校の芝生化事業など教育施設の整備、福祉事業におきましては私立保育所及び特別養護老人ホームの整備に対する助成事業、健康医療政策におきましてはがん治療高度医療機器整備事業など、第2

次実施計画に基づく各種施策につきまして、おおむね計画どおりの進捗は図られたものと認識をいたしておるものでございます。

一方で、市税収入や特別交付税の増額などの歳入増に恵まれました。昨年を上回る基金残高となったことなども踏まえますと、いわゆる歳入規模に応じた、身の丈に合った行政経営が展開できたものと、このように考えておるものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

身の丈に合ったというようなことを大体できたというようなことで、順調であったのかなということをおっしゃって確認させていただきました。

そういうことで、次に、市債の発行状況と今後の市の負担ということでお聞かせ願いたいと思います。

先ほどから、財政運営云々の話の中で、借金の償還とかの話がありました。

まず、今年度の市債の発行状況について約16億円、そして年度末現在高が約200億円となっておりますけれども、これが5万人規模の自治体として一体どうなのか、この点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

平成22年度の市債の発行額は、臨時財政対策債が6億920万円、関中改築事業などの合併特例債が7億4,600万円、そのほか亀中の改築事業債など2億4,140万円の合計15億9,660万円となりまして、市債残高は約199億円となったところでございます。

これを県内各市の標準財政規模に対する比率で見ますと、29市町中、これは高い方からですけれども16番目と、14市では10番目といったことで、中ごろより下の方のランクになっております。また、類似団体88団体ございますけれども、この比較で見ますと、1人当たり残高では高い方から59番目となっております、この残高199億円といったものにつきましては、平均的な額ではないかというふうに理解をしているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

発行額、現在高ともに平均的ではないのかということを確認させていただきました。

ただ、市債発行の内訳の資料をいただいておりますけれども、合併特例債事業というものが非常に目立ちます。あと臨時財政対策債というのでも出ております。たしかこの辺は交付税措置が受けられるということでありまして、交付団体になった今、当然標準財政需要額に繰り入れられるということで、この分に対して交付税が受けられるということになりまして、実際の市の負担はもう少し減るというふうに思われるんですけれども、今年度の市債が償還時に実際何割ぐらい交付税措置を

されると見込んでおられるのか。今後、例えばこの16億円のうち何割ぐらいが実際の市の負担になるのか、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

交付税算入の率でございますけれども、平成22年度の市債につきましては、いずれの市債も交付税措置のある有利なものを選択いたしまして、借入れを行ったところでございます。合併特例債につきましては元利償還金の70%、臨時財政対策債につきましては100%の交付税が算入をされておりまして、平成22年度の公債費が23億7,400万円でございますけれども、このうち約57%に当たります13億5,000万円といったものが交付税に算入をされているところでもございます。ただ、22年度に16億円借入れをさせていただきましたけれども、いずれも合併特例債、臨時財政対策債といったものが主なものでございますので、先ほどの57%よりはもっと高い額で、後年度において交付税に算入されるというふうに理解をいたしておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

それと、今後の見通しということでお聞きしたいと思っておりますけれども、これまでに発行された200億円が、償還のピークをこれから迎えるのではないのかというような話も聞いておりますけれども、最近のこの市債発行でも、同様に合併特例債とか臨時財政対策債が多かったのではないのかと思っております。そういう意味では、今後の公債費の額と同時に、やっぱり市債償還に対する交付税額というのでも考えていく必要があるのではないのかなと思われるんですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、これからピークを迎えようとしている市債の償還時に、実際の市の負担額、さっきは23年度の方ではありましたけれども、実際の市の負担額がどのように推移するのか、かなり財政を本当に圧迫していくようなものなのか、その辺、市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しによりますと、合併特例債に伴う償還などによりまして、公債費は22年度24億円でございますけれども、25年度には約30億円とピークを迎えようとしております。

今後の償還額につきましては、従前の借入れに比べ、合併特例債や臨時財政対策債など、交付税算入される起債に対する償還に移り変わることから、先ほど私、算入率57%と答えを申し上げましたが、今後年々交付税への算入率が高くなることから、市の負担額から見ると、それほど大きな変化はないというふうに考えてございます。

また、減債基金につきましても、17億円の残高といったものを積み立てをいたしておりますので、基金の活用によりまして、年度間の平準化といったものを図ってまいりたいというふうに考え

てございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

それほど大きな感じではないだろうと、交付税の繰り入れとか考えると平準的に推移するであろうということなんですけれども、確かに、ただ交付税措置がなされるからといって、やはり借金であることには間違いありませんし、いただく交付税も税金であることには変わりませんもんで、もらえるから使うてええというものではないと私も思っております。たしかその辺、竹井議員も以前に言われていたとは思いますが、私もそのとおりに思いますんで、もらえるから使えというものではない。その上での話にはなるんですけれども、櫻井市長が身の丈に合ったとか、持続可能な財政運営というふうなことを言われまして、やはりその一番のポイントは、この市債のことだろうなと思ひまして、やっぱりどんだけでも借金が多いというのは、一番経営に対しては怖いことです。

そういう意味では、借金はできるだけせんようにというこの姿勢が市長が貫かれておるようなことなのかなというふうに私としては思っておるんですけれども、類似の人口規模の自治体から見ても平均的である。ただ、幾ら交付団体になったといっても、まだ亀山市の財政はええと言われておる。そうしますと、やはり何か大きな事業をしてもいいというような、そういう考え方も出てくると思います。その中で、市長、この決算を見て、今後のこういう決算、この姿勢を今後も続けていかれるのか、何か後期基本計画に向けて大きなことでも考えておられるのか、その辺の見解があれば、一度聞かせていただきたいと思いますと思ひますけれども。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のただいまのご指摘でございますが、基本的には、非常に不確定な要素がございますけれども、しかししっかりと将来を見据えて、健全で持続可能な行財政経営を展開していきたいというふうに思っております。

現在、一般会計の市債残高は約200億、特別事業会計を含めると350億という規模でございます。他の団体との比較ということでは平均的ではないかというふうにも思っておりますが、ただ、少し国の動きで、例えば合併特例債の扱い、それから国と地方の関係の中で、地方交付税制度のあり方がどうなっていくのか、ここも大変不確定でございます。現に、たしか平成13年であったと思ひますけれども、国の財源不足を補うという意味から1年限りの臨時財政措置として導入された臨時財政対策債が、10年たっても今もなお延長されておると、こういう現状を考えますときに、やっぱりしっかりと国と地方の地方交付税制度のあり方も含めて、中央分権制度の改革の行方も踏まえて、将来の変事のために、亀山市としてしっかりと経営を運営していく必要があると強く思っております。

したがいまして、起債の抑制を行い、なおかつそのコスト意識等々、本当に健全、なおかつ持続可能な行財政運営をしていくと、このことは基本方針でございます。その上で、市民の皆さんの

暮らしの質、あるいは地域の将来への躍動というものをつくっていくような行財政の運営を、しっかり今後もさせていただきたいと、こういう基本的な認識を持たせていただいております。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、次に議案第68号平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定についてお聞きします。

まず、今回の決算をどのように評価されるのか、市としての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

平成22年度亀山市工業用水道事業会計の決算につきましては、当年度の事業収益が6,745万9,934円で、事業費用の5,188万7,367円を収支差し引きいたしますと、1,557万2,567円の純利益となっております。この純利益は、平成19年度の549万2,000円から毎年増加をしております、良好な経営状態を保っておるというものでございます。

また、給水状況としましては、北中勢水道との併用給水から、前年度と比較をいたしますと43万4,977立米減少いたしております、当年度の総配水量が40万8,223立米となりました。ですが、責任水量制という制度を用いておりますので、それで料金を徴収いたしておりますので、事業収益に影響を与えるということはありません。

以上が決算状況でございますが、工業用水道事業の運営に当たりましては、健全な財政運営を継続するとともに、地域産業の振興と安定的な雇用を誘導する公的な役割を保つよう努力をしております、そういう所存でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

説明にもありますが、資料を見させていただきますと、県の工業用水との関係もあるということでしたけれども、給水量がかなり減っているというのが目立ちまして、ただ責任水量ということで、給水していなくても収入があるということで、ただこの辺が、逆に給水しなくてもこれだけのお金がもらえるということで、それがかなり利益につながっているのではないのかなというふうにも見受けられます。それで、実際給水量がそのまま下回るような状況と、あるいは責任給水ぐらいの量を実際給水するのと、あるいはもっと責任水量以上のかなり多くの給水を行われる、制限はあると思いますけれども、この辺によって市の利益は一体どういうふうになるのか。少ない状態、責任水量並みの状態、それよりも超えた状態、どれが一番市としては利益が大きくなるのか、ちょっとその辺、単純な話で申しわけないんですけども、聞かせていただきたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

先ほど責任水量のお話がございます、それだけわかりやすくご説明を申し上げたいと思います。

亀山市の工業水道事業は、安定給水を図るために責任水量制というのを採用しております。この責任水量制とは、需給契約で結んだ水量を受水企業の皆さんに責任を持って引き受けていただく制度でございます。実際に使用した水量が契約水量より少ない場合でも、契約水量分の料金を支払っていただくという制度でございます。

先ほどご質問がございました、責任水量の部分、以下とそれからそれ以上ということでございますが、責任水量以下の部分でございますと、水量は当然少ないということですね。それに伴う動力費等が少なくなりますので、責任水量金額の差額分が利益になってくるということでございます。それと、責任水量以上に供給をいたしますと、超過料金というのが発生してまいります、その責任水量を供給するための動力費等がございますので、それを賄う金額が出てまいりますので、責任水量以下で供給している方が利益分は多いというふうに考えてございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

この責任水量の話が当初出たときに、実際下回ったときどうなるのかなとかいうふうに思いまして、市が丸もうけという言い方はおかしいですけども、本当にそうなんのかなと思っておったんですけども、実際責任水量を下回ったときにやはり利益が出たということではあるんですけども、ただ、給水する側としては利益が出てありがたいことではあるんですけども、受ける側としては、やはりこの責任水量が負担になってくるとか、今後話が出てくるかなというふうにも思います。

県の工業用水も来ておる中で、亀山市の供給しているこの工業用水というものが、企業にとって不要なものになっていくようになってきたときに、工業用水の清算ということもやっぱり考えていかなければならないのではないのかなというふうに思っておるんですけども、その辺につきまして、仮にその契約がどうなっているかとかもあるとは思いますが、そうなったときに、この責任水量よりも下回った状態が続いたりとか、こういう状況がええのか悪いのかとかいうか、工業用水の今後を考える上で、ちょっとその点を聞かせていただきたいなと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

先ほど責任水量のお話がありまして、その後、受水企業さんが例えば撤退というようなお話になったかと思うんですが、仮に受水企業さんが撤退する場合にはなりましても、施設建設に投下した費用というのは清算をすることになってございますので、市の方で損害ということはございません。ただ、企業さんの方でずっと純利益等が増加をしてまいりますと、今度清算の時点で受水企業さんの負担が少なくなってまいります。そういう考え方になると思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

営業云々でいえば、利益が出た方がありがたいという部分もそれはあるんでしょうし、またそういう意味で、企業としても負担が少なくなる分、清算もしやすくなるのかなという部分をちょっと確認させていただいたんですけれども、その工業用水で水を供給するということでありますけれども、本来は県の工業用水を引っ張ってきて賄うはずというのもありまして、もともと亀山市にある水資源を大事にせなあかんという考え方もあると思います。そういう意味では、やはり当初の話どおり、県の工業用水によってテクノの企業さんは賄ってもらわなければならないのは根底にあるとは思いますが、そういう意味では、今利益が出ておるでええやないかということだけではなくて、今後もちょっとその辺は考えていっていただかないといけないんじゃないのかなということで、ちょっと質疑の方をさせていただきました。どうもありがとうございました。

それでは次に、議案第69号の平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお聞きいたします。

特にこの中で提出された資料で、患者数の増減が記載されておりますけれども、この増減について、まず市の見解をお聞きしたいと思います。特に全体的に増加しているような様子ではあったんですけれども、医師がやめられて一たんストップしていた整形というのはわかるんですけれども、透析の減少が書いてあるんですけれども、これはなぜなのか、その点を特にお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

おはようございます。

平成22年度の患者数についてでございますが、入院患者数につきましては、積極的な救急患者の受け入れに努めた結果、前年度1万7,752人に対しまして、平成22年度は1万9,191人と、1,439人の増加となっております。外来患者数につきましては、前年度4万2,242人に対しまして、平成22年度は3万8,377人と、3,865人の減少となりました。これは、整形外科の常勤医師の退職による後任を確保できなかったことが大きな要因と考えておりますが、三重大学からの医師派遣などにより外来診療体制は維持したことから、一定の減少にとどまったものと考えております。また、これに関連しまして、理学療法患者数につきましても、前年度8,703人に対しまして、平成22年度7,985人と718人の減少となっております。

先ほど言われました透析患者数でございますが、実患者数、当院でお世話をさせていただいておる患者数につきましては、年度末比較で4名増の77人となっておりますが、透析につきましては、月・水・金、火・木・土、隔日で透析を受けていただいております関係もございまして、年間の年度をまたぐ日にちの関係で、1日違うと約50人変わってきます。その関係で若干減っておりますが、実患者数としてはふえております。

全体としましては、入院においては患者数が増加しておる、さらには外来で減少したという結果でございますが、平成22年度におきまして、三重大学との連携を強化するため、寄附講座開設に向けての協議が整いまして、本年6月から亀山地域医療学講座としてスタートしておりますことか

ら、総合診療科医師及び整形外科医師の常勤配置も含めて診療体制も充実しておりまして、入院患者、外来患者数とも増加しているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

全体として増加ということで、医師不足で医療センターの存続が危ぶまれているとか言われていたときも、特に透析につきましては、非常に自他ともに認められるというか、非常に評価されていたという記憶がありますもので、その透析が減っておるといのは、一体何かふぐあいでもあったのかなというようなふうにもとられかねないということで、確認をさせていただきました。単なる日程の問題で50人、1日で増減があるということで、そういう意味では全体的に増加しておると。先日も、医療センターの整形に行っておられた方が、もうなくなってしまったので、ちょっと遠くまで行かなあかんで困るわというふうに言うてましたもので、いや、後任の方が見えたみたいですよと言ったら、ああそうかと、また行くわというような感じのことを言うておられまして、全体的にやはり非常に患者数がふえておるとい雰囲気ですね。

やはり決算というと、どうしても金額の問題が出てはきますけれども、やはり特に医療センターにつきましては、金額以上に患者数の推移というのが最も経営にかかわることやと思っておりますもので、そういう意味では、患者数がふえたで喜ぶべきことではないんですけれども、やはり信頼が回復されてきていることは間違いのないと思いますので、この調子で進んでいっていただきたいなというふうに思います。

それでは最後に、議案第70号の平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について質問させていただきます。

今回の特にこの関ロッジの決算ですね、損失が2,097万円ということで、非常に厳しいものというふうになっております。特にその損失の大部分を占めるのが宿舎経営というふうに評価されておりましたけれども、その理由としまして、宿泊客の減少ということが以前から言われておまして、今回もそうだということで、ただ宿泊者の減少という一方で、それらはやはり宿泊客への対応が減る分、経費も減らせる部分が出てくるんじゃないのかということで、この人件費の削減をもう考える必要がないのかというふうに思われます。

そこで、現在、特に宿舎事業における人件費につきまして、市としてどういうふうに考えておられるのか、今の人件費が妥当なのかどうか、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

ただいま伊藤議員の方から、厳しい経営の中で営業費用の占める割合が大きい人件費に対する見解はというご質問でございました。

国民宿舎関ロッジは、現在、正規職員4名、臨時職員9名、並びに短時間アルバイト13名、計26名体制で運営を行っております。この体制は、やはり宿舎利用サービスを提供するために必要

な人数と考えております。

平成22年度人件費につきましては、給料、手当、賃金、退職手当引当金、法定福利費等合わせまして6,081万ほどの人件費となっておりますが、前年度に比べますと130万円の減少となっております。経営面にも考慮した取り組みに努めておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

130万円人件費を減らしたということも言われました。ただ、このロジックの方向性ということで、議会でも公営企業経営問題特別委員会というのも立ち上げまして、答申も出ておりますし、ただ、当面のことを考えるとすれば、はっきり言って、端的に言えば、もう三つしかないと思っております。事業拡大するか、現状維持か、縮小するか。現時点では拡大ということはまず考えにくいということで、現状維持を目指すのか、縮小なのかというふうなことを考えていかなあかんと思っております。

前の議会で、当時の総務委員会のことをちょっと引用させてもらいましたけれども、そのときは宮村議員の意見を紹介させてもらいましたけれども、そのときに同じく高島議員が言われたことですけれども、その結果に対して、関ロジックをどういうふうにしていくのかという案は出てきたけれども、高島議員が言われる、のれんをかけて待っておるだけでは、どんだけ中をきれいにしてもそんなもん来るわけない、きちっと営業せんことにはそんなもん来るわけないというふうに言われていました。全くそのとおりやと私も思いました。関ロジックの中をどうするのかというのもありますけれども、本当やったら、どういうふうに営業していくかというのまで考えていかなければならない。そういう意味では、まず現状維持ということであれば、当然売り上げが落ちないように営業努力もしなければならないということがあると思います。

ただ、これはあくまでも民間ではなくて公がすることですし、公がすることで民業圧迫という話がよく出てきますけれども、営業努力をすることが全く正しいとも言えない部分があると思います。ただ、それでも関ロジックに対しては、やはり根強いニーズというのもあると思います。私の母校も、年に1回合宿のようなことを、部活やなくてしておるらしくて、非常に環境もええし、ええとこやというふうに先日も校長先生から言われたところではあるんですけども、やはりそういうふうなニーズもあるんだったら、営業努力はできない、現状維持が難しいのであるんやったら、やはり事業規模の縮小とか、最低限の維持を心がける。

特に宿泊の方、やはりこの宿泊が一番利益、利幅としては大きいということではあるんで、そういう意味では、何ととっても経営において一番費用がかかるのは人件費と言われてはいますもんで、今回も2,100万の損失で、減価償却を差っ引いた実質の、営業損失という言い方はおかしいんですけど、800万円前後がやはり人件費による赤やというふうに思うと、大体職員1人当たりに必要な人件費というふうに思われるわけで、今関ロジックの方におられる職員さん、正職員の方で数名おられますけれども、確かに宴会とかの需要もありますし、実際送迎とかもされていますし、そういう意味では人も足るとは思うんですけども、正直乱暴な言い方をすれば、現状維持というか赤を出さんためには、もう人を切れというふうなことは民間では当然あるわけですので、ただ市民サービスの部分で職員が必要という部分であれば、当然経営側面でははかれない部分があるという

ことになります。

そういう意味で、もっと縮小してでも、とにかくコストカットしていくような考え方があるのか、それとも、赤でもある程度市民の方に宴会利用でも何でもしてもらうための市民サービスの側面を考えていくべきなのかどうかという、ちょっとその辺で、特に削減、縮小していくような、とにかく徹底したコストカットというふうなことをもう一度考える考えはないのかということ、その辺ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

今の経営状況からいって、規模の縮小というふうなことの考えはないかというふうなご質問でございます。

現在、私どももさまざまな角度から経営面に関して検討をさせていただいています。6月の議会でも、今年度末、方向性を出させていただきますというふうなことでご答弁もさせていただいております。その内容につきましては、ただいま検討中でございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○副議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず最初に、私たち議員団が決算を見る場合、会計処理がきちんとされたのかだけではなく、その決算が市民生活を守り、暮らしを応援するために効果のある使われ方がされたのかどうか、このことを見るのが大事だと考えております。

今、市民生活は大変厳しいものになっています。そこで、平成22年度の一般会計決算を見る場合、市長が常々言っている、市民の暮らしの質を高めることがどこまでできたのか、そのために予算が使われたのかどうかを見るのが大事だというふうに思っております。

そこで決算を見ますと、基金総額、家庭でいえば貯金ということですが、これも平成21年度末現在高の106億円から、22年度末には115億円に9億円もふえております。市民の暮らしの質を高めるためにやるべきことがたくさんあるのに、基金をふやした決算となっております。

こうした決算が妥当だったと評価していいのか、まずお聞きしたい。

○副議長（宮崎勝郎君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度決算につきましては、第1次総合計画における前期基本計画・第2次実施計画に掲げるさまざまなハード施策やソフト施策の推進を図り、おおむね計画どおりの進捗を図り、それぞれ所期の目的を達成することができたものと考えてございます。特に教育施設、福祉施設の整備など、市民生活に直接かかわる基盤整備の充実を図るとともに、医療費の無料化、タクシー券の交付対象者の拡大など、ソフト施策も着実に実施をいたしまして、市民の暮らしの質を高めることができたというふうに感じているところでございます。

このような中で、結果的には財源に余裕が生じたことから、基金に積み立てを行ったところであり、総じて適正な財政運営が図れたものというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私はこの予算を審議するときにも申し上げましたけれども、やはり市民の暮らしの質を高めるというのであれば、もっとやるべきことがあるんじゃないかということで、不十分だということを申し上げました。市民の生活というのが本当に皆さんわかってみえるのかということ、やっぱり聞きたいと思います。

決算を見ましても、市税の滞納額が年々増加をしております。22年度だけで1億6,700万、滞納繰越分が6億9,000万ありますので、合わせて8億6,000万円。収納率も当然ながら前年度よりも0.8%下がっております。国民健康保険税はもっと深刻で、滞納額は5,675万円増加し、5億3,000万円にもなっている。収納率はさらに下がって63.3%となっている。これは、主に払いたくても払えない人たちが増加しているという現象だろうというふうに思っております。こうした状況を見るならば、やっぱり市民生活を守る、暮らしを応援する施策こそ必要ではなかったのかというふうに私は思います。ところが、そういう中で、そういう施策が十分やられずに、結果として貯金だけが積み上がっていったということですね。基金総額で9億円ふえている。具体的にいうと、財政調整基金が6億円ふえました。リニア基金で5,000万、借金返済に充てる減債基金が3億円、建てかえる計画が立っていない庁舎建設基金に5,000万、これが主なものがあります。こういうふうな形で基金をふやしながら、市民の生活を守るための施策が十分されていないというのが決算の現状ではないかなと、私は思っております。

それで、まず基金について具体的にお伺いをしたいと思います。

まず、リニア基金です。さらに5,000万円の積み増しをし、13億円になっております。30年以上も先の事業で、しかも亀山に駅ができるかどうかわからない上に、駅ができたとしてどんなメリットがあるのかも示されていません。そういうリニアへの積み立てが、今言った市民の暮らしの応援よりも優先すべきことなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

リニア中央新幹線は、2027年の東京・名古屋間の開業目標を目指し、現実性のある国家的プロジェクトとして本格的に動き始めております。このような中、JR東海は2045年には近畿圏までの開業を予定しておりますので、市といたしましても、新たな国土軸の通過地域ではなく、活用拠点地域として市内停車駅を誘致し、駅を中心とした魅力的な都市空間を形成していく考え方に変わりございません。そのための財源となりますリニア基金の積み立てにつきましても、将来を見据えた中で必要な基金であると考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の答弁ね、全く市民の感覚とずれていますよ、これ。今、本当に毎日毎日の生活が大変なんです。30年も先にあるかわからない事業に市の予算を5,000万も積むような、そんな状況はないですよ。そのことがわかっていないんですよ。

そして、もう一つ言うならば、駅をつくることになった場合に、JR東海は350億円、中間駅は地元負担してもらいます、こう言っているわけですよ。そうなってくると、20億円では頭金にもなりませんよ、これ。そうすると、市の年間の一般会計予算200億円ぐらいの積み立てをしなければならなくなってくるわけですよ。そんなことを前提にして、駅を誘致することのメリットも、何かぼやっとした言い方でしか示されていませんよね、今の答弁では。だから、やっぱりそういうこともきちっと示して、本当に中間駅をつくる、そしてそれに多額の費用がかかる、それでもメリットがあると、こういうことを示すべきではないかと思うんですけどね。再度答弁を求めます。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア駅整備と負担の関係でございますが、JR東海側につきましては全額を地元自治体負担というような考えでございますが、現在、東京・名古屋間という部分で見ても、地元についてはJR東海、あるいは国・県の負担を求めているというふう聞いております。こういった部分の中で、私どもとしましては、中間駅の建設費用は現在のところ建設主体であるJR東海負担とした中で、駅周辺の整備に充当すべく積み立てを行っておるというようなことでございます。

今後、中間駅の候補地における協議の中で、その負担費用のあり方も明確になってくるんじゃないかと考えておりますので、その動向も見守っていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そうですね、たしか20億というのは駅前整備でした。だから、これにプラス中間駅の建設費が入ったら、これはもうすごい額になりますよ。こんな額本当に負担するんですか。そのことによってメリットがあるんですか。やっぱりこのことはきちっと市民に明らかにして、その上で市民

の理解を得たんなら積み立てを続ける、これはいいでしょう。ところが、全くそんなメリットも示さない状況の中で、どんどんどんどん積み立てだけは決めたことだからと、そうでしょう。もう何年前ですか、決めたのは、それをただやみくもに続けているだけやないですか。

問題のある基金というのは、リニアではありません。財政調整基金ですけれども、この財政調整基金というのは、もともと年度間で大きな財政の変動がある、こういうときのために余裕のあるときに積み立てる、こういうのが市の答弁でした、今までね。

決算では、前年度と比較すると、39億から45億へ6億円ふえています。そこで、市民生活に必要な施策は十分にやった上で、財政に余裕があったので積み立てができた、こういう理解なんですか、お答えいただきたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政調整基金につきましては、21年度末が39億4,000万円ということで、22年度におきましては剰余金積み立てが7億5,000万、それ以外で5億2,000万ほどの積み立てを行いまして、一方で7億の取り崩しを行ったといったところで、結果といたしまして、22年度末では45億円となったところでございます。

この財政調整基金につきましては、議員ご案内のとおり、いわゆる年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であるとともに、災害発生時の対応を見据えた基金でありますことから、財源に余裕が生じた場合は、財政調整基金に積み立てをしてきているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、市民生活を守り、暮らしを応援するための施策が十分やられた上で、余裕があるんなら積んでくださいと、こういうことやと思うんですよ。ところが、その前提にある市民生活が本当にわかっていないやないかと、職員は。

例えば国保税、21年度決算で出た1億円の黒字を、わざわざ国保の会計から一般会計に戻すということをしましたよね。そういうことをやりながら、どんどん積んでいるわけですよ、財政調整基金をね。たとえ1億でも引き下げに充てる、こういうことをすれば、市の試算で1世帯3万円の引き下げができる。随分払いやすくなるんですよ、これだけでもね。こういうことが1億円あればできるんですよ。それから、バスでもそうですよ。今、南部・東部ルート、非常に便数が少ないです。1便ふやすことができないのか。わずかなお金ですよ、これ、かけたって。いっぱいあるやないですか、市民の要求が。保育所1ヵ所建てたって、そんなにかからないやないですか、土地さえあれば。建てかえができませんか。

こういう市民の要求がいっぱいあるのに、それを余裕がありますから積み立てました、そういう決算です。それで納得できると思いますか。最後に市長、本当に市民の暮らしの質を高める、こういうための決算だったというふうに胸を張って言えるのかどうか、市長にこれは尋ねたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

22年度決算、先ほども伊藤議員のご答弁で考え方を申し述べさせていただきましたが、総体的には市民の暮らしの質を高めるために、行財政運営をしっかりと見直しや転換をさせながら、そのところへ重点的に事業を展開したと。おおむね議会もお認めをいただいております実施計画、あるいは22年度予算案、これに基づいて執行ができたものというふうに考えておるものでございます。

ご指摘のように、市民の皆さんのニーズというのは多種多様でございまして、そういう中にありまして、市民の暮らしの質をいかに高めていくのか、こここのところは基本的な政策の基軸にあるわけでございますが、それを継続して、さまざまな事業が動いておりますけれども、前へ進めていくためには、政策の優先度、あるいは市民のニーズの優先度、それと財源をしっかりと見きわめて手当てをしていくという考え方で臨ませていただいたところでございます。

したがって、大きな事業、自然の森公園の白紙でありますとか、和賀白川線の橋梁のコスト縮減等、そういう事業を一回しっかりと見直して、ソフト事業やヒューマンウェアにかかわる、そういう部分にしっかりと手当てをしていこうというような思いで、22年度展開をさせていただきました。

したがって、課題はたくさんあろうかと存じますけれども、総体的にはおおむね22年度決算におきまして、一定の成果が生み出したものというふうに考えておるものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、今の市長の答弁を聞いて、市民が本当に市民生活が大変な中で、必要な事業をやってもらった上で、なおかつ積み立てるだけの余裕があつということでは決算を見てくれるのか、それとも先ほど言ったように、まだまだいっぱいやるべきことがあつたにもかかわらず、貯金の方へ回ってしまったのではないかと、こう見るのか。これは当初予算でリニアも積んでいるわけですよ。そういう予算の使い方はどうなんだということを問われるのが、私は今回の決算だろうというふうに思っております。

もう一つだけお聞きしたい。市民まちづくり基金です。これは、はっきり申し上げて、使い道に困っている基金だろうと思います。合併時に、私たちはこれはつくる必要はないと言いました。これは合併特例債を使った基金です。だから、借金なんで、返済をしなければなりません。この基金を使える事業というのは、いわゆる建物を建てたりというようなハード事業はできませんので、いわゆるソフト事業と言われるものしかできません。基金を崩すのも簡単にはできません。返済の終わった額という範囲内でしか基金も崩せません。非常に使いにくい、使い道に困っている基金であります。これが実態です。

これまでこの問題を取り上げてきたんですけども、前聞いた時点では、基金を預けておくことにより生じる利息分よりも、返済をする借金の額の方が多いという答弁がありました。

そこで聞きたいのは、22年度にどんな使われ方をしたのかということとか、それから利息と返済額はどれぐらいなのか、これをお聞きしたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民まちづくり基金の運用益でございますけれども、22年度につきましては559万9,780円でございます。

これの主な使途につきましては、地域づくり支援事業など、自主・自立的で魅力ある地域づくり活動を展開するため、地域における自主的なまちづくり活動を行う北東部まちづくり実行委員会と、それから昼生地区まちづくり実行委員会に対する補助金といたしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

市民まちづくり基金の22年度の運用益につきましては、559万9,780円でございます。

一方、利子の償還額でございます、1,080万円でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱりこれは変わっていないですね。利息よりも返済の方が大きい、こういう基金ですよ。10億円あるんですよ、この基金はね。崩すこともできなければ、使い道もなかなか見つからない。本当にこれ大変な負の遺産を抱えているというふうに思います。

私の時間が限られておりますので、この問題は決算特別委員会でまたやりたいと思いますけれども、次に移りたいと思います。

次は、決算と、それから比較をする材料として、昨年3月に提示された中期財政見通しとの関係についてお伺いしたいと思います。

まず、財政調整基金ですけれども、中期財政見通しでは、平成23年度に、22年度末の現在高が30億円と想定されていましたが、22年度決算を見ると45億円あって、これだけで15億円の差が出てきています。さらに中期財政見通しでは、毎年の財政調整基金の積立金も、過去の実績で最低であった3億円というふうに想定をしております。

この積み立てがされるのは、歳入と歳出の残りのお金、剰余金をいうんですけれども、当初予算を組むときに、工事など入札で幾らぐらいかかるかという金額を予算で計上して、実際に入札をやるとそれよりも安く落札されるということでの差が出てくるということで、どうしてもこれは歳入歳出の差が生じて、年度末に差額が市全体で見ると何億円と出てくるということで、この出てきた剰余金の半分は自動的に財政調整基金に積んでもいいという条例になっていますので、それが積み立てられるということですね。だから、毎年確実に数億円の積み立てがされるという、こういう仕組みになっているわけです。

私が、過去6年間の自動的に積み立てられる半分の額を調べてみました。そうすると、大体5億から7億。だから、倍の10億から14億の歳入歳出での差額、剰余金があるということですね。平均をとっても6億5,000万積み立てをされているというのが、この6年間の実態であります。

ところが、中期財政見通しは、平成26年まであと4年ありますけれども、3億掛ける4年間で

12億円しか積み立てができないという試算になっています。ところが、私がこの計算をした平均の数値、6億5,000万で4年間を計算しますと、26億円の積み立てになるんです。これでも市の財政見通しと実績値、私のはじき出した数字との間で14億円も差が出る。つまり、見通しよりも14億円多く現実には積み立てができるということになるわけですね。

さっきも言いましたように、財政調整基金が現時点でもう15億円差が生じている。さらにこれから4年間で14億円もの積み立ての差が出てくる。合わせると29億円、財政調整基金だけで違ってくるという勘定になるんですよ。

中期財政見通しを見ますと、今後4年間、23年度から26年度、5億円ずつ支出を削減していくということが出されていますけれども、そういうふうにしないと、最終年度の26年度には財政調整基金が28億赤字になりますよと、こういう試算がされているんです。ところが、もしこれが、先ほど言いましたように29億も見通しに誤りがあるのであれば、この29億引く28億で1億円、5億円削減しなくても、1億円まだ財政調整基金が残るという試算、全く中期財政見通しが違ってくるんですね。こういう問題。

それから、今は財政調整基金だけを取り上げましたけれども、来年度から後期基本計画、5年間の計画がスタートします。当然それには、この見通しをつくった時期よりも歳出面での増が出るだろうということも想定されます。

そういうことを考えていくと、現時点でこれだけ違っている中期財政見通しは、直ちに見直すべきだというふうに思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年の3月にお示しをさせていただきました中期財政見通しにつきましては、昨今の社会経済情勢の変化などによりまして、先ほどご質問にもありましたように、財政調整基金の積立金だとか、市税においても若干の乖離があるといったところでございます。今後の適正かつ健全な財政運営を図っていく上でも、将来を見据えた財政フレームが必要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

このことから、財政見通しにつきましては、現在策定を進めております後期基本計画との整合を図った上で、来年3月にご提出をすべく、現在平成22年度決算の検証、23年度の決算見込みなど、財政計画の基礎数値となる資料の作成を進めているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そうすると、後期基本計画にあわせて見直しをされるということによろしいですか。

きょう、決算の問題を幾つか取り上げたわけですがけれども、まだまだ問題点はあるんです。ただ、私に与えられている時間が残りあと6分ということでもありますので、次の問題に移りたいと思います。残りは決算特別委員会でやりたいと思います。

次に、議案第56号亀山市営住宅条例の一部改正についてであります。

この条例の一部改正は、低所得者などの住宅困難者の居住の安定の確保を図るために、平成27

年度までに200戸の市営住宅を供給し、そのうち70戸を民間賃貸住宅を借り上げ、供給するという住生活基本計画に基づき、今回10戸の借り上げをするための条例改正であります。

そこで、民間賃貸住宅を借り上げるというのも一つの方策ではありますが、基本は、私はあくまでも市営住宅を新築する、建てかえをする、このことだと思っております。こういう方向は全く考えられていないのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市としての市営住宅の建てかえということでございますけれども、建てかえについて全く否定するものではございませんが、亀山市としては、当面は市営住宅の建てかえは行わない方針でございます。今後とも既存の市営住宅ストックの活用、並びに民間賃貸住宅を借り上げて市営住宅として供給することにより、住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定の確保を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今、市営住宅がどんどん古くなって解体をしていく、だから管理戸数が減る一方というのが今の現状であります。だから、これはどうしてもいずれかの時期にやらなければ、どんどん減っていつてしまうということですね。民間でこういう形で借り上げればいけないかということで全部済ますわけにはいきませんので、やはり市の責任というもの、公営住宅というものは、そういう立場からもやっぱりこれは建てるべきだろうというふうに思います。

もう1点、今回の方針が、きょう持ってきましたけれども、住生活基本計画がもとになっております。平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという、その200戸の根拠がこの中にも書かれています。それを見ますと、どういうふうにかかれていたかということ、収入に対する家賃負担限度の範囲で、最低居住面積水準の民間借家に居住するために必要な年収に満たない世帯を推計する。こういうことで、いわゆる住宅困窮世帯数というのを割り出しをしている。それが200戸だと、こういうふうな書き方をされております。

しかし、私は、こういう人たちのセーフティーネットというのは必要ではありますけれども、それ以外にも公営住宅の役割というのはあるんだろうと思います。というのは、いわゆるここで言われる年収困窮者、こういう人たちだけでなしに、亀山に住みたいと考える、自分の家が持てるまでの間は公営住宅でという若い人もいるんじゃないかと。こういう人のことが考慮されているのかどうかということですね。

この住生活基本計画の54ページに、こういうイラスト、シナリオイメージというライフステージをずっと描いたものがあります。その中に、例えばこういうふうにかかれてありますね。これは就職して独立をする、結婚・出産をする、子育てをする、退職をする、それから高齢になるという、こういうライフステージをずっと眺めた中での記述ですけれども、こういうふうにかかれて若い世代の時代のことですけれども、5年後に持ち家を取得し、市内で定住を予定しているため、町なかにある公的賃貸住宅に入居すると、こういうのがシナリオイメージとしてかかれていたわけです。私は、こ

れはあると思うんですね。貯金が本当にたまるまで、一戸建てが持てるまでの間、できるだけ安いところに住まいをして、そしてお金をためて、一戸建てを持とうという若い人、私はたくさんいると思うんです。そういう人たちのためにも、やっぱり公営住宅というのは私は必要だと思うんですけれども、今言いました200戸というのは、こういうものが入っていないということですから、やっぱりこれは政策的にも問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今言ったようなシナリオイメージにあるような人たちのための施策というものをどのように考えてみえるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市営住宅の役割ということでのご質問でございますが、市営住宅供給の考え方といたしましては、低額所得者、高齢者等の住宅困窮者の居住の安定の確保を図るものとしておりますことから、亀山市住生活基本計画におきましても、その視点において供給目標を設定し、供給を図っているものでございます。

また、若者世代のライフステージに応じた住生活充実のための支援につきましては、民間住宅の活用等の別施策として実施の検討をしてみたいというふうに考えております。

なお、議員のご提案につきましては、今後、住生活基本計画を進めていくに当たっての参考とさせていただきますと存じます。

○副議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

若い人は、残念ながら今本当に年収200万、300万というのが当たり前のような、そういう実態であります。そういう中で自分の家を持ちたいというためには、できるだけ住宅に係る費用を抑えたいという、そのことができれば、亀山市内に一戸建てが持てる、こういう夢もかありませんで、そういう施策もぜひあわせてやっていただきたいことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。通告に従いまして、順次質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案第57号亀山市消防団条例の一部改正についてをお伺いをしたいと思います。

まず初めに、日ごろから消防団活動に励んでいただいております亀山市の消防団の皆様には、本当に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回の条例改正は、団員の任命資格のうち、年齢の上限である45歳未満を削るものですが、なぜ削るのか、要因についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

今回の改正は、平素から郷土愛護の精神に基づき、地域の安心・安全の確保に大きく貢献している亀山市消防団に係る条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、少子・高齢化などの社会環境の変化に伴って、消防団員の数が全国的に減少し、定員確保に苦悩している現状から、地域の防災リーダーとなる消防団員を確保する方策の一つとして、任命資格の上限であります「45歳未満」を削除するものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

先ほどご答弁いただきましたが、近年の団員不足のことを状況から考えますと、45歳未満という制限が残っていたということに対して非常に驚いているものですが、全国的にも、また県内でも、このような年齢の上限はあるのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

三重県内29市町におきまして、任用条件に年齢上限を定めているのは、当市と1市6町でございます。全国的にも、年齢の上限を定めている市町村は数少ない現状であります。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

1市6町残っているということで、この残っているところは団員が十分にそろっているのかなあということを思いますが、次に、新たな団員の確保の働きかけについてお伺いをしたいと思います。

少子・高齢化など社会的な要因や労働環境の変化等に伴って、ピーク時には約200万人いた消防団員が、今では90万人を割ろうとしております。亀山市におきます亀山市消防団の現在の人数、それから定数がありましたら、その定数が何人なのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団員の条例定数は415名であります。実員413名、欠員2名の現状でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

2名足りないということで、ほぼ充足をしているのかなあと思いますが、消防団に寄せる期待というのは、阪神・淡路大震災以降、ますます高くなってきていると思います。また、今回の東日本大震災で、本当に地域住民のために命を賭して懸命に任務に当たられた団員の皆さんのことが、多くテレビで放映をされておりました。

この団員の確保に対して、具体的にどのような働きをされているのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

団員の確保につきましては、各分団相互の入団促進活動や、ポスターの掲示などの広報活動、さらには消防団員を雇用する市内事業所に対し、消防団活動の協力を顕彰することを目的に、総務省、消防庁が行っております消防団協力事業所表示制度を取り入れ、現在、亀山市では6事業所を認定している現状でございます。このような活動を実施し、団員確保に向けたさまざまな取り組みを行っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

サラリーマンの方がふえているとか労働環境も変わっておりますので、しっかりと働きかけをお願いしたいと思います。

それから、この条例では、「18歳以上45歳未満」の「45歳未満」が取られるわけですけど、子供のときから消防団というのはこういうものなんだよとか、そういった消防団に対する思いとか、親しむとかというような、身近に感じられるような、大人の方に対する働きかけもそうですけど、子供に対する働きかけをどのようにされているのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

地域の防災意識の高揚を図るために、幼少年期から防災に興味を持っていただくことが大切であると認識しております。

現在、市内には三つの幼年消防クラブが結成されておりますが、今般、新たに市内の小学生を対象とした少年消防クラブの結成に向けて、研究しているところであります。また、市内には、女性を中心とした防災団体としてCEF等が活動されておりますが、これらの団体を通じて保護者側の立場から、少年消防クラブの結成に向けてご支援をいただければ幸いです。今後ともご協力の方をお願いしてまいりたいと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

しっかりと働きかけをしていただきたいと思います。今三つ幼年消防クラブがあるとお聞きをしました。この少年消防クラブが本当に広がっていくような展開をお願いしたいと思います。

次に移ります。

議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、そのうち、第3款民生費の障がい者福祉施設整備事業の内容についてお伺いをしたいと思います。

この補正に上がっております事業ですが、どのような施設になるのか、それから定員数は何人なのか、また障がいの区分があるのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の補正、障がい者福祉施設整備事業は、社会福祉法人が行うグループホーム・ケアホーム一体型施設の整備に対する補助でございます。

内容といたしまして、グループホームは、障がい者が夜間において共同生活を営む住居、それからケアホームは、入浴、排せつ、調理等の日常生活上必要な支援もあわせて行うものでございます。定員は10名でございます。

施設整備事業に対しまして、県補助金750万円、市補助金2,000万円を予定いたしております。

また、この障がいの区分でございますが、3障がい、身体・知的・精神、こういったすべての方が対象になるものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

国の考え方として、本当に障がい者に地域の中で生活をしていただく、また就労していくという考え方ですけど、ただ、本当に施設整備が追いついていないのが現状でありました。亀山市は、本当に一カ所もそういった居住スペースとなる、共同的な施設がありませんでしたので、ぜひ地域のご理解をいただきながら進めていただきたいと思います。先ほど部長からご答弁いただいた、10部屋ということで、10人ということになるかと思うんですが、これが取っかかりだとは思いますが、本当にまだまだ追いついていないということですが、早いかもしれませんが、今後の整備計画についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

第2期亀山市障がい福祉計画におきまして、グループホーム、ケアホーム、それぞれ1カ所の整備を平成23年度を目標に取り組み、社会福祉法人に対して新規参入の呼びかけを行ってきたところでございます。

今後につきましては、平成24年度から平成26年度までの第3期計画の策定作業を進めておりまして、アンケート調査や聞き取り、また当事者を交えたワーキングにおきまして、障がい者福祉サービスごとに必要な見込み量を調査しておりますので、その結果を踏まえて、必要なサービスを確保するための整備目標を立てていく予定といたしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

第3次計画の中身でそれを決めていかれるということでご答弁いただきましたが、最後に、障がい者のついの住みかの確保の考え方についてお伺いしたいと思います。障がい者が働く小規模作業所やグループホームなどが加盟をするきょうされんの調査では、障がいのある子供の介護をし

ているのは母親が6割超で、父親を含めると約9割が親の介護に頼っているといいます。中には、90歳代の親が、知的障がいや精神障がいがある50歳から60歳代の子供を介護しているケースも少なくないといいます。このような親の高齢化など、障がいを持つ子供たちのついの住みかを非常に心配をされております。そういった相談を私自身も受けております。当市において、このついの住みかの確保の考え方について、最後にお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ついの住みかの確保の考え方についてでございますが、障がいのある方の保護者にとって、将来子供たちがどうやって暮らしていくのかと、そういう不安をお持ちだと思います。

今回整備予定のグループホーム・ケアホームにつきましては、10人家族の住まいだと考えております。皆が朝起きて食事をとり、それぞれが仕事や創作活動などに出かけ、またそれが終われば家に帰り、皆で食事をしたり、おふろに入ったりと、普通の家族の生活を生涯にわたって営むことができるよう願っております。

そのためには、ぜひ地域の仲間として普通に溶け込ませていただくことができますよう、皆さんのお声かけなどもしていただけると幸いですと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、部長がおっしゃった10人家族の生活を今後この施設ができればされていくんだというご答弁でしたが、親の思いからすれば、そういったことが整ってくれば本当に安心をされていくんではないかなと思います。今回、これが取っかかりでありますので、しっかりと地域の方のご理解を得ていただけて進めていただきたいなあと思います。

次に移ります。

最後に、報告第9号、決算に関する附属書類の提出について、その中の主要施策の成果報告書の中で、学校図書館支援事業についてお伺いをしたいと思います。

議員にさせていただいてから、子供の情緒の安定や学力の向上の観点から、読書環境の充実を訴えてまいりました。この5年間で、随分亀山市内の学校図書館も変化をしてきたと感じております。

まず、協力員のいる5校の検証についてお伺いをしたいと思います。

この中の学校図書館の環境はどのように変化をしたのか。また、子供たちはどのように変化をしたのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校図書館支援事業でございますが、平成21年度から、亀山西、亀山東、井田川、神辺、関小学校の5校に学校図書館協力員を配置し、学校図書館の環境整備を行ってまいりました。これにより、協力校5校の学校図書館は、季節に合わせた壁面掲示や、図書館祭りなどの楽しい取り組みなどにより、子供が行きたいと思うような図書館になってまいりました。その成果の一つとして、亀

山西小学校の学校図書館が、平成23年度子ども読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けることになっております。

また、学校図書館協力員を配置した学校においては、学校図書館の利用数や貸出数が増加し、図書を楽しむ子供がふえてまいりました。静かに読書をする活動を通して、読書習慣が身につくつあり、マナーを守り、落ちついて学習するなどの効果が出ているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

大きな効果が出ているかなというふうに感じました。本当に楽しい取り組み、学校図書館に行きたい取り組みをしていただいているということで、西小学校が表彰を受けられるということで、本当に素晴らしいことだなあと感じます。また、利用者数の増加や、子供たちの生活面もいろいろと変化をしているということをお聞きしますと、やっぱり本を読む、それから本を読む環境というのが、非常に子供たちにとっては大きな意味を持っているのだなということを感じます。

次に、協力校以外の6校について、この協力校でない6校も、週3回ほど今は協力員さんが来ていただいていると認識をしておりますが、その図書環境はどう変化をしたのか。また、子供たちはどうなのかお聞きをしたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校図書館支援事業を活用し、学校図書館協力員を配置できなかった学校、川崎、白川、加太、野登、亀山南、昼生の六つの小学校につきましては、配置した学校に比べますと、読書環境に温度差が見られました。そこで、本年度は学校図書館協力員を市内小学校に全校配置をし、すべての小学校の図書館環境のレベルを一定にするため、整備を進めているところでございます。

本年度は、協力員が全校配置になったことから、同時に一斉の取り組みを進めることができるため、かめやましファミリー読書リレーについても取り組み家族数がふえるなど、さらに充実しているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

今年度から11校すべてに協力員を置いていただいているということで、非常に期待をしているところであります。19年に全部の小・中学校を回らせていただいた中で、本当に図書館環境がこれほどまでも違いがあるのかということにびっくりしたんですが、徐々にお金もつけていただきながら、協力員さんも配置をしていただきながら変化をしていく、また協力員さんがいなかった6校についても非常に期待をしていきたいと思っております。

では次に、今後の協力員さんの情報交換等の連携体制についてお伺いをしていきたいと思っております。

井田川小学校に行かせていただいたときに、非常に協力員さんも積極的に先生と連携をとりながら、学校図書館が本当に素晴らしいなあというように私も感じて帰ってきたんですけど、そういつ

たベテランの協力員さんたちのスキルを新しいところはどう引き継いでいくのか、どう伝えていくのか、この連携体制は大きなことだと思うんですが、そういった連携体制についてご所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

昨年度は、協力員の情報交換や研修の機会を確保できなかったことにより、その活用が不十分であったという反省がございました。

そこで本年度は、学校図書館協力員を対象に研修会や連絡会を実施し、学校図書館協力員の技術向上と情報交流及び業務の内容について確認などを行っているところでございます。その第1回目といたしまして、ことしは、例えばブックカバーのかけ方、室内のレイアウトや装飾の方法、絵本の選び方や読み聞かせの方法などを学び合いました。また、学校図書館協力員だけでなく、市立図書館司書や学校図書館担当者も参加できる情報交流の場を提供するなど、年3回の実施を計画しているところでございます。

今後は、市内全体で活動について共通理解したり、自校の運営について検討したりするなど、市全体として学校図書館の質の向上を目指して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次長のお話を聞かせていただきながら、昨年度できなかったということで、今年度そのようないろいろと取り組みをしていただくということで、本当に図書館環境、それから協力員さんの状況が大きく変わっていくことを期待しております。それは、とりもなおさず子供たちに確実にあらわれてくると思いますので、引き続きの対応をお願いして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。よろしくお願いたします。

早速、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

1番目、議案第54号亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてお伺いをいたします。

1点目です。どのような改正なのか、改正内容と、なぜ改正が必要なのか、その背景をお聞かせ

ください。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員の質疑に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正につきましては、スポーツ振興法の全部改正により、本年8月24日からスポーツ基本法が施行されたため、本条例の改正が必要となったものでございます。

具体的には、条例の名称を「亀山市スポーツ推進審議会条例」に改め、スポーツ基本法第31条に基づき、亀山市スポーツ推進審議会を設置することといたします。

また、スポーツ推進審議会の所掌事務につきましては、スポーツ振興法の規定を引用し、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査、審議し、市長に建議することを規定するとともに、同審議会の委員につきましては、スポーツに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱することを規定するものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

従来の題名の変更、いわゆる名称の変更があるわけですが、旧条例を廃止し、新条例を制定するという手続は必要なかったのかどうか。旧条例の題名変更を含む一部改正でよかったのかという疑問があります。この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

改正の仕方でございますが、亀山市におきましては一部改正ということで提案させていただきました。他市の状況等も私ども検討、また調べさせていただきました。県におきましては、全部改正後に新たに新設するという形態をとってみえると思っております。他市の状況はばらばらなんですけれども、一部改正による条例改正が一番多い状況で、私どももそのように決定しました。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目です。亀山市スポーツ推進審議会委員の定数及び任期をお伺いいたします。あわせて、委員は現在何人おられるのかも聞かせてください。

○副議長（宮崎勝郎君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

亀山市スポーツ推進審議会の委員の定数につきましては、改正前の亀山市スポーツ振興審議会条例第2条におきまして、「審議会は、委員15人以内で組織する」と規定しておりまして、現在12人の方に委嘱しております。

また、第3条では、委員の任期につきましては2年と規定しておりまして、現在の委員は、本年の4月1日から平成25年3月までの任期でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

委員の定数が15名以下ということで、現在12名の委員がおられるということでございます。この12人という人数について、増員または減員の考えはあるのかということをお伺いいたします。また、委員の任期について、改正前の条例下での残任期間ということですが、これに対する考え方もお聞かせをいただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

委員の15名以内ということで、現在12名ということなんですけれども、旧審議会におきましても12名でやっております、旧の時点では大きく、総合型地域スポーツクラブ、そういったクラブの創設に向けて審議をしていただきました。12名の委員で私どもは十分と考えております。そしてまた委員の任期ですけれども、残任期間ということで、私ども、この委員さんにつきましては、新しい、名前は変わりますけれども、この4月1日に任命しておりますので、引き続き25年の3月末までお願いしたいと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

3点目です。委員の委嘱に対する考え方をお聞かせいただきたいのですが、どのような方にどのような考えで委嘱されているのかをお伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

委員の委嘱に関しまして、どのような考え方でということでございます。委員の委嘱につきましては、スポーツに関心があるというだけでなく、スポーツの指導的立場におられる方の中から、知識、経験、そういったものに基づきまして、幅広いご意見が伺えるように、年齢、性別などについても配慮して選任いたしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

第2条に、「推進審議会は、市長の諮問に応じ調査、審議し、市長に建議する」とありますが、一般的には「答申する」という言葉が使われているものと理解しております。この「建議」と「答申」とはどう違うのか。さきの議会運営委員会での説明の中でもこういう質問が出まして、結局正確な答弁は得られなかったというふうなことがありますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

私ども、この一部改正条例の中で、市長に建議するという規定をさせていただきました。このことに関しましては、これまで委員には、建議するという役割で委嘱を現在しております。そういうことや、このたび三重県の条例改正などを参考にさせていただいておりますが、県におきましても建議するという表現を使われると伺っております。諮問事項に対する応答としての答申よりも、より自発的に意見を述べていただく建議の方が適切であるというような考え方で規定をしました。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

次の質問に入ります。

議案第57号亀山市消防団条例の一部改正についてお伺いをいたします。

1点目に、どのような改正なのか、改正内容と、なぜ改正が必要なのか、その背景をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

今回の改正は、平素から郷土愛護の精神に基づき、地域の安心・安全の確保に大きく貢献している亀山市消防団に係る条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、少子・高齢化などの社会環境の変化に伴って消防団員数が全国的に減少し、定員確保に苦悩している現状から、地域の防災リーダーとなる消防団員を確保する方策の一つとして、任命資格の上限であります「45歳未満」を削除するものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目です。消防団員の定数不足が背景にあるようですが、定数はどのようにして定められているのか、何か法的な根拠があるのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団の定数は、消防組織法に基づき、亀山市消防団条例で415名と定められており、実員413名で充足率99%は、全国でもトップクラスと認識しております。

消防団の定数につきましては、国が示す基準定数が消防職員数の約6倍とされていることから、地域における諸事情等を総合的に勘案し、平成17年の合併時に定員415名にされたことと承知しております。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

団員不足の背景があつて、条例の一部改正に至つたというふうなことなんですけれども、団員不足の背景は何であるというふうにとらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

団員不足の背景につきましては、価値観の多様化に加え、過疎化、少子・高齢化等の進展、並びに産業・就業構造等の変化が全国的に指摘されております。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

4点目の質問に入ります。

消防団員の任命資格のうち、年齢の上限である「45歳未満」を削除するとありますが、削除の必要性をお聞かせいただきたいと思ひます。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

年齢制限の削除の必要性につきましては、団員確保が一番の理由であります。そのほかに、経験豊富な再入団希望者の優遇措置等も理由の一つでございます。また、年齢制限を削除したことにより平均年齢が41.9歳よりさらに上回ることが懸念されますものの、入団条件としましては、志操堅固で、かつ身体強健な者と定義されておりますことから、支障ないものと考えております。

消防団員確保につきましては、各分団相互の入団促進活動や、ポスター掲示など広報活動、さらには消防団員を雇用する市内事業所に対し、消防団活動の協力を顕彰することを目的に、総務省、消防庁が行っております消防団協力事業所表示制度を取り入れ、現在、亀山市では6事業所を認定している現状でございます。このような活動を実施し、団員確保に向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

阪神・淡路や、東北の大震災でも、一番頼りになったのは地域の消防団であつたと。これは周知の事実であります。団員不足ということで、年齢制限の削除についてはやむを得ないものと理解をいたします。しかし、一番大事なことは、若者の参加を呼びかけていくことだと思ひますので、このことについてはまだまだ努力する必要があるということをおし上げておきます。

もう1点、消防団につきましては、規律や操法の訓練という点では大変努力されていることは知られております。消防団の必要性とか大切さについて、団員に対する心の訓練とか研修につきまして、あまり知られていないと思ひます。この点についても、今後、情宣活動の必要性を指摘しておきたいと思ひます。

次の質問に入ります。

議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてお伺いをいたします。

1点目です。今回、総額1億3,000万円の補正が提案されました。なぜこの時期に1億3,000万円もの補正が必要なのか。当初予算に何か見込み違いがあったのか、お伺いをいたします。あわせて、この1億3,000万円の補正額について、9月の補正として、例年と比べてこの金額が多いのか少ないのかをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

補正予算につきましては、制度の改正、災害関連経費など、原則として当初予算の要求時点で見込めなかった緊急、突発的な事態に対応するための予算でございます。

今回の9月補正では、当初見込めなかった災害復旧に係る経費や、国や県の補助事業として新たに採択された事業、また助成対象者の増加など、1億3,269万1,000円を計上いたしましたところでございます。

なお、補正額につきましては、年度によりさまざまではございますが、例年と比較いたしまして、特に多いといった額ではございません。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

補正予算書の歳入についてお伺いをいたします。

第19款繰越金で6,363万円の補正額となっております。これはなぜなのか、内容をお聞かせください。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の一般会計補正額1億3,269万1,000円でございます。その財源といたしましては、国庫支出金、県支出金、市債を充当するわけですが、なお不足する額がございます。これを前年度繰越金6,363万1,000円で財源の手当てをしたといったところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目です。補正予算書の歳出についてお伺いをいたします。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費の中山間地域等直接支払事業についてお伺いをいたします。

農業振興費が295万7,000円の補正があり、補正後の額が9,464万8,000円となっております。この中で、中山間地域等直接支払事業153万5,000円が計上されておりますが、中山間地域等直接支払事業とはどのようなものなのか、具体的にその内容をお聞かせください。

○副議長（宮崎勝郎君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず制度の概要でございますが、中山間地域の農用地区域内の農地における耕作放棄地の発生防止、また農地の持つ保水機能や洪水防止機能などの多面的機能の確保などに対する活動を5年以上継続して取り組む集落に交付金を支払うというような事業でございます。

具体的な取り組みの内容でございますが、耕作放棄地を発生させないために行う農地の耕作や保全管理などの保全活動、また農道や水路の草刈りや水路の泥上げなどを行う管理活動、農地と一体となった周辺林地の下草刈りを行う活動などが具体的な内容でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

この中山間地域等直接支払事業につきまして、今内容をお聞かせいただきましたわけですが、これはいわゆる申請に基づいて支払いをするというふうなことになるかと思うんですけども、中山間地域の方々にこの事業につきましてどのような形で周知をされたのか、十分地域の方々に周知ができていのかどうかというふうなことについてお伺いをいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この制度は、平成22年度から平成26年度、3期対策といたしました国の制度でありまして、昨年度には九つの集落において取り組みをしていただいたという経緯がございます。そんな中で、本年度におきまして、5月から6月にかけて農政推進委員さんを初め、また各自治会を通じて当制度のPRを行いました。その結果といたしまして、新たに七つの集落より申し出がございまして、今回補正をさせていただくというところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

3点目です。補正予算書の歳出についてお伺いをいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費の地籍調査事業についてお伺いをいたします。

地籍調査事業として報償費8万6,000円が計上され、委託料として同額の8万6,000円が減額をされまして、地籍調査事業ゼロ円となっておりますが、これはどういうふうなことなのか、お聞かせください。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査事業についてでございますが、本年度におけます地籍調査事業につきましては、南野地区、御幸5本町1地区、新所6地区を予定しておりまして、南野地区につきましては、最終年度で国の認定を受け、地積図と地籍簿を法務局に納める予定をいたしております。また、御幸5地区は、補足立ち会いを行い、測量図作成、新所6地区につきましては現地立ち会いの実施を予定しております。

今回計上いたしました補正予算につきましては、地籍調査事業の進捗に大変影響のあります係争や、意見の相違による境界確定作業の長期化を防ぐため、現地立ち会いにおける助言や地権者間の調整などの課題解決にご尽力をいただく地籍調査推進委員の方々の身分を明確にし、あわせて活動に応じた報償金を支払うための予算の組み替えでございます。

なお、推進委員の選任につきましては、地元自治会より区域内の土地に識見を有する方を推薦いただき、任命してまいります。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

次の質問に入ります。

議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費について、2点ほどお伺いをいたします。

1点目です。第1目の道路橋梁総務費の地籍調査事業についてです。地籍調査事業の支出済額525万9,300円についてお伺いをいたします。

この事業の内訳のうち、地籍調査委託料492万2,400円について、その内容をお聞かせください。あわせて、地籍調査協議会負担金5万6,000円とありますが、この地籍調査協議会とはどのようなものなのかについてもお伺いをいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

平成22年度地籍調査事業におけます地籍調査委託料につきましては、南野、御幸5地区1社、新所6地区1社、中町1、2地区1社と、計3社に、所有者調べ、境界立ち会い、1筆地測量などの業務委託、及び過年度地籍調査成果デジタル化業務委託、これらの発注を行ったものでございます。

また、地籍調査協会負担金でございますが、負担金の内訳は、全国協議会分2万9,000円、東海ブロック分1万円、三重県協議会分1万7,000円でございます。各協議会は相互に連携し、国土調査の推進を目的とし、調査・研究や啓発活動、事業執行の講習会の開催などを目的に設立され、県内では現在20団体が加入しているという状況でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

2点目です。第3目道路新設改良費の野村布気線整備事業についてお伺いをいたします。

支出済額4,031万3,104円の内訳として、埋蔵文化財発掘事業委託料923万3,700円とありますが、何を発掘調査されたのか、その内容をお聞かせください。

さらに、用地購入費のほかに補償費224万7,187円とありますが、補償費の内容は何であるのか、お聞かせください。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

野村布気線整備事業の決算額4,031万3,104円の内訳でございます。その内訳といたしまして、その中の埋蔵文化財の調査でございますが、当道路区域内にある埋蔵文化財、横澤経塚の発掘調査を行うための埋蔵文化財発掘業務委託を行ったものでございます。

もう1点、用地買収費と補償費でございますが、区域内の土地所有者、個人所有者との土地売買契約、補償契約が締結できたことによります土地売買契約金及び補償金という内容でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

野村布気線整備事業につきましては、さらに二つの支出済額が明示をされております。繰越明許費445万8,872円と、事故繰越1,118万8,749円の二つであります。ともに内訳は用地購入費と補償費とありますが、繰越明許費の不用額1,063万2,128円とは何か、この不用額についてお伺いしたいということと、繰越明許費と事故繰越とはどのように違うのかということをお伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず、野村布気線の繰越明許費分と事故繰越分の決算額についてでございますが、これらにつきましては、いずれも土地売買契約に基づく土地所有権移転登記が完了したことによる土地売買代金の残金及び補償金でございます。

また、不用額につきましては、繰り越した分のうち、決算として不用となった額が不用額ということとさせていただきますのでございます。

もう1点、繰越明許費と事故繰越の違いについてでございますが、平成22年度繰越明許費につきましては、21年度分の予算額を繰り越したものでございます。また、平成22年度事故繰越につきましては、平成20年度分の予算額を平成21年度に繰り越しをさせていただいて、処理を行う予定でしたが、これが完了しなかったため、やむを得ず22年度に再度繰り越した分が事故繰越となったものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

さきの6月の議会で、緑風会の小坂直親議員の質問がございました。その中で、事故繰越は、繰越明許を2度繰り返すことだ、このような質問がありまして、同時に、これは職員の対応が不十分だったのではないかというふうな形の質問だったと思います。これに対しての市長の答弁ですけれども、ことしの4月に一部の組織を改編して、用地買収担当を特化して定めて、用地買収がスムーズに進むように組織の体制強化をしたというふうに答えておられます。ところが、事故繰越が繰り返される。確かに用地買収、大変な仕事だと思います。利害が絡むわけですから。ですが、このまま難しかったので繰り越しですと。また次の年もだめでしたよ。だから、これは事故ですと。

これではやはり困ります。そういうことを申し上げながら、用地買収担当を特化して定めてというふうなこと、これはどういうことなのか、どういう組織の改編であったのか、再度お聞かせをいただきたい。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

用地買収の強化ということでございます。

昨年度の組織といたしましては、用地管理室の中で、全職員が地籍調査であるとか、管理部門であるとか、用地買収、それらの業務を組織の中で各職員が分担してやっておったと。室長はそれを総合的に取りまとめを行っていたと、総括していたというようなことで組織体制でございました。

今年度、強化ということで、副参事として、用地担当を専属で副参事、それと担当職員も専属という形で置くことによって、用地担当を専属で主にやっていくという職員を配置したということで、用地買収に向けての強化を行ったということでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

この件につきまして、特に道路新設改良の野村布気線につきましては、いろいろとお伺いをしたいことがたくさんあるわけですが、この件については、再度一般質問の中でやりたいと考えております。ただ、この質疑の中で1点だけ、用地買収強化のために副参事を置いたというふうなことでありますが、まだ4月からというふうなことで、性急に効果はどうだというふうなことは申し上げにくいところですが、とりあえず、私、前にも申し上げましたように、用地買収につきましては、地籍調査事業の必要性というふうなこともございます。そういう意味で、非常に喜ばしいことだとは思いますが、とりあえず4月からこの方、半年以上たちまして、どういうふうな効果があったと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

組織強化の効果ということでございます。

用地買収を行う事業は、野村布気のみではございません。いろんな道路事業、他の道路事業もございまして、野村布気を含めて、かなりフットワーク軽く動くことが可能ということになった中で、かなり用地買収交渉というものは進んでおるものと感じているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ある意味で、組織改編までして努力をされておるという点については、敬意をあらわすものでございます。ただし、どれだけやっても結果が出せなければ、これは対応不十分どころか、おい、大丈夫かいと、職員の能力はどうなっているのやと言わざるを得ないような状況が出てまいりますし、逆に言いますと、市長、どうなっているのやと。きっちり大事な仕事として督励をしてお

るのかと、ほったらかしかいというふうなことを申し上げなければならないような事態が出てくるかもわかりません。十分心して、まず結果を出すこと。ネックがあれば、じゃあそれはどう解決していくのかという次の段階への考えをやはり固めていく必要があると思います。これに対しては、用地の担当者だけではなくて、市長を初めとする市の幹部の心構えが問われるものだというふうにかえます。一般質問の方でこの件につきましては再度やらせていただきますけれども、しっかりやっていただきたいということを要望しておきます。終わります。

○副議長（宮崎勝郎君）

坊野洋昭議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時56分 再開）

○副議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

13番 中村でございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、まず1点目で、決算の総括検証についてということでございまして、平成22年度決算は、厳しい財政状況の中、第1次総合計画、第2次実施計画の初年度に当たり、この計画を遂行するがために、限られた財源を有効かつ適切に活用するとともに、選択と集中による施策内容の見直しを行い、暮らしの質を高める施策の推進を基本姿勢に予算編成をされたものであります。

一般会計の決算では、歳入が約221億円、歳出が210億円、差し引き11億円で、23年度の繰越財源7,700万円を除いた実質収支は、約11億円の黒字となっております。また、財政力指数は、市税収入が15億円減少したものの、1.050で不交付団体が継続しているものの、23年度では交付団体に移行するというところでございます。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成21年度より8.8ポイント上昇し、85.2%となっており、厳しさを増す財政状況が現実味を帯びてきたと、そのように考えるところでございます。

こういった中、市長として2年目の平成22年度決算でございますが、こういった総括検証をされたのか伺いたしますところでございますが、先ほど同僚議員からも総括に関しましてはご質問がありまして、ある程度答えていただきましたので、要点とポイントを再度答えていただきたいと。よろしく申し上げます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長2年目の決算の評価の要点とポイントはということでございましたが、午前中に伊藤議員のご質問にもお答えをさせていただきました。ご案内のように、少し触れられましたけれども、平成22年度につきましては、市税収入が平成20年度のピークから23億落ち込む中にありました。21年度からは15億という中にございまして、そういう中であって、第1次亀山市総合計画における前期基本計画、第2次実施計画に掲げるさまざまなハード施策、ソフト施策の推進を図るとともに、市政の透明性の確保と市民サービスの向上に努め、最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組んでまいったところがございます。

こうした取り組みによりまして、実施計画に基づく各種施策につきましても、おおむね計画どおりの進捗を図って、それぞれ所期の目標を達成することができたものというふうに考えてもおります。しかしながら、これもお触れになりましたが、経常収支比率が85.2%に上がってきたということで、財政指標が示しますように、市税収入等の減少により財政構造の硬直化を示す指標が高くなるとともに、平成23年度において、ご案内の7年ぶりに普通交付税の交付団体に転じることなど、大きな行政経営の転換点を迎えておる、そういう中に現在ございます。

このことから、今後、この平成22年度決算を踏まえ、さらに行財政改革の取り組みを一層強力に進めまして、効率的で持続可能な行財政運営を今後も図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

じゃあ、次に2番目でございますが、先ほど、実質収支比率が約11億円の黒字となっているということでございましたが、単年度収支と実質単年度収支はどんな状況であるか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度決算によります実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書のとおり、10億8,214万2,000円の黒字となっております。一方、単年度収支につきましては、22年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、4億106万6,000円の赤字となっております。また、実質単年度収支につきましては、単年度収支に財政調整基金への積み立ての黒字要素と、取り崩しの赤字要素を考慮するもので、5億8,092万7,000円の赤字となったところがございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

先ほどの数値から考えてみますと、かなり厳しい状況だということで判断させていただきます。担当者の総務部長としては、この数字に関してどういった見解をお持ちか、ちょっとお尋ねした

いと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほど申しあげましたように、単年度収支、また実質単年度収支につきましては赤字となったところでございますが、決算統計上、減債基金への積み立てが3億円ございますし、剰余金の積み立てが7億5,000万円ございますが、これらは黒字要素として見込まれないといったこともございます。また、臨時財政対策債の借入れも控えたといったことなども考慮いたしますと、黒字となりまして、健全な財政運営ができたかというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次に、財政運営に関してでございますが、市の財政状況を判断する財政指標というのがございます。それからいきますと、財政力指数が0.3ポイント減少して1.050で、財政の弾力性を示す経常収支比率は、先ほど言いました8.8ポイント上昇して85.2%、公債費負担比率は1.5ポイント上昇して14.1%となっているところでございまして、財政指標について、程度はともあれ、硬直化の傾向が見られておるといのが現状でございます。

また、市税収入におきましても、大幅な減少が見込まれるなどとともに、公債費が本年度から数年にわたりピークを迎えるなど、扶助費を含む義務的経費は増加の傾向にあり、財政運営は今後一層厳しさを増すものと見込まれるところでございます。

このような現下の財政状況においても、財政の悪化を理由に消極的な財政運営に陥るといことは、決して許されるものではないと考えるところでございます。

そこで、今後の財政運営につきましてはどのようにされるおつもりなのか、お伺いたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今後の財政運営についてでございますが、現在の景気低迷が長引く中、ここ数年来の財政基盤を支えてきました市税収入は年々減少するとともに、公債費の償還がピークを迎えるなど、財政運営が厳しくなることが予測をされます。

また、本年度におきましては、7年ぶりに普通交付税の交付団体となるなど、自治体経営の大きな転換点を迎えることとなってきてございます。

このような中、平成24年度にスタートいたします後期基本計画に向けては、地方分権が進展する中、急激な社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民生活に密着した各種行政サービスを永続的、安定的に提供できるよう、将来を見越し、計画的かつ余裕を持った財政運営を行っていく必要があるものというふうに考えてございます。

こういったことを踏まえまして、亀山市行財政改革大綱に掲げた各種施策に取り組むとともに、職員一人一人に限られた財源の有効活用への意識を徹底させるなど、無駄のない健全な財政運営に取り組んでまいります。

また、市税収入等の歳入に見合った歳出の抑制、選択と集中による財源の重点配分などをさらに徹底するとともに、経済事情の著しい変動や災害の発生などに備えるために、計画的に必要な基金を確保いたしまして、持続可能な財政基盤を確立してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先ほども同僚議員の中から、中期財政見通しのお話もあったんですけど、23年から26年のスパンということで、5億円ずつ毎年削減するという目標が掲げられてあったところでございますけど、今後、それについてどうされますか、お伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

毎年5億円を削減目標といたしました現在の中期財政見通しにつきましては、財政状況に大きな変化が見られることから、見直すことといたしました。既にご答弁をさせていただきましたが、後期基本計画との整合を図って、新たに3月に提出させていただきたく、策定に取りかかっているところでもございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次の3番に行きます。

財政調整基金と減債基金の積み立てについてということでございます。

基金に目を向けてみますと、市税収入が前年より約15億円大幅に減少したものの、財政調整基金は5億7,000万円増加して45億円、減債基金が3億円増加して17億円、計62億円積み立てされておるところでございます。大規模建設事業として、亀中や関中の改築事業、東幼稚園、あと特養整備、また川崎愛児園整備事業への補助等、この22年度である程度完了しておりまして、今後、和賀・白川線や野村・布気線という大きな工事が残っておるわけでございますが、今後、あまり大規模な公共事業といたしますか、今のところ聞いていないところでございまして、今後は大きい支出も、あまり今のところはないんじゃないかと、そういった状況の中で、財政調整基金の活用の方と今後の積み立ての目標額につきましてどうお考えになってみえるのか、先ほど言われました行革大綱の中期財政見通しというのもありますが、今後変更していくというご意見も聞いております。そういった中で、目標額はどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政調整基金につきましては、積み立て目標額といったものは特に設けてございませんが、決算の状況や財政需要を考慮いたしまして、財源に余裕があれば積み立て、また不足をすれば取り崩すといったことになってまいります。

平成22年度末の財政調整基金の残高は、剰余金の積み立てなどによりまして約45億円と、新市となって最高額となっておりますが、今後、これまでから申し上げておき、市税収入の減少などにより、財政運営は厳しさを増してくるものと考えております。

このような中で、新たな後期基本計画が策定をされますが、市民の暮らしの質を高め、市民満足度を高めるためには、この計画の具現化を図ることが何よりも重要というふうに考えておき、そのための財源として有効かつ適切に活用してまいりたいというふうに考えておきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次にちょっとお尋ねしたいんですが、亀山市の標準財政規模はどれぐらいか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

標準財政規模につきましては、地方公共団体の標準的な状態で通常に入られるであろう一般財源の規模のことでございますが、健全化判断比率の算定などに用いられております。亀山市の平成22年度の標準財政規模は、約133億円でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

133億円ということで、財政調整基金は、基準財政規模の約10ないし15%が妥当だと言われておりますが、この値と比較してどういった考えを持ってみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政調整基金の積立額につきましては、昨年度もお答えをいたしました、標準財政規模の10%程度という考え方もあろうかというふうに存じますが、本市の標準財政規模に対する財政調整基金残高の比率で見ますと、22年度末で33.9%となっております。

県内他市の状況を見ますと、標準財政規模に対する比率は、14市の平均値が19%、全市町では30.3%でございます。これから比べましても、適切な規模ではないかというふうに考えているところでもございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次に、減債基金につきましても、今後どのような形で積み立てられるおつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

減債基金につきましては、本市におきましては本年度より公債費の額が増加をすることから、公債費負担比率において、財政運営上、警戒ラインと言われております15%を超える期間が続くものというふうに考えてございます。このことから、財政への影響を考慮し、15%を超える部分を減債基金により補てんすることといたしております。本年度、23年度予算におきましても3億3,000万円の繰り入れを行い、公債費に充当いたしましたところでもございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

特別会計等では、財政健全化法のもとで減債基金の額がその比率に影響があるわけですが、この減債基金の積立額は、よく公債費の元利償還金の6%程度が妥当じゃないかというふう聞いておりますけど、このことについてはどういったお考えをお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

減債基金につきましては、議員の言われる元利償還金の6%といった考えは、私ども、今現在のところ持ってはございません。先ほどもご答弁申し上げましたように、公債費負担比率において15%を超える部分について減債基金を充当させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、4番目の市債の発行についてでございます。

これは、先ほど同僚議員がご質問されまして、ご答弁があったところでございます。22年度の市債の発行は、交付税措置の部分がほとんど、かなり占めておるということで、市債発行額も平均的な水準であると。また、今後も平均的に推移していこうというお答えがありまして、確かにこの市債の発行につきましては、標準財政規模をかんがみながら、公債費比率や起債制限比率、また公債費負担比率等の指標を念頭に入れながら、的確な判断をしていかなければならないような難しい面もあるわけですが、今後も前向きに取り組んでいただきますように期待いたしまして、このご答弁は結構でございます。

次に行きます。

次に、報告第9号決算に関する附属書類についてでございます。

1番、主要施策の成果報告書について、地籍調査事業についてお尋ねしたいと思います。

地籍調査はもとより、公図や登記簿の面積が現況と合っていないために、1筆ごとの土地の調査を行い、その結果により法務局の公図や登記簿の面積、地目を改正するものでございます。大変重要な事業の一つだと考えるところでございます。地籍調査に関しましては、同僚議員の方々もいろいろ一般質問等でしてみえるところでもございます。

そこで、亀山市の地籍調査の進捗率はかなり低いと聞いておるところでございます。亀山市だけじゃなくて、全国もその進捗率というのは50%程度と、そのようなことを聞いておるところでございます。全国的にもおこなれているという状況のようでございますが、22年度、どんな地区をどれぐらいの面積を調査されたのか、またその進捗につきまして、事業を開始されて10年以上経過しておるわけでございますけど、あまり実っていないという状況だと聞いておりますが、その成果についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市の成果でございます。

亀山市の事業進捗につきましては、市の面積190平方キロメートルのうち、国が所有する土地を除いた182平方キロメートルが対象となっております。当市は、平成14年度から事業に着手し、御幸、東御幸町、並びに関町新所地区を中心に調査を順次広げ、昨年度につきましては、先ほど坊野議員にもご説明申し上げました、南野、御幸5地区、新所地区、中町1、2地区というところを実施させていただいておるところでございます。本年度までに事業着手しました合計面積につきましては0.68平方キロメートルでございます。進捗率は0.37%でございます。また、三重県全体の平均進捗率は、8.21%となっております。

なお、全国では、平成23年4月の時点で49%の実施率という状況になってございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

国が49%、県が8.21%、市が0.37%ですか、大変進捗率が低いと理解させていただきますが、その調査につきまして、実施されているところと未実施のところとが当然あるわけでございますが、それぞれ未実施によるデメリットというのがあると思います。また、実施されているところにはメリットがあると思いますが、例えばデメリットですが、例えば土地取引やら相続問題、インフラ整備とか、あと公共事業にもいろんな影響を及ぼしたり、地震などによります土地の形状の変化、境界の復元やそういった作業も、未実施のためにおくれたり、そういうことにも影響があるところと考えるところでございますが、このメリット・デメリットにつきましてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査を実施していない場合のメリットとデメリットということでございますが、先ほど議員からもご紹介をいただきました。

まずデメリットといたしまして、まず一つ目として財産が正確に把握されない、二つ目に災害に対して迅速に対応ができない、三つ目といたしまして土地取引が円滑にできない、四つ目といたしまして将来の公共事業が円滑に実施できないなどが上げられるのではないかと。特に、これも先ほど議員もご紹介いただきました、特に今後、東南海地震などの発生による大災害が想定をされておりますが、未実施でありますと、インフラの復興事業を含めた財産の復旧に迅速に対応できないことが大きなデメリットであると考えられます。

またメリットでございますが、先ほど説明を申し上げました、デメリットの裏返しという形になりますが、事業実施により土地の実態が短期間で面的に整備され、デメリットとされた4項目がメリットにかわるというのが一つでございます。また費用負担につきましても、土地所有者の費用負担はなく、行政的な経費につきましても、国が50%、県が25%の補助があり、市負担分の25%につきましても、特別交付税の措置により実質的な市の負担は5%の経費になるのではないかとというようなメリットがございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

やっぱり未実施のところはかなりデメリットが多いということは理解させていただきました。

全国的にも、三重県も市もそうですけど、進捗状況が悪い中で、なぜこんなに地籍調査が進んでいないかと。それにはいろんな原因があると思います。そういった中で、考えてみられる大きな原因といたしますか、3点ほどあると思うんですが、まず人員不足じゃないかと。もう一つは財政的な問題、もう一つは市民の協力と、この3点が大きいんじゃないかと考えるところでございますが、先ほど財政的な話で今ご答弁があったように、この事業の負担というのは、国が50%、残りを県と市、そのうち県と市の8割が特別交付税措置ということで、実質負担は5%とかいうお話でしたね。ということで、財政的な問題はあまりないんじゃないかと今理解させていただきました。そういった中で、人員不足とか、あと市民の協力ですね、やはり地籍調査をするに当たって、いろいろ市民の皆さんの協力は不可欠だと考えるところでございますが、いろいろ境界線のトラブルとか、かえって地籍調査をしたためにこれまでであった自分の土地が減ったんじゃないとか、いろいろそういった問題が起きてくるが多々あると考えるところでございまして、こういった地籍調査が進まない原因という中の一つだと考えておるんですけど、この進まない原因と思われるのはこの3点以外にもございますか、3点を含めてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地籍調査を進めるに当たっての方策ということでございます。

地籍調査の進捗のために、今、人員増や組織づくりにつきまして、重要な問題であるというふうには考えておるところでございますが、地籍調査は、現地立ち会いまでの基礎調査、現地との違いを事前に把握し、不動産登記処理方法などの検討など丹念に精査し、進めていかなくはなりません。所有者間の調整や、事業協力を求めるにも、人員増だけで解決するものでもありません。調査地域を急激に広げても、境界の未確定などの問題を多く残し、結果として進捗率の向上にはなりません。

せん。

このような状況の中、事業予算の増額につきましては、三重県におかれましても積極的な予算対応をいただいておりますことから、事業進捗に合わせて適切に予算要望をしてまいります。

また、土地所有者の協力により事業進捗を図る方向性についてということでございますが、地籍調査を円滑に進めるため、今回、亀山市地籍調査推進委員設置要綱を定め、地籍調査実施地区内の地権者の中で、自治会長から土地に関して識見を有する方の推薦を受け、地籍調査推進委員として委嘱し、地籍調査の普及啓発や境界立ち会い等で生じるトラブルなどの円満な解決に携わっていただき、地籍調査事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ前向きに取り組んでみえるというのは理解させていただきました。しかしながら、なかなか進んでいないのが現状でございます。

次に、この調査に対する市の考え方ということでございますけど、地籍調査というのは自治事務であるために、市がみずからの判断で実施するか否かを決定することになるということで、市としてこの地籍調査の重要度についてどういった認識を持ってみえるのか、先ほどのお尋ねするところからいろいろ前向きにやってみえるのはわかるんですが、この地籍調査自体に対してどんな認識を持ってみえるのか、お伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今後の地籍調査の進捗に関する市の考え方でございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、地籍調査事業には多くのメリットがございます。地籍調査事業は、今後の亀山市のインフラ整備を含めたまちづくりの発展の礎として進めていくべき事業でございますが、多くの地権者の皆さんのご理解とご協力がないと成果が得られないものでございます。また、この事業は、行政主導だけで進められるものではございませんので、地域地権者と行政が互いに協力し、取り組んでいくべきものというふうに考えておるところでございます。

今回、地籍調査推進委員の役割を明確にし、地権者とともに地籍調査事業の推進を着実に前進させてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

地籍調査というのは、大変重要な事業の一つだと思っておりますので、今後前向きに取り組んでいただきたいと要望するところでございます。

次に、リニアの新幹線の件でございますが、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立状況についてということでございます。

これも先ほど同僚議員からご質問ございまして、現在13億円と、目標が20億円、5,000

万ずつ積み立てているということでございまして、いろいろな問題がございます。そういった中で、まずこの基金に対して市民の意識はどのように考えてみえるのか、市としてとらえてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

リニア基金を含めますリニア市内停車駅誘致に関する市民意向につきましては、これまでアンケート調査等の具体的な意向把握は行っておりません。

リニア市民会議の取り組みについて、リニアの必要性や波及効果について、着実に市民理解は向上してきていると感じております。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先ほど同僚議員からも、再三といたしますか、質問があったわけでございますけど、要するにいかにも市民意識を高めるといいますか、このリニアの新幹線でございますけど、各県に1ヵ所駅を設けると、そこまでは決まっております。三重県の中でも亀山市が駅になるとはまだ決まっていないと、そのように聞いておるところでございますが、やはりこういった駅の誘致の場合、もし亀山市に駅ができた場合にこんなメリットがあるんだなあ、と、そういった啓蒙といたしますか、やはり市民の方に対してももう少し宣伝といたしますか、何のためにこれだけ積み立てておるのかという、そういった必要性を特にわかっていただけるような報道が必要だと考えておるところでございます。

そういった中、今後の方針ですけど、リニアの中央新幹線やJR複線電化推進市民会議等の会議もございまして、そういった活動の団体に対して、今後もっと強く要望していかなければならないと考えるところでございますが、そのことにつきましてどのように思ってみえるのかがまず1点。

それと、市民の皆さんのそういった意識の向上を図るために、今以上の啓蒙といたしますか、そういったことをしていかなければ、やはり理解は得られないと。お金ばかり積み立てて、30余年先のことでどうするのやと、そういった意見もかなりあると思います。今後、真剣にといたしますか、市民の意識の向上のためにどのようにされるのか、これが二つ目。

三つ目に、特に今の状況の中でもそれなりに頑張ってみえるとは思いますが、もう少し国やら県に対して、駅が誘致できるように強い運動をしていかなければならないと。そうじゃないと、ただでさえもなかなか目標は達せられないと、そのように考えるところでございますが、今後、以前以上にやっていただきたいと考えるところでございますが、その3点につきましてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず今後の方針でございますが、現在、中間駅の建設につきまして、東京・名古屋間というような部分についてはJR東海では考えられておるところでございますが、今後、その延伸に向けた働きかけをしていきたいというようなことと、こういった動向を見据えながら県や関係団体と連携し

ながら、JR東海と沿線自治体との協議、調整が円滑に進行していくというようなことの働きかけを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから2点目、市民意識というような部分でございますが、市民意識につきましては、まずリニアを知っていただくというようなことで、現在、名古屋の方にリニア鉄道館がオープンするなど、市民の方々がよりリニアを現実のものとして受けとめていただく環境になりつつありますので、今後さらに市民の関心は高まっていくものと期待をしておりますし、こういった活動はしておるところでございます。

それからもう1点、リニア市民会議でリニアの試乗会を今まで実施しておりました、平成12年から18年まで。今後またこういった試乗会については行うというふうな報道もございますので、今までリニアの市民会議によるリニア山梨実験線車両の試乗会につきましては、先ほど言いました平成12年から18年度までの事業として実施され、亀山の次代を担う子供たちが親子で735人、このほか一般・会員試乗で470人と、1,200人余りの方々が、夢でなく現実のものとしてリニアの高速空間を体験していただいております、こういった活動が今後続けられるものと考えております。

それから最後でございますが、今後の取り組み方針というようなことでございます。

リニア中央新幹線に関する今後の取り組み方針でございますが、リニア沿線自治体の中でも、5万人都市規模で早くから市民レベルでの取り組みを実施している自治体は亀山市のみであると自負いたしております。この強みを生かし、リニア市民会議を通じまして、リニア誘致によるさまざまな地域への波及効果について市民理解の浸透を図るとともに、取り組みのすそ野を広げていながら、市を挙げた誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

一方、国やJR東海に対しましても、県や関係団体と連携をしながら、中間駅の建設に伴う費用負担のあり方も含めて円滑に調整できるよう、国の関与について要望していくとともに、大震災に対する国土軸の代替機能の必要性も含め、2045年とされる名古屋・大阪間の開業が少しでも早く実現できるよう、東京・名古屋間の進捗を見据えながら、今後とも積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ努力してみえるのは理解するんですけど、依然として駅周辺の整備も350億円近くかかるし、これから30余年先の話ですし、なかなか市民の意識としては、5,000万ずつためるということ自体もいろいろ難しい、ほかにも使うべきじゃないかというようないろんな意見もございますので、真剣にこれから、今後どうしても基金が必要だということをおわかっていただくような啓蒙の仕方をしていただきたい、そのように思います。

ちょっと時間がないので、早く行きます。

次に、介護基盤緊急整備事業について、施設整備の現状と今後の方向性ということでございますが、22年度の施設整備状況というのが、三つ施設ができたと聞いております。また、現在、第4期介護保険事業計画、広域連合でございますけど、そのもとに進んでおるわけでございます。そういった中で、22年度には施設が三つできたということでございますが、この現状につきましてち

よっとお尋ねしたいと。

そしてもう1点でございますけど、平成24年から26年のスパンの中で、広域連合の第5期介護保険事業計画が今度立てられるわけでございます。そういった中で、保険料とのバランスも考えながら、2市で協議しながらいくわけでございますけど、今後の方向性について、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

平成22年度介護基盤緊急整備事業で実施いたしました施設整備の状況でございますが、鈴鹿亀山地区広域連合が、第4期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスとして選定いたしました3施設の整備に係る補助金などがございます。

まず、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームが1カ所、これに対する補助金は、県補助が1億150万円、市補助が1億円ございました。それから、認知症対応型高齢者グループホーム1カ所、これにつきましては県の補助金が2,625万円、さらに、小規模多機能型居宅介護施設1カ所、これにつきましては県の補助金が2,625万円、合わせて2億5,400万円補助をいたしております。また、それぞれの施設開設準備金といたしまして、3カ所で県の補助金として2,820万円を支出いたしております。このほか、グループホームのスプリンクラー整備に対しましても、国庫補助金1,107万9,000円を支出しておりますので、総合計が2億9,327万9,000円となっているところでございます。

第4期介護保険事業計画の介護保険サービスの基盤整備におきましては、地域密着型サービスとしまして、平成21年度から23年度までに小規模特別養護老人ホーム2カ所、グループホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護施設1カ所を計画いたしております。本年度にグループホーム1カ所が開設予定でございますので、小規模特別養護老人ホーム1カ所を除き、予定した整備が完了いたしております。

また、第5期介護保険事業計画の施設整備の考え方でございますが、平成24年度から平成26年度の計画につきましては、現在広域連合で策定作業が進められております。第4期の評価の中で、計画期間において積極的に施設整備を進めてきましたが、一部には供給過多の状況もうかがえるため、第5期計画におきましては、要介護高齢者の利用意向と、事業所の供給可能量との把握に努め、適切な基盤整備量を設定することとしております。

今後の施設整備につきましては、介護保険料とのバランスにも配慮する必要がありますので、策定作業の中で協議を行っていきたいと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次へ行きます。

最後でございますが、4点目の実施計画シート兼実績シートの成果指標についてということでございますが、これは成果報告書の実施計画シート兼実績シートというのを見ていただきまして、そ

の裏の一番下の欄の指標というところに載っておるわけでございます。その中で、1次成果指標というのと2次成果指標というのがございまして、1次成果指標というのは、事業を実施したことによる直接関係する成果で、2次成果指標というのは、事業を契機に発生する成果で、事業の本当の目的に関する指標ということで、この2次成果指標の方が重要ではないかと考えておるところでございますが、今回成果報告に載っている全体の事業が約139でございます。そういった中、この1次成果指標はすべて載っているんですが、2次成果指標が、大変重要な指標にもかかわらずほとんど載っていないと。10件ほどじゃないかと思うんですが、この件数、どれぐらい設定されているのか、お尋ねしたいと思います。

それと二つ目に、この2次成果指標の設定というのは大変難しい、そのように考えております。そういったことで載っていない理由の一つとも思うんですが、また、この指標を設定する上で難しさの背景にあるものは何かと、その2点についてお伺いいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず2次成果指標でございますが、この部分については、議員申されました、事業実施を契機に発生する成果でございますが、これは可能であれば設定するというふうなことにさせていただいておって、数は少ないということになっております。2次成果指標を設定しておりますのは、139事業中18事業で、12.9%となっております。

それから、2次成果指標につきましては、事業実施成果の先にある施策目的の達成度との関連も深まりますことから、それぞれの事業との直接的な関係が薄くなるという側面もございまして。また、その事業を単独で達成できるものではない場合も多くありますことから、設定することが難しい面もあり、設定できる事例が少ない状況となっております。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

もう時間もなくなってきましたので、もう1点だけお尋ねしたいと思います。この2次成果指標というのは、市職員のみで改善できると見られる指標等もあれば、市民とほかの団体の方々との協働でなければできない指標でもあると考えておりますが、そのことにつきましてどのようにお考えになってみえるか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在、前期基本計画の期間中でございまして、23年度まではこのような指標でいきたいということでございます。

それから、24年度以降につきましては、評価の仕方も施策の持ち方によって変わってくるということでございますので、施策評価も含めて、いろんな側面で行政評価の方は検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

時間がなくなりましたので、また別の機会にでもご質問させていただきたいと思います。

きょうの質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○副議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、市民クラブを代表して、通告に従い、決算に関する代表質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願ひします。

最初に、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をさせていただきます。

平成22年度の決算の評価についてお尋ねをいたします。

平成22年度は、これまで好調でありました市税収入が減額に転じ、今後財政的にも厳しくなる、そういう流れの中の最初の年でありました。そういうことを受けて行財政改革大綱も策定をし、歳出構造の刷新、歳入改革の推進を2本柱として取り組んだ、ある意味最初の年だったと思います。財政状況のターニングポイントとなりましたこの22年度の決算をどのように評価されているのか、確認をいたします。

○副議長（宮崎勝郎君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度決算につきましては、税収入が減少する中、経費の削減、基金の活用などによりまして、効率的な予算の執行を図り、健全な財政運営に努めたところでございます。

こうした取り組みにより、第2次実施計画に基づく各種施策につきましても、おおむね計画どおりの進捗を図り、特に教育施設の整備を初め、福祉施設の整備に係る助成などによりまして、市民生活にかかわる基盤整備を図れたものというふうに考えております。

一方、初年度となりました行財政改革の視点で見ますと、歳出構造の刷新では、時間外勤務の削減を初め、平成23年度予算編成に向け、目標額の設定など、新たな予算編成手法の取り入れ、また、補助金の適正化につきましては、交付基準の策定を行ったところでございます。

また、歳入改革の推進につきましては、普通財産の売却や自動販売機の設置など、行政財産の貸

し付けによる財源の確保、また基金の有効な活用による財政運営など、行財政改革大綱実施計画に基づく取り組みに着手したところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

歳出構造の中の時間外の削減の話があります。これは一般質問でこの後予定をしておりますので、そこでまたお伺いをしたいと思います。

それから、歳入改革で基金の運営、これもまたこの後の質疑が入っておりますので、改めてそこで確認をさせていただきます。

2回目に、主要施策の成果報告書をここ数年来出していただいております、特に決算の概要ということで、一般会計の総括的な文章を入れてほしいということで、昨年から入っております。ことしにおきましては昨年の決算委員会の附帯意見もございまして、外部評価委員会の結果も報告をしてほしいということで、これも明記がされました。ただ、報告内容を見てみますと、財政に関する硬直化の言及はありますが、事業執行に関する点は、今部長がおっしゃったような部分も含めて、あまり触れられていない。外部評価委員会の役割、決算についてはどのような点を評価して行っているのかを確認したいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行政評価外部評価委員会の役割につきましては、市の行政評価の結果の検証を行い、それを市長に報告するものとしております。また、委員会は5名で構成し、会長には三重中京大学の村林教授に就任していただいております。同委員会において、今回から新たに主要施策の成果報告書のうち1ページから14ページの決算の概要について評価を行っていただいております、評価結果につきましては、決算の概要に対する評価は、1ページ目の外部評価結果として記載させていただいております。このほかにも、決算の概要につきましては、外部評価委員会の指摘により、主に総括部分の一部修正や、参考資料に基礎的財政収支の推移を加えるなどの修正を行ったところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回初めて外部評価委員会の報告がなされておりますが、少しあり方を含めて、また違うタイミング、ちょっと質問が今回多いものですから、別のタイミングでやらせていただきたいと思いますが、私が思っていた評価の内容とは少しずれがあって、もう少し突っ込んでいくというか、今のあり方を突っ込んでいく、先ほどの部長の答弁されておる中身のような見方がないと、ただ財政が硬直するだけではあまりうまみがないという、外部評価としてうまみがないような感じがしましたので、改めてこれはまた別の段階で確認をさせていただきたいと思います。

次に2点目に、中期財政見通しとの差異ということでお尋ねをしたいと思います。

これも先ほど申しましたが、行政運営ターニングポイントを迎えることに当たり、行財政改革大

綱も策定をされたと。そういう意味では、その附帯資料の中に中期財政見通しというものが提示をされ、その結果をどう見るのかということもやはり決算の視点ではないかなということ、これから5点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、市税についてお尋ねをいたします。

中期財政見通しでは、この市税については117億程度を一つの数字としておりましたが、決算は123億4,000万、約6億円近い増となりました。この6億円の差というものについてどう評価しているのか、また増加分の要因について確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

差異についてということで、平成22年度市税収入全体の決算額は、議員が申されるように約123億4,100万円、中期財政見通しは約117億6,100万円と、その差は約5億8,000万円の増となっております。その主な要因は、個人市民税につきましては、景気の低迷や雇用状況の悪化により、民間給与収入を年収で10%の減と見込んだところですが、予想以上に所得が上向かず、納税義務者も減少したことにより、約1億5,000万円の減少となりました。

一方、法人市民税におきましては、雇用所得環境の悪化や消費低迷などから、ほぼ横ばいと見込んだところですが、製造業など一部事業所で業績向上などにより、約3億5,000万円の増加となりました。

また、固定資産税のうち償却資産につきましては、現有資産の減価償却の減少分を予測し見込んだところでございますが、液晶関連及び自動車製造業などの一部事業所において予想以上の設備投資が見られたこと、また、それに牽引されてのリース資産の増加があったことから、約3億円の増加となったところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当初、リーマンショックから1年以上過ぎて、景気がなかなか回復しないだろうということで、法人からの税収も減るのかなと私も思っておりました。結果的には、逆に減ったのは個人の方で、やはりこれは収入が減ってきている。ただ、収入が減った割に企業の方は業績が上がってきていると。まさしく企業の収益体制は変わったけれども、なかなか収入に結びつかなかったところだと思いますが、企業によって支えられてきたということは確認をさせていただきました。いい意味で、いい方向に税収はふえたと。

次に、同じ税収にかかわる地方交付税についてお尋ねをいたします。

中期財政見通しでは、地方交付税が約4億としておりましたが、決算は約8億4,000万、4億近い増の数字になりましたこの増加分の要因について確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

増加となりました要因につきましては、普通交付税が4億1,900万円の見込みに対しまして

3億8,450万円と、減額というふうになりましたが、中期財政見通しでは見込んでおりませんでした特別交付税が4億5,798万円交付されたことによるものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

中期財政見通しでは普通交付税だけが見込んであって、若干微減ではありましたが、含んでいない特別交付税を計上したんだということでもあります。

なぜその中期財政見通しに特別交付税を含んでいなかったのか、4億円というのは結構大きな数字ですが、当初から含まなかった理由について確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

財政見通しに特交を見込まなかった理由でございますが、特別交付税につきましては、平成18年度の算定から、不交付団体に対しては災害対策の緊急的な財政需要以外は交付されないといったことが規定をされておりまして、3年間で段階的に減額される見込みであったことから、22年度の財政見通しでは計上を行わなかったところでございます。

しかしながら、世界的な経済不況による法人税の落ち込みは、不交付団体に与える影響が大きいとのことから、交付されることとなったことによるものでもございます。

また、本年のように東日本大震災や台風12号の豪雨被害など、大きな災害が発生をいたしますと、被災した団体に手厚く交付されることとなり、当市への交付額も大きく変化をすることから、非常に見通しが立てづらいといったことも一つの要因であるというふうに考えてございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

もともと特別交付税は、確かに8億円ぐらいが段階的にゼロになるというふうな議論だったと思います。とはいうものの、いつでも何かしらついてくる、特別交付税自体。ただ、午前中、これまでの議論もそうですけれども、財源としてどうなんだといったときに、やはり何億という数字がもともとの中期財政見通しから外れた財源になってくると。ですから、足りない足りないという中期財政見通しの中に特別交付税あたりが入ってくると、ある意味余剰になってしまうという、その辺の危険性があるんで、全くゼロで見積もるものなのか、今後計上していくものか、この辺はまたぜひ検討してほしいし、交付金の見直しがあるのであれば何がしか載せていくものなのか、この辺についてはまた改めて検討した上で、来年度予算ぐらいに見直しをされるということですので、改めて考え方を示し願いたいと思います。そうじゃないと、ある意味隠れたお金になってしまいますので、非常に重要な点だと思いますので、これはまた改めて予算で確認をしたいと思います。

次に、歳入の自主財源となってくる市税、それから地方交付税、これは特別交付税も含んでおりますが、中期財政見通しはプラスになってまいりました。このような状況の中では、不足財源の対応財源としては、これは交付税だとおっしゃっていますが、臨時財政対策債、それから当然不足財源としての基金の繰り入れ、こういうようなものがそれをまた補てんしていく財源となってくると。

まず、臨時財政対策債について確認をしたいと思います。これは当初予算では約9億6,000万組んでおりましたが、3月補正で3億5,000万ほど減額をして、最終6億円になりました。私は、臨時財政対策債も起債の一つではないかということはずうっと言ってまいりました。幾ら100%交付税措置があるとしても、やはり起債には変わらない。そういう意味からいくと、今回の地方財政状況調査票を見ますと、これは発行可能額11億円ぐらいを可能額としておりますが、実際は6億円ということで、半分に抑えていただいたと。この辺が6億円の起債となった背景としては、さっき申しました歳入増の影響が大きいのか、ある意味22年度は歳出規模を抑えた結果なのか、どう評価されているか確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債につきましては、中期財政見通しにおける見込み額9億6,150万円に対しまして、決算額は6億9,200万円となりました。これは、算定を行ったところ、発行可能額は11億2,762万3,000円となりましたが、歳入では税収がふえたことや、歳出では不用額などにより歳出規模を抑えたため、財源に余剰が生じたことから、借入額の抑制を図った結果と考えるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私も、対策債であっても必要があれば減額補正はすべきというふうなことを言ってきましたが、今回、22年度減額補正を行いました。今後、税収増であった、不用額があった場合、同様の減額補正というふうな考え方で今後に対応されるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債につきましては、交付税の振りかえ措置として不足財源を補てんするために借入れを行っているところで、この償還額につきましては、全額交付税算入をされまして、後年度に普通交付税として交付されるものでございます。

しかしながら、公債費が年々増加していく要因ともなることから、今後の臨時財政対策債の借入れにつきましては、より厳格に精査をし、財政状況を勘案しながら慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私の質問に対して答弁はありませんでしたが、今回は実際には減額補正をされたんで、今後もあり得るというふうに私は感じております。

次に4点目、基金の繰り入れについてお尋ねをします。

財政調整基金の繰り入れ、これも中期財政見通しと同じ額、12億3,800万ほど当初で入れ

ました。3月補正で、今度は5億3,840万減額補正をして、最終7億の繰り入れになりました。ただ、12月補正で約5億円を基金に積み増した、そういうことで基金繰り入れ7億、基金積み立て5億、実質、差し引くと2億円の繰り入れとなった。減債基金には、12月補正でやはり不用額や税収増があったということで3億積み立てられました。これも多分2億円こっちへ回せば、実質基金繰り入れなしでこの22年は運営ができたというふうになってまいります。

このように今回22年は、基金を繰り入れ、途中で積み立て、最後は減額というふうな、何か上ったり下ったりみたいな補正だったんですが、このような運営をされたことについてどう考えておられるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度におきましては、12月補正で市税の増収、前年度繰越金等の計上による歳入増加見込みから、財政調整基金5億936万円、及び減債基金3億円の積み立てを行うべく予算計上をいたしましたところ、さまざまなご議論もいただきましたので、3月の補正時には歳出の減額に伴う財政調整により、既に資金繰りとして運用しておりました7億円を除いて、財政調整基金繰入金を5億3,840万円減額したところでございます。補正ごとに基金に係る歳出積み立てだとか、歳入の繰り入れ補正ということになりましたものの、結果として良好な資金繰りを行いながらも、基金残高も増加し、健全な財政運営ができたものとする次第でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少しそこが12月の基金積み立てのときにも議論をさせていただいた部分で、やはり歳入をとめておいて、歳出側で回したというのは問題があるんじゃないかと。やっぱり歳入に見合った歳出を行うとおっしゃっているわけですから、やはり私は、余剰が生まれれば補てん財源側を減らして、歳入規模を正しくすべきだというふうに申しましたが、そういう視点からいくと、先ほどの臨時財政対策債と同じ質問になりますが、基金繰り入れ後の補正の考え方、どのような考えなのか、改めて積み立てなのか減額なのか、考え方を確認したいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、平成22年度におきましては、補正ごとに基金に係る歳出歳入補正といったことになりましたが、今後につきましては、財源に余剰が生じましたら、資金繰りの状況を見ながら、基金の繰入金の減額を基本として補正予算計上をいたしてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

基本的には、ぜひそういうふうな方向でお願いをしたいと思います。

次に5点目に、予算執行についてお尋ねをしたいと思います。

予算執行率というのは、実質収支にも私は影響するというふうに考え、当然影響しますが、3月の定例会で、22年度の実質収支の予測といたしますか、確認をさせていただきました。不用額は4%程度出るだろうということで、当時の答弁で8億円ぐらいを見積もっているということでしたが、実際は約10億8,000万程度計上いたしました。2億円ぐらい上回ったことになると。3月段階での質問でありましたが、この2億円を上回ったこと、この辺のことを受けて予算の執行状況についての評価を確認したいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

本年3月議会の竹井議員からのご質問に対しまして、平成22年度の実質収支額の想定を約8億円程度とご答弁を申し上げたところでございますが、決算を見ますと、10億8,214万2,000円となったところでございます。この差額であります3億円弱につきましては、一部景気の回復による税の増収、及び特別交付税の3月交付分によりまして、想定以上に歳入がふえたことが要因であると分析をいたしております。

一方、評価でございますが、歳出における不用額から見ますと、平成21年度の不用額は約12億円で、22年度は5億2,000万円と、6億7,000万円の減少となったところでございます。これは、適切な予算執行と、事業完了後における不用額について、速やかな予算減額に努めたところによるものと認識をいたしておりますが、引き続き事業の見通し等を精査し、適切な予算措置、事業の執行管理に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

年度末になって特別交付税増収があったんで、見込みより多かったというふうな答弁でございました。

あと予算執行で、決算の総括を読みますと、一部の事業に繰り越しがあることから、適切な事業の進捗管理に努める必要があるというふうなことが報告もされております。事業執行、確かに年度途中、いろいろ補正をとったんで、不用額も減ったということでありましたが、事業執行においての問題点や課題点、また、それを受けて次の予算編成や執行に関して反映することがあったのかどうか、この報告がされておりますので、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成22年度の決算総括から、予算編成や執行に関して反映することはのご質問でございますが、まず予算編成におきましては、今年度の予算編成より取り入れました目標額の設定や、決算ベースでの予算要求をさらに徹底し、行財政改革大綱に掲げる財政改革の推進に努め、適正な予算配分を行うことが重要であるというふうに考えているところでございます。

また、予算の執行につきましては、年度当初に予算の執行方針を示し、平素から事務事業の進行

管理、並びに予算の執行状況を掌握するとともに、不用額が生じた場合は、速やかに予算の減額補正を図るなど、予算の計画的かつ効率的な執行に努める必要があるものと認識をいたしてまいります。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

何点か平成23年度の予算編成にも反映したということですので、確認をさせていただきます。

次に、報告第9号決算に関する附属書類の提出について、2点ほど質疑をさせていただきます。最初に、決算の概要についてお尋ねをいたします。

平成22年度の報告を見ますと、年度別の財政指標等もグラフ化をされて、少しずつ報告内容がわかりやすくなってきています。ただ、昨年まで報告がありました公債費比率と起債制限比率の数値が今回報告されておりませんが、何か理由があるのか。

それともう1点、あわせまして、決算の数値が一覧でまとめてあります決算カードというのが、ホームページを見ますと、1年おくれ、21年まで公開されており、非常に決算の中身がわかりやすい。そういう意味からいきますと、22年度版として決算のときにそのような数値、一覧表が出せないのか、2点を確認させていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

公債費比率につきましては、公債費の一般財源に占める割合で、地方債の発行限度を判断する比率として、また、起債の許可制限比率につきましては、地方債許可の制限に係る指標で、いずれもこれまで起債を行う上での重要な指標でございました。平成18年度に地方債協議制度が導入されたことに伴いまして、起債に当たっては、別にお示しいたしております健全化判断比率に基づく実質公債費比率による制限がされることとなったところでございます。このことも踏まえまして、今回の決算の概要の報告に当たり、内容の見直しを行った中で指標といたしましては算出いたしておりますが、掲載を行わなかったところでございます。

次に、決算カードのご質問でございますけれども、決算カードにつきましては、地方財政状況調査、これ決算統計でございますが、これの集計結果に基づき、普通会計の歳入歳出決算額、各種財政指標等の状況について1枚に取りまとめたものでございます。本市につきましては、総務省の書式に準拠して作成をし、ホームページにて公表しているところでございます。

これまで、元資料であります地方財政状況調査はご提出しておりますが、今後、決算カードも決算の概要とあわせて提出させていただきたいと存じます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

年々決算についてもわかりやすいものになってきておりますので、できるだけ多くの情報を提出していただくようお願いをしたいと思います。

次に、主要施策の成果について2点お尋ねをしたいと思います。

1点目に、小学校校庭芝生化事業についてお尋ねをいたします。

校庭の芝生化は、砂の飛散防止、温度抑制効果、屋外活動の促進が期待されるということで、南小学校をモデル的に整備したものです。この、今お話をしました求めた効果というものは発揮できたのかどうか、まず確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

昨年度実施いたしました亀山南小学校の校庭芝生化モデル事業の効果であります。砂の飛散防止対策の面では、一定の効果を発揮しているものと評価をしております。また、子供たちが昼休みなどに進んでグラウンドに出て遊んだりする機会が多くなったと学校から報告を受けているところでもございますし、そのことから、子供の屋外活動の促進についても事業成果が図られたものと考えているところでございます。

なお、温度抑制効果につきましては、現在、グラウンド及び教室内の温度測定を継続的に実施しております。今後、詳細な検証に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

三つの目的のうち二つについては、ほぼいい傾向があったんじゃないかなというふうなご報告でした。

ただ、私たちも、会派で田辺市の芝生化をした小学校に視察に行きました。非常にそこはお金がないということで、校長先生と教頭先生2人で水やりから芝刈りからやっておられました。やはり一番重要となるのは、芝の管理をどういうふうに行っていくのかと、維持管理が非常に重要な視点だろうというふうに思います。成果報告の課題を見せていただいておりますが、今後の維持管理、活用について、保護者や地域の方々との検討も必要ではないのかなというふうなことも課題として取り上げていただいておりますが、この1年を通じた中での今後の管理体制について確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

芝生の管理であります。今年度は初年度であり、芝の管理は最初が肝心でありますことから、エアレーション、目砂散布、施肥、芝刈り等といった業務を専門業者へ委託し、維持管理に努めているところでございます。

なお、今後の維持管理につきましては、本年度の管理内容や芝の生育状況等も見きわめ、芝刈りや除草などについて学校などと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

モデル的に南小学校がスタートをして、東幼稚園の方にも、小さいですけど張られている。当然、温度抑制効果と、こういう暑い夏をどう過ごすんだというところで非常に重要なテーマになってくると思うんです。やっぱり維持管理をどうしていくのか、お金をかければそれでいいという問題でもないし、やはり地域も含めてどういうふうにやっていくのか。

田辺市を見に行っても、芝張りはいろいろお手伝いをさせていただいたけれども、なかなかその後は難しいというふうなこともありましたので、ぜひまたこの検証をした上で、管理体制について改めてまた確認をさせてほしいと思います。やはりどう学校と地域と、それから業者がいるんでしょうけれども、うまく提携をしながらやっていただきたいというふうに思います。

次に2点目に、総合環境研究センターの事業についてお尋ねをします。

平成17年1月に設置要綱が策定をされておまして、この総合環境研究センターは、次代を先取る有効な環境施策を立案して、自治体、企業、住民が実践できる戦略を練る実践型シンクタンクとして設置をしております。平成17年6月の定例会で質問をさせていただきました。そのときの答弁では、三重大や三重短期大学の先生たちが集まって、亀山市の次代を先取る有効な環境施策の研究立案をするんだというふうなことでありました。ただ、センターの所掌事務は五つあって、その中の一つに環境教育があります。今はこれが中心的な所掌事務の一つとしての環境教育のみが実施をされている。

私は、シンクタンク的な面があまり発揮されていないんじゃないかということをご数年言ってきました。成果報告を見ましても、環境教育の視点しか報告をされておきませんが、総合環境研究センターの事業をどのように評価されているのかの確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

評価についてご答弁させていただく前に、平成22年度の総合環境研究センターの実績を少し触れさせていただきます。

まず実績といたしまして、環境教育の面では、かめやま環境市民大学、大学院の開講、また環境講演会の開催、事業者との連携の面では、シャープ等の連携による中学校への環境出前講座、それから国際交流の面では、COP10による国際環境学習、情報発信では、環境文化史の発刊、また、シンクタンクの面では、エコライフチェック施策の提言などが行われてきたところでございます。

なお、平成22年度の主要施策の成果報告書には、環境市民大学の事柄のみ特化して記載をしておりますが、これらの他の取り組みの記載が漏れておりました。申しわけございません。

評価でございますが、平成17年に設立をいたしまして6年が経過し、延べ730名の方が市民大学、大学院を卒業されまして、学ばれた知識を環境団体活動などに生かしていただきまして、子供たち、また市民の方々に自然の大切さ、地球温暖化防止の必要性などを広めていただいたというところがございます。また、シンクタンクの面では、レジ袋の削減、エコライフチェックなどの次代を先取る有効な環境施策の提言、国際交流においてCOP10への参加など、さまざまな取り組みを行っていただいております。成果はあったものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、それぞれご報告ありましたが、成果報告が三、四年前から入っているわけですね。これも政策評価としてやるべきだということで随分言って、ようやくそういうものが入ってきたと。当然主要事業として上げてあるのであれば、私、3年ぐらいうつと毎年見ているんですけど、市民大学しかない。要は、視点がそこに行ってしまうと。当然、行政チャンネルでも2時間程度講座があったりして、大学院まで発展をしようとする。やはり事業の広がりがあれば、違う方向に行くはずなんです。17年の6月にも同じことを聞いたんです。シンクタンクですよと聞いた。それで、環境に絡む政策をつくっていくんだということは、県でもやっているじゃないですかということを書いて、いや、やはり亀山独自の人材なんだとおっしゃる。でも、あの評価を見ていると、そこまで書き込んでいないので、これから活躍する場を見つけなければならないみたいな書き方がしていると。

ですから私は、23年の予算委員会でも、それにも改めてまた文化や健康を入れてしまって、環境の域を脱していませんかと。だから、こういうものは、逆にそういうふうに入れるのであれば、生涯教育でやったらどうだろうか。そうやって環境や教育や文化が生涯教育の範疇でやれば、さらに、今部長がおっしゃったようなさまざまな仕事をしているのであれば、そういうものを入れればいいわけですね、そういうところに。そういう意味からいくと、まず成果報告にも問題があった。これはやっぱり早急に変えていかなきゃならないということと、今の環境の幅が出てしまったという問題ですよ。ここのところが多分事業仕分けなんかでも指摘をされたんだろうと思う。

ですから、今後どうされていくのか。一般質問でもいろいろ、この後あるんで、方向性だけ確認して終わりたいと思いますが、どういうふうに取り扱われるのか、確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

事業仕分けでは、2名の委員が不要、3名の委員が、それぞれ内容・規模見直し、民間委託、民営化などの判断をされ、環境を考える市民をつくることは重要であるが、現状の事業内容では、手段として適切でないなどのご意見を賜ったところでございます。今後、このご意見を踏まえながら、関係部署と協議、また検討を行ってまいりたいというところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

決算の確認ですので、また改めて方向性が出ればお示しを願いたいと思います。

次に、議案第69号平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について質疑をさせていただきます。

最初に、純損失計上の背景についてお尋ねをします。

昨年に引き続き赤字決算になりました。当年度純損失5,800万円を計上しました。昨年は7,280万ありましたが、繰越剰余金の処理をいたしましたので、この22年度で初めて純損失として繰越欠損金を計上いたしました。純損失を2年間計上した背景、収益の背景や対応について、改めて確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターでは、改革プランに基づき、赤字補てんとして一般会計からの補助金を2億円以内とする経営改善に取り組んでいるところですが、結果といたしまして、補助金を超えた5,813万8,280円を純損失として計上することとなりました。

その大きな要因といたしましては、平成21年12月末で退職した整形外科の常勤医師の後任の確保ができず、三重大から非常勤医師の外来診療支援を受けてはいたものの、整形外科の手術及び入院に十分な対応ができなかったことが大きく影響しております。しかしながら、平成22年8月には三重大医学部総合診療科から常勤の内科医師が赴任したことにより、多様な疾患を持つ患者に幅広く診察できる体制が整い、また、救急患者の受け入れについても積極的な対応に努めた結果、外来では約2,000万円の減収となりましたが、入院においては約4,000万の増収となり、医業収益全体では前年度より約2,000万円の増収となっております。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一番影響が大きいのは、これも去年も確認しましたが、整形外科医の方がやめられた後の後任がなかなか見つからないということだろうと思います。三重大からもいろいろご配慮願って、入院も少し経営改善になったということでしたが、22年度も繰越欠損金が発生したと。今、一応約2億円の補助金で収支バランスをとるという経営計画でありますので、非常に補助金の増でのこの欠損金の解消は難しいと思いますが、とはいうものの、欠損金が発生をいたしておりますので、この解消の対応について何かお考えがあるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

欠損金解消の対応ということでございますが、平成22年度については、改革プランの取り組みの2年目として、経営の改善、健全化に向け、一般会計からの補助金2億円以内を目標に取り組んでまいりました。それを超えた5,606万1,438円の欠損金となりました。これは、先ほど申し上げました5,800万と約200万ほど差異がございますが、これは利益剰余金を充当したためでございます。

なお、平成22年度より進めてまいりました三重大との寄附講座が本年6月に開設されたことに伴い、総合診療科医師の配置による診療体制の拡充や、これまで不在であった整形外科の常勤医師の配置により、患者数及び手術件数等が増加しておりますところでございます。

今後におきましても、診療体制の維持拡大に努めることにより、患者数が増加し、収益増につながるものと考えており、それによりまして、プランの達成と欠損金の解消をしてみたいと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

寄附講座の話がありましたが、これは23年の話なので、少しそういうものが今後プラスに転じるだろうということをございましたので、これは確認をさせていただきました。また改めて寄附講座の内容については別の機会に確認をさせていただきます。

次に改革プランとの差異を聞く予定でしたが、少し後の質問の関係がありますので、これは伊藤議員の方からも、患者数の増減の質問がございましたので、ここは割愛をさせていただいて、3点目の医療費の未収についてお尋ねをしたいと思います。

監査委員からの決算審査意見書でも、未収金が21年から22年にかけてふえています。987件、1,784万円になっているということが報告されていきました。議会に提出された資料からはなかなか内容が把握できませんが、監査委員の資料でこのことが書いてございます。なぜ未収金が増加しているのか。それからまた、未収金の外来、入院の配分といたしますか、どちらが多いのか、あわせて確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

まず、医療費の未収金ということをございますが、全体について申し上げますと、平成22年度決算時点での未収金総額は、約1億9,500万円でございます。その内訳としましては、約1億7,600万円が国民健康保険や社会保険団体等への請求分に係るものでございまして、これにつきましては、事務手続の関係上、約2ヵ月おくれで入ってくることから、年度末の2月分、3月分が主なものでございます。

議員言われる個人負担分の未収金は、約1,780万円でございます。これにつきましては、入院が1,330万、外来が280万でございます。

なお、未収金の発生要因といたしましては、やはり経済的な理由から一括支払いが困難であるため、分割による支払いになったり、あるいは未払いになるケースがございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

従来、未収の質問をすると、国保や社保分だということが多かったんですが、今回、監査委員からもそういう報告がある。特に今内容を聞くと、入院の方が圧倒的に多いと。確かに入院した後、支払う段階で、こんなに多かったのかということが多分あると思います。そうすると、やっぱり未収金が出ない取り組みですね、出た後の取り組みが非常に重要だけれども、市税の方を見ましても、一たん未収になると取りづらいというか、なかなか集めづらいような状況になってきます。そういう意味では、入院というところもそういうポイントもありますので、今後、そういう場面で、やはり未収金になっていかないような考え方、当然、今、未収になったものの解消も要りませけれども、そういう考えがあれば確認をしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

未収金についての具体的な取り組みについてでございますが、未収金の新たな発生を防ぐことに努めることとしておりまして、対策といたしまして、入院時に所定の手続により、一定額を超えた個人負担分を納付しなくてよい限度額適用認定証の申請等を勧めております。また、窓口での支払いが困難な場合には、その都度分割等の相談をし、分納誓約をいただくなどにより、未収金発生の抑制に努めております。

なお、未収金が発生した場合には、本人あてに文書による督促を行い、支払いがない場合には電話にて督促を行うなど、収納に努めているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今でも約2億円近い市からの補助を入れながら、どんどんどんどん患者さんは上向きになっても、片一方でこういう、上向きになればなったで未収が出てくるというのは、たとえ100万でも150万でも、私は収益に寄与するような努力というものはやはり必要ではないかなということをお願いして、次に入らせていただきます。

最後に、議案第70号平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について質問させていただきます。

まず最初に、純損失の計上の背景についてお尋ねをします。

21年度決算から2ヵ年連続で純損失が発生をいたしました。これまで宿舎会計は収支とんとんでありまして、道の駅会計が利益がありました。そういう意味で、剰余金も計上いたしてまいりました。ただ、22年度の決算では、道の駅、国民宿舎の両会計とも純損失を計上して、2,000万近い純損失となりました。この両方の事業の純損失の計上の内容分析はどのように行っておられるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

平成22年度決算につきましては、国民宿舎事業、関ロッジが2,040万7,420円、道の駅が56万1,495円、合わせて2,096万8,915円の純損失となりました。

関ロッジの利用状況としましては、宿泊者数が8,500人、これは昨年度比マイナス450人、休憩者数につきましては1万3,355人で、78人の増になっております。トータルでいきますと376人の減ということで、そのうち、市内の方が利用されてみえる状況につきましてご説明させていただきます。宿泊利用につきましては793人、休憩利用につきましては9,306人で、合わせて1万99人がご利用いただいております。また、その利用目的としましては、同窓会、自治会等の会議、懇親会が約40%、法事等が30%、老人会等、高齢者のご利用が15%、その他15%となっております。

欠損の要因につきましては、長引く景気の低迷や、旅行形態の変化、及び施設が利用者ニーズに合わないなど、宿泊利用者が減少したものによるものでございます。

一方、道の駅の利用につきましては、来館者6万8,301人、前年度に比べますと3,387人の減となっております。その主な減少要因は、新名神高速道路の開通や高速道路の無料化などに伴

い交通動線が変化し、国道1号線利用が減少したことによるものでございます。以上の要因で収支の減になったということでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

休憩はほぼ横ばいですが、やはり宿泊、それから道の駅の利用が落ち込んできたということは確認させていただきました。

2点目に、国民宿舎の経営資金ということで確認をしたいと思います。

現金、預金を見ますと、20年度の1億6,500万から22年度では1億5,800万、600万近く減ってまいりました。これも多分純損失の影響が大きいのだらうと思います。今後も同じような純損失が続きますと、私は現金、預金はさらに減少するものと思いますが、このような状況の中で、国民宿舎事業を経営するのに必要な運転資金について、どれぐらい要るものなのか、確認をさせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

国民宿舎を経営するに当たり必要な運転資金ということで、宿舎事業としては、月おおむね1,000万、道の駅事業としては150万、合わせまして、月平均1,150万、年間でおおよそ1億4,000万程度になると思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

宿舎事業で1,000万、道の駅事業で150万ぐらいが毎月ないと運転できないということでした。ただ、現金預金の1億5,900万の中には、4条側の予算である資本的収支不足の補てん財源、これも1億5,000万ぐらい含んでおりますので、相当経営資金は厳しいのではないかなと。これでは100万足りなくなってしまう。21年度は、決算で利益積立金の、利益剰余金を赤字に補てんをして、利益に絡む剰余金は一切ゼロになってまいりました。22年度は、その損失分をこの留保資金で処理をして、7,000万しか残っていないと。8,000万の建設改良積立金は使えませんので、留保資金7,000万で経営をしていくことになってまいります。そうしますと、経営資金が1,000万は要るわけですから、資本的収支を使いながら今経営をしていると なりますと、この純損失、2,000万円がどうかはわかりませんが、仮に2,000万あったら、減価償却が1,200万ありますので実際800万ぐらいは赤字になってしまうと。そんなペースが続きますと、やはり私は経営資金に不足を生じるような懸念がないのかなというふうに思うんですが、その辺のところについてのご見解をお示し願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

稲垣関市所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

純損失が2,000万ペースでいくと、今後経営資金が不足するのではないかなというふうなご質

問をいただきました。

おっしゃるように、関ロジとしては、現金預金として今1億800万程度ございます。そのうち、建設積立金8,000万、退職者給与引当金約670万、それを差し引きますと2,000万余りの運転資金ということになります。それを今700万から800万の赤字ということになりますと、3年程度につきましては3条予算の方の賄いでいける。ただ、それ以降になりますと、議員ご指摘の建設改良積立金等の流用というふうな厳しい経営状況になるということでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2年連続欠損が続きましたので、少し数字を調べてまいりましたら、相当厳しい状況だなというふうに感じましたので、今回質問をさせていただきました。早急な経営改善が望まれるということをご指摘いたしまして、この質疑を終わらせていただきます。

○副議長（宮崎勝郎君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時54分 休憩）

（午後 4時05分 再開）

○副議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、早速質疑をさせていただきたいと思います。ちょっと質問の順番は変わりますがけれども、ご容赦願いたいと思います。

議案第53号亀山市待機児童館条例の制定についてですけれども、条例中、第2条の名称及び位置においての中で、今回の名称を「亀山市待機児童館」というふうな名称にされました。待機する子供たちの施設として活用するんですけれども、余りにも条例の条文を使った待機児童館と、できたら市民に親しまれやすいような名前にして、市民が親しみを持った施設としての名称をなぜ考えられなかったか、一遍そこについてお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

施設の名称でございますが、「亀山市待機児童館」といたしております。この名称につきましては、その名前から施設の内容を推察できるものにするため、施設の設置目的に記載されている内容に基づいた名称としたものでございます。今後、親しみやすい名称につきましては、別途愛称を保育園の保育士から募集する予定をいたしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

極力、この保護者の人らも子供たちも、どこどこ行くよというような形の名称をぜひとも考えていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、議案第57号の亀山市消防団条例の一部改正についてですけれども、午前中にも2名の議員の人が質問されました。この条例改正について、同じような答弁をされたんですけれども、45歳を削除した理由について、少子・高齢化云々とかいうふうですけれども、これは基本的に、平成17年1月11日に亀山市と関町が合併させてもらいました。そのときに、旧関町の条文の中には、その年齢制限がなかったと、上限が。だけど、亀山市にはあったと。だから、合併当時のこの市町の条例整合はうまくいかなかったと。だから今回の条例改正になったのではないかと、私はそういうふうに思いますけれども、そうじゃないんですか、どうですか。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

平素から郷土愛護の精神に基づき、地域の安心・安全に大きく寄与していただいております消防団でございますが、今議員おっしゃる合併当時のそういういきさつにつきましては、ただ単に関の145名と亀山の270名を足して415名になり、その後のそういう条例の内容につきましては、関町は上限の年齢がなかった、亀山市にはあったというふうなことでございましたが、これは亀山に倣うというふうなことで合併協議会で話しなされて、今に至った経緯だと私は認識しております。以上でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そういうふうな認識の中で今回の45歳を削除して、18歳以上の方を消防団員として任用するというふうな条例改正になったので、今まではその答弁されたことが、建前と本音、そこら辺が整合されておらんと。といいますのは、平成18年に規則改正がされています。その規則改正に伴って、各分団の団員条例というのが規則の中で定められています、各分団の人員を。そういう中で、平成22年3月30日、及び平成23年3月31日をもって規則改正を櫻井市長のもとで、各分団の人員の組みかえがなされておると。というのは、7分団に1名増員し、10分団に1名増員し、8分団に2名増員し、なおかつ11分団で4名減少というふうな規則改正を行ったと。というのは、地域的なぐあいもありますけれども、消防団員確保のために条例・規則改正は、規則第24条のその他の事項で、規則については、必要と認めるときは消防長が改正することができるというようなことですが、告示は市長の名でやられておると。そういう中で、やはり415名云々のことをいろいろ議論されたんですけれども、やはり現在、消防団員定数は条例で415名と定数を決められています。その中で、各分団における定数が規則によって定めておる中で、こういうふうな22年、23年という動きがあると。だから、いろいろ不都合があると。だから、やはりこの規則というのは、消防団員がいかに確保できるためには、定数をこういうような改正ごとに、22年、23年というようなややこしいことせんと、附則の中で、消防団員の定員が欠員になった場合には、

他に流用することができるという附則を設けたら、こういうような条例改正することはならんし、また団員、この規則の中で定めておる定数というのは、一応のおおむね各地域の所轄分団の地域性、それにのっとりて団員の基礎的な人員配置をしておかなあかんけれども、欠員ができたときには流用できるというふうな方法に規則の改正をすることができないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

亀山市の消防団規則に定められております各分団の定員数につきましては、当市の人口動態を見て、見直しの必要もあるものと認識しております。

今後は、独立機関である消防団組織内で検討を要するものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

団幹部でいろいろ協議してもろうて、団幹部の要望が来るというふうな形で整備していきたいというんですけれども、基本的に、任命権者は市長であります。市長がやっぱり消防団のいろんな式典、訓練等でいろいろ述べられる中で、やはりもう少し消防団組織の組織内容、そういうようなものを見きわめていただきたい。といいますのも、条例に関連して、消防団の育成確保についてもいろいろ問題の中で、現在、消防団員で公務災害補償費、1名1,500円、福祉共済金1名3,000円というようなことで納付しております。それで、現在の公務災害補償の1,500円は、公費で負担されております。ところが、福祉共済については個人の出費、個人から徴収して福祉共済がなされております。この東日本大震災のときに消防団員が245名殉職されて、福祉共済で2,700万の弔慰金が支給される中、余りにも多くの消防団員が死亡したために、1,100万に減額された。それで、現在の現職消防団員に対しては、過去3年間、今から3年間、3,000円の掛金が4,000円になるというような通達を私は聞き及んでおります。

そういう中で、消防団員は団員で年間3万6,000円の年報酬をいただいておりますけれども、そこから3,000円を引いた中での消防団活動をする中に、消防団員として確保するために、なぜそういうような3,000円の福祉共済を個人払いさせんならんかと。というようなことをしておるもんで、団員確保もなかなかうまくいかないというようなことです。

これ、ほかに、さっきの森さんの答弁の中で、1市6町、亀山市を入れて2市6町がこの年齢制限をやっておるという中で、各市町でいろんな基準を設けています。そういうようなこともきちっと本市も見きわめた中で、市長としても消防団活動に、どういうふうに消防団が対応を受けておるかということすべて市長として把握していただきたいと思いますけれども、今後の意気込みについて、消防長もお見えになりますけれども、市長としてももう少し認識をしていただきたいと思っていますので、その点についてお考えがあったら、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員に申し上げます。

議案と少し離れておると思いますので、注意願います。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

櫻井議員のご質問については、消防に関するものでございます。統括をする立場として、私の方から少しだけご答弁申し上げたいと思います。

先ほど議員がご提起なされた、まさに消防団員の定数条例のいわゆる資格の問題であります。これは、条例4条の第1項1号について、このたびの議会で改正案として示させていただきました。これは、各自治体の事情によって必ず異なります。先ほど次長がご説明いたしましたように、県下でも、いまだに亀山市を含めて2市6町がそれぞれの事情の中で上限年齢というのを定めております。最高齢のところは55歳というところもございます。それは地域の実情、当亀山市におきましても、平成17年の合併のときに、旧関町、旧亀山市において協議なされて、現在の条例が定まったわけでありまして。当時関町は、18歳、上限なしと、これは当時の町の消防団のご判断であったらうと、このように推察をいたしますし、当時の亀山市の上限45歳というのも、事情があったものと理解をします。ですから、その中で、当時の消防団幹部、消防本部、いろんな英知を集めて協議した結果が、現条例だと思っております。

私は、この消防団確保の根幹というのは、年齢制限、これも一つでありますけれども、根幹は、第2号の内容であると私は理解をしております。議員の皆さん方は賢明でありますので、消防団条例の第4条第1項2号、これをご承知だと思います。これについて、私はある議員の方と懇談をさせていただきました。すばらしい条文であります。亀山市の4条1項2号、志操堅固な者、そして身体強健な者と、これですべてあらわしているなあと、このように理解をしておりますし、なおかつ一番大事なのは、午前中のご質疑の中で坊野議員からご指摘ありました消防団活動のあり方、これは消防団の現団員の皆さん方の活動はもちろんでありますけれども、消防団活動をいかに市民の皆様方があらゆる角度から理解をして、そしてまた、それに対して評価をいただくか、これが最終的な消防団確保につながるものだと思います。そしてまた、やっぱり将来の亀山市の消防、防災、これを考えるに、将来の担い手をいかに築くか、これが根幹だと考えております。

したがって、次長がご答弁申し上げましたように、将来を見据えてしっかり少年消防クラブ、幼年消防クラブ、こういったものをもとにしっかりと研究をして、亀山市民のための消防行政というものもしっかり取り組んでいきたいと、かように考えております。意のあるところをご理解いただいて、櫻井議員に対する答弁とさせていただきます。以上です。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

消防団員確保の中で、1市6町の中には、班長以上、幹部級の者は年齢制限を撤廃しておるわけですか。そういうようなことも踏まえた中で、やっぱり消防団員資格、今回の条例改正については、やはり今まで気がつかなかったということを申し述べておきたいと思っております。

次に移りたいと思います。

議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についての基金運用についてちょっとお尋ねしたいと思います。

時間がありませんので簡単にいきたいと思うんですけれども、現在の亀山市では、国債、地方債、

政治債、定期預金という4種類の基金運用を行っております。

まず地方債において、三重県、川崎、京都、福岡、各市町の地方債を購入しています。三重県においては10年もので1.056、川崎市は5年もので0.92、京都市では0.93、福岡市では22年12月24日に0.4になるというような形で地方債を購入しています。国債においては、減債基金は2年もので2億、及び9億、定期預金で6億というふうな数字が上がっています。リニアは10年ものから2年ものまでである。そういうような中で、各年度によってこの金利がかなり差があるんですけども、やっぱりこれは基金運用として妥当な数字であるのかどうか。また、その時期によってどのようなことを踏まえて行っているのか、ひとつ聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（宮崎勝郎君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

基金の管理運用につきましては、亀山市基金条例に基づき、普通預金、定期預金、債券で、金融機関の安全性等情報収集を行い、最も確実かつ有利な方法により保管し、運用から生じた収益は、その基金の設置目的に充て、編入を行うか、歳計現金に繰りかえて運用を行っております。

基金の運用状況については、普通預金、定期預金及び債券に分散して行っております。

また、地方債の利息の差につきましては、地方債の購入時期及び運用期間等が異なっていること、並びに安全性を考慮し、分散した銘柄を購入したことによって利益の差が生じております。

また、金融機関に預託しておりました基金の利率につきましては、ペイオフ対策等のため、借入金の相殺範囲内で預託がえを行っているところでございます。預託がえの際には見積もりを提出いただいております。金利について、窓口金利や市場動向を踏まえた上で預託を行っております。以上でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

その減債基金について、2年ものを2億、それから平成22年3月30日に9億の2年ものを買っておる。国債というのは、やはり全体の比率からいくと、金利が当座で年間に2,800万ぐらい生じると。銀行金利は210万という中で、国債が安定な運用だというふうに理解してみえろと思っておりますけれども、1点ちょっとお尋ねしたいんですけども、市中銀行7行、農協から百五銀行までいくんですけども、各銀行によって金利幅が、例えば三重銀行は0.18、ところが中京銀行が0.04、いろんな幅があるんですけども、本市においてその基金運用については、各銀行の入札制度を行っておるのか。あるいは、その入札制度を充実することによって銀行から生み出してくる金利、23年度が200万ちょっとですけども、入札制度を行って、これが妥当か、また国債運用はこれでいいのかどうか、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

多分、市中銀行に預託している1,000万の金額だと思いますけど、1,000万につきまして

は、ペイオフの範囲内で、相殺範囲内で、随意契約で行っております。市内の支店がある金融機関、及び鈴鹿市にある金融機関については、随意契約で行っております。

また、本来、預託する時期には、まず債権の情報を先に情報収集し、また、入札価格をある程度推定し、国債が有利なのか、定期預金が有利なのか判断して行っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

基本的にペイオフは、叫ばれてから大分たつんですけれども、ちなみに百五銀行に11億2,000万、北伊勢信用に11億7,000万、こういうような預金されておると。ほかの農協、労金、中京、そこら辺が1,000万単位と。もう少し金利競争をさせて、もう少し百五、北伊勢の、やっぱりペイオフの関係があつて、おつき合い程度に、今言った農協、労金、1,000万クラスは、もう少し額をふやせば、金利ももう少し確保できるとちゃうかなと、そういうふうに思うんですけれども、市長はどういうふうに思つてはるか知りませんが、市長として、お金のことは会計管理者に任せておきやいいという思いなのか、やはりもう少し、ペイオフもあるんですけれども、その預金先をもう少し分散せいと、百五銀行は11億、北伊勢が11億7,000万、こういうような数字が上がつておるんですけれども、やはりもっと、三重銀行は7億5,000万あるんですけれども、そういうような指示は市長として考えてみえないのか、経営者として。どうですか。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

以前にも議員の方からこういうご指摘、議論があつたのを記憶いたしておりますが、現在、私も、基金の運用状況に際しまして、今少し会計管理者が申しあげましたように、安全性、それからリスク分散、こういうことを重視させていただいて、その情報収集を行つて、最も確実かつ有利な方法を選択させていただいてまいりました。これは過去にもそうでございますし、現在もそうでございますし、今後もその分散をし、有利な運用を図っていくという考え方は基本的に考えておるところでございます。

ご案内のように、海外の欧米の経済情勢が非常に不安定、それから国内におけます経済情勢、あるいは震災の影響もございまして、景気、それから金融市場は非常に大きく今不安定な状況の中にございます。

それから、議員ご指摘をいただいた、たしか平成14年であつたと思いますが、ペイオフ解禁という状況の中で、やっぱり自治体がしっかりと自己責任において資金運用を図っていくという責務があろうかというふうに考えております。

したがいまして、情報収集の中で、国債にするのか、有利な預金、どのように選択するか、金融機関の方からは、なかなか亀山市の運営は厳しいとご指摘もいただいておりますが、しっかりと亀山市としては、会計管理者は一義的に判断をしてくれておるわけでございますけれども、今後も基金を含め、現金の管理運用につきましては、しっかりと安全性、リスクを考えて、分散をさせながら、情報収集、分析を行つて、適正に運用していきたいと、これは基本的な考え方でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その基金の分散の運用の中で、例えば農協が1,000万、23年3月31日から24年の3月28日まで364日で0.04で運用されとるわけです。ところが三重銀行は、7億5,000万入れて、180日、半年ものですけども、0.18という金利があると。そうしたら、例えば百五と北伊勢の金を農協へ預けたら、この金利はもっと高くつくというような形の、もっと分散を図るわけですよ、これはね。そういうようなことを今後考えていただきたい。やはりどうも定期の偏りがあり過ぎるというふうに私は思います。こればかりやっておいたら時間がないもんであれですけども、まだ今後の課題として、また決算のときにやりますけれども、もう時間がないもんで次に移りたいと思います。

次に、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての、第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費の緊急地域経済対策、住宅リフォーム助成金596万6,000円、一般財源にて、この事業の要綱をこの議会に出されなかった理由をまず教えていただきたい。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

当事業の要綱につきましては、現在、作成途上でございます。ただ、文書化はしておりませんが、事業の対象工事であるとか、助成額等の議論をさせていただいた中で、まだ実施までの間に作成をいたすというふうな状況になっているところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

各議員が過去にはいろいろな質問をしてきて、この新規の事業が出てきたんです。9月補正予算で、私の議会におらせてもろうた中で、緊急を要すると、緊急地域経済対策事業と、この委員会の資料をちょっと見せていただくと、10月に今言われた要綱を作成して、この事業を、この資料8でいうと、今後の概略工程、10月に要綱の策定・告示、11月に云々、12月云々、住宅改修の開始が1月と。三月間でやると。それで、この両方の基準が10万円を限度ということですね、100分の10と。そうすると、100万かかっても10万、200万かかっても10万が上限なのか、一遍その確認だけ。イエスカノーか、伺います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

当事業につきましては、一般型でございますけれども、工事費の100分の10に相当する額を10万円を限度に助成をさせていただくということでございますので、200万以上の工事につきましても、上限が10万円ということになります。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、10万ということは、500万で50件分をこの3月31日までにこなさんならんという予算ですね。こなせますか、これを。こなす自信があるか。恐らくこれは、6月に減額補正ということは、緊急に補正を組んだわけです。これ、こなせますか。その自信ありますか。

例えば、今言われた、200万かかっても10万補助と。例えば、この説明資料によると、市内業者に限ると。例えば、これ100分の10という話ですけれども、これは市長にお答えいただきたい。例えばあなただったらどのように選択されるか。例えば200万かかりましたと。市の補助が10万、手出し190万。市内業者に200万の仕事を市が10万補助して仕事をしてもらおうと。市外業者が、例えばその200万の仕事をして170万でしますよと言うたときに、あなたはどちらを選択しますか。200万の事業で10万の補助をもらったら、190万の手出しの請負を市内業者を希望するか、170万で請負をする市外業者が来たとする、どちらを選択されますか、一遍聞きたいです。

○副議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

仮定のご質問でございますが、状況にもよりますが、気持ちとしては市内業者を活用させていただくと、そういう思いでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり市長は金持ちなんやね。わしは170万の方を選びますよ。例えば170万の、それは市長さんは金を持ってはるさかいに、20万ぐらい高うても、市内業者、しゃあないと言われるかわらんけれども、私は市から10万補助をもらって、200万のリフォームをやるのに、170万の方を私やったら選びます。

なぜこのような質問をさせてもらうかという、この上限100分の10と、10万という額が余りにも緊急の経済対策であっても、脆弱と私は見ておる。私やったら、思っておるのは、100分の30、例えばその事業費の3割をリフォーム資金として助成するから、市内業者の育成も図った中で市民の生活環境をリフォームをやるというふうにします。例えば200万かかって3割補助とすると60万、60万出すことによって市が200万の仕事をする。そうすると、市外業者も、いかなこと、60万以上の値引きをして、よう請けませんよ、普通やったら。どうですか。この制度は、100万かかっても10万、200万かかっても10万、300万かかっても10万、こんなやつたら、市内業者を使うたら10万はやるけど、300万かかったら、あとの290万はおたく出さないよと、市民の人に。この制度、よろしいやろうかというよりも、300万かかったら90万の市の補助を出しますよという制度にすれば、市民のリフォームのこともできるし、市内業者の育成もできると、私はそう思うけれども、市長は190万の方をとると。少々高くてもいいわということでは言われましたけれども、それではこの制度自身が、私はせつかくの制度が生きやんと思うんですけれども、これは十分やと認識されておるか、もう一遍市長に聞きたい。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回ご提案をさせていただいておりますこのリフォーム費用の助成制度、これは昨年12月の議会以来、3月、6月の議会でも、多くの議員の皆さんにここでご論議をいただいております。こういう中で、検討、研究をさせていただいて、今回、9月議会に上程をさせていただきましたが、住宅リフォームに対して一定の助成を行うことで、良好な住環境の確保のためのリフォーム工事の発注の促進、また助成対象工事を市内業者が施行することに限定することで、地域の中小企業等の支援、地域経済の活性化にもつながって、十分妥当性のある事業であるというふうに考えております。

また亀山市が、今ご指摘をいただきました10%上限、10万円とした根拠につきましては、他市の制度を調査いたしてまいりました。ご案内のように、県内先進地であります伊勢市における、伊勢市の場合は、工事費の5%、上限10万円の設定ということになっておりますが、これを初め、全体工事費30万円以上に対し10%の助成で、上限を10万円に設定している自治体、これがほとんど多数を占めておられるということがわかりました。その一方で、その波及効果につきましても、一定の波及効果がそれぞれ出ているものというふうに確認をさせていただいております、この制度を進めていくに当たりましては、亀山市の10%、上限10万円、これにつきましては適正な額であるというふうにも考えておるところであります。

一方で、議員、3月にもご質問いただきましたが、これは耐震補強の本市の助成制度でございますけれども、これもあわせて、今回亀山市として、県の事業が7月に新たに創設されましたので、これを上乗せして展開をしていくということを考えております。その意味で、これは従来、亀山市は全県下で最高180万という最高レベルでございましたけれども、県の制度とあわせて今回の上乗せ措置を考えますと、上限約220万というようなこと、これらあわせてリフォーム助成と耐震補強、こういうものを前へ進めていくということが大変意義のある政策判断だと私自身は考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

めでたい話はいつまでもしておてもしょうがないんですけど、基本的に、私はここで申し述べるのは、旧関町には町並み保存事業というのがありました。上限800万の補助、修復に対して。だから、今日の二十数年たった関の町並みは、多くの見学者が町並みを訪れるようになったんです。最初は500万でした、補助制度が。そのときに、2,500万使った人でも500万の補助をもらうて2,000万の修復をされた。だから今の町並みが残っておるんですよ。関にも住みたいというような形なんです。ただ、どうせやるんだったら、伊勢市は5%だからというものではない。中途半端な助成をするんやったらやめときなはれ。私、ここで言うておきます。もしこれの500万が年度末に消化できなんだときに、どういうふうな言いわけするか、楽しみにしています、私。恐らく、ここに抽せんと書いてある。だけど、ここにもう一つ、国の制度とかそういうものは、書いてありますよ。国、県、市、他の制度の助成金、補助金等の助成、補助を受けていないことが一

つの対象工事の中に入っていますよ、これ。だから、今おっしゃった、耐震工事どうの、これはまた別途の問題ですよ。そういうふうに私は指摘したいんですけども、市長、それで、この事業が何%、100%、普及できるとお思いになっているのか。私は、どうせやるんだったら、事業費の3割を助成するぐらいの意気込みで緊急対策を組んで、やはり市内業者の、緊急経済対策事業として取り上げるべきだと思うんですけども、そういうお考えはないですか。改めて聞きたい。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、これはリフォーム工事を行う市民の皆さんの選択によりまして、市外業者との競争、当然であります。亀山市内におきましても、事業者間の競争の上での工事受注というものが想定されるということでございまして、この助成制度によります意欲のある市内事業者への一定の効果があるというふうに考えておりまして、この10%、10万というインセンティブをもちまして、今の状況の中で一定の政策効果をねらっていきたいというふうに考えておるものでございます。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

楽しみにしていますわ、3月をね。

どうもありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団の福沢です。

順次質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、議案第53号亀山市待機児童館条例の制定についてです。

これについては、先ほど櫻井議員から施設の名称について質疑があったところです。私もこの名称についてなんですけれども、まず児童館という言葉が入っていることで、児童福祉法によるところの児童館と混同しやすいのではないかという問題、亀山市は児童センターですけど、そういう性質のものであると間違いやすい。

あともう1点は、待機児童だけではなくて、医療センターにいらっしゃる職員さんのお子さんもお預かりになる、その子たちは待機児童ではないけど同じ施設に行くという矛盾、私たちから見たら矛盾ですね。行政から見たら、縦割りですので、別と思っはるか知りませんが、矛盾がある。そして、やはり小さな子が通うのに、呼び、親しみにくいという問題から、この名称については疑問がありました。

先ほどのご答弁で、愛称などでということがありましたんで、考えてはいただけるものと思いますが、やはりこの市制というものはもうちょっと市民の目線でわかりやすく、ぜひともこれから心を砕いていただきたいなということをお願いして、次の質問に移ります。

保育の内容に移っていくわけですが、その前に、待機児童館ですので、待機児童の数を、一番新しいデータで聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

お尋ねの待機児童の数でございますが、正式な人数ということで、4月1日現在が一番新しくなります。その人数で7人でございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

大分減ってきたなという感があるんですけども、この7人ほどに減ってきた要因、こういうことを頑張ったので減ってきたということがあれば聞かせてください。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

待機児童の数につきましては、昨年度、平成22年4月1日現在では30名ございました。これが、ことしになりまして7名となったところでございます。

その要因としましては、川崎愛児園で改築がなされまして定員がふえたこと、また、各保育所におきましても、施設等の配置、それから保育士の配置等を勘案しまして、できる限りたくさんの児童を受けられる、そういった措置をとってきたところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

こうやって7人に減ってきますと、この待機児童館というのは、いつまでも待機児がいるということでは困りますので、最終的にはなくしていきたいという思いで頑張ってもらっていると思うんですけども、今後の施設の利用の仕方ということもまた問題が出てくると思いますが、それについてはちょっと時間もありますので割愛しまして、私は保育の内容、前の質疑のときにも申し上げましたが、内容についてもう一回お伺いしたいと思います。

この条例を見ますと、保育料が今の保育園と一緒に料金を課すということがうたってあるわけですけども、そうしますと、ここに通われるお子さんに対する保育は、現在の保育園でなされる保育と全く一緒なのか、違いがある部分があるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育料につきましては、ほかの認可保育園と同じ保育料ということでうたっております。

保育の内容でございますが、内容につきましても、児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握しまして保育内容を工夫するなど、保育所と同等の内容で実施をいたします。

したがいまして、通常の保育のほか、給食の提供等もさせていただくこととなります。ただ、給食についてちょっと触れてしまいましたが、外部搬入ということで考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

細かいことを言いますと、私は公告の図面を見まして、やっぱりきちんと保育士さんの見た、例えばトイレの配置ですとか、あといろんなことがどうなのかなということもありましたけれども、先ほどご答弁の中でも言うていただきました給食の問題は、非常に大きい問題であるなと思っています。あと、障がい児の保育を全園で亀山市はしていますんで、そういうことについてもきちんとされるのかどうかということも心配なんですけど、まずこの給食についてお伺いします。

私は前のときにも、この小さな、ゼロ歳、1歳、2歳というお子さん、また離乳食を食べてみえたり、ミルクであったりですので、大きなお子さんと違って5回食事をするわけですよね、保育の間に。それを外搬ということを前提として、公である市の施設をつくるということに対する疑問を呈してまいりました。しかしながら、待機児童をなくするということに対する施策を、後ろ向きではなくて前向きにさせていただくということで、予算的なことも反対せずに、私はこれは何とか認めてきたわけですが、やっぱりこれまでの間にどうしてもこの給食の問題だけは何とかしていただきたいと思って、市長にも直接、非公式ですがお話をさせてもらいましたし、担当部にも、少ない人数の子供さんであれば、家庭内のコンロ、三つあるぐらいの施設で給食は可能であるから、それができるといふ事業者がもしこの保育園を運営してくれるんならば、できてくるので、そういうことができる可能性を持った施設にしてほしいと、せめてコンロぐらいはつけてほしいということをお願いしてきたわけですが、今回の公告の図面、とても小ちゃくて見にくかったんですけども、一体どこにコンロがあるんですかということ、わからなかったのでも、今の事務所にあるたった一つのコンロがあるだけであると。保育園の子供が本当に楽しみにしているのが、お給食であったり、手づくりのおやつであったりという、そういう生活をしているということをお聞きになってこの施設をつくらうとしているのかどうか、本当に疑問に思いました。これについてはどうのお考えで、このようなコンロが一つしかない、普通の家庭のお台所程度の施設もないものをつくらうとしているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

資料でお示しをさせていただきましたコンロにつきましては、配置上、事務室というところがございます。園児に対しますミルクとかおやつとかの提供に当たりましては、調乳、配膳室を別途設けております。そこにはコンロも設置をしていないと、そういう設計でございます。

考え方といたしましては、調理室を設置しません、できるだけ自園調理と遜色のない仕組みで給食やおやつの提供ができるよう、運営事業者からの提案を求めているところでございます。また、事業者によっては、その辺の新しい提案といいますか、それぞれのお考えがあろうと思っております。その辺は十分にお聞きしたいというふうにお考えしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

公告を見ますと、評価基準のところ、食事のところは外搬も可ですが、先ほども部長おっしゃ

いました、自園調理に近いほど加点をしていくということが書いてあります。火がなくてどうやって自園調理をするのか。おやつは調乳室でコンロがないところでしますって、手づくりおやつを火がないところで何として、ゼリーだって火を使うんですよ。どうやってされるのか、具体的にどういふものをイメージしておられるのか、さっぱりわからないんですけれども。その事業者の工夫というのは、事業者がみずからまたそこをリフォームして、火の元をつくるということなんですか。もう一度お聞かせください。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

公告の中の自園調理に近い方法につきましては、近いほど加点をするというような基準を設けさせていただいております。この待機児童館には調理室がございませんので、その待機児童館の中で調理をするという意味ではなくて、運営事業者の方で調理をしていただく、そういったものが自園調理だというふうに解釈をしております。ただ単に外注で給食を調達する、そういった手法もあるかと思いますが、そういった場合に比べまして、自園調理というふうな加点をしたいということでございます。

また、事業者が施設を改修するというふうなお話もありましたが、そういったことは全く考えておらない、原則あり得ないものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

私はもう1点、この給食のことを考えるに当たって考えなくちゃいけないのは、食事のアレルギーのことなんです。この公告を見まして、アレルギーにも対応していきなさいと書いてある。特に中学校、高校、大人でもアレルギーがありますけど、小さいお子さんのアレルギーというのは、今は本当にふえていますけれども、小さいうちにきちんと除去をすれば、ちょっと大きくなったら治っていくお子さんが多いんですよ。だから、この保育園での給食でアレルギー対策をするということが本当に大切になってきます。このことが1点。

そして、やはり食育の問題です。園の中に調理をするという働く人がいる、その姿を見るということや、食品の素材を見る、調理をする、素材を見てからでき上がった給食を見る、いろんなにおいがしてくる中での楽しみですとか。亀山は食育について何かつくりましたけど、市長も食育食育ということおっしゃいますけれども、それをあらわしたのがこういう子供の施設をつくることなのか、このアレルギーの問題と食育という問題で、本当にこれでいいのかどうか、もう一回伺います。

○副議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、アレルギー対応についてはどうなのかということでございますが、要綱にもありますように、事業者には食物アレルギー対応食の実施を求めておまして、対応できない場合は、代替案を

提示するように求めているところでございます。

また、入所児童に対します食育につきましては、市の方でも、先ほどご紹介がありましたように食育推進計画をつくったところでございます。この中では、各年代ごとにライフスタイルに応じた食育のあり方というのを示しております。これに沿ったものかということでございますが、つくる過程、こういったものを子供に見ていただくのも確かに食育でございますが、出された給食につきまして、残さず食べるとか、食べ物を大事にするとか、こういったものが大きな食育の観点ではないかというふうにも考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

こういう施設のこういう食事の計画で子供たちに食育ができるのかという観点において、市長にも同じ質問をさせていただきたいと思っております。お答えください。

○副議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

確かに自園調理での給食でなければ食育には貢献できないという考え方だけではないというふうに思います。食育自体の概念というのは、少し今部長が答弁をさせていただいた、幅の広い、少し深い、そういう要素があるかというふうに考えております。

今現在、調理室を設置せずに、今アレルギーの対応とか、幾つかご指摘をいただきましたけれども、そういうことにも配慮をしながら、できるだけ自園調理と遜色のない仕組みで給食やおやつが提供できる、そのような運営事業者からの提案を求めてまいりたい。その中で、それに近い状態、議員おっしゃられるような自園調理に近いような状況の中で環境を整備していきたいと、このように現時点で考えておるものでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

市長の考える食育がその程度であったのかということを私は確認しました。

こういう施設に本当に子供を入れなくちゃいけないお母さん方の思い、悩み、それでも働かなくちゃいけない、本当にここにこの施設をつくることに、そういう親の視点や保育士の視点が入っているとは思えません。そもそも今運営事業者が決まっていないのに、そうやって調理は外搬でもよいとか、そのようなことを先に決めてしまって、そして後からこうやって運営を、どなたがやられるかわからないけど、今回も聞き取りしましたが、結局その事業者がどういう保育をするかわからない、細かいことは聞けないという状況ですわ、きょうもね。そういうやり方もまたどうなのか。やはり日本でこういうことをやっているところがあるのかといたら、日本で亀山市と、あと1市しかないという、本当にこれは難しい施設なんだと思います。ぜひ現場を見て、勉強していただきたいと思っております。

時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

この補正予算の中で、住宅リフォーム助成事業の内容についてお伺いします。

この事業については、私も12月議会で質問してから、3月、6月と、ほかの議員も質問され、私はよく「検討する」とか「研究する」というのは、しないということだということをよく先輩議員から聞いたことがあるんですけども、本当に検討して、研究して、こうやって形にさせていただいたということは、私は敬意を表したいと思いますし、よくやってくれたなという思いであります。

この事業が、私が質問したときは日本で200自治体ぐらいだったのが、この前、6月でほかの議員さんが質問されたときには、400自治体ぐらい広がっていた。やはり効果があるんだろうなあということはずごく思いますし、これについては注目もされているようで、既にもう問い合わせもあるということですので、この事業の内容についてお伺いしたいと思います。そして、これによってどういう効果を望んでおられるのかということもあわせて、すみませんが、ちょっと時間もなくなってきていますんで、わかりやすく簡単にご説明ください。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅リフォーム助成事業の内容でございますが、まず対象者につきましては、市内に居住し、住民登録を有する者で、対象物件につきましては、みずからが住んでいる市内の持ち家ということになります。対象となる工事につきましては、市内に本社、支店、営業所がある法人、または市内で営業する個人事業者が行うもので、助成金の交付決定以降に着工する住宅の増築、改築、補修、修繕等であり、改修費が30万円以上であること。さらに、平成24年3月31日までに完了及び実績報告ができるもので、国、県、市のほかの制度の補助金を受けていないことなどが条件となります。

助成額につきましては、一般型と高齢者・障がい者支援型の2種類に分けて助成を行い、一般型につきましては、工事費の10%に相当する額で、上限10万円、高齢者や障がいを持つ方との同居世帯に配慮した支援型として、工事費の20%に相当する額で、上限20万円の助成を行います。

また、そのスケジュールでございますが、要綱制定後、速やかに市民に一定期間周知し、11月中旬ごろに申し込みの仮受け付け、抽せんを行い、12月に本受け付け、交付決定を行い、その後の3月までの間に工事を行っていただくこととなります。

また、リフォーム助成を行うことによる効果についてでございますが、市民の良好な住環境の確保の促進とあわせて、市内建設業者の施行に限った住宅リフォーム助成でありますことから、助成する額の何倍ものお金が発注額として流通することになり、市内経済の活性化に効果があるものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

先ほど櫻井議員もちょっとひっかかっていた部分、私もちょっとこれ、概要を見ていまして、国、県、市のほかの制度、助成金などを受けていないことということと、ただし、耐震補強工事、介護保険による住宅改修工事は除くという部分が、何かわかりづらいなと思ったので、要綱とかをまたつくっていただくときには、多分これ、耐震補強と介護保険なども一緒にやってもらっていいです

よということも書いてあるんですけれども、何か一緒に書いてあるとわかりづらくて、ほかの制度を受け取ったらもうあかんのやなという感じで思ってしまうので、わかりやすく表示していただきたいなと思います。

それから、初めから抽せんということが書いてあるわけなんですけれども、これ期限的にやるんですね。ずうっと続けてやる事業ではないということなんですけれども、それであれば、たくさんの方が申請されたからということで、補正を上げながらやっている助成事業はほかにもたくさんあるわけなんですけれども、そういう形にはならず、どうしても抽せんが絞らなくちゃいけないのかどうかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

抽せんということに関するご質問でございますが、現時点として予算の枠を決めてございますので、その枠の中でまず抽せんというか、超えるか超えないかの中で、まず抽せんという手続をとらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ずうっとやっていただくのなら、抽せんというのも何度かやって、当たってから頑張って工事してねということもあるのかもわかりませんが、このたった2年か3年かしかない中で、外れて外れて、なかなかできなかったわという方が出てくるわけですよね。だから、先ほども10万が少ないか多いかという話がありましたけれども、ほかの事業でも補正で少しずつ上げていただく事業はたくさんありますので、そういう形でやっていただけるかどうかということの検証は、今から決めていただかずに、これから始めて、事業の効果やら皆さんの声を聞いていただいて、また検討していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

同じく補正予算のうち、障がい者福祉施設整備事業の内容についてです。これについても森議員が質問されましたので、どのような施設ですかということに対して、グループホーム、ケアホーム一体型の施設ですと、10部屋ですとということは伺ったんですけれども、グループホームというのは、高齢者のグループホームもあって、どういうものかなというのがちょっとイメージしにくいので、この際、これは亀山で初めての施設ですので、高齢者のものとの違いも含めて、どういうスタッフが配置されて、どういう生活をされる施設なのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、グループホーム、ケアホームでございます。これはどういった施設かということでお答えを申し上げます。

障がいをお持ちの方が地域で暮らしていくためには、家となる暮らしの場や、日中の活動の場が

必要です。グループホーム、ケアホームは、障がいのある方の暮らしの場として、主に夜間において入浴、排せつ、食事などの援助を受けながら共同生活を営む住居となります。グループホームは、相談等の日常生活上の援助が必要な障がい程度区分1以下の方を対象として、またケアホームは、食事や入浴等の介護が必要な障がい程度区分2以上の方を対象といたしております。そして、職員でございますが、法に基づきまして、人員や設備、及び運営に関する基準等が省令により定められております。グループホーム及びケアホームを一体的に行う事業所につきましても同様に、管理者、サービス管理責任者、世話人、また生活支援員などの配置基準が、定員や利用者の障がい程度区分に応じて定められているところでございます。グループホームといいますと、一般に高齢者向けの施設が多数ございます。認知症対応型といわれるグループホームもございまして、また、それ以外の方も受け入れられているのが現状でございます。違いということでは、その対象の方が異なると、そういうふうに理解をしております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

高齢者の方のグループホームですと、1日そのケアを受けながら、そこでお暮らしになっているわけですが、この障がい者のグループホームは、朝御飯を食べた後、ケアしていただいて、外へ出ていかれる、仕事に行ったり、デイサービスに行ったり、いろんなことで社会に出ていかれる方をケアするというのを伺いました。ですから、ケアホームの方で、食事や排せつのケアを受けながらも社会に出ていかれる方がここにおられるんだということだったんですけれども、そこら辺が高齢者とは違うよということを私はお聞きしたんですけれども、そうしますと、この出ていく先ですね、通所施設であるとか、就労であるとか、そういうことについてはどのような状況なのかということについてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

日中の活動の場となる通所施設としましては、現在、市内では、亀山市社会福祉協議会が運営いたします小規模作業所2カ所、それからNPO法人が営む自立支援事業所1カ所、合わせて3カ所でございます。利用の方は、現在46の方が利用されております。また、市外の24の通所施設を46の方が利用されているという実態もございます。今後、特に平成26年から特別支援学校卒業生が急増することから、その就労の場の確保を図る必要があるものと考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

質疑の途中ですが、本日の会議は、議事の都合により時間を延長いたします。

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

これから26年からまたふえてくるということで、通所される施設も、就労についても、ちょっと考えていかなくちやいけない、ふやしていかなくちやいけないというお答えでした。

それでは、このグループホームということに対する、これ1戸、初めて亀山にできたわけですが、けれども、たくさんニーズがあるのかなと推察するわけですが、グループホームを求めておら

れるニーズをどのように市は把握しているんですか。例えば待機者のリストみたいなものがあるんでしょうか。

○副議長（宮崎勝郎君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ニーズの把握でございますが、グループホーム、ケアホームのニーズとしましては、相談等の中で、現時点で必要性が高いと思われる方が10人ほどお見えでございます。また今後、体験などを通じまして利用に至ると思われる方も10人ほど見込まれております。また、現在、市外施設を利用されている方につきましても、施設入所者や、入院されている方の地域移行につきましても、要請があるものと考えております。共同生活を営むことから、受け入れ側としても困難が伴うことは想定されますが、今後の調整が必要というふうに考えております。

○副議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今いるだけで10人いらして、今後必要じゃないかなと思われる方がまだ10人いらして、まだほかの市町でもいらっしゃるということですので、先ほどの森議員の答弁でもありましたけれども、また調査をして考えていくということでしたけれども、ぜひともこの一つ目の補正を、本当に私はとても大事な事業の補正だと思います。ぜひいい形で成功して、次にふやしていけるような支援をお願いして、これで私の質疑を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（宮崎勝郎君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

まだ質疑は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明13日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午後 5時20分 散会）

平成23年9月13日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成23年9月13日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第71号 協定の締結について

議案第72号 工事請負契約の締結について

議案第73号 市道路線の変更について

議案第74号 市道路線の変更について

議案第75号 市道路線の廃止について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

報告第10号 健全化判断比率の報告について

報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第16号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第17号 平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第18号 専決処分の報告について

報告第19号 専決処分の報告について

第 2 請願の委員会付託

第 3 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君

消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書	記	渡 邊 靖 文
書	記	山 川 美 香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより、日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは通告に従い、議案第57号亀山市消防団条例の一部改正について議案質疑を行います。

私も亀山市消防団に籍を置いてもう30年になろうかと思いますが、30年もやっていると、いろいろ思うこともありますので、この機会をとられて、ひとついろいろなこととお伺いしたいと思います。

まず最初に伺うのは、現在の亀山市消防団の団員の充足の状況と、そして亀山市消防団の人員の過去からの推移、ふえたり減ったりしておると思いますが、それと現在の消防団員の平均年齢についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団は、まさに郷土愛護の精神に基づき、地域の安心・安全の確保に大きく貢献して、地域社会のきずなづくりに中心的役割を果たしています。その定員の推移につきましては、旧亀山市は昭和29年10月、亀山市消防団を団員295名の5分団制で発足し、昭和30年には、旧神辺村及び白川村との合併に伴い、団員366名の6分団制となりました。その後、定員の改正を積み重ね、昭和55年には団員280名、平成11年には団員240名の7分団制、平成16年には団員270名の8分団制となり、平成17年には旧関町との合併により、団員415名の女性分団を含め13分団となり、現在に至っているところでございます。現在の実員数は413名で推移しております。

なお、消防団の平均年齢にありましては41.9歳でございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは伺いますが、この現在の平均年齢42歳という年齢は、消防団本部の団長及び複数の副団長、このメンバーの年齢も勘定に入っておりますか。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団の平均年齢でありますので、当然、団本部、分団、階級は、団員から団長までの平均年齢でございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

まず、私が今回の条例変更で思うのは、平均年齢が42歳というのは、私はころ合いだと思うんですよね。ただ、今回の上限年齢、新規入団の上限年齢45歳というのを撤廃する撤廃しないで問題になっておるわけですが、これは既に45歳というのは、平均年齢を上回っておると、まずそのことをこの場で指摘をしておきたいと。

それからもう一つ、長いことやっていると、いろいろ昔はこんなやったなあと思うこともありますが、団員の数も何か最近えらい減らされているような気がしますので、定数が、何かだんだんと団が窮屈になってきたような気もせんこともないですね。そういう感想を持っております。

次に質問として、消防団員というものは、当然退団する人もおれば入ってくる方もおるわけです。そういうふうな入れかわりというのは毎年あるわけですが、大体大ざっぱな話ですけれども、年に何人ぐらいの新規入団の方がおられて、その中で45歳の年齢制限のある結果、お断りする場合もあるわけですが、そういった方は何名ぐらいおられるのかと、そのことをお伺いしたい。

それから次に、私が思うのには、やはりこういう年齢制限はいきなり撤廃するんじゃないで、目安として設けながら、ただし、ただし書きというのができるんやから、きのうもありましたね、例えば一度消防団に入っておられて、いろんな事情でやめる。もうしばらくしてから再入団する。そういう方もおられるでしょう。だから、こういった再入団とか特殊技能を持った方とか、そういった方に関しましては、ただし書きによって、ある程度年齢の幅を持たすということも私はできるし、その方が实际的じゃないかと思うんですけれども、この二つの点に関して、どういうふうなお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団員の入れかえの人数でございますが、ここ二、三年の入退団の状況といたしましては、25名から30名程度の入れかえは毎年行われております。また、本年度につきましては、25名の

入れかえがございました。

本年度の入団された団員の平均年齢は33.2歳でございます。消防団全体の平均年齢は、先ほど申しましたとおり41.9歳となっております。

ただし書きをなぜ設けなかったのかという理由でございますが、県内29市町におきまして、年齢の上限を定めておりますのは7市町でございます。全国的にも数少ないものと思っております。

入団条件としまして、志操堅固でかつ身体強健な者とされていることから、消防団活動には支障ないものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

45歳の年齢制限があるためにお断りをした人数が、そういった該当する方がおられるんやったら教えていただきたいということです。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

45歳を過ぎてから入団希望がありました。ことしにつきましては2名の入団希望者がございましたけど、条例に該当しないということでお断りをいたしました。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

消防団には分団長会議もありますし、団本部の副団長と団長の会議も当然あるわけですが、この分団長会議や団本部の会議で、今回の年齢制限の撤廃に関して議論がなされたのか。なされたんやったらどういった議論があったのか、そのことをちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団の会議につきましては、事務局も入った会議が年間4回、それと団本部だけの会議が、これは事務局は入っておりませんが、2ヵ月に1回程度、団本部の方でやられております。

それと、消防団の条例の年齢の撤廃の件で、消防団につきましても議論がなされました。その中で55歳という数字も出てきましたし、もう撤廃という話も出てきました。最終的に消防団幹部の意思で撤廃というふうな結果になった次第でございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

消防団の幹部会議で一応了承をされたという話ですけれども、私も第1分団におりますけど、分団としては、運営する上でやっぱりどこでも定員があるわけですね。定員割れというのはやはり避

けたいという気があります。だれかがちょっともうやめたいと。やめたいんやったらまたかわりを探さなあかんと、そうなるわけですね。定員割れを避けたいという意味は我々には絶えずあるわけであって、そういう意識が結構強いんですわね。そうすると、何せ定員だけは満たしたいという意識はどうしても優先的に出るから、少々年上の人でも欠員よりはましであろうというような意識もないこともないですよ。だけど、今は45歳という線できちっと枠がはめられておるから、それなりのことを対応しておりますが、こういったやつが撤廃されると、それこそそういう意識があるもんやから、高齢化に向かうんじゃないかなろうかと、そういう心配も私らはするわけですよ。その結果、団としての戦力が低下するとか、そういう心配もせざるを得んのですが、そういったことに関しまして、本部はどういうふうな認識を持っておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団条例の第4条第2項に入団資格といたしまして、志操堅固でかつ身体強健な者とうたわれていることから、消防団活動に支障のない者と。また分団長等も、入団する人を見て推薦されるもので、支障のないものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それはもちろん分団長は分団を預かる立場ですから、その辺のことはきちんと見ていますよ。もちろんのことですよ。だけど、消防団員というのは、要は実戦部隊なんですよ。火災現場というのは一番数が多いですけど、それだけじゃなくて、年に1遍くらいはどこの分団でも行方不明者の捜索で山登りをしたりするんですわ。水害のときは土のうもつくらなあかんし、そういったことが多々あるわけであって、何も机の前で口で仕事をするわけじゃないんですよ。そして、おまけに皆さん本業というのが別にあって、それで飯を食っているわけですよ。だから、訓練をもっと頻繁にできるとそれは望ましいんですが、なかなか思うようにいかん部分も当然あるわけであって、訓練の日数も限られると。そういうふうな状況というのが、今のどこでもそうだと思いますが、消防団の状況である以上は、やはり消防本部が新規職員を採用して、消防学校でみっちり半年間やるとか、なかなかそんな調子にいかなくなってくると、やはり時間がかかるんですよ、ある程度の状況を一通り知ってもらうのに。もちろん多少の危険性はあると。そういうふうなことは前から消防団につきものであって、そういった意味から45歳の年齢、このぐらいの年齢よりも下でなければ、やはり一人前になるのに時間もかかるし、体力も云々ということから設けてあったと私は理解しておるわけですよ。

だから、今回の年齢撤廃というのは、確かに欠員ができることを防ぐということに関しては効果があるかもわからんけれども、肝心なことは、消防団員の若返りとか、団の力を向上させるとか、ただ頭数がそろったら、それで欠員ゼロです、はい、万歳というわけにはいかんでしょう。そういうことを考えると、ちょっとピントがずれているんじゃないかなろうかと思うんですよ。

また、今回の東北の大震災にも多くの若い方がボランティアに自発的に夜行バスで行って、帰っ

てくるとか、いろんなことで行っていただきました。だから、若い人はこういうボランティア活動に興味がないと、そういうことでもないと思うんですよね。だから、僕が思うには、やはり消防本部はできるだけ若い方が入団しやすい環境づくりという待遇なんかも含めて、そういうふうなことをするにはどうしたらよいかということを考えるのが、私は仕事やと思うんですよね。新規入団の人を集めるのは分団で実務をやることですけれども、そういうふうな若い人が入団しやすい環境づくりのためにはどうしたらいいかということ考えたことがあるのかなのか、今何か考えておるのか、そういうことに関してご説明をいただきたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団は地域の安心・安全のために献身的にかつ奉仕的に活動しており、地域における身近な消防・防災リーダーとして重要な役割を担っております。また、災害対応はもとより、地域コミュニティの活性化にも大きく役割を果たしております。地域住民からの期待も大きいものがございます。

このすばらしい組織である消防団を、日本の未来のために次世代へ引き継ぐことが重要であり、社会のニーズにこたえたさまざまな取り組みを検討・導入し、消防団のみならず、国・県・市・町・事業所等の関係団体が協力して、消防団の充実強化に向けて全力で取り組んでいくことが重要であると考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

重要であると考えておりますとおっしゃいますが、だから、具体的なこういうことをやったらいいんじゃないだろうかとか、そういう具体策というのが何かあるかと私は聞いておるわけであって、消防団組織は重要な組織やから次代に引き継ぐために考えておりますって、それだけじゃだめなんですよ、何か具体策がなけりゃ、そういったものはございますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

若い団員が消防団に入りたいと思うような装備品、あるいは服装、あるいはまた手当の見直し等、図る必要があるのではないかと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

私どももやはり若い団員からはいろんな要望が出ますわ。例えば消防車が夏の最中はクーラーも入っておらんから暑くておれんとか、窓を開けて走れば涼しいやろうと言うとるんやけれども、いろんな要望があるけれども、かなりの部分が却下されるんですわね。だから、そういうふうなこと

を思うんやったら、若い団員の意見もある程度取り入れてもらわなあきませんよ、お金もかかるかしらんけれども。そういったことをこれからも前向いてやっていただきたいということをお願いしたいと思うんですね。

それから、きのうの質疑にもありましたが、年齢制限を設けておるところと設けていないところと、設けてあってもいろいろな数字があるわけですが、設けていないところが多いから、うちも設けないというような言い方をしてはったけど、中には三重県でももっと年齢制限が低い、例えば35歳で切っているところがあったと思うんですね。たしか菰野町でしたかね、ちょっとその辺のことにに関して、僕の記憶違いじゃないかと思うんですけども、たしか菰野町が35歳で切っておったような気がするんですが、いかがでしたか。ちょっと教えていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

年齢制限の一番若い市町につきましては、菰野町が35歳未満の者ということで年齢制限がございいます。そこにはただし書きがございいます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは伺いますけれども、この35歳で新規入団の年齢制限を切っておるというのはかなり厳しいように思うんですが、それによって菰野町の団員が欠員まるけとか、そういうことはないと思うんですね、だから菰野町へ、おたくは35歳で新規入団の年齢制限を設けておるけれども、これで団員は十分足りていますかとか、そういったことの話聞いたことがあるんか、どういうふうにしてやっているのか、ちょっとそういうふうなことを菰野から話を聞いた、それとも一回も行ったこともない、その辺はどうですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

ちょっと今資料がございませぬんで、後ほど答弁させていただきたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

三重県の市町の中にも上限を撤廃したとことか、もっと高いとことか、こういうふうな低いところもあるわけですよ。それは土地柄によっても違ふと思ひますね。私も以前、消防学校へちょっと行かされたときも、よそから来た分団長で、余りにも若いのが分団長で驚いたことがあるんですね。ただけどそういうふうなところもあるわけですよ。

だから、私が最後に一言言いたいのは、やはり消防団というのは、現実に運営しているとわかるんですけども階級があるんですね。軍隊や警察ほどのことはないけれども、一応階級というのがあるんですよ。そして、団として動く以上は、やはり年齢と階級というのがある程度リンクする

とか、一致した方がやりやすいということは事実ですわね。そういうふうなことを考えておくと、新しく入っていただく方はできるだけ若い方がいいと、それはそうなんですわ。現在新しい分団員を例えば勧誘するとか、リクルートするといえますか、そういうときには分団が責任を持って人を探すわけで、そういうのが現実の状況ですわね。

だから、私どもは本部に望むのは、やはり分団が人を探すと、それは分団任せになっておるわけですが、やはりそれを間接的にバックアップして、消防団の充実を図って、消防力の向上に努めることが本部の仕事であって、こういうふうな人が集めにくい、なら年齢制限を取っ払おうかと、そういうふうなやり方は非常にこそくなやり方ですよ。そして、こういうふうな若い年齢制限のところでも現実にやっているところもあるんですから、それじゃあ年齢制限を外したからこれから消防団員が集めやすくなるかということ、そんなことはないと思うんですよ。年齢制限のない市町もようけあるけれども、どこもやはり苦しいと思うんですよ。それはなぜかということ、やはり各分団は実際にやっていく以上は、この年の方でいいのかなと思う力が働くから、やはり考えて推薦するから。そういうことはちゃんと分団でやっておることです。

だから、私は今回の撤廃よりも、私個人としては、ただし書きとかそういう方法でやった方が合理的ではなかったかと、実際的ではないかと、そういうふうな考えを持っておるわけです。消防本部もこれから各分団の一層の充実のために力を尽くしていただきたいということです。

私の質問はもうこれで終わりますが、先ほどのご返事はありますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

先ほど菰野町の35歳未満の件でございますが、菰野町の消防団の人員につきましては、条例定員が168名、充足率が今年度の場合97%でございます。

それと、任用の条件といたしまして、上限に35歳未満の者と書いてございますが、これは任用時のみに適合してございます。それで、班長以上になった場合にはこの限りではないというようなただし書きでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは最後に、35歳、45歳、これは任用時の年齢制限は亀山市も同じですから、やっぱりよそはそういうふうな若くして年齢制限を設置しても何とかやっていっておるということは、やはりどういうふうな状況があるのか、いろんな背景をちょっと調べて、それを亀山市にも応用できることがあったら応用していただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田耕一でございます。

通告に従いまして、早速質疑に入らせていただきたいと思います。

私からは、議案第53号亀山市待機児童館条例について、五、六点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、この条例第1条の設置目的についてお伺いをいたします。

条例案では、保育所への入所を待機している児童に対し、一時的な保護としての保育を行うこと等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、待機児童館を設置するとなっておりますが、この1条の条文中の、まず一時的な保護としての保育について、具体的な中身をお示しく下さい。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

条例第1条の設置目的にあります一時的な保護としての保育でございますが、これにつきましては、今回のこの施設は待機児童を対象とした施設でございます。その待機児童につきましては、本来なら保育所があきましたらそちらへ移っていただくという趣旨がございますので、年度末にはそういった他の保育所へ移っていただく、そういったことを前提として一時的な保護といたしております。

また、児童福祉法第24条第1項のただし書きの中でも、通常の保育所で預かることができない場合の措置として、小規模などといいますか、そういった保育施設でもって保育するということを定めておりますので、それに基づきまして、一時的な保護としての保育を行うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

そうしますと、今の答弁の中で、年度末には正規の保育所の方へ移る方向性が示されたわけでございますけれども、そうすれば、例えば年度途中で各園で欠員ができたというケースも多分あるかと思うんですけれども、その場合には、この児童館、児童館という言葉を使うのは僕はあまり好きじゃないんですけれども、中での施設を利用している方は、当然優先して欠員のできた園へ希望があれば転園できるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

待機児童館に入所している児童ということで、希望する保育所にあきがあった場合、優先的に入所できるということではございません。あくまでも保育に欠ける状況を判定しまして、より緊急度の高い児童が希望園に入所していただくことになります。

ただ、この施設に入所する児童につきましては、保育に欠ける度合いが高いものと存じますので、結果的に希望園に入所できる率は高いものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

私が思うに、当然緊急度が高いから、待機を自宅でもできない、どこも預かってもらえないということで、無認可で新しくできる施設の方へ一時的に入ってもらうわけですから、当然欠員ができれば、そこへ入所されてみえる方を優先して、新しい保育所の方への通園を考えるのが当然のことかと思うんですけれども、その辺のところについて、再度の検討をすべきじゃないかと思っておりますので、これはこの程度でひとつ置いておきまして、同じく第1条で、安心して子育てできる環境の整備について、整備の基準となる施設は具体的にどういうものを指されるのか。通常の保育所と全く同じ中身であれば、わざわざこんな表現をする必要もないかと思うんですけれども、何か認可されている9園、あるいは私立の3園と違った中身の整備、あるいは保育指針などが出ているのかどうか確認したいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

条例第1条に規定いたしました「安心して子育てができる環境を整備し」ということでございますが、そのために、今回待機児童館を設置するものでございます。この待機児童館につきましては、通常の認可保育所と同等の保育ができるようにということで、施設整備を行うことといたしております。

したがって、保育内容につきましても、認可保育所と同等の保育を行うというふうに考えております。細部にわたりましては、きのうご指摘いただきましたように、給食の提供の仕方とか、園庭の広さとか、そういったところは若干違いがございますが、適正な保育を実施したいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

先ほどの部長の答弁の中身について、期待していきたく思いますので、よろしく申し上げます。では、次に、第2条の名称及び位置についてでお伺いいたします。

この施設は亀山市待機児童館という名称とすとなっております。先日の櫻井議員の質疑の中で、施設の名称は待機児童館という名前にしておいて、市民にわかりやすい名称にしたということになっておりますね。そして、愛称をまた募集していくということを答弁がございました。

この児童館について私が辞書で調べましたところ、児童館とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童というのは、これは児童福祉法上はゼロ歳から18歳未満の子供を指しているわけでございますけれども、この児童に健全な遊びを与え、その健康を推進し、また情操豊かにすることを目的に設置される屋内型の児童厚生施設のことをいうとなっております。ちなみに屋外型の場合は児童遊園という言葉を使うそうでございますけれども。そして、児童館には集会室、遊戯室、図書室、育成室、相談室などが設けられ、専門の指導員、——これは遊びを指導する指導員らしいんですけれども——指導員によって、季節や地域の実情に合わせた健全な

遊びの指導を行うとなっております。対象者は小学生以上で、いってみれば学校外の教育施設のようなものということです。ちなみに乳幼児対象の児童館は、原則として親子参加が原則だそうです。ということは、この児童館という言葉を使うのは適正かどうか私は疑問を感じているわけです。これについてのご所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この施設の名称といたしましては、待機児童館ということで定めております。

議員がおっしゃいました児童館というのは、その言葉を条例の中で略称として用いておりますが、私どもの考え方は、児童館とは略称しましたものの、待機児童に対する保育施設という考え方でございます。したがって、児童福祉法第40条に掲げます児童館につきましては、この施設とは性格の異なるものと考えております。

ちなみに市内には、児童センターとして東御幸に設置しております施設が児童館という位置づけになります。したがって、今議員がおっしゃられました内容の子供に遊びの場を提供したりとか、そういったことを提供しているということでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ですから、私が申し上げているのは、この「児童館」という言葉を使うこと自体が、待機児童を扱う施設としてはふさわしくないのではないかということをお願いするわけです。

詳しく調べたわけじゃございませんけれども、県外の待機児童を預かっているこういう施設、いってみれば無認可の託児所とか保育所を見ても、こういう言葉を使ったところは恐らく一つもないかと思うんですよ。非常に紛らわしいというよりも、逆に問題じゃないかなあという感じがしておるんですけども、再度その辺のところにつきまして確認をしたい。あくまでもここは待機児童、乳幼児を預かる無認可の保育所としてスタートをするわけですから、児童館ではないと思うんですよ。そのところについて、再度のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

再度のご質疑でございますが、条例上児童館という言葉は、略称として使用させていただいたものでございます。あくまでもこの施設の名称としましては待機児童館でございます。待機児童のための保育施設という位置づけでございます。

したがって、市内にございます児童センターとはまた別の施設という考えでございます。ちなみに他市の例を見てもこういった例は少ないわけですが、静岡にあります待機児童のための保育施設につきましては、待機児童園というような名前をつけて、またそれには愛称をつけて、一般には愛称を使っているところがございます。私ども亀山市の待機児童館につきましても、愛称を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ですから、先ほど静岡を申されましたけれども、児童館という言葉は使っていないですね、児童園ですね。だから大きなこれは問題だと思うんですよ。通称とかいうような問題で、例えばこれは条例ですから通るもんじゃないと思いますので、この点につきましては、また委員会の方でも多分議論があろうかと思しますので、この程度にとどめておきたいと思います。

続いて、3点目、第3条についてお伺いいたします。

第1条の方で、一時的な保護としての保育云々ということをご答弁をいただきました。この3条にも同じような状況で、一時的な保護としての保育を行うということになっておりますが、この意味合いは、1条と3条は全く同じものと理解させてもらっていいわけですね。

そこでちょっと確認したいんですけれども、きのうの答弁をお聞きしておりますと、現在7名の待機児童がお見えになるということでした。ここは対象者の受け入れの規模としては、待機児童10名ということ。それで乳幼児3歳未満ということも4条にうたってありますけれども、聞いておりますけれども、この7名の方を現在この事業として遂行していく場合に、イメージしての事業内容としてお考えになっているのかどうかということが1点と、もう1点、この3条の2号で事業を行う中身として、児童館の設置目的の達成のために必要なこととあってありますけれども、これ、具体的にどんなものを指すのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず1点目でございます。

昨日のご答弁で、4月1日現在の待機児童が7名いるということをご答弁をさせていただきました。この待機児童につきましては、毎月の動きといいますか、そういったものもありますので、この人数がオープン時の対象人数かと言われると、そうでもございませんし、また待機されている保護者の中には、この待機児童館へ申し込みをされる方、またされない方もありますので、具体的には12月1日の申し込みを受け付けて、初めて内容が定まってくるというものでございます。

それから2点目でございますが、条例第3条第2号に規定する事業でございますが、待機児童館の主な目的は、保育所の入所を待機している児童を保育するものでございますが、将来的な子育て支援策といたしまして、一時預かりや休日保育等の特別保育を行うことも想定しておりますことから、規定をいたしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。じゃあ、4番目の質疑に入りたいと思います。

4点目としまして、第4条の入所対象児童についてお伺いいたします。

入所対象者は3歳未満の乳幼児で、二つ以上の保育所に入所の申し込みをして、かつ保育できないということで待機している者を対象とするというようになっております。先ほど7名の待機児童が見えると。これから月々によって希望者の状況が変わってくるし、12月の入所申し込みの時点ではどれぐらいの方が希望されるか、現在のところは把握されてないということでございますけれども、この把握している7名の方につきましては、いずれも二つの保育所での入所を第一希望、第二希望と言ったらいいんですかね、あるいは第三まであるのかわかりませんが、希望があつて、なおかつ入所できない状況の方を指しているように理解させてもらっていいんでしょうか。そのうちわけ、年齢も含めてお示しいただければありがたいんですが。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご答弁をさせていただきました4月1日現在の待機児童7名でございますが、この7名の方につきましては、二つ以上の保育所に入所申し込みをいただきましたが、あいにく保育所に余裕がなく、入れなく待機している児童でございます。

その7名の年齢等の内訳でございますが、ただいま手元に資料がございませんので、また後ほどご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

非常に細かい質疑ばかりで申しわけないんですけれども、同じく4条の2項で、1項以外で市長が特に必要があると認めた児童を児童館で行う事業の対象とすることができるとあります。この事業の対象とすることができるというのは、どういうケースをイメージされているのかお示してください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

第4条第2項に定めます前項に規定する児童のほか、市長が特に必要があると認める児童を児童館で行う業務の対象とするということで記載しておりますが、この対象者といたしましては、先ほどご説明をさせていただきました一時預かりや休日保育等を実施した場合の児童を想定しているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

そうすると、この一時預かりと、また休日保育も多分出てくるやもしれませんが、あるいは夜間とか、時間外とか、年齢はあくまでも3歳未満ということで理解させてもらっていいんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

一時預かりや休日保育等の具体的な実施内容につきましては、まだ時期、それからどういった方を対象にしていくかということも未検討の状態でございます。その実施できるような時期といたしますか、そのときになりましたら、また定めてまいりたいと思います。

ただ、待機児童館自体の対象者は3歳未満でございますが、こういった一時預かりや休日保育等の特別保育につきましては、幅広い受け入れが必要という考えも持っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

それでは、続いて第14条の児童館の利用についてお伺いをいたします。

第14条では、その設置目的を妨げない範囲で、第3条に規定する事業以外の事業に利用することができるとなっております。具体的な内容をお示してください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

第14条の内容でございますが、第14条につきましては、隣接いたします市立医療センターの院内保育としての利用を想定して規定をしたものでございます。

それから、先ほどのご質疑の中で、4月1日現在の待機児童7名の内訳でございますが、零歳が2名、1歳が2名、3歳が1名、4歳が1名、5歳が1名というふうになっております。この時点では7名ございましたが、うち5名は、その後、認可保育所に入所をいたしております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

また質問が戻ってしまいますけれども、7名といたったのが、実際は現在2名という理解でいいわけですね。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

7名と申し上げましたのは、4月1日現在の待機児童の数でございます。その後、毎月入所の申し込みがございまして、締め切りをしております、その都度入所できない児童も発生しております。したがって、そういった申し込みをされる方、また入所をされる方、そういった出入りが頻繁でございますので、今ご答弁をさせていただきました5人以外の2名につきましては現在も待機になっているか、その辺の状況は把握はいたしておりません。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

人数は多分月によって推移されていると思いますけれども、今の数字を見てみますと3歳、4歳、5歳の方も入っておりますので、実際に3歳未満で現在待機の状態として行政が把握している人数を確認したかったんですけれども、それはそれで結構でございますわ。

それで、またもとに戻ってややこしいですけれども、14条の件で、院内保育としてこの施設を利用するという今ご答弁がございましたけれども、そうしますと、これは医療センターの職員の方の皆さん、医療センターで働いてみえる方々の皆さんが対象になっての保育になると思うんですけれども、これは医療センターの福利厚生の一環としてやられるわけですからね。その辺を確認させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

院内保育の部分につきましては、医療センターの職員の福利厚生に該当するものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

福利厚生の一環として医療センターの職員のお子さんも預かるという形、これはこれで結構なことだと思うんですけれども、そうしますと、私がちょっとひっかかるのは、無認可の保育所として運営していったら、そこへ医療センターの勤務者の方のお子さんを入れるとなった場合、保育料の問題、あるいは年齢の問題、一般の待機されている方の入所条件と当然変わってくる部分があるかと思えますし、それから福利厚生の一環であれば、病院会計からと言ったらいいのか、医療センターからと言ったらいいのかわかりませんが、何らかの補助金やその辺はどの程度出るのか。というのは、全然関係なく無認可の託児所を医療センターが利用するわけですから、それなりの負担なんかも当然あるんじゃないかなと思いますので、その辺についてまで確認したいと思います、3点。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

院内保育の部分につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、医療センターの職員の福利厚生に該当しますので、その利用の仕方といいますか、それにつきましては、別途医療センターの方で規程等を設けていただきまして、対応していきたいというふうに考えております。また、医療センターから負担金をもらうというようなことにもなろうかと存じます。

また、保育料の考え方でございますが、原則は認可保育所の保育料と同じでございますが、院内保育の場合は夜間とか休日の保育が入ってまいりますので、その辺も含めまして、医療センターの規程の中で定められるものというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

当然、福利厚生の一環として院内保育をするのであれば、一般の方の通園要件と変わってくるところはあろうかと思しますので、その辺のところは十分な配慮が必要かと思しますので、よろしくをお願いします。

それと、院内保育でということでございますけれども、5名程度ということをお聞きしておりますけれども、現在、院内保育として、この児童館を使うことのニーズ調査とかをやってみえるのかどうか。今現在、来年の1月4日からスタートするわけですから、何名ぐらいがここへの通園を希望してみえるのか、その辺のところの数は把握してあるのかどうか、確認をしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

直近でただいま調査しておるところでございますが、まず1名については、それを条件に採用されたいというふうなご希望もございまして。さらに数年前ですが、調査したときには約5名ございました。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

採用予定の方1人のお子さん、数年前には5名いたと、数年前だと年はとっていきますからね。現在はそうすると実際の医療センターに勤務されている方のお子さんでは希望はないということなのかどうか、ちょっとそれを確認したいんですわ。

それともう1点は、院内保育の対象者、医師・看護師さん等につきましては、多分どこの市外を見ても把握しての希望者調査をやってみえると思うんですけども、医療センターの中に見える方、例えば技師さんとか職員の方なんかこの場合適用されるのかどうか。その辺をちょっと確認したいんですけども。医療センターでの勤務をされている方すべてが対象者になるかどうかということと、それから現在の入所希望の方が何名見えるかを確認したいと思えます。現在通園を希望してみえる方。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

基本的には対象としておりますのは、医療職に限定したいというふうには考えておりますが、それは医師・看護師・技師も含めてということでございます。さらに直近での正確な調査ではございませんが、看護部を通しての調査に関しましては、3名強というふうには聞いておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

大体概略ご答弁いただきましたけれども、必ずしもここを入所希望される方ばかりじゃないような感じもお聞きしている範囲では状況だと思っております。詳しいことはまた委員会の方で確認をするようになると思いますけれども、そういうことでこの項については終わりたいと思います。

6点目として、私質問を予定させていただいておりました件につきまして、同条例施行規則の制定云々につきましては、通告を出した後で入札公告とか出てきまして、その中である程度の状況は把握できましたんで、あえてこの6項目めにつきましては、質問の方は省かせていただきますので、申しわけございませんがよろしく申し上げます。

トータル的なところでちょっと確認をしたいんですけども、この施設をつくっていくのは確かに必要な部分はあるかと思えます。しかし、本当に状況を把握して、ニーズを把握した中で運営がやっていけるのかどうかというのが非常に心配しているところがございまして。というのは、入札公告なんか見ますと、27年までの約4年間ちょっとの形で入札ということで資料をいただいておりますけれども、約4年間、この間の亀山市内の待機児童の状況を把握されているのかどうか。非常に難しい部分、確かに子供さんがお生まれになってというのも、行政の方で把握できる部分ではないですから難しいかわかりませんが、実際問題、県内の待機児童の状況を見ても、亀山が際立って多い。ほかのところはほとんど待機児童は現在のところはいないというような状況の中、亀山がいるかというのは調査の方法なのか、別個の事情なのかかわかりませんが、このままの形で推移していく、多い形でとか、多分私はあるんじゃないかと思っているんですよ。そうすると、せっかく多額の経費をかけて設置してもらっても、大丈夫なかなあという疑問を持っております。

ことしの7月に、新たに民間の託児施設として「ちびっこかめやま園」というのが栄町の方に来ておまして、ここの現在の状況はどんな状況なのかちょっと確認をさせてもらいましたら、9月、今は一時保育の方が3名通ってみえるようです。費用につきましては、昼間は1時間250円ということで対応してみえるようですけれども、今後の状況はどうですかとお聞きしましたら、やっぱり少ないのと違うかなあと。なぜかと申しますと、通う場合に利便性を考えるということをおっしゃってみえました。あそこの場合には306号線沿いであれば比較的便利やからいいんやけれども、それ以外のところからはやっぱり二の足を踏まれると。

そういうことをお聞きしておりましたら、私の住まいは南部の方、安知本町ですから、安知本の小さい子供さんをお持ちの方で仕事を持ってみえる方、亀田まで預けに行かれる方が果たして何名見えるかなあと。その辺の利便性の問題とか、二つ以上の園を希望してだめな場合しか入れないとかいうような条件も入ってきますと、非常に厳しい部分もあるんじゃないかなということも考えられますので、やっぱり条例は条例としてつくられるにしても、その内容について、もう少し考えて見直す必要があるんじゃないかなという感じがします。

条例の中で、先ほど言いました児童館という問題とか、細かいところでやっぱりこの制度にそぐわないような条項、それから名称等もありますので、改めて検討していただければ幸いかと思いますので、そんなところを申し上げて私の質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

12番 前田耕一議員の質疑は終わりました。
質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い質疑に入ります。

まず、議案第53号亀山市待機児童館条例の制定について。

まず最初に、待機児童館の目的、役割につきましては、先ほど細かく教えていただきましたので、それは置きまして、その待機児童館の中で院内保育も同時に実施するとありますが、どのような違いがあるのか、区別なしに保育をするのか教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

院内保育につきましては、医療センターの医療職の方のお子さんをお預かりするということとございまして、普通の待機児童の保育との違いといたしましては、まず対象の年齢が違います。待機児童につきましてはゼロ、1、2歳まで、それから院内保育につきましては、就学前の児童をお預かりするということとございます。

そのほか、院内保育につきましては、勤務体系の関係から夜間とか休日の保育も入ってまいりますので、その辺も対応をさせていただくことといたしております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

システムの違いということで、院内保育と普通の待機児童館としての待機児童の方の保育というのは、同じようにやるということで理解してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○5番（豊田恵理君登壇）

はい、わかりました。

次に、先日配付していただいた資料の中に、対象がゼロから2歳の保育を必要とする待機児童及び医療センターの医療職が扶養する就学前の児童とありますが、前者のゼロ歳から2歳と限定する理由は何かをお答えください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市内の保育所では、就学前の児童を対象に生後6ヵ月から5歳までのお子さんをお預かりいたしております。今回の待機児童施設につきましては、その対象といたしまして、ゼロ歳、1歳、2歳に限定をいたしております。

その主な原因としましては、昨今の保育需要を見ても低年齢化が進んでおりまして、これは親御さんの就業等によるものが主な原因と思われませんが、ゼロ、1歳、2歳につきまして、市内の保育所で入所できない事態となっているということでございます。3歳から5歳につきましては、おおむね認可保育所で入所していただいておりますので、特にゼロ歳から2歳について、今回保育を提供させていただくということでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

それは今需要がということで見込みということだと思うんですけども、もし今後3歳であっても保育所に入れない児童がふえるというか、そういうふうな事態が起こった場合は受け入れする予定なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回オープンします待機児童館につきましては、ゼロ歳2歳のお子様限定ということでございますので、3歳から5歳までの方の入所希望があっても、他の認可保育所に入ってくださいよう勧めてまいりたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

それでは、保育所利用条件についてお伺いしたいと思います。

待機児童館の利用条件ではなく、保育に欠けるが待機児童となるのはそもそも保育所に通いたい児童が保育所の定員数を上回っており、入れないから起こるわけですが、そもそも保育所利用として保育に欠いている基準というのはどのようなものか、保育所に通う条件を亀山市ではどのように判断しているのかお答えください。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所は入所しようとする児童の保護者や同居の親族等のいずれもが事情により保育できない場合が対象となります。具体的には、まず昼間に会社の勤務等によりまして、自宅外で仕事をしている場合、2点目としまして、昼間に自宅内で自営業など日常の家事以外の仕事をしている、3点目としましては、妊娠中または出産後間がない、そのほかには疾病や負傷、もしくは精神や体に障がいがある方などの場合が対象となり、保育ができない度合いを指数化して、その点数の高い人から

順に優先的に入所をいただいております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁いただきました保育ができないという判定なんですけれども、その判定というのはどれぐらいの頻度で行われているのでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

児童が保育所へ入所した後の保護者の在職状況等の確認につきましては、年に2回、在職証明等の保育に欠ける状態を証明する文書を提出していただいております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

働いているなどの証明を例えば源泉徴収票を確認するとか、そういうふうな判断をしているということ。

一つの懸念としまして、保育に欠けていない人が保育所を利用して、本当に保育に欠けている状況で、一番本当に困っている人が利用できないというような本末転倒なことが起こっていないか。現に待機児童が亀山市では多いわけですし、亀山市は保護者が仕事を探している期間も受け入れ態勢があるというふうな、他市と比べてもきめ細かいとお聞きしたんですけれども、やはり先ほど申しましたように、本当に困っている人が利用できないということなども判断していかなければならないと思いますので、その判定においてはきちんと行われるべきだと思われましたので、質問させていただきました。

次に、待機児童が解消したときの待機児童館の取り扱いについてですが、当然のことなんですけれども、待機児童の方がもし希望の保育所にあきができただけの場合は、待機児童館から退所するのか。そしてまた、3月の議会だったと思うんですけれども、5年から10年くらいで限られた期間でこの施設を使うというふうな答弁があったので、その辺もちょっとお聞きしたかったんですけれども、どんどん待機児童さんは減っていくという見込みでそうなさっているのか。また、見込みのように解消した場合に、待機児童館はどのような扱いをするのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、待機児童館に入所いただいております、その間に認可保育所の方であきができたらどうするのかということですが、その場合におきましても、待機児童館の方で年度内いっぱいお預かりをするという予定でございます。そして、新年度につきましては、一般の児童と同じように認可保育所への入所申し込みをしていただくということになります。

また3月議会では、5年から10年の短期的なというご答弁もさせていただいておりますが、こ

の待機児童館につきましては、緊急的な対応ということで今回施設の設置をしております。今後の動向を見る必要はございますが、全体の児童数とか、それから就業の状況で入所を希望される方がどうなっているのか、その辺の把握には今後努めてまいりたいと思います。

それから、待機児童が解消後の施設の利用でございますが、待機児童が解消した場合、当該施設につきましては、院内保育が残りますので、その後の施設の活用につきましては、保育所在り方検討委員会などの場を通じて検討をしてみたいと存じます。

なお、先ほどご答弁させていただきましたように、一時預かりや休日保育、こういったものも実施をしたいというふうに考えておりますので、総合的に判断をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ちょっと先ほどの答弁の中で、例えば途中で希望している保育園にあきができても年度内いっぱい預かるということは、例えば年度内いっぱい預かっている間に、またもっと点数の高い児童さんが入った場合というのは、そちらの方が優先されてしまって、また児童館にそのままいなければならないということは起こらないんですかね。ちょっと確認で。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

途中であきができただのに待機児童館へ入っていて、他の方に先を越されるような事態が起こらないかなあとご心配でございますが、あくまでも待機児童館につきましては、年度内の入所を前提としております。途中であきができましたら、新たに申し込みをいただくことによりまして、その待機児童館に入所している児童、また一般の認可保育所への申込者、そういった方を合わせた中で、保育に欠ける度合いを見まして、また判定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

あともう1点お聞きさせていただきたいのが、またそもそもなんですけれども、待機児童館ができたことによって、実際に待機している児童さんがそこに入るかという問題なんです。待機児童の方の中には、家から遠いからとか、この前にいただきました亀山市立保育所在り方検討委員会の中間報告書の中にもございました。希望する保育所以外にあきがあっても、通園に距離があったり、同一小学校区でなかったり、あと兄や姉と同じところに通わせたいからという理由であきを待っている人もいらっしゃるそうです。そういう場合に、待機児童館もそれらの希望を満たせていないのであれば、入らない可能性もあるのではないかと。そういうことが考えられないかということと、あと先ほどの今の答弁なんですけれども、年度内いっぱいはずっと預かるということで、途中で抜けられなくて、また順番待ちみたいな形になるのなら最初から入らないわという方とか、それはないですね。すみません。そういう場合があるのではないかとと思うのですが、その辺の考え方をお答え

いただけますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

待機をされている児童が、実際に待機児童館への入所申し込みにつながるかということですが、それぞれ待機している方の個別の事情があると思いますが、例えば待機児童館から自宅までの距離、また小学校区が違う、こういったことも考える中での大きな要因になってくると思っております。したがって、12月1日から入所の申し込みを受け付けいたしますので、その中で明らかになりますが、現在待機されていると思われる方につきましてはお声かけをしてみたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

わかりました。では、次に行きたいと思います。

議案第57号亀山市消防団条例の一部改正についてお伺いしたいと思います。

まず、1番、亀山市消防団の現状につきましてですけれども、こちらの方は今413名ということで先ほど答弁幾つも聞いております。その次の、条例の一部改正を行うまでの経緯、ねらいについてですが、年齢制限を緩和したことで希望者がふえる見込みはあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

今まで消防団に入団したくても45歳という上限の年齢がございましたもんで、それで消防団に入団することができなかったということは耳にしております。今後これを取り除くことによって、消防団への入団希望者もふえるものと思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

年齢制限を撤廃することによって、ふえる。年齢制限以外にも消防団がふえる理由というのはたくさんあると思うんですけども、そういった理由は研究なさったか。また、その理由としてどのように把握なさっているかをお答えください。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団の入団者を募るのに当たり、魅力ある消防団づくりが必要ではないかなと思っております。それには若い人が消防団に入りたいというようなことで、被服の見直し、あるいは装備品の見直し、また福利厚生面での研究が必要かと思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

確かに魅力があるというのはとても大事なことですけれども、今までに行ってこられた消防団員の募集や消防団に興味を持ってもらうための取り組み、また今後も考えている取り組みなどがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防団協力事業所という認定制度がございます。それは亀山市内に6事業所、亀山市消防本部で認定しております。こういう事業所等に消防団員を一人でも多く雇用していただき、雇用者との連携も必要でないかと思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

事案がずうっと重なっていましたのでこの辺にします。

議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてお聞きいたします。

1番に、第3款民生費のうち第2項児童福祉費、児童扶養手当給付費についてお聞きいたします。こちらは増額されているんですけれども、昨今の亀山市のひとり親家庭の現状について、この制度は子育てをするひとり親に対するものですが、ひとり親とはどういう対象なのか、またなぜ増額する必要があったのかをお聞きいたします。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

児童扶養手当はひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子供の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当でございます。手当を受けることができる人は、親の離婚や死別などの条件に当てはまる18歳までの子供を監護している父や母、または父母にかわって子供を養育している方となります。

それから、今回補正を増額しなければならなくなった理由でございますが、児童扶養手当給付費の必要額が当初の見込みよりふえた原因としては、主に二つの理由が挙げられます。

まず1点目は、受給者数の増加でございます。児童扶養手当の受給者数は年々増加しておりまして、その増加分を加味して予算を計上しておりましたが、見込みより人数がふえたためでございます。

2点目は、1人当たりの受給額の増加でございます。児童扶養手当は所得の状況等により支給される額が異なりますが、所得が減少した世帯がふえたため、支給される額が全体的に増加したものであるというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

経済動向の関連もあるということですが、現在亀山市で給付の対象となっている件数、給付額、またひとり親家庭の増加の現状について、亀山市はどのように把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在の児童扶養手当の受給者数でございますが、本年8月現在で母子家庭の方が255名、それから父子家庭のひとり親の方が20名、合計が275名でございます。支給額につきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ひとり親家庭の増加の現状というのもちょっとお聞きしたかったですけれども、その辺で何か亀山市として傾向で窓口でどう思われているとか、もしあれば教えていただきたいのと、ひとり親家庭というのもいろいろなパターンがありますので、それから給付に当たり、その給付判断基準というのがありますけれども、その確認についてはしっかりしているかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、受給者の亀山市としての現状といいますか、増加の傾向であるかどうかということでございます。

ひとり親家庭となられたその要因別に推移を見ましても、あまり特徴的といいますか、以前と変わっているというような状況は見られないところでございます。死別にしましても離婚にしましても、あまり大きな変動はございません。

それから給付の判断基準でございますが、この制度につきましては、申請をしていただいて、給付を決定いたしますが、その際には所得の状況、また家族の状況等を詳細に報告いただきますので、しっかりと判断をして適正に支給をさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ひとり親家庭の現状としては大きな変化はないということでした。でも実際にこのように受給額がどんどん増加し続けているということで、ここについての状況把握、なぜこのような状況になったのかという背景というのは、やはりこれからもしっかりと研究していかなければいけないと思いま

すので、お願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

5番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による議員の質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第61号から議案第70号まで及び報告第9号から報告第17号までの19件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づき、委員20名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案のうち、議案第61号から議案第70号まで及び報告第9号から報告第17号までの19件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づき、委員20名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会付託議案表

議案第61号	平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号	平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号	平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第64号	平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第65号	平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号	平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第67号	平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について
議案第68号	平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
議案第69号	平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について
議案第70号	平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
報告第9号	決算に関する附属書類の提出について
報告第10号	健全化判断比率の報告について
報告第11号	亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第12号	亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第13号	亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
報告第14号	亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について
報告第15号	亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第16号	亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

○議長（大井捷夫君）

続いてお諮りいたします。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、お手元に配付いたしてあります一覧表のとおり、20名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

決算特別委員会委員

議席番号	氏名
1番	高島真
2番	新秀隆
3番	尾崎邦洋
4番	中崎孝彦
5番	豊田恵理
6番	福沢美由紀
7番	森美和子
8番	鈴木達夫
9番	岡本公秀
10番	坊野洋昭
11番	伊藤彦太郎
12番	前田耕一
13番	中村嘉孝
14番	宮崎勝郎
15番	片岡武男
16番	宮村和典
18番	服部孝規
19番	小坂直親
20番	竹井道男
22番	櫻井清蔵

○議長（大井捷夫君）

続いて、議案第53号から議案第60号まで及び議案第71号から議案第75号までの13件につきましては、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第18号及び報告第19号の2件の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について
議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内
第1条 第1項
同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳入 全部
歳出 第2款 総務費
第3款 民生費
第1項 社会福祉費
第3目 老人福祉費
第23節 償還金、利子及び割引料
第2条 「第2表 地方債補正」

教育民生委員会

- 議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について
議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内
第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中
歳出 第3款 民生費

ただし、

- 第1項 社会福祉費
第3目 老人福祉費
第23節 償還金、利子、及び割引料

を除く

第4款 衛生費

第7款 商工費

第10款 教育費

産業建設委員会

議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内

第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第14款 災害復旧費

議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第71号 協定の締結について

議案第72号 工事請負契約の締結について

議案第73号 市道路線の変更について

議案第74号 市道路線の変更について

議案第75号 市道路線の廃止について

○議長（大井捷夫君）

続いて、日程第2、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、本日までに受理いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

その審査につきましては、所管する常任委員会に付託いたします。

請願文書表

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森文男 外2名

要 旨	義務教育費国庫負担制度が存続され、全額国負担となるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森文男 外2名
要 旨	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森文男 外2名

要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森文男 外2名
要 旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦
付託委員会	教育民生委員会

○議長（大井捷夫君）

会議の途中ですが、決算特別委員会の開催のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど決算特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に19番 小坂直親議員、副委員長に13番 中村嘉孝議員がそれぞれ選任されました旨の通知に接しましたので、ご報告申し上げます。

次に日程第3、市政に関する一般質問を行います。

なお、質問に当たりましては、通告以外の質問を追加することのないよう、ご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

今回の私の質問のテーマは、計画策定及び変更と市の説明責任という質問でございます。

通常ですと質問の趣旨、ねらい、背景等を初めに話させていただいておりましたけれども、最近どうも時間がなくなるということで、質問の中でその趣旨をお察しいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、新市まちづくり計画の変更についてから質問します。

今議会開会日に新市まちづくり計画の変更ということで、1枚ものの資料が議会に提出されました。その内容について、市民の方々にもわかりやすく、簡潔に説明をいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

新市まちづくり計画の変更について資料を提出させていただきましたので、その説明をというところでございます。

本市では、新市まちづくり計画策定以前からISO14001に基づき、二酸化炭素の排出量抑制に努めてまいりましたが、公共施設からの排出量抑制の必要性は近年さらに高まっております。

そこで、公共施設から二酸化炭素の排出量抑制の取り組みをさらに強化するため、公共施設からの温室効果ガスの排出量抑制の考え方による施策を追加するものでございます。具体的には既存施設の統廃合、長寿命化の観点から溶融炉長寿命化事業及び衛生公苑長寿命化事業の2事業を追加する計画変更を行うところでございます。この変更によりまして、合併特例債の活用のための条件整理を行うというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁、説明を整理しますと、一つ目は、新市まちづくり計画の中の六つの基本方針の中の5番目、環境に優しい社会形成の中では、ごみの削減、リサイクル、省エネと、どちらかといえば個人・家庭・企業、この方々への努力推進とか啓発が主な書き込みであったと。それを今回、市の公共施設の二酸化炭素の排出量の抑制の視点からもとらえるということが1点。

二つ目は、この計画の変更により合併特例債の活用のための条件整理をしたと。溶融炉長寿命化

事業、それからし尿処理場であります衛生公苑の整備のために特例債残金を充当しようという説明であったと思います。

そこで、三つ質問をさせていただきます。

まず、この計画変更の目的についての質問です。

新市まちづくり計画は、合併に伴い両市のまちづくりの一体感の醸成、合併後10年間の方向を定めた平成16年3月に制定されたものであると理解をしますが、基本方針後、環境に優しい社会の形成のみを計画変更するのかと、これのみを計画変更するのかと。いってみれば、その後に亀山市が策定された計画もの、小さいものから大きいものがございすけれども、大きいものでいえば総合計画、あるいは昨年制定されました都市マスタープラン。こんな書き込みの中にも、新市まちづくり計画に書き込みのないさまざまな事業があると思うんです。いってみれば、例えば学校教育ビジョンや文化振興ビジョンの策定に伴って、新市まちづくり計画の中に教育・文化の充実の部分とか、その他健康福祉の充実、生活基盤の充実等、六つの基本施策・方針すべてに変更をしなければならないのと違うんでしょうか。そこで、ほかの基本方針も見直しをするのかということが1点。

それから2点目は、新市まちづくり計画の見直しや変更をもってして合併特例債を活用すると、こういった手法を今まで是としてきたか、了としてきたかということ質問したいと思います。

昨年の9月議会の中で、我が会派の櫻井議員が合併特例債を利用して防災無線の設置をしたらどうかという提案をさせていただきました。そのときの企画部長の答弁ですと、新市まちづくり計画の中に書き込みもございませんし、読み込める記載はありません。合併特例債の活用につきましては、現段階ではできないものと判断しているという答弁がございました。つまり、新市まちづくり計画に記載のないものは対象にならないという答弁をしておきながら、いわゆる今回の変更です。見直しや変更、今回の場合は追加ですね。こういう手法を了としたアナウンスメントを今までしてきたんでしょうか。これが2点目。

それから3点目は、この計画変更の内容について今説明を受けましたので、ちょっと触れたいと思います。

この変更に伴って、位置づけをする二つの事業、溶融炉の長寿命化事業とし尿処理場ですね、衛生公苑、これら二つの事業で、おのおの事業費は幾らで、そのうち合併特例債の対象となる金額が幾らで、それによって交付税として幾ら亀山市に戻ってくるのか、概算でよろしいのでお答えを願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、新市まちづくり計画のほかの基本方針の見直しをするのかというようなことでございますが、基本的にほかの基本方針について見直しする考え方はございません。こういった部分については先ほどご答弁させていただきましたように、この変更により合併特例債の活用というようなこと条件整理を行いたいと考えておまして、こういったところが変更する主な趣旨でございます。

その部分にほかの基本方針については、後期基本計画を現在策定しておりますので、後期基本計画の中で見直しを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから2点目でございますが、昨年の9月の部分でございますが、そういった部分につきましては、新市まちづくり計画の中でというようなこと的前提条件があったというふうに私記憶をしております、そういったご答弁にさせていただいたというふうに思いますが、合併特例債の変更までというようなことについては、まだ今回初めて考え方を述べさせていただいたというようなことございまして、溶融処理施設と衛生公苑の長寿命化施設につきましては、財政的に厳しい状況であっても実施しなければならない事業というようなことで、仮に合併特例債を活用しない場合でも、一般廃棄物処理事業債を発行して実施するというふうなことになるを得ないというようなことございまして、庁内的に少し、後期基本計画の財政フレームに先立って考え方を整理させていただいた。これは時期的なものもございまして、整理をさせていただいた上で、合併特例債を活用することが、この2事業にとっては非常に有効なものというようなことで考え方を整理させていただいて、初めてこういった考え方は出させていただいたということでございます。

それから、3点目のことでございますが、溶融炉長寿命化事業及び衛生公苑長寿命化事業のおのの事業費等でございます。

現時点におきまして、これに関しては本当の概数でございまして、まだ変わる要素は十分ありますが、ということをご認識いただいてご答弁させていただきたいと思っております。

溶融炉長寿命化事業につきましては、事業費が約19億円、特例債対象事業費が約10億円、交付税措置額が7億円でございます。また、衛生公苑長寿命化事業につきましては、事業費が約13億円、特例債対象事業費が9億円、交付税措置額が約7億円ございまして、二つの事業において合併特例債以外の起債を活用した場合と比較しますと約5億円有利になると試算をしております。

なお、各事業における国の交付金がそれぞれ対象となる交付金もございまして、この算定によりましては、また合併特例債の事業費も変わってくる可能性があるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

まず、1番目の答弁、これ以外の計画変更は考えていないと。いってみれば、合併特例債の残金を有効利用するためにこの計画の変更があったというような理解をします。この部分については、今後県・国、さまざまな協議がございましてと思っておりますので、この程度にとどめます。

2番目の答弁ですね、これはちょっと乱暴な言い方をすれば詭弁にしか聞こえないです。というのは、今例に挙げた防災無線にしても、新市まちづくり計画基本方針第6の項目の中に、情報化と地域自治の推進、その1.生活を豊かにする情報を発信できる仕組みを整えます。ここにこういう書き込みがある。私はこの文面だけでも十分対象になるとも思うんです。それを一切書き込みもないし、読み込むこともできないと。この部分では非常に言葉を計画の一つ一つの文言を厳格に、あるいは狭小にとらえておいて、そういう読み方を勝手にしておいて、今度は追加という手段、こんな方法もありますよというやり方は、少し度が過ぎているよという意見だけは申し述べたいと思います。

それから三つ目の答弁ですね。

私は今回の9月議会で質問をしてよかったなあという思いがいっぱいございます。全体の二つ

の事業で31億円、その中で特例債対象が19億円と、それで交付税措置で14億円ぐらいが対象だと。しかしながら、今のご答弁ですと、他の補助金等を使った場合の、いわゆる特例債を使わずに使った場合の差額が5億円だというような数字のお示しだったと思いますけれども、合併特例債というのはそもそも我々の認識ですと、いわゆる事業に対する3分の2が市に対して交付税でいただくという中で、その5億円がほかの事業との比較の中で5億円しかという言い方は失礼ですけれども、5億円が戻ってくることに對しては、今までの我々の合併特例債の市民が享受できる、いただくことのできるお金と大きな幅があると。その意味で、この事業の選択とか規模、多くの問題を残していると。この問題については、今この質問があって、後日先輩議員から入念な質問があると思いますのでこの程度にとどめますが、やはりこの問題は合併特例債の残金に対する市長の考え方、あるいは進め方、大きな問題があったんだというような認識で次の質問に入らせていただきます。

パネルを用意しました。

合併特例債の活用についてということで、時系列別に見てみます。

今9月議会に新市まちづくり計画の変更概要をお示しいただきました。今後この概要に基づいて、この間には当然県との協議等ございましょう。12月に入りまして、まちづくり計画の変更に対する提案がなされて、ここで議決を見るわけです。それに基づいて、3月には多分後期基本計画、第1次実施計画の策定の中で、この合併特例債の残金を使って二つの事業を行うという形になるんですけれども、私がここで議論をしたいのは、新市まちづくり計画の変更前と今回では大きな方向転換があったということを目指したいと思います。

合併特例債の発行可能額26億円の活用について、市長の今までの考え方と、今議会のスタンスには大きな隔たりがあると。ここでいうならば、今まで否定的であったものが、活用については肯定化されたと。大きな方向転換をしたと私は認識をしております。否定とは言いません、否定的であったと。方向転換をしたのか、この辺の認識を聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

以前より合併特例債の新規事業の活用につきましては2点ほど申ししておりまして、1点目は、基本的には借金であるため、後年度負担の増加につながることから慎重に判断するということ、それから2点目は、活用期限となる平成26年度中に完了できる事業で、単年度での財政負担が多くなるような事業へ有効に活用するというふうな考え方を基本としてご答弁申し上げております。これまで新規事業で、具体的に活用するという事業はお示しはしておりませんでした。

また、さまざまな施設整備などの大規模な事業の実施に当たりましては、合併特例債も含めたあらゆる財源を有効に活用するとご答弁を申ししてきたところとございまして、こうした考え方にに基づき、後期基本計画期間中に実施が想定される事業の中でも、特に大規模な事業となる見込みの溶融処理施設と衛生公苑の長寿命化事業につきましては、合併特例債を含め、活用できる財源の検討を進めておったところとございます。

これらの事業が起債対象となるか、合併特例債の適応対象となるか、新市まちづくり計画の変更の可否について、県と事務レベルでの協議を行ってまいりました。こうした内容についておおむね

確認されましたところから、最も有利な財源と考えられる合併特例債の活用のために、必要となります新市まちづくり計画の変更を行いたいというようなことで、資料提供をさせていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

否定的であったか、方向転換じゃないのかということに対して、的確な答えではなかったと思います。いってみれば、あまり否定的とは認めたくないという答弁に聞こえましたけれども、少し今までの答弁を整理してみます。

例えば基金造成分、市民まちづくり基金の10億円、関宿にぎわいづくり基金の3億7,000万のこれと四つの事業、和賀白川線、関中、それから野村布気線と斎場、これ以外の事業は考えておりませんという答弁、たくさんしていますよ何回も、これはね。それからもう一つ、先ほどのあれですけども、合併特例債を発行して進めようとしている事業は、すべて新市まちづくり計画に位置づけられており、これ以外の事業への合併特例債の発行は考えておりません。これはことしの3月、企画部長からの答弁でございます。およそこういう答弁が多かった。一部広森総務部長の後からは、合併特例債の活用については慎重であるけれども、フレキシブルに柔軟に対応していく旨の発言もでございます。しかし、私は部長の答弁を何と言ったかというよりも、最も注視したいのは、ことし3月の我が会派の伊藤議員に対する市長の答弁です。読んでみます。聞いてください。

「合併特例債について市長の基本的な考えということですが、合併特例債は後年度で3分の2が交付税で戻ってくるということでございますが、基本的には借金でございます。後年度の世代への負担を背負わせるということにつきましては、この特例債に限らず、やっぱりそこは慎重に運用すべきという基本的な考え方と、合併特例債の発行は使い切るのかどうかということにつきましても、それぞれのまちの考え方や財政状況もあろうかと思いますが、この発行は将来の公債費の負担を高めるという側面もございますので、35億円を使い切るべきという性格でないものと考えておるものでございます。

今後特例債の活用については、活用期限が平成26年までに完了できる事業、とりわけ大規模な事業があれば有効に活用させていただくことも、選択の余地としてはあるというふうに現時点では考えております」ということでございます。

このことでパネルも用意しました。考え方としては大きな理念として、これは市長の基本的な考えというよりも、むしろ私は政治的な理念だと思うんですよ。いいですか、基本的には借金であり、次世代に負担を残さないということが1点と、この合併特例債は使い切るべき性格のものではないという市長はそういう基本的な考え方。むしろ政治的な理念だと思います。これを部長が何と言ったか、部長の方向性とか、あるいはハウツーとは違った哲学だと思うんですね。

それで市民の方にはこの市長の考え方、後世に借金を残さない、使い切るべきではないと、同じ国のお金であれ、市のお金であれ、血税を使い切るという考え方の否定については評価される方も見えるでしょう。私は違いますけどね。この部分はやはり有効に利活用するのは納税者たる市民の権利であり、それを推し進めるのは市の私は義務だと思っていますので違うんですけども、もう一つ後段の部分で、とりわけ大規模な事業があれば、利用も選択肢にできるという部分については、

この26年までに完了を余儀なくされる中で、とりわけ大規模な事業をことしの3月時点でやみくもに議論しても到底間に合わず、私は非現実的だなあという印象を持ちました。総じて合併特例債の残についての利活用については、多分市長部局からは、提案は期待できないだろうという判断を私はさせていただきます。そこで二つ質問をします。

まず、合併特例債の市長の今二つ上げましたこの基本的な考え方、理念に変更はないのかということ。二つ目は、今回対象としている二つの事業がとりわけ大きな事業として見ていいのかと、あるいは想定内の事業であったかということを質問させていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

合併特例債、これに対する市長の基本的な考え方は変わっていないのかということでございますけれども、何度も申し上げてまいりましたけれども、そもそも合併特例債は国の増大する借金、あるいは財政の悪化、それから地方交付税制度の疲弊などを背景に、その構造改革を目指して、平成の市町村合併を促進するために創設をされた期限付きの優遇措置であったと、このように基本的に考えております。

しかし、この特例債そのものは借金でございまして、地方交付税で後年度にその約7割が措置されるからという安易な理由で新規の大型建設事業に充当した自治体は、合併後15年、20年たって大きな借金と、それから施設の維持管理費だけが残りまして、自治体財政を圧迫するものと、これを避けられないと、こういう考え方に立ってまいりました。

一方で、きのうも触れましたが、平成13年度に創設されました地方交付税特別会計の財源不足を1年限りの緊急措置として導入されました臨時財政対策債が、10年たった今でもこれが延長されておるとい大変厳しい国の地方交付税の状況というのは、議員もご案内のとおりでございます。

したがって、市長就任以来この2年間、これらの考え方並びに特例債を使っても、交付税額に反映されない不交付団体という状況から、合併特例債の充当活用については慎重に判断をいたしてまいりましたものでございます。同時に政策の優先度の観点から、当初合併特例債の活用、充当を想定いたしておりました市庁舎建設計画の凍結、それから和賀白川線橋梁計画の見直しによりまして、発行可能額の変更を同時に行ってまいりましたものでございます。

これらの流れの中で、合併から7年を迎えました本年、くしくも7年ぶりの交付団体へと転じたところでございますけれども、現在、本市の今後5年間の行政経営の基本となる後期基本計画の策定作業を進めておりますが、中期・長期の政策の選択とその裏づけとなります財源の確保につきまして、あらゆる可能性を探ってまいりたいと、このように考えておるものでございます。

2点目に、とりわけ大きな事業、想定内の事業であったかと、この二つの事業がということでございますが、合併特例債の活用は先ほど答弁がございました平成26年度完了の事業、これを適用とすると、こういう仕組みでございます。ご案内のように合併後、例えば衛生公苑の長寿命化、旧亀山・旧関町のし尿処理施設の効率化、統合、この問題は大きな政策課題の一つでもございました。

もう1点、環境センター溶融処理施設につきましては、これは当初、平成12年の稼働の時点で

耐用年数15年、平成27年をめどにということで稼働いたしてまいったものでございますけれども、本年度、議会、市民の皆様にもお示しをさせていただいておりますが、この溶融炉を15年ではなくて長寿命化をさせていこうと、新たに施設を更新するのではなくて、30年間何とか手入れをしながら長く生かしていこうと、こういう方針の転換をお示しさせていただいてまいったものでございます。いずれもこれが平成26年度までに事業を終えるというような想定ではございません。もう少し後ろへ行く長い事業の中で、これらの考え方、事業の展開を実は想定をいたしておったものでございます。

したがって、今、中長期の政策の検討、それから財源の裏づけを後期基本計画の策定作業で検討いたしておりますが、その中での検討の過程での議論の一つというふうにご理解をいただきたいと思っております。したがって、新市まちづくりの変更はその一環であるというご理解をいただきたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

さっぱり理解のできない答弁で時間ばかりたっていくのは本当に困るんですけども、2番目のとりわけ大規模な事業ということなんですけれども、「とりわけ」ということを広辞苑で引きますと、「殊さらに、特別に」という意味なんです。それから「殊さらに」を引きますと「新しくすること。わざわざすること」です。

対象になったこの二つの事業、溶融炉の中間改修の概要を既に平成21年に出ているし、その後の長寿命化事業も22年にできているんです。それから衛生公苑の基本構想についても、21年にはもう策定されているんです。私はこの部分が「とりわけ」という言葉、殊さらにする事業、新しくする事業、わざわざする事業なんてとても思えないです。

それから、前段の答弁ですけども、結局さっぱりわからないですよ、途中で交付団体になるとか、いろいろ溶融炉の設備の問題、し尿処理の問題を言ったけれども、そういうことがわかっている、いわゆる対象内であったということですか、これ。どっちなんですか、これ。対象内であるとしたら、このことに関しては、さまざまに市長は答弁する機会は今までありましたよ。今初めてこういうことを聞くんですよ。時間が全くないもんですから、次の説明責任に移りますけど、非常に答弁についても不明瞭であって、私は全く理解できないということだけを申し述べます。

ちょっと質問を飛ばします。

3番目の説明責任についてということですけども、説明責任という言葉は当局はどんな認識を持っているか等を聞こうと思ったんですけども、時間がありませんので、私は解説文をもって説明します。

説明責任、アカウンタビリティ、個人や組織、特に権限を行使する者が影響を与えた事象や結果に関し、意思決定行為について、その意思の明確化と共通理解のために合理的な説明を行う責任を要することということでございます。

新市まちづくり計画を変更し、合併特例債の利活用に充てるとしたこの1枚ものの概要が、意思決定行為について、意思の明確化と共通理解のため、合理的に説明したと判断しているかお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、総務委員会にA 4 1枚で資料を提出させていただきました。総務委員会資料ということで、それと、今現在県とも協議中というようなことで、非常に簡略化して掲載をしておりますので、少し総務委員会では補足をさせていただきたいというふうを考えておるところでございます。

それから、現在のところ、県との事務的な協議を進めておって、これらの課題が整理できたのが8月に入ってからというふうなことでございます。そのため、これまで明確な方針決定に至っておりませんでしたことから、今回の資料提供をさせていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

質問が悪いのかもしれませんが、さっぱり伝わってこないんです。

それでは、パネルをもう一度見ていただきたいと思います。説明責任という意味で、今回いわゆる来年の3月には、後期基本計画の中で我々議会、あるいは議員は新しく提案をされたものについて、合併特例債を使ってこの二つの事業に有効に使うと、これが市民の理念や福祉のためになるんだから、賛成・反対どうですかという重要な白黒をつける決断を迫られるわけです。

私もやはり有効利用ができるのであれば、先ほども言ったように、市民の大切な税金が戻ってくることを利活用することについては、これは市民の権利であり、そしてそれを推し進めることは市の義務であると、この部分の賛否に対しては、仮に私が、我々議員が賛成であっても、いわゆる今までの流れ、今までどちらかという合併特例債の有効活用に対しては否定的な立場を持った答弁をしてきた当局が、急遽方向転換に対する大きな説明責任、この手順がどうも理解できないということで、この議案に対して仮に反対をするという立場をとったとしたら、これは市民にとっても、市にとっても大きな私はマイナスだと思うんです。

こういうことが結構最近多いんです、こういうたぐいのものが。例えば、最たるものは昨年提出されました、この後やろうと思っております第1次総合計画を破棄して、なくして、見直して、第2次総合計画にしようという提案をなされた。これについての説明責任もあまり確かではなかった。あるいはほかの事業でいいますと、誕生日祝い金とか、市外の病院に対する補助金の問題、あるいはライフサポート事業等々いろいろある。市長の考え方が明確に伝わっていない、伝わらないということで、本来の議決に対することよりも、さまざまな手順とか手続の中で、まともな議論ができてこなかった。その部分が不足をしていたという案件が非常に私は多いと思うんです。その上に、この部分は市長は今まで否定的ではなかったとおっしゃるかもしれない。あるいは方向転換ではないというような答弁ですけれども、我々は少なくとも、あれは、この案件に対してずうっと眺めてこられた市民の方は、私は合併特例債の利活用に対しては否定的であり、そして一つの方向転換をこの1枚ものの紙で示されたと思うんです。こういう説明の仕方が非常に足りないと思うんです。市長の意思の明確化、あるいは市民と議会との共通理解、やはりこの辺はもう少しやるべきだし、何か説明責任についてもっとこんな工夫をしたらどうだと、反省も含めて、あるいは私のコメント

に対する反論も含めて、説明責任ということに対して市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員に今ご指摘をいただきました説明責任でございますが、就任以来、開かれた市政の進展なおかつ情報の共有、こういうことを市政の業績への大きな一つの柱にいたしてまいりました。そういう意味で、この開かれた公の議会での議論、それから年4回定例会がございますけれども、こういう節目節目で私ども行政として、庁内でいろいろ政策決定や意思決定をしていくプロセスは、本当にさまざまなプロセスがございますけれども、その節目節目で議会並びに市民の皆様それぞれを明らかにし、またこういう議論を通じて説明責任を果たさせていただいてきたというふうに考えておるものでございます。

ただ、その中で幾つかお触れになりましたが、その手続、プロセス、説明の不足という部分が十分議会側に伝わっていないと、議員に伝わっていないというご指摘ございましたけれども、まさにそういうものに対しましては、誠心誠意私どもはお伝えをさせていただいてまいったつもりでございますし、さらに創意工夫が必要な部分もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、公の利益、それはまさに市民の利益、そういう視点で政策の決定や財政の運営を今進めておりますので、この基本姿勢は今後も変わりませんし、議員並びに市民にしっかりと方針転換であるとか事業の詳細につきまして説明をさせていただくと、それは全くおっしゃるとおりでございますので、今後もそういう方針で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がなくなりましたので、次の質問を簡単にさせていただきます。

第1次総合計画後期基本計画の策定についてということでございます。

実は私も総合計画の審議委員でございます。その意味ではこの場で質問することはなじまないという思いもありましたけれども、やはり諮問を受ける前に確認をしておきたいことが二つありますので、たくさんあるんですけども、時間がありません。二つだけ質問をさせていただきます、よろしくお願いします。

まず、市長は副市長を長とする中期戦略会議に市長の思いをどう伝え、策定に臨ませたか。そういうことも含めて市長の後期基本計画に対する考え方、理念をお示しいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

後期基本計画策定、これに市長は何を中心に取り組んできたのかということでございまして、ご案内のように、現在の総合計画を策定いただきました合併直後の平成17年、18年の本市を取り巻く環境と現在の環境は異なるという基本認識を、まずは庁内で共有をいたしてまいりました。そ

れを基本に、昨年度より中期的な政策の優先度と、そのための財源確保の多様な検討を進めて、今日に至っておるものでございます。

また、新市合併から7年目を迎えました今日、前期基本計画におきましては、その合併後の一体感の醸成が基本にあったんだろうというふうに推察をいたします。この5年間の着実な歩みを踏まえて、後期基本計画においては、これらの地域資源、これを一層磨きをかけるプランとして策定すべきと、このように考えてまいったものでございます。

さらには、東日本大震災におけます教訓、それから地方分権改革の行方、それから本市の財政構造の変化などの直近の環境変化を踏まえ、市民力で地域力を一層高めて、地域の魅力や活力の向上につながる取り組み、さらには防災・健康・医療などの安全・安心に向けた取り組みなど、亀山市の都市としての持続可能性につながる施策を中心に検討を加えるよう指示をし、今日に至っておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がなくて、まとまりのない質問をお許し願いたいと思います。

最後に一つ、せっかくボードを用意しましたので、この部分だけきょうは聞いて質問を終わります。

第1次総合計画を見直しをして、第2次総合計画を策定しようとしたその意思、これあたりをやはり後期基本計画を策定前に確認をしたく思います。

一つ目はここに書いてあります第1次総合計画の基本構想の中には、施策の優先順位が大きく変わる状況となってきたということと、やはり自分のマニフェスト、政策公約には第1次総合計画の考え方からはみ出るものがあると。これは何をもって市長は発言をしたのか。そして、そのことが後期基本計画の中ではここにありますが「基本構想をより発展させる議論を行う」と書いてあります。まず、この発言、私は未消化でございます。消化できておりませんので、この二つ、優先順位が違う、はみ出す部分、これについての考え方を聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいまご質問がございました件でございますけれども、2年前に私自身が政策の具体策と期限、財源を明記したマニフェスト、68の施策、三つの戦略プロジェクトを明記させていただきましたが、これと総合計画との整合性につきまして、昨年3月に、例えば自然の森公園の廃止、これは従来の総合計画実施計画に組み込まれておったものでございますが、これの廃止。あるいは14の変更、五つの追加を行って、いわゆる総合計画、前期基本計画との整合性を図ってまいったところでございます。

今、環境の変化と今後この基本構想をより発展させる論議を行うご指摘ございましたけれども、まさにそういう思いで、現在後期基本計画の策定を進めておるところでございます。この後期基本計画との関係におきましては、9件の未着手の積み残しの事業、それから実施状況を考慮の上で、環境の変化も当然考慮に入れまして、今後政策の優先順位も含め、最終的な判断を行ってまいりました。

いと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

市民の皆様はこの後期基本計画策定に際しましてアンケートをいただきました。非常に冷静に的確な判断、市民の方々のご意見が私は寄せられたと思います。特に大災害の後、安全の部分の要望、そしてこれからの将来、年金、医療、介護、そういうものに対する不安、あるいは現在の負担感、これを解消してくれと。そして、中にはさまざまな市の手数料とか、あるいは補助金とか助成金の見直し、これあたりにも言及されております。生活の質の向上、確かにこれも大切でしょう。しかし、やはり我々は暮らしていける、暮らしやすい、いわゆるもっと底辺の部分をこの総合計画にいま一度、大震災という非常に厳しい被害を受けた中で、改めて底辺の部分で総合計画をつくり直していくと、そんな私の私見も余分な私見でございますけれども申し述べて、甚だまとまりのつかない質問になってしまいましたが、総務委員会等でまたこれについていろんな議論をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、地域内でお金が循環する施策を講じ、地域経済を活性化させる幾つかの提案をしたいと思っております。

日本経済は、2008年秋のリーマンショック以降、低迷を続け、最近では円高も加わり、一層厳しさを増しています。これまでの自民政権でも、今の民主党政権も、こうした危機に対して、金融、自動車、家電、ゼネコンへの支援策を続けてきましたが、一向に景気回復のきざしは見えません。今、必要な経済対策は、これまでの輸出型、大企業優遇の日本経済の構造を根本的に見直し、内需拡大、あるいは地域循環型の経済構造に変えることであり、この指摘は各方面から出されるようになってきています。

きのうの質疑でも明らかになりましたが、亀山市でも22年度決算で企業が納める法人市民税は3億5,000万円ふえているのに、個人市民税は1億5,000万円の減となっており、企業の利益が労働者に配分されない実態があります。この点からも、内需拡大、あるいは地域循環型の経済構造に変える必要に迫られているのではないのでしょうか。

今回質問する地域内でお金が循環するという一つの例は、今議会の補正予算に計上された住宅リ

フォーム助成制度であります。市が補助金を出すことで、市民のリフォーム意欲を喚起し、地元の業者に仕事は発注をされます。地元の業者は、新たな仕事生まれ、仕事かふえることで、そこで働く人たちの生活が守られ、新たな雇用と所得が生まれる。その新たな雇用と所得が消費に回り、税として市に戻ってくる。もちろんリフォーム工事で市民の生活環境の向上にもつながります。そして、その経済効果ですが、リフォーム助成の補助金が工事費の1割で、10万円を上限としているので、簡単に言うと10万円市が投資することで、10倍の100万円の工事が新たに生まれ、関連業者への波及効果も含めれば10倍以上の経済効果が生まれることとなります。市民が地域に暮らし続けるためには、その地域で産業活動が持続的に行われ、雇用と所得が再生産されることが必要不可欠です。地域住民の生活を支える経済活動を担っているのが、企業、農林業、地域金融機関、そして市役所です。こうした経済の主体となるところが地域内で繰り返し投資をすることで、地域の産業が維持されるだけでなく、そこで働く人たちの生活が維持され、また農林業の方の生産活動を通じて地域内の森林や農地の保全が図られ、防災効果も高まります。こうした地域内で繰り返しお金を循環させるという政策は、地域内再投資力と呼ばれ、今注目をされている施策であります。

平成21年度に国が実施した経済センサスという統計によれば、亀山市内の全産業の事業所数は1,950ありますが、そのうち従事者数が30人未満の事業所が1,833で、全体の94%を占めています。つまり亀山市の事業所のごく一部を除く圧倒的多数が中小零細の事業所だということでもあります。

また、ついでにこの経済センサスについて触れれば、亀山市で事業所数の最も多い産業というのは卸売・小売で492、次が製造業の241、3番目が建設業の199、4番目がサービス業の197、5番目が宿泊・飲食サービスの192となっています。

まず1点、こうした中小零細事業所のうち、商工業に対する市の施策にどんなものがあるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

中小企業の支援といたしましては、国・県・市それぞれ役割がございまして、まず国におきましては、中小企業庁が設けられまして、新分野への進出、新製品の開発、企業再生などに対してのさまざまな融資・助成制度が設けられております。また、県におきましては、国にないきめ細かな融資制度が設けられております。

そのような中、亀山市でございまして、亀山商工会議所と連携をいたしまして、中小企業の経営や技術の改善・発達を目的として商工会議所内に設置されている中小企業相談所の運営に対する支援、それから中小製造業などの経営力強化に向けての支援として、本年度から亀山商工会議所と連携いたしまして、専門家によるものづくり経営革新塾の開催、それから中小商業レベルアップ推進事業といたしまして、意欲のある商業者に専門家を派遣し、繁盛店モデルを創出する事業などに取り組んでおります。

また、このほかに市内小売商店振興として、商業団体などへの補助、市内商業者や商業団体らと

ともに地域の商業の維持活性化について研究する亀山市商業活性化調査研究事業、小規模事業者の資金繰り支援として、県の融資を利用するに当たっての保証料の補給、それと緊急経済対策として、地域の経済循環をねらいとした平成20年度に2度行いました亀山元気大抽選会事業の支援、さらに、本議会で先ほど議員も申されました住宅リフォーム助成制度の実施などに支援をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いろいろ言われましたけど、市としてはあまり力を入れていると言えるような状況ではないというふうに私は思います。というのは、この23年度の当初予算の中で、商工業の振興のための予算である商工業振興費、これは2,176万円あるんですけども、そのうちの64%は商工会議所、東町商店街振興組合、商業団体連合会という団体補助なんですね。残りの三十数%が一般事業としてやられている。その中に、足してみると700万から800万ぐらいですね。だから、その程度の事業しか、団体補助以外の事業というのはやっていないというのが実態なんですね。

そこで、私が提案したいのは、こういう団体に補助するとか、それから会議所にゆだねるとかということではなくして、市自身が直接商店、事業所を訪問する中で、経営状態、それからどんなことを施策としてやってほしいのかということ聞き取りしてくる必要があると思うんですが、そういうことをやる姿勢はありませんか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員ご所見のように、事業者と直接交流をすると、そんな中でニーズを把握して施策につなげていくということは非常に重要かと考えております。そんな中で、現在、事業者と商業の活性化事業という形の中でいろいろ商店の方々と協議をしたり、それから、今後取り組むものづくりの経営支援、これについてもその場でいろいろ生の声をお聞かせ願って、いろいろな施策につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ団体任せにせずに、市の職員が直接行って実態をつかむということをやっていただきたい。その上で政策をつくっていただきたいと思います。

この問題については、過去の予算がどのように使われたのかというのを調べてみました。18年以降22年までの5年間の決算で見ました。国・県の補助金を除いた市が自由に使える一般財源だけで見ました。そうすると、一つは、シャープなどごくわずかな大企業に出された奨励金、これが5年間で33億円になるんですね。一方、先ほど言いました商工業振興費、これが5年間でどれだけかという、1億3,000万でしかないんですよ。余りにもこれは格差があるんじゃないですか。33億対1億なんですよ。こういう点が問題になっているんじゃないかなと私は思いま

す。この33億円で効果が十分あるんじゃないんですよ。ところが、効果の面でも、私は雇用の面、地域経済の波及の面でも十分な効果がないということを再三この場でも申し上げてまいりました。こういう全体としてお金の使い方が大企業に偏っているんじゃないか、こういうことを指摘しておきたいと思います。

もちろん税収がふえたではないかという反論もあるんです。これについては、確かに税収はふえています。しかし、私が言いたいのは、誘致に伴う支出もそれに見合っただけでふえているんですよ。具体的に言うと、スマートインターチェンジもつくりました。渋滞解消のための道路建設も今しています。それから、上水道の配管がえもしました。アパート建設のための奨励金も出しています。こういうものも全部ひっくるめて、差し引きどうなんだということをしっかりと見定めた上で効果というものを言うべきだろうと。ところが、どうも市の話の聞くと、税収がこれだけふえましたということだけしか言わない。それでは、私は十分じゃないんだというふうに思います。

そこで、市長にお聞きしたいんですけども、こういう多額の奨励金を出して大企業を誘致するやり方はもう見直すべき時期ではないかというふうに思うんですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

企業立地のための奨励金制度は、これは非常に大きな成果があったというふうに思います。個別の税収だとか、幾つか触れられましたが、これではなくて、有形・無形の大きな財産、力となり得たというふうに考えておきまして、この点につきましては、これはシャープだけではなくて、市内に立地をいただく事業所の増設等々でもかなり活用いただいて、投資をいただいたり、いろんな要素があったということは申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、今後の産業政策、立地政策で、確かにいわゆる奨励金の制度、その多い少ないを競うような状況だけでは企業は立地をいただけないと、このように認識をさせていただいておりますし、今は、数年前、10年前とは大分企業のとらえ方も変わってきておきまして、そのまちが、その都市がいかに成長力があるのか、あるいはそのまちの輝きがあるのか、あるいは地域社会としての充実があるのか、こういうところが大きな要素として企業立地がなされる、そういう傾向が大変顕著になってまいりました。その意味で、奨励金制度を今後も継続をさせていただいてまいりませうけれども、それらを補完する都市政策や産業政策やさまざまな政策を総合的に展開いたしてまいりたいと思っております。一方で、中小企業に対する商工施策につきましても、今幾つか手がけてきておるところでございますけれども、従来の発想の延長線上にないような施策をしっかりと構築して、今後に生かしていきたいと、そういう基本的な認識を持たせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

随分私とは見解が異なるんですが、この問題についてきょうは議論をしようということではありませんので、ただ私が言うのは、亀山を適地、適当な場所として企業を誘致するということについて

ては何も別に異論はないんですよ。ただ、多額の奨励金をつけて企業を誘致するというやり方はもう見直すべきだと、こういうことを申し上げているので、そういうことを理解していただければと思います。

次に移っていきたいと思うんですけども、最初に言いましたように、地域内でお金が循環をするということで提案をさせていただきます。

一つは、市が実施する工事や業務請負、こういうものでワーキングプアと言われるような者が生まれてはならないということですね。そういう意味で、まだまだ自治体としては一部ですけども、市が実施する公共工事や業務委託について、下請を含めて従事する労働者の最低賃金などを市長が定め、これを守らせることによって、市が実施する公共工事や業務委託でワーキングプアをつくらせないという目的を持った公契約条例というのを制定しております。本来、国がつくるべきものであろうと思いますけれども、一つ例を挙げれば、千葉県野田市で全国初ということで、公契約条例が制定をされました。

少し紹介しますと、この野田市の場合は、予定価格1億円以上の公共工事と1,000万円以上の業務委託を対象にしております。この条例に基づいて、市長が定める賃金の最低額というのは、設計労働単価及び市の一般職員の給与を勘案し、その8割ということで決めているそうであります。条例が施行された4月段階で、これは一昨年ですけども、時給829円というふうにされたということです。この最低額を下回った場合、受注者は下請、孫請などと連帯して労働者にその差額を支払う責任を負うという旨のことがうたわれているわけです。市は、契約解除や損害賠償の請求もできると、また事業者名の公表もできるという内容になっているわけですね。野田市での効果ですけども、早速ある業務委託の時間給が100円ほど引き上げられたということが起こってしまっていて、それと関連する、例えばこの条例をつくった市役所の中で働く臨時職員がこの額よりも下ではみともない話なんで、これも改善をされたというようなことがあります。今、1年たった時点で新たに見直しをかけて、5点ほどの見直しをしているというのが、今、野田市の実態であるわけです。

私は、こういう公契約条例をつくって労働者の生活を守る、そのことによって地域の産業を守っていくという意味で、公契約条例をつくる必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

市発注の工事または業務委託等を市内業者に受注させることは、市内経済を活性化させることの大きな要因となっています。また、そのことに配慮しながら多くの市町においてその取り組みがなされている状況でございます。「市内優先」という言葉を使いながら、業務の発注をするというところの部分は多くあることだと思っています。当亀山市においても同様でありまして、受注の意欲の拡大が価格競争に反映されてしまって、工事を初め業務委託等が低価格で契約されてしまうことが全国の多くの自治体で発生しています。結果的にそういう競争が働くことの中で、その工事、業務委託に直接雇用される方々の賃金に大きく影響を与えているということも否定はできない状況の

中にあります。それらを回避するために、行政サービスの外部委託をする際に、労働者の最低賃金を定める公契約条例が制定されて、幾つかの自治体で検討されているのは議員のご紹介のとおりでございます。

ご紹介のあったように、平成21年9月に、千葉県野田市において野田市公契約条例が制定されて、2月に施行されました。公契約に位置づけられた、先ほど言われた金額に応じたものにつきましては、市長が定めた最低の賃金を支払わなければならないという形になっています。議員おっしゃるように、これらの課題が、本来は国の整備による解決をしなければいけないということで、亀山市におきましても、平成17年6月定例会において、公契約法の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願第3号を国に対して採択していただいているところでございます。亀山市としましては、市の発注の工事、委託業務において、その業務に従事する労働者に支払うべき賃金の安定的な確保は、契約に係る業務の質、社会的価値の向上につながると理解をしておりますので、亀山市に適した形での取り組みを模索していく必要があるのだろうと考えておる所存でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

亀山に応じたものをぜひ検討、言うてすぐにといいわけにいかないと思いますけれども、実は、亀山市は公契約条例を制定していないんですけれども、その先駆けというようなことをもう既に行っているんですね。というのは、平成20年6月議会で、指定管理者制度に利用料金制を導入するという条例改正が提案をされました。そのときに、指定管理者制度というのは体育館、文化会館、コミュニティなどを民間企業やら団体にゆだねるといふあれですけれども、そのときの議案質疑のときに、私が言ったのは、こういう利用料金制を導入することによって、労働者の賃金を下げるような形で、コストを下げるようなことに働かないのかどうかということ質問したんですけれども、そのときに市は、こういう指定管理者制度の中でワーキングプアをつくってはならないんだということで、早速それを受けていただいて、今ここに持ってきていますけれども、現在の指定管理者と結んでいる基本協定書の22条にしっかりとうたわれています。どういうふううたわれているかというと、労働者の安全の確保等という項目で、例えば労働安全衛生法及びその関連法令に従って、労働者の安全と健康を確保することとか、最低賃金法及びその関連法令に従って、労働者の賃金の最低限を保証することはもとより、労働条件の改善を図る、これをしなさいよということ基本協定で結んでいるわけです。まさにこれは公契約条例の中身なんですけれども、部分的ではありませんけれども、既に亀山市はこういうものが入っていると。

一つこれでお聞きしたいんですけれども、これが具体的に、基本協定が結ばれていますけれども、これがどういうふう守られているかどうかの確認がされているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員が申されましたとおり、基本協定において最低賃金等の労働条件の改善というようなことを規定しておりまして、基本協定書についてはそれぞれ所管室で協定を結ぶわけでございますけれども、所管室において最低賃金額が遵守されているかについては書類等で確認をしておるといようなところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

書類の確認ということだけで十分できるのかという疑問は残りますけれども、少なくともこの基本協定に反するようなことが明らかになれば、当然それなりの対応はできると思いますので、やっていただきたいと思います。

はしりですけれども、こういうことを亀山市が発注する事業、業務委託に広げていただくということで、ぜひ鋭意取り組んでいただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

もう一つ提案をさせていただくのは、名前は各自治体によって若干異なるんですけれども、小規模修繕参加登録制度というものであります。これはどういうことかという、小規模修繕参加登録制度というのは、内容が非常に軽易であるとか、それから履行の確保が容易な修繕、こういうものを希望する事業者を登録して、そしてその活用を図って、市が発注する小規模な修繕について、市内小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化をする。つまり、普通ですと、指名の登録をしていないと発注することはありませんけれども、これは、それとは別個に小規模な修繕を対象にしたような業者が別個の登録をして、そこに小規模なもの、例えば30万とか20万とかというような修繕なんかはそちらの方に仕事を発注するというような仕組みなんですね。これは、リフォームと同じように多くの自治体でやられています。こういう制度を亀山市も導入する考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

現在、軽易な修繕工事につきましては、亀山市入札参加資格名簿に登録された企業の皆様と契約を行っているところでございます。この皆様は、建設業許可を得て、毎年経営審査事項を受けておられる方々です。市としましても、このことによって工事の規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業の皆様が工事を発注することによって、工事の品質確保に努めてまいっているところでございます。

ご提案の小規模修繕参加登録制度は、仮の名前でしようけれども、市内に技術を有する個人業者の皆様もたくさんおられるでしょうから、市内の建設業のすそ野を広げるという意味においては受注拡大につながり、大きく寄与することが考えられます。県内でも導入している一部の自治体がございます。ですから、検討の余地はあるのではないかなと感じています。しかし、既登録業者様とのすみ分けも必要となっていることから、やはり先行自治体の課題等も含めながら、調査・研究をしていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに現行制度から変えるということになれば、いろいろな問題が生じてきます。その辺の整理もした上でないと、なかなか新しい制度はつくれないだろうというふうに思いますけれども、あくまでも、私が今回こういう提案をさせていただいたのは、最初にも言いましたように、今のこの経済を何とかしなければならん、暮らしを何とかしなければならぬというところで、やはり内需拡大、需要をつくり出す、それを受ける仕事がないと言われるような小さな業者、企業、そういうところへも仕事が回るようにする、そのことが亀山市全体の経済を活性化させていくということにつながっていくだろうということで、そういう観点で物を申していますので、その点を十分含んだ上で検討をいただきたいなというふうに思います。

私は、今回リフォームも質問にはしていませんけれども、リフォームを含めこの公契約条例、それから小規模の参加登録制度、こういうものをつくることによって地域内でお金が回るといふ、何とかそういう仕組みを亀山市でつくれないのかということをご提案させていただきました。そういう意味でいくと、まず投資をするということも必要でありましょうし、制度をつくるということも必要なんだろうと思います。そういう意味では、市の役割というのは私は随分大きなものがあるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひきょう提案したことを真剣に受けとめていただいて、検討をいただきたいということで、今回はそれでおさめておきたいと思っております。また質問させていただきます。

次に移ります。

二つ目の、福島第一原発事故に伴う放射能汚染についてであります。東京電力の福島第一原子力発電所の重大事故から半年がたちましたが、いまだに収束の見通しはたっておりません。経済産業省の原子力安全保安院は、安定していると言いますが、放射性物質の放出はとまっておらず、たまった汚染水の地下への浸透、海への流出が起こっている可能性を指摘する専門家もおります。また、水素爆発の可能性がまだまだあるという指摘もあるわけでありまして。

そんな中で飛び込んできたのが、新聞や週刊誌などで放射能に汚染されたがれきの処理を受け入れる自治体という見出しをぼんと掲げた記事でした。その中に、三重、亀山市というのが入っているわけですね。早速市民の方から、亀山は本当に受けるんですかという問い合わせをいただきました。そこで、私はこの報道が事実なのかどうかということで、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を願います。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどの報道の関係でございますが、それにつきましては、4月の時点で環境省、三重県を通じて県内の各自治体に支援の依頼がありました。当市といたしましても、その時点におきまして可能な限り支援をするというような形で回答をしたところでございます。ただ、その時点でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ということは、この週刊誌、新聞等に書いてある、いわゆる放射能に汚染されたがれきを亀山市は受け入れますよという返事をしたということではないと、これが事実関係ですか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどご答弁させていただいた時点ではそういうことでした。そのような中で、想定外でありました放射能汚染、がれき問題が全国的にもクローズアップをされてきたということがありました。そんな中で、現在、関係省庁で、国レベルでその対応について現在調査・研究が行われておるところでございます。また、8月11日に環境省がまとめた指針では、災害廃棄物を焼却するに当たっては、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている焼却施設を有するとともに、焼却灰や飛灰における放射性セシウム濃度が8,000ベクレル／キログラム以下となるものであれば安全であるとの見解を示しております。ここで言うベクレルといいますのは、放射性物質が放射線を出す能力をあらわす単位であります。そういう形になってございます。今後、仮置き場に保管されたがれきから、木材や繊維などの種類ごとに放射能濃度を測定して、さらに湾岸エリアの2次仮置き場におきましても、周辺の空間線量率を測定して、特段の上昇がない場合は、県外での広域処理を進めていきたいとの方針を示されておりますが、引き続き放射線濃度のデータを蓄積し、検討を重ねるとのことから、支援自治体への搬入時期や搬入方法などは未定などところでございます。

そのようなことから、亀山市といたしましては、現時点において受け入れを決定しているものではなく、今後の国の動向を注視し、安全性が十分確認された段階でその是非の判断を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回、私がこの質問をしましたのは、マスコミの報道が余りにも大きく市民の中で反響がありまして、もし誤った理解をされたのであれば、これはきちっと正しておく必要があるということで、今回質問をさせていただきました。

先ほどの答弁のように、マスコミの見出しにあるように、放射能のがれきを受け入れるということを亀山市が決めたのではないということだけははっきりしたということで、今後、こういう問題というのはどういうふう処理していくのかというのがいろいろ議論があろうかと思うんですけども、現時点で報道にあったような事実はないということだけ確認をさせていただいておきます。

それからもう一つ、放射能にかかわってお尋ねをしたいんですけども、これは、市内の環境の中にある放射能の測定の問題であります。三重県のホームページを見ますと、県内で大気中の放射能を継続的に測定しているのは、四日市市にある保健環境研究所の1ヵ所だけで、ここは24時間連続で測定をしています。それ以外については、6月24日から30日までの間で、亀山市を除く県内10ヵ所で1回だけ測定をやったということなんですね。最近の市民の意識というか、国民の意識というのは、福島原発が起こって以降、政府や東電の余りにも情報隠しであるとか、公表をおくらせるとか、こういうことが繰り返し繰り返し起こっているもので、なかなか政府だとか東電の発表をもう信用できなくなっているという事態ではなからうかと私は思うんですね。今大事なこと

は、正しい情報をきちんと伝えることではないかなと、情報をきちっと公表することではないかなというふうに私は思います。そういうことがなしに誤った情報が流れると、余計な不安をあおるということになりますので、そういう意味で、亀山市の場合、1ヵ所も測定する箇所がないんですけれども、ぜひ亀山市内でも何ヵ所か継続的に大気中の放射能を測定する場所を設ける必要があるんじゃないかと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

少し長くなりますが、三重県の保健環境研究所のモニタリングポスト、これは24時間連続自動測定を行っている機械でございますが、その辺の結果から、市民の方にわかっていただくということも含めてご説明をさせていただきます。

まず、このモニタリングポストにおきましては、過去3年間、2007年から2009年の測定値でございますが、この測定の最大値が0.0789マイクロシーベルトでございました。このマイクロシーベルトといいますのは、放射能による人体への影響度合いを示す単位でございますが、0.0789マイクロシーベルトでございましたが、原発の事故発生以来、このモニタリングポストにおける測定値では、1度若干数値を超えたことがあります。1日の1時間だけでございますが、若干でございますが数値を超えたことがございますが、その他は一切超えておらず、またこの測定値は過去の最低値に近い数値で推移をしておるところでございます。

それから、先ほど議員が申されました10市における測定は1回だけ測定をして、こちらの数値も過去3年間の四日市の測定値を大きく超えているものではないということから、三重県といたしましては、人体に影響を与えるような測定値は観測をしていないということが発表されてございます。

それから、議員ご所見の亀山市において測定をしたらどうかというところでございますが、私どもが考えますに、三重県における24時間連続測定の結果、それから10市における測定結果、それから近隣県においてもこの24時間の連続測定も行っておりますが、こちらにおきましても人体に影響を与えるような測定値は観測をされていないということでございますので、亀山市だけ局地的に高い放射能数値が出るというような、降下したというようなことは考えられない。いわゆるホットスポットですね、こういうことは考えられないというふうに思っております。これは三重県にも確認をさせていただいたところでございます。したがって、亀山市においてそういった測定を行うということは現在のところ考えていないというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私がこの問題を取り上げたのは、直ちに亀山市の放射線量が高いんで、何とかはかれということではないんですね。一つは、福島の場合がよくわかるんですけども、いわゆる同心円というんですかね、距離が同じでも、風向きや地形によって全然放射線の高さが違うんですね。だから、これは福島の話なんですけれども、今、部長、亀山市にホットスポットはないと言われましたけど、はか

らずに言う話ですわね。ところが福島県ははかった結果、いわゆるホットスポットと言われる特定避難勧奨地点が見つかったという、これはあくまでも測定した結果見つかったというんですよ。だから、私が言うのはそういうことなんです。つまり、はかった結果、こうだということを公表すべき。今の部長のように、はかりもせずにホットスポットはありませんと言うことが、果たして市民の不安を解消することになるのかどうかと、こういうことなんです。

それからもう一つは、これも福島県の例ですけれども、非常に空間の放射線量が低いと言われていた地域で高いセシウムが検出されたということが報告されています。だから、そういう点で見ても、ここが大丈夫だから、四日市ではかって大丈夫だから、亀山市も大丈夫だということにはならないというのが、やはり大気中を常に動きますので、そういう意味ではやはり測定をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。特に私が一番言いたいのは、はかって低ければそれで不安を取り除ける、はからずに大丈夫ですよと言うておよりは、はかって不安を取り除いた方が市民の不安を取り除ける。この測定の機械も高いものじゃないですね。はかり方も専門の技術者が要るわけでもないし、はかろうと思えば私でもはかれるわけですよ。だから、そういうことを考えると、費用的にも人の問題にしても、そんなにかかるものでもないし、やったらいいじゃないですか。

亀山市はいろんなことをやっていますよ。例えば一つの例を言うと、ダイオキシンの調査、これは市内の河川で14地点で年1回やっています。それから、大気中のダイオキシンに関しては、市内2地点で年2回やっています。それから、土壌中のダイオキシン類については、市内2地点で年1回やっています。それから、底質ダイオキシン類も年1回、2地点でやっている。こういうふうに環境に負荷のあるものについて、いろんなものを実際に測定しているわけですよ。その中になぜ放射能はいいんだということになるのかということですよ。だから、ぜひこれも含めて、やっぱり環境に負荷のある、人体に一番大変な負荷があると言われるようなものですから、そういう意味ではやる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、再答弁を求めたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まずダイオキシンの関係と比べて放射能も同じようにできるのではないかというお話でございますが、このダイオキシンなんかの測定は発生源が限定をされておりますことから、その発生源の周辺や風上・風下において測定をしているところでございます。放射能におきましては、発生源が遠方でありまして、風向きによる風上・風下などの特定ができないとか、ダイオキシンと同じように単発で測定をしても、先ほど議員が言われましたような正しい情報、正しい数値の把握が非常に難しいというようなところがございます。そのようなことから、うちの見解といたしましては、三重県が行っているように24時間の連続測定による調査が最も有効であるというふうに考えてございます。現在は、三重県におきましては、四日市に1カ所だけモニタリングポストがございまして、国がこのほど第2次補正予算におきまして、県下の調査体制をさらに強化するというような方針を打ち出しまして、全国のモニタリングポストを全国で250台増設をするということが決定され、今年度の後半から来年度にかけて設置をされるということでございます。ですから、三重県におきましても複数台設置され、24時間の連続測定が行われるというような形になってこようかと思っております。

以上のようなことから、現時点におきましては、亀山市における単発による測定は考えてごさいませんが、危機管理上の原子力災害に備えるというような観点から、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もう1点、なぜこの問題をということをあれしますけれども、実は、亀山市というのは浜岡から150キロという位置にありますし、それから、私は浜岡よりもっとある意味危険なのが福井にある原発ではないかなあと思います。ここは100キロ圏内に入るんですね。伊吹おろしというんですか、風もこちらへ入ってきますし、そういう意味でいくと、もし福井であれば、当然、放射能はこちらへ流れてきます。そういうことも含めて考えると、今の時点で、こういう状態の中で線量をはかっておけば、事故が起こったときにどれだけふえたか、こういうことがわかるわけです。ところが、事故が起こってからはかっても、過去のデータがないと、それが比較できないんですよ。だから私は、今の段階から測定をすればいい。もしそれで、不幸にも事故が起こった。そうしたら、これだけ放射能の線量がふえたということが公表できるじゃないですか、明らかにできるじゃないですか。そういう意味もあって、この亀山という地点は、将来的に考えると、そういう対処しておく必要があるということで考えておりますので、最後に市長にお聞きしたいんですけれども、検討をされるというようなことも部長がちょっと言われましたけれども、ぜひお金もかかるものでもありませんし、ぜひ検討いただきたいと思います。

市長、どうですか、最後に。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当面は、国・県の対応の中でしっかり亀山市としてはその情報を見きわめていきたいというふうに思っております。今、ご指摘をいただいた部分であります。確かに私自身も8月に東北の被災地に寄せていただきました。内陸部の福島から100キロ離れた栗原、登米市、全く想定をしていなかったということで、市長、副市長がおっしゃっておられましたが、放射能の影響が生じておりました。そういう意味で、議会の方にもお示しをさせていただきましたが、八つの今後の地震対策につきまして課題を明記させていただいたわけですが、今後の防災対策の見直しの過程で、原子力災害についての扱いをどうするかという検討を指示いたしておるところでございます。そういう中で、さまざまな見きわめをさせていただくことになろうかと思っております。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時51分 休憩）

（午後 3時01分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

それでは、2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は、市税等の滞納者の対応についてということで、まず初めに、滞納状況についてでございますが、今回も当議会で幾度となく出ております、7年間不交付団体でありながら、今回、我が市も税収減により本年より交付団体になったということは言うまでもないことでございます。

その中で、今回、市民税、固定資産税、軽自動車税等々ございますが、この辺の市の税金の滞納状況について、まずお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成22年度の決算における国民健康保険税を除く市税の滞納状況につきましては、約8億5,848万円で、このうち法に基づき猶予されている特別土地保有税約1億3,938万円が含まれております。この猶予を除いた実質の収入未済額は約7億1,910万円となり、前年と比べ約2,704万円増加いたしております。

一方、国民健康保険税の滞納額につきましては約5億3,248万円であり、前年より約5,675万円増加となっております。今後も滞納市税を減少させるよう催告や納付相談に努め、悪質な滞納者に対しては滞納処分を執行し、税負担の公平性の確保を図ってまいりたいと存じます。

なお、来月からコンビニ収納を実施いたし、市税の督促に係る納付書等についてご利用が可能となります。また、来年度からは市税の納税通知書に係る納付につきましても実施を予定をしており、納税の収納環境の拡大と納税者の利便性の向上を図ってまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

トータルで8億5,848万3,931円というふうな報告をいただきまして、確かに高額な金額だとは思いますが、そんな中でも、先ほどおっしゃられましたコンビニでの納付、これを新たに開始されるということで、確かに通常人に頼めないような状態のお仕事をしてみえる方とか、なかなか時間帯に合うようなお仕事をされていない方は難しいと思いますが、こういうコンビニというアイテムがふえることによって、幾分かでも滞納者が少なくなれば好ましいことと思われま。

そして、これは昨年からいたしますと約2,700万、また国民健康保険税の方については5,600万と、ふえてきている傾向にあるのは間違いないと思います。先ほど、昨年来と言いましたけど、私もちょっと調べさせてもらいましたら、一昨年の20年ぐらいから見ると、やはり金額的には加算されて、たまたま今期だけふえたというわけではないという形は皆さんもご承諾のことだと

と思いますが、その点につきまして、ふえていく傾向、昨今の厳しい情勢になり、企業も個人も大変な中で皆さん頑張っておられますが、そういう中で、現在の状況といたしまして、今、コンビニ納付というふうなことが大きくクローズアップされておりますが、そちらについて、ほかの手だてとか、また増加傾向にある状況をどのようにお考えか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

滞納の対策ということで、先ほどもご答弁をさせていただきましたように、催告や、特に納付についての相談というのは、税にしても国保にしても随時ご相談を受けておるということで、生活状況とかお聞きをして、納付誓約等々個人に合った納付の方法などを協議して進めておるというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

先ほど窓口でのご相談を承っておるというふうなご答弁をいただきましたが、実際に昨年の国民生活基礎調査においても、貧困のさらなる悪化が示されております。とりわけ17歳までの子供のいる世帯の貧困率は15.7%と、前年比の1.5ポイントの上昇であらわされております。この辺も格差が広がる中で取り残されている子供たちのふえることも表示されております。

そういう中で、先ほど来から午前中もありましたが、ひとり親家庭は厳しい生活の中におられる方も多々見えると思います。そういう中で、根本的には、市税が払えないということは、ほかにも原因があるということで、平成20年3月に公明党の森議員が多重債務のことについて質問が出たということも記憶にあることと思いますが、その点につきまして、今回、言葉としてよく出てくるのが、最近「ワンストップ行政サービス」というようなお言葉が出ておると思うんですけど、私も、8月に滋賀県の方へ行くことがございまして、野洲市の市民部生活相談室の生水裕美主査という方の講演を聞くことができ、またお話も伺うことができたんですけど、20年のときにも、森議員の議会の質問の中に話が出ておったわけでございますが、この方も国会の方に参考人という形で招かれるぐらいになっておられまして、何をやったかというのは、結構有名になってきて、皆さん知っておられるんですけど、こちらの債務生活再建ということにつきまして、野洲市の方でつくっておられる表題のところでございますが、ちょっとその辺だけご紹介させていただきます。

「市で何ができるか」というところから始まるわけなんですけど、行政のさまざまな窓口で相談に来られる住民の方は、多重債務問題を抱えている人が少なくありません。特に何らかの滞納がある人はそうです。多重債務者はこの問題だけに相談できず、追い詰められて孤立化され、そして、その結果、自死の結果を招くこともございます。借金問題は必ず解決します。しかし、多重債務になられる家庭で崩壊した生活の再建は、借金問題を解決しただけでは果たせません。生活再建を果たして初めて多重債務問題が解決すると言えるのです。そういうふうな冒頭で始まるわけなんですけど、やはりこちらのところでは、先ほど申させていただきましたワンストップ行政サービスというのが、当亀山市も、縦割りだけではないということもその辺はあるんですけど、先ほどおっし

やられた窓口で受けられて、その後どのように対応をしているか。フローのような形で、突然窓口にあらわれてくれればまだいいんですけど、お呼びするのに、実際に職員の方がお電話なり文書なり、また足を運んでいただくというふうな状況があると思うんですけど、その辺でなかなか弊害になっていることもいろいろあると思うんですけど、一番の問題点についてはどういうふうな形でとらえておられるか、その辺、窓口業務についてお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民からのあらゆる相談、税に限らず、いろんな相談の窓口といたしましては、市民相談協働室の方が担当をいたしております。その中で、議員がご指摘のような多重債務者等々のご相談ということで、体制につきましては、市民の相談窓口として今言うた市民相談協働室のほか、鈴鹿亀山地区広域連合において開設をいたしております鈴鹿亀山消費生活センターで、所長ほか専門相談員3名の4名体制で対応をいたしておるところでございます。多重債務の相談で窓口にお見えになられた場合には、職員が個室にて相談内容をお伺いして、平成20年4月から運用をしております多重債務者相談連携システムにより、弁護士及び司法書士の専門家をご紹介いたしているところがございます。なお、亀山市内の方の多重債務による相談件数につきましては、市民相談協働室において、平成22年度は7件、本年度は8月末現在ではございません。また、鈴鹿亀山消費生活センターでの相談件数は、平成22年度は6件、本年度は8月末現在で4件でございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの鈴鹿亀山地区広域連合の中の鈴鹿亀山消費生活センターというのが、おっしゃるように平成18年4月3日に設立され、もちろん相談料は無料という形で進められて現在に至っておると思います。

先ほど相談件数をお伺いしたんですけど、もっとほかにもなかなか足が重たくて向かないというふうなところもあると思うんですけど、そういうふうな点について、亀山の行政として、確かに納めるべき税金というのはもちろん当たり前のことなんですけど、そういう中でも、やはり何らかの過剰支払いとか、また法定を超えた金利で借金をしていたとか、そういうことも回避されたということも聞き及んでおります。そういう中で、亀山の状況は、先ほど3名から4名ということでしたが、実際、件数ももう少し多かったんじゃないかなと思うんですけど、実際のところ今お伺いした人数の方だと思うんですけど、実際におうちの方へ赴いて税の軽減とか、そういうふうなことをアドバイスという形で、滞納が少なくなるというような実態というのは実際には出ていないかと思うんですけど、その辺についていかがでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

税の滞納者への相談ということで、市税につきましては、滞納を解消する方策としては、先ほどもご答弁をさせていただいたように、滞納者との面談により納税の理解を深めていただくことが重要であると考えております。この中で、さまざまな事情により納付が困難な方につきましては、分納などにより納付可能な方法を検討し、早期に滞納が解消できるよう、収納対策室窓口において随時相談窓口を開いてございます。平成22年度におきましては、納税相談の結果、157件の納税誓約書などを提出いただいたところでございます。この納税相談の周知につきましては、市のホームページや催告状などの通知文においてご案内をいたしているところでございます。

一方、国民健康保険税に関します滞納につきましても、督促や催告状により、電話相談または窓口相談を行っており、平成22年度では102件の納税誓約書等を提出いただいております。

また、国民健康保険被保険者証交付基準に基づき、短期保険証を交付しており、更新時には窓口相談において生活状況など聞き取りをさせていただき、分納誓約等により納付意識を促した上で、再交付をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

窓口以上に、これだけの157件、そして102件という方の申請等が実際にあったということは職員の方の努力があったのではないかと思います。ただ、金額につきましては、確かに高額になってきております。これが不納欠損という形で、いずれというふうな、ちょっと寂しい方向にはあると思うんですけど、その辺につきまして大きく市の行政の中で、せつかくの金額なんですけど、何らかの理由によりまして欠損処理しなくてはいけないということにつきまして、その辺市の状況として、市長として、そういう点につきましてはどのような方向性でお考えいただいておりますかということをお伺いできますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市税の滞納につきまして、大変額としても課題がございまして、財政改革の基本方針でも明記をさせていただいておりますが、収納率を向上させていこうということでさまざまな取り組みをいたしてまいってきておるところでございます。ただ、今ご指摘をいただきました、確かにさまざまなご事情がある中で、相談の体制、それからさまざまな支援の体制ということで、先ほど報告をさせていただいた仕組みで動かさせていただいております。いずれにいたしましても、今後も滞納を解消していけるような方策につきまして最善を尽くしていきたいというふうに思っておりますし、非常に悪質な滞納につきましては、税負担の公平性の原則に基づいて毅然とした対応をさせていただくと。なおかつ、三重県地方税の管理回収機構との連動の中でそれに臨んでいくという基本方針で現在進めてきておるものでございます。市政の非常に大きな課題の一つということ

でございますので、関係機関とも連携をしてしっかりと対応していきたいと、基本的にそのように考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

何とか県に行く前に、市の方で対応がとれるような形に持って行っていただきたいと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

この点の最後のところなんですけど、やはり働こうと思っても職場がないとか、仕事の雇用先がないとか、そういうふうな問題が多くなってきております。先ほど服部議員の方が、市の商工会等云々で、業者といますか、企業に対する支援の話が出ておられましたけど、企業に強くなっていたくというのも大切なことなんですけど、現在、亀山市での雇用の促進の状況について、1点お伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市におけます求職者の方々への情報発信というような形では、ハローワークからの求人のチラシなどを市役所、また総合保健福祉センターであります「あいあい」、関支所、加太出張所などに設置をして情報提供を行っておりますとともに、市役所の中の商工業振興室の窓口にパソコンも設置しておりますので、そちらで情報などを提供しております。また、企業関係につきましては、雇用対策協議会というのがございまして、これは市内の企業さんがつくっていただいておりますが、そちらの方に求職の話というような形で努力をお願いしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

市の方でもパソコンを見かけたことはあるんですけど、先ほどの滞納者への相談窓口のこともありますが、先ほど部長がおっしゃっていただきましたパソコンとかネットでということもあるんですけど、私の近所の方で、パソコンは持っていてインターネットがつながっていないとか、お年を召されてくると、そういうメディアに関してちょっと苦手という方もおりますので、その点についても、市の広報とかその辺でしっかり訴えて行っていただきたいということだけ申し添えて、そして、先ほどの話に戻りますが、ハローワークの所長も、せんだって商工会の会長とか、そして県の方にもお話で回っておられたというのを聞き及んでおります。

先日ありましたんですが、三重県が平成24年度の組織編成で、産業と観光・雇用施策を推進する部をつくる方針であることが発表されておりましたが、その辺につきまして、ハローワークとか県の行政の機関との連携についてどういうふうなお考えで進めておられるか、また今後の方向性として持っておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ハローワークの連携に関しましては、先ほどのチラシとかパソコンを利用してハローワークの情報をいかに市民の方々にお出しするかというのが一番になってこようと思いますけれども、そんな中で、商工業振興室の窓口におきます働く人の相談窓口で、職員が直接お話を聞きして、ハローワークの紹介をしたり、市で現在行っております緊急雇用創出事業などの求人案内などをお示しさせていただいて、できるだけご要望に沿うような形で対応していくというのが一番重要かと思っております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

しっかりと万全な形で市民のサポートをしていただき、そしてまた、今回の滞納状況を悪化することなく減少していくことを申し添えて、この点は終了させていただきます。

次の段階で、市民の安心・安全を守るというところで、環境の街頭補導活動、そして環境浄化パトロール（青パト）についてというところに移りたいと思います。

運用の目的としては概要書の方でもございましたけど、青少年の非行防止、自立支援に必要な業務を行っている。それだけには至らず、6月議会でもございました新聞等の持ち去りの罰則条例において、近日2件の勧告をなされたという実績も上げられたというふうな報告も聞いております。この点で運用の目的をもう一度確認したいと思います。その辺で、当初の概要と現在の今回の勧告をできたとか、そういうふうなことを含め、今回の運用の目的についてももう一度確認したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘の青少年総合支援センターの目的でございますが、これまでから青少年総合支援センターにおいて青少年の健全育成を図ることを目的に青パトによる街頭指導・パトロールを行っているところでございます。昼夜間を問わず、毎日市内を巡回パトロールすることにより、登下校時の安全確認はもとより、不審者対応や非行に走ろうとする子供たちへの抑止力もねらいとしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

管理体制のことについてお伺いのところで、先ほど次長の方からお話がありましたが、昼夜問わずということで、実際に深夜の零時まで街頭補導活動をなされておるということで、昼間は5名、夜は3名というふうにお伺いしておりますが、この点につきまして、人員の構成といたしますか、車で走るのに男性、そして女性、男性が行ってはまずいところとか、逆に女性が入ってはまずいトイレとか、そういう面につきまして人員の割り振りについては問題なくなされているのでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

管理体制でございますが、先ほど申しましたように、昼間は補導員5名、夜間は補導員3名の合計8名の補導員により、昼間は2台、夜間は1台の青パトにて、市内全域の巡回パトロールと子供たちへの声かけを行っております。特に昼間は、市内を地域別に4分割し、2台の青パトが一つの地域に重複しないようエリアを定めてパトロールを行っているところでございます。日々のパトロールの状況につきましては、午前中は駅の待合室、公園、コンビニなどを中心に、午後は下校途中の児童・生徒に対する不審者からの被害防止や交通安全指導、夜間はショッピングセンターやゲームセンターなどへ出入りする子供たちへの声かけ、また、学校や駅周辺を中心に市内全域のパトロールを行っております。現在8名の補導員の中に、女性1名の補導員を配置いたしております。女性補導員という同性の立場から、女子中学生や高校生への声かけ、また、幼稚園・保育園で開催する防犯教室での保護者への啓発も行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

本当に長時間拘束されるというような大変なことだと思います。そういう中で、女性が1人ということで、シフトが二つあるとどっちかがやっぱり欠落していくという状態になると思いますので、男女共同参画ということも含めて、その辺も雇用の面で考えていただきたいと思います。

三つ目に出ております危機管理局との連携についてということで、以前3月のときに、鳥獣被害のところでそういうパトロールを利用してできないかというふうな質問をさせていただいたところもあるんですけど、あれもこれもというのを全部パトロールの方に押しつけてしまっただけは、それはまた大変なことだと思いますので、まずは自分が今思っておるような危機管理ということにつきまして、先日の台風はちょうど土曜、日曜にかかっておりましたので、子供たちはお休みになっておりましたが、その前の6号のときはふだんの日でしたので、そういう中でも子供の通学路を安全に運べるかどうかという下見、そしてまた、前回、長野でもございましたが、川の色をみただけでここは危ないと言った途端に土砂崩れが起こってきたという、日ごろ見回っている方の観察力といいますか、そういうのを重視して、特に午前0時という、実際には子供たちは午後10時以降は外出しちゃいけないよというふうなことにもなっておりますので、今後、危機管理のところも含めて、そういうお考えはないのかということをお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

危機管理局との連携についてですけれども、まず日ごろの街頭パトロールを通じて得た情報は、学校及び警察はもちろんのこと、関係機関との連携を図っております。例えば道路の崩落箇所や動物の死骸を発見した場合は道路管理者へ通報し、またごみの不法投棄を発見した場合は、環境・産業部へ情報を提供しております。危機管理局との連携につきましては、亀山地区防犯協会からのヒューマンネットワークによる不審者情報等が寄せられた場合には、危機管理局と情報を共有し、重

点パトロールを実施しております。今後は、青少年の健全育成という視点と地域防犯という視点を整理しながら、一層の連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

地域との連携での防犯に、大変だとは思いますが、何とかその辺をしっかりと連携取り合って、安心・安全を守る市に運んでいただきたいと思います。

最後のところですが、青パトのところ、市民ボランティアによる自主防犯パトロールという点についてですけど、実際に亀山市内で数カ所のところで自主防犯パトロール、日ごろは自主防災隊等の皆さんに夜の遅くもパトロールを歩いてくださっておる人もおるんですけど、ちょっとお土地柄、距離が増すところというのあると思うんですけど、その辺の管理体制と、時間も来ていますので一緒に、行政との協働防犯抑止について、どのような形で運用を把握されておるか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

市民ボランティア団体による青パトでの自主防犯活動は、平成21年11月から、和田町及び南部地区の2地区で実施していただいております。また、ことし8月から、新たに井尻町においても設立していただき、現在3団体が活動していただいております。この3団体は市からの委嘱及び県警の認可を受けており、地域の子供たちの登下校の見守り活動について、徒歩に加えて自己の車両を使用しながらパトロールを実施していただいております。各団体の活動につきましては、毎月の活動報告書にてパトロール実施日時や活動内容を報告いただいております。

また、行政との協働防犯抑止についてでございますが、地域における子供の安全対策については、自主防犯パトロール隊のほか、登下校の子供の見守りを行う「愛の運動」や「SOSの家」があり、どの活動もそれぞれの学校を核とした中で地域での取り組みを行っていただいております。ご指摘の行政との協働につきましては、子供の安心・安全を守る観点からも、今後も学校を核とした地域の見守り活動に対する支援を行ってまいりたいと考えておるところであります。

地域の子供たちに対する見守り活動については学校が核となり、一方で、市内全域をカバーするのが青少年総合支援センターの青パトによる街頭補導やパトロール活動であると位置づけて行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

それでは最後に、今、次長のお話もありましたが、見守り隊、そしてSOSの家といろいろありますが、この辺の自主防災パトロールの行政としての支援の方は、お伺いしているのは青パト等、そして車の横に張るマグネットのネームプレートといいますかそれぐらいで、あとのところはなかなか個人の支援に任せているという状況なんですけど、その辺についてもある程度の補助は出ていると思うんですけど、その辺の拡大といいますか、それによってまたきめ細かい新たなものを、8

月より井尻も入って3団体ということですが、きめ細かい見守りができるような今後の施策とありますが、そちらについてのことを最後にお伺いして終わりたいと思いますので、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

市の自主防犯パトロールへの支援内容ですが、まず団体の使用する車に関し、警察への申請が必要となります。このことから、書類作成のお手伝いをさせていただいています。認可後、青色回転灯、マグネットシート、懐中電灯、誘導棒、ジャンパーなどの物品も貸与しているところでございます。活動開始後は、毎月活動報告書を提出していただき、それに対し、個人のパトロール車使用に対する謝金として、年間約7万5,000円程度のガソリン代相当分を支給しております。

このように、地区防犯活動はとても大事なことだと思っていますので、今後いろんな団体、いろんな地域でこれが広がるように、いろんなところと協議を重ねて、亀山が明るい、安心できるまちになればと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

どうもありがとうございました。そういう形で、なかなか個人の車で、そして、警察への申請もいろいろ、勝手にワッペンを張って走るわけにはいかんということだけは皆さんも存じ上げていることだと思うんですけど、そういう面について、先ほど次長のおっしゃられた市民の安心・安全を守る亀山市にしていくためにも、その辺の支援を見直せるところがあると思いますので、その辺を申しおきまして、私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時44分 休憩）

（午後 3時54分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。

通告に従い、質問に入らせていただきます。

まず、6月の議会に引き続きまして防災関連の質問から入りたいと思います。

まず、第1番の防災士の育成についてです。まずこの防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認証した人たちのことであり、自助、互助、協働を原則として、社会のさまざまな場で、減災と防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として、主とし

て地震や水害、火山噴火、土砂災害などの災害において、公的機関や民間組織、個人と力を合わせてさまざまな防災・減災活動を行うことが可能な人たちです。

そこで、いつ起きてもおかしくないと言われております東海・東南海・南海地震に備えて、この亀山市でも、防災士、もしくは防災士の資格に似たような防災知識を持った方、こういう方たちを養成して、前回、亀山市の地域防災計画書の中にありましたように、自主防災組織の方への知識の普及とか、また亀山市内にある企業の代表者を選んで、そういった方にも知識を広めていけばどうかというふうに考え、こういった質問をさせていただいております。

この件につきまして、市長はどのようにお考えなのか、まず所信をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長の所信をということでございました。今、議員がご紹介をいただきました防災士、これは民間資格でございますけれども、防災上の専門的な知識・技能を有する者でございます。防災意識の啓発、行政が各地域に到着するまでの被害拡大の防止や被災者の支援などさまざまな場面での活躍が期待できる方々でございます。

また一方で、三重県の方でみえ防災コーディネーター育成講座を開講いただいております。これは県内で年間大体100名程度の方が受講されると伺っておりますが、先ほどご紹介の防災士と同様に専門的な知識を習得されて、防災コーディネーターとして県の認定資格を受けておる者でございます。

市内の防災士の資格取得者数は正確に把握をできておりませんが、防災コーディネーターの認定を受けられた方は市内に14名おられまして、この方々が亀山防災ネットワークを既に組織されておられまして、私ども市当局と連携をし、自主防災組織の指導や子供たちへの防災教育の実践をいただいております。

市長の所信をということでございますが、今後の防災対策の強化を考えてまいります中で、ご質問の亀山市独自の防災教育や育成振興等々について、防災や減災をテーマといたしました出前講座が大体昨年度で32件ございました。積極的に地域に出向かせていただいております。今後、これも一層出向いてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの防災コーディネーターの認定を受けております市の職員が4名おられて、それと合わせて現在受講中の職員が1名ございます。今後も引き続いて、亀山防災ネットワークの方々とより一層連携を図りまして、地域などへの活動の機会を積極的に設けていきたいと思っております。そうしながら、自助、共助、公助の力を高めてまいりたいと、そのように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど市長の方から、三重県の取り組み、みえ防災コーディネーターといった方の育成に現在尽

力していただいているということをお伺いいたしました。

それと、他の市なんですけれども、九州の福岡市では、防災士というのを市の講座として開いて、小学生の低学年には、まず命を守るために逃げることを教育し、また高学年の者については、こういう防災知識を植えつけ、また中学生は、地域の防災知識を教育するといったような取り組みもやっております。ぜひ亀山市も、いつ来るかわからないという先ほどの三連動の地震に備えてぜひこれからもやっていただきたいと思います。

次に、質問の第2番、被災者支援システムの導入ということについてお話しします。

緑風会では、8月16、17日の2日間をかけて、1995年に発生した阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた西宮市と姫路市へ防災に関する行政視察に行っていました。

西宮市では、この被災者支援システムをつくられた被災者支援システム全国サポートセンター長の吉田 稔さんにお会いしまして、このシステムができた経緯から、このシステムの利便性などについて勉強させていただき、今回の質問については、この西宮市で学んだことを前提としてさせていただきます。

この被災者支援システムとは、阪神・淡路大震災で市街地の全域が被災し、市の庁舎も大きな被害を受けた西宮市でつくられたシステムで、コンピューター機器やネットワーク回線も大きなダメージを負った中で、市の日常業務の復旧とあわせて被災者を支援するシステムを構築し、被災者支援や復旧・復興業務に大きな力を発揮したというシステムです。

今回の東日本大震災では、家族の安否確認情報や公的支援を受けるために必要な罹災証明書の発行に時間がかかり、市役所では長蛇の列をなしたと報道されていましたが、こういった混乱の背後には、平時から想定外に対する備えがなかったということが上げられます。

そこで、いつ起きてもおかしくないと言われる先ほどの三連動の地震に備えて、このシステムは無償で活用できるということになっており、この亀山市もそういう震災に備えて導入する考えを市長が持っておられるのか、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

被災者支援システムの導入について、市長の所信をということでございましたが、ご提案のございました被災者支援システムにつきまして、6月の定例会でも、森議員からご提案をいただいたものでございますが、現在、危機管理局におきまして調査・研究をさせておる段階でございます。

このシステムはもちろんでございますが、一方で、被災者支援システム以外に災害発生前から運用できるシステムにつきましても、例えばGISを活用して生かしていくと、発災前に生かすというようなことにつきましても、同時に研究するよう指示をいたしておるところでございます。今後、そういう研究をしっかりと、亀山市の場合、どうすべきかというところに反映をしていきたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

市長の所信の方で大体私の用件は達したんですけれども、実際に危機管理局长としまして、このシステムについて勉強なされたと思いますけれども、先ほど市長の方からお話がありましたように、GISを利用したシステム、費用対効果も当然考えていらっしゃると思いますけれども、西宮市のこのシステムにつきましては、実績というのはかなりあるというふうに存じておりますし、また、有償でなくて無償というところは、非常に導入するには簡単ではないかと。現在、使用しているパソコンでも使えるということになっておりますので、その辺も含めてぜひ検討していただきたいと思いますけれども、その件につきましてお考えをお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

被災者支援システムにつきましては、システムの内容を詳しく知る必要があるということから、このシステムの管理をされてみえます西宮情報センターの方へシステムの中身について、その使用許可を申請いたしまして、近々その許可をいただくような形になっております。中身について研究をさせていただきたいというふうに思っております。

また、その他のシステムについても、近々GISを使ったシステムについて、デモを見ながら、システムの中身について、当市に合致するかなど研究をしていきたいというふうに考えております。予定を組ませていただいて研究を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

災害は待たがきかないと思いますので、ぜひ早急に検討していただいて、答えを出していただくようにしていただきたいと思います。

次に、質問の3に移ります。

6月の議会では、亀山市の地域防災計画書の内容について、誤字があるとか、内容的に間違っているところがあるというような指摘をさせていただいております。何よりも大事というふうに言われている自主防災組織、現在、まだ設立されていないところが多々あると思いますけれども、こういったところの、設立に向けての取り組み等の進捗状況についてお話ししていただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

まず、地域防災計画の見直しの進捗状況でございますけれども、6月、議員よりご指摘いただきました亀山市地域防災計画の見直しについてですけれども、まず、今回の計画書の見直しの視点といたしまして、計画に記述のある関係法令等との整合、それと災害対策本部、各対策部や防災関係機関等との連携における活動・行動において、実際の活動等と合わないものなどを中心に各部に依頼し、現在、各部から提出されてきた内容を危機管理局においてチェックをしているところでございます。

ことし3月に発災した東日本大震災での検証等も含めた中で、各部と協議を行いながら、見直し・修正を図り、またその内容の変更には県との事前協議を経て、亀山市防災会議に諮る必要もありますことから、正式な見直し・修正にはいましばらく時間を要します。ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

それと、自主防災組織の未結成組織に対しますアプローチのご質問ですけれども、現在、本市での結成団体は149団体でありまして、組織率は人口ベースで94.2%となっております。未結成団体数はベースが変わりますが、自治会ベースで31団体となっております。これまでにこれらの未結成の自治会に対しましては、防災研修会への参加等を含め、自治会の役員の方々に直接お会いしまして、自主防災組織の結成のお願いをしてきたところですが、自治会の会員数が少ない、高齢者集落であり、資機材の維持管理が困難であるとか、自主防災倉庫を建てる場所がないなどの理由により、進んでいないのが実情でございます。

今後におきましても、継続して自主防災組織の必要性を認識していただき、例えば隣接自治会との複合的な結成などを提案しながら、結成の働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

まだ31団体できていないという状況ですけれども、これの方もぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それと、前回、全員協議会の中で、食事の乾パンが足りなかったとかというような問題が出ておりましたけれども、机上の防災計画書なんかをマスターしたとしても、なかなかそれが実践に役立つということは、頭の中で理解していてもなかなかそれが実践で生かせないということになると思います。これは訓練が非常に欠けているからだと思います。なかなか頭の中で理解できても、体が動かないということが多々あると思いますので、ぜひこれからより実践向きの訓練を行っていただいて、いざというときに市民の命と財産を守るよう頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

東野公園の駐車場についてなんですけれども、現在、100台駐車できるスペースがあります。7月に一度、私が東野公園へ行きましたところ、ある企業のバレーボール大会と少年野球が重なって、駐車場の100台のスペースにとめられなく、場内にあります歩道の上にまで車を両側にとめ、また通路にもとめ、そして一般道路のところにも全部駐車されている状態で、駐車場が非常に足りないところを目の当たりにしました。ついこの間の9月10日、これは少年の軟式野球大会が行われたんですけれども、そのときもやっぱりあふれて、体育館の利用者は十数名だったんですけど、一つの何か大きな行事があると、車は駐車スペースに置けずいろんなところへ行ってしまいうという状況が起こります。これは、駐車場の100台のスペースが普通の状態では十分だと思うんですけれども、そういった大会があると、100台では足りなくなるという状況だと思います。

そして、障がい者用の車のスペースなんですけれども、駐車場の中の100台のうちの2台が障がい者用の駐車スペースになっているんですけれども、駐車場をおりて、車いす等を使われて、自分で運転してきて、車いすに乗られる方もおられますけれども、段差があつて、歩道の方に上がれないと。20センチぐらいの高さの段差があつて一人では上がれない。じゃあどうやって体育館の

方へ行くかということ、これがまた歩道でなくて、車道を自分で行かなければならないという状況です。また、距離にしまして、障がい者用の駐車場からバリアフリーになる、上がっていくところまででも約50メートル近くあると思うんですけれども、それもスロープが10度ぐらいの上り坂になっていますね。また、いろんな催し物等があると、歩道にまで車を置くとなると、障がい者には非常に不自由なところになっております。

駐車場の拡張と同時に、障がい者に不自由をかけないというか、障がい者に優しいような施設にぜひやっていただきたいということで、今回のこういった質問をさせていただいているわけなんですけれども、ぜひ拡張を考えていただきたいと思うんですけれども、今話しました状況を踏まえて、今後どういうふうにかえられているかをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

現在、東野公園には、議員も申されましたけれども、100台余りの駐車スペースがございますが、体育館とグラウンドで同じような時間帯に団体使用があった場合や、大きな大会が開催された場合などに駐車場不足が生じております。このようなときには、指定管理者が利用者の車を誘導して、出入り口付近のスペースなどを活用して駐車していただいたり、大きな大会が開催された場合には、東野公園駐車場を一般見学者の利用に供するために、選手とか役員の方については西野公園の駐車場を利用させていただいた上で、バスでピストン輸送をしていただくといったような利用者の協力のもとで支障のないように努めているところでございます。大きな大会や施設利用が重なったときに駐車場が手狭となりますが、なかなか近隣にすぐ利用させていただける土地などありません。やむを得ずこのような対応をしておるのが現状でございます。路上駐車のないように利用を制限するというのも、これまた逆に難しい面もございますので、その点につきましては、近隣というか、隣接地というのはなかなか難しいと思いますし、整備という形になると困難と考えるので、少し離れてでも、例えばですけれども、事業所の駐車場、土曜日とか日曜日にお借りできるようなことがあればそういった方面、あるいは少しまとまった借地でもあれば、その辺の可能性も含めて今後検討をしていきたいと考えております。

ハード的な整備につきましては、建設部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

私の方からは、バリアフリー対応についてご答弁申し上げさせていただきます。

都市公園内のバリアフリー化につきましては、昨年度は亀山公園内の多目的トイレ周辺の歩道の切り下げや、点字誘導ブロックの補修、また思いやり駐車区画2升を設置いたしました。本年度はみゆき公園の南入り口の手すりの設置や、東野公園多目的トイレ前の段差解消、南第1駐車場障がい者駐車区画からの段差解消等を実施いたします。

今後、東野公園や他の公園につきましても、逐次バリアフリー化を実施してまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど近くに駐車場スペースを確保するような場所がないとか、いろんな話がありましたけれども、いずれにしても、一般道路、左側駐車はされているんですけども、私がたしか7月ぐらいで見たところ、二十何台ずうっと並んでいました。実際に走るときに、車道にとめているわけですから、どうしてもそのとまっているスペースで走れなくなると、センターラインをまたいで走るような状況になっているんですね。それで、上り坂になっている部分では対向車が来るの見えなくて、非常に危ない思いをしたんですけども、これをそのまま放置、土地が借りられないとか何とかという話もありますけれども、これは交通違反になっているわけで、それと大きな大会といえども、亀山市の少年野球はそんな大きい大会でもなかったと思うんですけども、それでもとめられない現状があると。交通違反を認めるというようなことはおかしいとなると、そういう大会の関係者に話をするというんですけど、あそこはそういう大会の関係者だけでなく、バレーボールは趣味で集まっている方とか、私も趣味で一人で行ったんですけども、そういうような場に遭遇すると、送り迎えとか、みんなでそろってというのは当然不可能になるし、そういうことを当然知らずに行くと、その辺にとめようという気持ちになるわけですよ。ですから、そういったことを踏まえて、もう一度お聞きしたいんですけども、こういった問題をそのまま放置するつもりなのか、それとも早急に手を打つべきところは打たなければいけないというふうに感じますけれども、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、私ども公園の周りのいろいろと駐車スペースについて調べさせてもいただきましたけれども、なかなかすぐに利用させていただく、あるいは貸していただくような土地はないという判断をしております。したがって、その辺について、少し距離は離れるかもしれませんが、事業所等の駐車場が活用できればと、そういうことは相手もあることですので、ご依頼に行かなければなりませんけれども、そういったところで少し考えてみたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

2年後には、中体連の男子のソフトボール大会が行われるとか、そういう話も聞いておりますし、そういう大きな大会は数年に1度か、そういうタイミングでしかないと思うんですけども、年に5回、6回でもあって、駐車禁止が出るような状態は私は異常だと思いますし、外に求めてなければ、やむなくでも公園の中の緑地をつぶしてでも、違反者を出さないためにはそういった対策も必要だと思いますので、ぜひそういったことも含めて考えていっていただきたいと思います。

次に、私の方で職場の活性化・市民サービス等向上についてということで、職員事務改善提案の

内容についてちょっと聞きたいと思うんですけど、通告をやった時点では、亀山市の方で職員事務改善提案のこういったものができているということを知らずに、自分なりに考えてやったんですけども、この職員事務改善提案の実施効果としてどのようなことを見込んでおられるのかと、どういったことからこういうものを考えられたかについてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、職員の事務改善提案でございますが、私ども9月2日の経営会議にこういった提案をおろしたところでございまして、まだスタートに立った段階でございます。この実施効果というか、目的でございますが、まず職員が日常の事務の執行において創意工夫することを心がけ、また、それによる気づきを提案する場を設けることによりまして、職務への意識改革と事務効率の向上を図ることを目的としております。また、この取り組みを通じまして、各室長のマネジメント能力の向上にもつながることを期待しております。

なお、この取り組みにつきましては、亀山市行財政改革大綱実施計画に掲げております事業について、大きなものについては市全体として取り組むこととしておりますことから対象外としておりまして、実際にはこの実施計画の部分については非常に大きな項目であるので、事務改善の提案があってもいいのではないかと職員からの提案をもってこのような制度をつくったというようなことでございます。先ほど申したとおり、職員の周知につきましては、9月2日の経営会議において各部長を通じて行い、現在スタートしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

この職員事務改善提案を見ますと、提案及び回答は、原則としてIP系オフィス内のフォーラムとか、職員の広場を活用して見ますと。これはパソコンだと思うんですけども、こういう提案活動というのは正規の職員だけに限っておられるのか、それとも非正規の職員もこういったことに提案できるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

提案につきましては、正規・非正規に限らず提案をしていただきたいというふうに考えております。なお、先ほど申しましたこのシステムについてはパソコン上でのやりとりということになるかと思っております。常勤の職員については、消防、あるいは医療センター、保育園等は一部配備ということですが、それ以外については全員が、常勤についてはパソコンを配備しております。非常勤職員については所属長が必要と判断したものについては配備をしておるというようなことございまして、もし配備されていない方については、上司の方に提案を言っていたら、そこで入力できるということになるかと思っております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

また、提案については、他の所属の事務に関するものとありますが、何で自分の部門の、自分がやっている仕事に対する改善がだめなのか、そういう提案がだめなのかという理由についてお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

自室の事務に関する部分については、その自室内で取り組んでいただきたいという考え方があって、他の部署に係るものというふうにさせていただいたところでございまして、その室内でこういった改善提案が取り組みを行われて、他の部署にも広げようというような提案であれば大歓迎というか、そういったところでございますので、こういった部分があればぜひとも提案をしていただきたいというようなことで、まずは自室の分については自室内で取り組んでいただきたいというところから、そういった文言を書かせていただいたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

民間企業、トヨタとか、ホンダも含めてなんですけれども、トヨタは「カイゼン」と言うんですか、それとか一般の企業では「提案活動」とかいろんな呼び方でやっておりますけれども、私がいきました民間の企業でも、全員参加ということで、請負の社員からパートの方まで全部、他の部署を知らない者については自分の部署の今やっている仕事についての提案をやってくださいということで、先ほどいろんな効果とか、これを始めた目的とかいろいろありましたけれども、それもそうなんですけれども、まず私たちがやってきて、一番は、自分の仕事をまず考え直して、まず考えて仕事をする習慣づけをやろうと。そのためには、まず提案という制度があることによって、自分の仕事を見直したり、周りを見る習慣づけができるだろうということで始めているわけなんですけれども、これなんかでも、非正規の職員で、例えばパソコンがつかない方、今おっしゃられましたように、所属の上司のところへ行って、パソコンを借りてというのは、またその方に打ってもらうというのは、それは言葉の上では簡単なことだと思いますけれども、そういう方にはペーパーで出さずとか、そういったことも簡単にできると思うんですけれども、より大勢のそういうような案を結集して何かをやろうというときは、そういった方々のことも考えてやるべきだと。まずは自分の仕事を見直すということが原点にあると思いますので、ぜひ他の部門のことでなくて、自部門の提案も書類とかそういう形にして残してぜひやっていただきたいと思います。ちなみに、これがどれぐらい1年たった後で出るのかわかりませんが、1年後には一度検証してみたいと思うんですけれども、ちなみに、私たちがいた会社では、300名弱で年間多いときで2,000件以上、1,200件から1,500件というのは当たり前で、10年間これをやっていると、2,000件あれば2万件のそういうものが出てくると。そういった中で、1級から参加賞というような制度

で、1級から5級まであり、その下に6、7とあって、参加賞ということがあって、常にそういうことをやって、それと同時に成果はあまり期待していません。まず、考えて仕事をする習慣づけで、ところが、私がありました、こちらの工場ばかりにはいませんでしたけど、三十何年間の間にこちらの工場で1級というのは3件ぐらい出ております。これは、非常に費用対効果がいいものということでありました。例えていいますと、マイナスのねじくぎをプラスにただけで、ねじ山が傷まずに力が加わって、非常に使いやすくなったとか、マイナスをプラスにただけでの効果とか、そういったこともありますんで、ぜひ大勢の方の提案をぜひ拾い上げて、市民サービスの向上に努められるようにしていただきたいと思います。

最後ですけれども、こういった提案について、多分これは関係ないと思いますが、勤務考課とか、人事考課の対象になるのかどうかを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の職員提案が人事考課に反映をさせるのかといったご質問だと思いますけれども、優秀な職員提案につきましては、現在、人事考課制度の能力評価の中の変革力における評価項目の中で、「現状に満足せず、改革・改善策を積極的に提案し、メンバーや関係者から賛同を得ている」という項目がございますので、ここで一定の評価をいたしますので、当然反映されるものというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

当然、私たちの会社でも年間の件数を問題にして、効果のあるものを期待するとなると非常に難しいと思いますので、まずは自分の仕事を考えてやるような習慣づけのために行う程度で私はあってほしいと思いますし、評価に大きなウエートを置きますと、いろんな効果を期待した提案というのばかり出てくるとは思いますけど、まずは簡単な、身近なところの提案というところから始めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時36分 休憩）

（午後 4時47分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

きょうは一般質問ということで、市営住宅について質問をさせていただきたいというふうに思います。

では、質問通告に従いまして、市営住宅について一般質問をさせていただきます。

これは、私が今言うまでもございませぬが、市営住宅というのは、本市が市営住宅として住宅供給をすることで、住宅に困窮する低額所得者世帯等に適切な住宅を提供するということとあわせて、自分の力で住宅の確保が困難な低額所得者、高齢者、または長引く不況に伴う住宅困窮者等、本市においても困窮する世代が今後とも増加することが考えられるわけでございまして、こうした方々に対する住宅セーフティネットの確保が必要なことは、私が言うまでもございませぬ。

現在、亀山地区には9団地、369戸、関地区に3団地、26戸、合わせて12団地、395戸の市営住宅がありまして、そのうち耐震強度が不足している住宅が6団地、108戸あると聞いております。

また、その大半が築後30年から50年以上の老朽化した住宅であるということでございます。特に関地区の城山住宅、若草住宅におきましては、昭和25年に建設された住宅であるというふうに聞いております。その入居状況はと申しますと、全戸数395戸のうち303世帯の入居があり、このうち耐震強度が不足している住宅に55世帯の入居があるというふうに聞いております。

そして、本市におきましては、平成21年3月、亀山市住生活基本計画が策定されております。その中で、公営住宅供給の考え方と公営住宅等の供給目標量の設定というようなことが住生活基本計画の中で記述されております。

その中を拝見させていただきました。この現状、公営住宅供給の考え方ということは、既設の公営住宅ストックについては、ちょっと読ませていただきます。現状を維持することを基本とし、団地の老朽化が著しく、居住の安全が確保できない場合で、かつ早急な建てかえ等のストック活用が困難な場合、入居者の安全の確保の観点から、必要な住みかえ等の対応を行うとともに、解体除却し、用途廃止をしていきますというような住宅供給の考え方が書いてございます。そして、公営住宅等の供給目標量の設定という項目では、200戸というような供給目標が設定をされておりました。そのうちの130戸については、公営住宅の空き家で130戸を対応していくと。そして、200戸のうち70戸は民間借家を活用していくということでございます。そして、この200戸のうち30戸については、新規整理や建てかえ戸数で補っていくというふうなことがこの住生活基本計画に述べられておるということでございます。

今、2点のことをお話し申し上げましたが、この2点のことを踏まえて、質問に入りたいというふうに思います。

まず、一つ目でございますが、耐震強度が不足している住宅入居者の安心・安全の確保の取り組み、方策について聞きたいと思っております。今、現在、今も述べさせていただいたように、耐震強度が不足している住宅には55世帯の入居があるわけですから、この人たちの安心・安全の確保の取り組み、方策についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅入居者の安心・安全の確保ということで、先ほど住生活基本計画の中身を議員の方からご紹介をいただきましたが、その中身も含めてご答弁申し上げますが、耐震強度が不足している木造等の平家住宅の入居者の安全確保につきましては、早急に解決すべき最優先課題ととらえているところでございます。安全確保の方策についてでございますが、耐震性を有している既存の市営住宅に空き室が発生するたびや、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた際、公募による入居者募集に優先して住みかえの案内をしているところでございます。

なお、これらの住みかえに際しましては、引っ越し費用の一部に充ててもらうため、移転補償費を支給するほか、急激な家賃上昇を緩和するため、6年間で段階的に家賃がすりつくよう、傾斜家賃を適用しているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、いろいろ方策についてお答えをいただきましたが、そうしたら、そういう耐震不足の住宅に住んでみえる方が、今までそういうふうな方策でどれだけの人が退去していただいたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今、この方策の中で、退去者の人数というのは今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

私が今ご質問させていただいた、退去者は今までどれぐらいあるかということをお聞きしたのは、現在聞いたところによりますが、説得なり、ご理解をいただいて退去していただければ、地震対策の上からも生命を守るということで、非常に危険な状態でございますのでお聞きしたわけでございますけれども、今現在、市の方で退去の方法を、そういうふうな空き家があったらとか、民間の住宅を借り上げてそちらへ行ってもらおうということの方策ということでございますけれども、この55世帯、今、耐震の不足している住宅に入っている、例えば亀田とか、野村は入居戸数が少ないわけでございますけれども、和田住宅にはまだ35世帯の方が入居されているわけですね。地震というのはいつ来るかわからんというような状況ですので、この人たちにはできるだけ早く退去をしていただいて、安心・安全を確保していただかなければならんということから言いますと、今の空き家ができたならそちらへ退去を優先的に、そしてまた、民間住宅を借り上げてそちらへ行っていただくというようなことをしていたら、この55世帯の方が完全に退去して、耐震不可の住宅を用途廃止すると、最終的にはそうなると思うんですが、そういうことをしていたら、いつまでたっても退去できないと私は思うんです。そうしたら、どうしたらいいか。

これは2番、3番の質問にも関連してくるわけですが、私はこの30戸というような市営住宅の新規整備、建てかえというようなことがこの住生活基本計画でうたわれておるわけでございますけれども、市営住宅を新しくどこかへ新築して、そして、皆さん、新築しましたと。こちらへ集団で移っていただけませんかというような方策をとらないと、地震対策にならないと思うんです。そういうことで、市としてこの55世帯の人が全員退去していただいて、安心・安全を確保する、その目標が定められているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住みかえの目標でございます。その前に、先ほどの入れかえ・住みかえの入居者数についてご答弁申し上げます。これまでの5年間で13世帯住みかえをいただいております。その住みかえの目標でございますけれども、住みかえにつきましては、今後も退去による空き室であるとか、民間活用住宅において移転先の住居の確保状況にもよるところではございますけれども、今後、数年間を目途として、入居がえを現在の入居者に対してお願いをしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

これ以上退去の時期とか、いろんなことを申し上げても時間がたつばかりだし、堂々めぐりの議論になってきますので、これは2番、3番にも関係してくる話ですので、質問2番に移りたいと思います。

亀山市の住生活基本計画におきまして、要支援世帯が新規に入居可能な戸数を平成27年度までに約200戸と設定しております。これはどういうことかということで、私も調べたんですけども、公営住宅の供給目標の中で、平成27年度までに供給目標量が約200戸と設定されております。その内訳は、民間住宅の借上げが約70戸、新規整備と建てかえ戸数が合わせて30戸となっております。残りの100戸についてはといたしますと、空き家を充てるということになると思うんですが、平成27年度までの5年間でいうと、1年当たり単純にして20戸の空き家が発生しなければ、200戸は達成できないというふうに思うわけでございます。

9月1日現在の資料によりますと、入居可能な家屋は、現在7戸であります。こんな状況で本当に27年度までに供給目標量の200戸が達成できるかと思ってみえるのか、達成できるのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

200戸の目標ということでございます。この目標戸数の200戸といたしますのは、入居がえも含めた新たに入居いただけるよう供給する延べ戸数が200戸ということでございまして、既存の

市営住宅の空き家募集も含んだ数でございます。この空き家募集で130戸、残りの70戸については、民間賃貸住宅を活用する形で供給してまいることといたしておるところでございます。

そこで、平成18年度から平成22年度までの5カ年の供給実績でございますが、既存の市営住宅の空き家募集により、約60戸の市営住宅を供給してまいりました。それから、今回の条例改正議案でございます民間賃貸住宅の借り上げによる市営住宅として、今年度は10戸の供給を予定しているところでございます。このような形で、市営住宅を整備・供給していくことにより、約200戸という供給目標戸数についてはおおむね達成できるものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今の部長の答弁で私は思ったんですけども、こういう住宅政策といいますか、こういう懸案でございますけれども、今の市の答弁でいきますと、私が思うには、空き家募集、それから民間住宅を借り上げるということが大前提になっておりますけれども、これは人任せだと私は思うんですよ。空き家募集というのは、退去していただく人がいなければ空き家ができないわけで、これ人任せだと私は思うんです。そして、民間住宅を借り上げる。これも、今回の条例改正で10戸の民間住宅を借り上げるということが提案されておりますけれども、それは私、人任せだと思うんです。あくまでも、市営住宅、公営住宅というのは、最低限度市で新築なり、建てかえを行って、それに対応していく。もちろん民間住宅を借り上げる、空き家募集も頭に入れる、これはこれでいいと思うんですよ。しかし、基本は、公営住宅を市できちっと整備をしていくというのが私は基本じゃないかというふうに思うんです。新築をしたことによって、若い人たちが亀山市に住んでいただける。平成28年度には5万2,000人の亀山市の人口を想定しております。5万2,000人の想定目標をしておいたら、若い人に住んでいただける住宅を新築して、こんな住宅ができました、住んでくださいというふうなことが必要になってくるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そしてもう一つ、これに関連して質問させていただきますが、この住生活基本計画で作成されて2年経過しているわけでございますけれども、約30戸の新規整備建てかえの具体的な実施計画、こういうものは今の発言からいくと、策定されているのかどうか、こういうものを策定して、新規整備とか、そういうことをしていくのかどうか、そういうお考えがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市住生活基本計画の中の記述について、新規整備建てかえ戸数30戸とありますのは、市営住宅について建てかえを全く否定したものではなく、10年間となる長期間でございますので、既存ストック活用や民間賃貸住宅の借り上げによる住宅の供給状況によりましては、住宅の建てかえ等の手法も考えられる余地を残して計画を策定し、供給目標を定めているものでございます。しかしながら、既存の取り組みにより住宅供給も進められているところから、現状としましては、当面の間、市営住宅の建てかえは行わない方針としているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

そういうことでは、公営住宅のあり方、そういう面から考えますと、これは本当に将来に向かって禍根を残すような政策の考え方じゃないかというふうに私は思いますよ。今も申しましたが、くどいようですけれども、公営住宅の基本、市営住宅の基本というのは、あくまでも他人任せではだめだ。今からそういう目標を立てて、財政面も厳しい折でございますけれども、そういう計画をきちっと立てて、何年度までにはこういうふうな整備計画をしていかないかんというような、計画の策定、そういうことをきちっとやっておかないと、2年前、3年前に計画を立ててすぐやる、そんなわけにいかないわけでございますから、そういう具体的な実施計画を策定しておく必要がある。どんな事業でもそうだと思うんです。そういうことをぜひともお願いをしたいということをお願いしまして、次の質問も、2番の今言った質問と関連するわけでございますけれども、次の質問、住山住宅の整備についてということでお聞きしたいと思います。

この住山住宅、私も時々あそこの中を車で通らせていただくわけでございますけれども、これは、近くに医療センターあり、「あいあい」等の公共施設等もあり、利便性も非常に高いというのは言うまでもございません。そして、この土地の広さ、これ8万6,000平米あるわけでございます。そういうふうなことで、昭和40年代に建設されて、耐震性は十分だということが耐震審査でわかっておるといことは聞いておりますけれども、いまだに住山住宅はくみ取り便所なんです。我々市民のくみ取り便所を合併浄化槽にするときには補助が出て、今でも補助が出ておるわけですが、そういうふうなことで住環境の整備に補助を出しておる。一方では、市営住宅ではいまだにくみ取り便所。これはおかしいのと違いますか。この人たちは、自分で浄化槽をつけられないわけですから。市民の皆様には、補助を出しますから、合併浄化槽にしてくださいと。公共下水道が行かないところがまだたくさんあるわけでございますから、そういうふうなことで、一方でそういう事業展開をしておって、住山住宅にみえる方は、いまだにくみ取り便所だというようなこと。これもちょっとおかしい、改善すべきだというふうに思っておるわけでございます。

そして、今、この住生活の中に記述をされておりました。私も読ませていただきましたが、ちょっと読ませてもらいます。今、企業立地によるまちづくりの基礎調査というのが行われまして、家族と同居している労働者のうち、市内居住者は3割程度にとどまっており、他の多くの労働者は近隣の市町に居住していることから、市内への居住・定住を促進するなど企業立地の効果をより大きなものにする住宅施策が必要になっていきます、ということでございます。ここに書いてある。それなら、この8万6,000平米あるこの住山住宅を建てかえるなり、再開発をして、市営住宅を新築できないんでしょうか。この住生活基本計画にはもっと踏み込んだことが書いてありますよ。市独自で整備できないなら、PFIなんかの民間活力を導入して、そういうことで整備をしていく方向もある、そこまで踏み込んで書いてあるんですよ。それなのに、当分の間は市営住宅の建てかえとか、整備は考えておりませんという今の部長の答弁でございました。

私は、そこまで踏み込んでこの住生活基本計画が書いてもろてある。これは計画ですから、諸般の事情によって変更やいろんなものがある。それは当たり前のことです。しかし、既存の市営住宅の老朽化とか、地震対策上からも、住山住宅の8万6,000平米、ここに市営住宅を新規整備し

ていく、そういうことが必要じゃないかと私は思うわけです。

ここで、市長にお伺いしたいんですが、そういう住山住宅、今の現状のままでいいのか、今のままで、いつまでもあのままの状態で放置しておくのがいいのか。私は決していいことではないと。その辺のことを市長は今どういうふうにお考えになっておるのか。今のままで放置しておくのはいかんと思っておるわけですが、その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住山住宅についての考え方でございますけれども、議員ご指摘いただきましたように、住山住宅については昭和40年代に整備をされた住宅でございます。一方で、約2万坪を超える、これもご指摘いただきましたような広大な土地で、一団の土地というふうに認識をさせていただいております。現在、管理戸数185、入居いただいておりますのが152戸ということでございますが、この住山住宅については放置をしておるというような今ご発言がございましたが、決して放置をしておるということではございませんでして、平成19年度に実施をいたしました耐震診断、これにおきまして耐震性が確保できているという結果が出ておりますので、現在、ご入居いただいております方々につきましては、当面の間は継続して入居していただけるものというふうに基本的に考えておるものでございます。一方で、現在の居住環境等を考慮いたしまして、積極的に空き家を活用して入居者を募集するという事は差し控えていただいております。

この地域につきましては、今後、将来、公共下水道の整備、それから都市計画道路の和賀白川線の北側延長分等々の整備が予定をされておりますことから、住山住宅の今後のあり方につきましては、現時点におきまして、現状を踏まえて、結論は今持ち合わせておりませんが、前段の基本的な方針に基づいて対応するという事と、今後のあり方自体につきましては、長期的に検討をする必要があるものというふうに考えておるものでございます。

民間活用のPFIによる再開発、それから、定住化促進のために市営住宅を建てかえてはどうかというご提案も先ほどいただきましたが、今、全体の公営住宅の取り扱いにつきましては、昭和40年代、50年代の高度成長期における公営住宅のあり方、役割と、今日の公営住宅の役割は変わっておるものというふうに思っておりますが、住宅困窮者のためにこの住居を提供していくという行政の使命は認識をさせていただいております。ただ、その方式はすべてを公が担うだけではなくて、地域の民間の既存の住宅ストックを有効に活用して、公であれ民間であれ、この全体の中でそのニーズを満たしていこうという基本方針でございまして、住生活基本計画の中でもこう申し上げておるものでございます。

したがいまして、住山住宅につきましては、当分の間、市営住宅としての建てかえ、あるいは再開発等々を行わないというふうに、現時点では考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、市長に答弁をいただきましたが、建てかえとか、新規整備は今のところ行わないという答弁でございましたけれども、そんなことで亀山市の住宅政策というものはそれでいいんでしょうか。何遍でも言います。民間住宅を借り上げる、空き家ができたら、そちらへ入ってもらって、充足をしていく。それはもちろんです。亀山市の民間住宅も住宅ストックとして利用していく。それは当たり前のことなんです。ただ、今、リーマンショック以来、長引くこの不況の中で、今後、住宅困窮者というのは私は増加していくんじゃないかという懸念を持っております。そうした中で、今、景気の先行きというのは全然見通しがつかん。そんな状況の中で、私は市営住宅として住山住宅を整備したらどうかというような提案をさせていただいたと。ここで整備をしてください、いや、ちょっと今のところしません。これ、今幾ら私が言っても、これは堂々めぐりになるだけでございますから、私はこれ以上は言いませんが、最後に、耐震強度が不足している、また老朽化している市営住宅を今後亀山市としてどうしていくのか。また、今後の市営住宅のあり方、方向性というものを具体的に、真摯に対策を検討していただいて、講じていく方策を考えていただきたい。市長には常識的な判断をお願いして、私の質問とさせていただきます。終わります。

○議長（大井捷夫君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

以上で本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 5時21分 散会）

平成23年9月14日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成23年9月14日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(大井捷夫君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 片岡武男議員。

○15番(片岡武男君登壇)

皆様おはようございます。

市民クラブの片岡です。よろしくお願い申し上げます。

私の間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。通告書の大きい項目、2番目の(5)で、底流量バーナーとありますが、「底」ではなくて、低い高いの「低」に変更をお願いいたします。

9月議会開催において、市長は現況報告の中で、今までに発言のなかった基準財政需要額の表現をされました。それは、平成22年度の亀山市における基準財政需要額の計算では約92億4,000万円であり、23年度からは国の支援を受ける交付団体となり、新規事業、継続事業を含めた十分な精査も必要であるとの観点から発言されたと私は聞いておりました。

亀山市の財政状況を考慮するならば、経費削減が必要であるとの観点からでしょう、今回提出されました主要事業成果報告書の中にも、財源問題と自己負担、再度申し上げますが、財源問題と自己負担との書き込みがあるからであります。地方議会は市長と議員の二元代表制で運営をされており、債務負担の増加には、私も議員としての責務を感じるからであります。国が認めてくれる亀山市における必要予算、基準財政需要額の算定基準方式を、市民の方にも納得のいくように、広報と市長とのふれあいトーク等でも説明をして、行政経営をしてくださいと申し上げておきます。

そのような財政状況の中でも、溶融炉の長寿命化は必要であると、この6月議会に産業建設委員会で提出された溶融炉長寿命化計画の資料に基づき、途中改造を含めて確認をさせていただきます。

この溶融炉長寿命事業整備計画の策定委託料として、22年度予算では390万円が、決算では約260万円であります。この事業計画をメーカーに策定を依頼された資料が提出されたものと理解をしております。

亀山市の議員6名も参加の中で、四日市の勉強会に行きました。その中で講師は、ごみ処理はRDFではだめ、亀山市の導入のときに言われた言葉「何でも燃やせる溶融炉がよい」、そのまま再利用率ならよいが、分別せずに焼却が一番経費が安いと説明を聞いてまいりました。地球温暖化は

500年サイクルの影響、CO₂削減は、アメリカ、中国のような大陸が削減しないのに、必要はない。まして三重県には海があると言われておりました。考えてみますと、皆様もご承知のように、飲料用炭酸水はCO₂を吸収させ、製造されております。CO₂は海水が吸収するという意味であり、なるほどと思った、興味のある勉強会でもありました。

また、他市の議員からの質問の中で、指定ごみ袋の導入は必要もない、レジ袋は5回は再使用ができる。指定ごみ袋を導入したことにより、ポリプロピレン製品が4.3倍の売りに協力しただけで、導入された市町村では、市民負担の増加となった、無駄な施策であるとも聞いてまいりました。

私も化学工場を定年退職して10年になり、資料もすべて廃棄しましたが、溶融炉のフローシート、いわゆる全体の流れ、機器の場所とか台数、ヒートバランス、熱のバランスです。そしてマスバランス、燃焼ガスや石炭、石油、酸素、アンモニア等、どのように使われているかというのがマスバランスですけれども、そういう資料があれば多少質問も違いますが、要求をしても提出されませんでしたので、今回確認させていただきます。その中で、私は議員は経営者と同じ立場であると思っております。資料も提出して説明するのが本来の二元代表制の中に入るのかなあと、特許内容も隠さずにすべきではないのかなあと私は思っております。今回の質問は、私の頭の中にある勤務経験だけを頼りに確認しますので、間違っていれば、それは違えますと説明をお願いするとともに、私も勉強の機会とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3年間で19億4,000万円も使用する計画なら、市民に対しての説明会も開催するべきです。また、市民の方の中にも、私より専門家は多く見えると思います。たくさん見えると思いますので、より多くの意見を聴取して、市職員とメーカーとの質疑応答で理解をしていただく機会をつくり、正すべきは正す計画をしていただきたいのが、私の気持ちであります。

私は6月の産業建設委員会を傍聴して、確認された以外の項目を取捨選択して通告をさせていただきましたが、確認項目が多くあり、時間不足の場合には次回とさせていただきますので、議長の配慮をよろしくお願いいたします。

まず、大きい項目1番目の質問に入ります。

今回までに途中改造は何をしたのか、その改造に要した投資額はどれだけ必要であったのか、2点だけを確認いたします。

(1)の当初設計の不備なのか、溶融炉内の燃焼温度が上昇しないために、三段羽口への酸素投入の改造をされましたが、その投資額はどれだけ必要であったのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

三段羽口は、一般ごみ、掘り起こしごみ、固化飛灰などの多様なごみの炉内での燃焼促進を図ることを目的といたしまして、平成15年度に増設をいたしておりまして、その事業費は4,410万円でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

4,410万円。

昨年ちょっとあるところで勉強させてもらった中に、酸素の配管をようけ使うなあということをお願いさせていただきました。

それで、二つ目に入ります。

発電用蒸気発生熱交換器で、1次・2次・3次スーパーヒーターは経年劣化による定期部品の取りかえに入るかもしれませんが、1炉、2炉をすべて取りかえた必要経費はどれだけ必要であったのか、確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

スーパーヒーターは、燃焼室から排出される高温の燃焼ガスを熱回収する機器として、燃焼ガス冷却設備のボイラー内に設置をされております。経年劣化に伴う老朽更新により、平成18年度から平成21年度までの4年間で機器の取りかえを行っておりまして、その事業費は、4年間合計で2億8,770万円でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

10年で取りかえられましたが、30年使用への改造なら、また20年目にもう1回、2億8,770万円必要ということですかね。

私が前回確認したときのように、配管内部からの腐食、外部からの腐食を考慮した設計で15年間取りかえ不要を検討されていれば、経費の削減は可能であったのではないのか。要は、常時2炉でフル運転ができるごみ焼却の熔融炉ではないのに、20年耐用でしか検討されていないと思うからであります。

次に、大きい項目2番目の質問に移ります。

熔融炉長寿命化の10年間延長には、平成24年度から3ヵ年で総額19億3,800万円が必要と、6月に提出されました提出資料の中から、個々の改造内容について、主な7項目の確認をさせていただきます。

(1)のCO₂削減工事で2億300万円、CO₂削減関連工事で9億2,700万円、CO₂削減対象外の工事で2億4,000万円と、ほかに定期、非定期整備で5億6,800万円が計上されていますが、国が指導しているCO₂の25%削減のためか、その費用への歳入対策として、国からの支援交付金はどれだけ予定しているのか確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

熔融処理施設の長寿命化計画に基づきます基幹的設備改良工事は、その主たる目的が、施設の性能水準を維持しつつ長寿命化を進めるとともに、生涯コストの低減を図ることですが、施設から排出される二酸化炭素の排出量を3%以上削減することが、国の循環型社会形成推進交付金事業活用の条件となっているところでございます。基幹的整備改良工事において、二酸化炭素削減に直接寄与する工事2億300万円と、間接的に寄与する関連工事9億2,700万円に對しまして、3分の1の交付金が交付予定でありまして、約3億7,700万円の交付を見込んでいます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

CO₂の削減、資料の一番最後には3.1%という数字は書かれておりました。それで、CO₂削減の対策費用で、先ほども言われましたけれども、総を足しますと11億3,000万円の3分の1ということは、3億7,700万円を国からの交付ですが、残りの15億6,100万円は亀山市がどこからか財源を確保しなければならない長寿命化対策と、私は理解をしておきます。

次に移ります。

(2)の圧縮空気設備は重要度B2ですが、予備機の有無、必要空気量、酸素と窒素の発生量、酸素と窒素の純度はどれだけなのか、答弁のできる範囲内で結構ですので、確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

空気圧縮機は3台備えておりまして、圧縮空気は出湯口の開閉機や各機器の開閉弁に使用するほか、炉内の酸素濃度を抑える目的で使用する窒素を製造するため、窒素発生装置に取り込んでおりまして、1ヵ月ごとの交互運転により、常時2台が稼働しております。

必要とする空気は、設備が設置されております室内の空気を取り入れておりますが、空気圧縮機からの空気吐出量は、1分当たり約20立米となっております。窒素発生装置の故障時に備えて、液化窒素を購入し、備蓄しておりますが、高価であるため、非常時のみの使用としております。また、空気ブローで取り入れた空気は、炉内送風用の酸素を製造するため、酸素発生装置に取り込んでおります。

各発生装置で製造する酸素、窒素の純度は、酸素が90%、窒素が98%でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

空気圧縮機が3台もあると。今からちょっと言わせてもらいます。私のいた職場の空気プラントでは、高压ガス法が改正されて、2年間連続運転が可能になりました。空気圧縮機は、酸素、窒素の発生には心臓部に当たり、最重要な機器と規定して定期点検をしていたのに、なぜ重要度がB2なのか。私には信じられない熔融炉の設備であると思っております。私の会社では、空気圧縮機の吐出圧力は5キロで、時間当たり7万5,000ノルマル立米発生でも、空気圧縮機は1台で2年

間連続運転していたんです。当時の導入時の時間当たりの電気代が10万円必要と聞かされておりました。溶融炉導入時に、川崎小学校での説明会では、酸素の発生装置が故障しても、空気ブロワーからの酸素分、いわゆるこの空気中の酸素21%で十分燃焼は可能であるとの答弁でありました。私はダイオキシンも除去できる装置であると理解をしていましたが、それなら空気分離のPSA装置は不要でないのか。先ほども言われましたけれども、確かに液体窒素は高いです。でも、その液体窒素の備蓄だけでよいのではないかと思ったから、確認だけはさせていただきました。

次に移ります。

(3)と(4)の高耐熱炉布と低温触媒については、関連があると思われまますので、一括してお伺いいたします。

高耐熱炉布と低温触媒への変更理由はなぜなのか。今回の低温触媒入り口温度をどのようにして下げるのか。要は、下げやんことには低温では使えませんでね。現在まで使用してきた炉布と触媒の耐用年数から、何年間延長ができるのか。その経費の削減額はどれだけなのか、確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ボイラーから出ます排ガスの出口温度は約215度であります。現状の設備において、ろ過式集じん器内の炉布の耐熱温度が170度でありますことから、一たん排ガス温度調節器で水を噴霧し、排ガス温度を下げております。しかし、触媒反応塔内の触媒は、排ガス温度が200度に達しないと、排ガス中の窒素酸化物やダイオキシンを除去することができないことから、170度まで下げた排ガスを、触媒反応塔内で蒸気を用いまして200度まで再加熱をしております。本計画では、排ガス処理設備も一部改良しますが、触媒反応塔に入る排ガス温度が180度で窒素酸化物やダイオキシンが除去できる低温触媒に変更することで、触媒反応塔における再加熱の必要がなくなります。そのことから、排ガス温度調節器から出る排ガス温度を180度とすることで、その温度を保ったまま、180度対応型の高耐熱炉布を介して排ガス処理を可能とするところでございます。

なお、低温触媒への変更に伴う単価や耐用年数は、従来品と変更はございません。また、高耐熱炉布は単価が約2倍となりますが、耐用年数も2倍に延長されますことから、トータル経費の増減はないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

僕も聞いておっても、わからんというより、えー、えーというような感じで聞いています。

高耐熱炉布というのはやっぱり高くて、2倍になるけれども、それだけの期間使えるということを理解しました。それと、低温触媒に入れかえて、温度を下げるための対策も伺いました。あとは、経費については変わらんと言われましたけれども、触媒変えて値も変わらなくておかしいなあと思いますけど、まあその辺は、またないしょでこそっと聞きます。

2回目、過去に市民クラブで、ダイオキシン対策を私の勤務していた会社にお問い合わせをして見学に

行ったときの説明と現場見学では、炉布でダイオキシンを吸収すると聞いてまいりました。それでそのような対策が施された炉布と想定していたのですが、今話を聞いて納得はいたしました。そやけれども、今後30年対応となると、またどういふふうあいが出てくるかわかりませんが、その辺の監視については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(5)の燃焼用の酸素か灯油の注入量を削減される計画で、経費削減のために低流量バーナーと推測しますが、流量を少なくできるのは、酸素の濃度を上げて炉内の温度を上昇させるのか、灯油の流量を削減する場合でしたら、削減しても炉内の温度上昇には関係があるのかないのか、その理由について確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今回更新いたします低流量バーナーは、排ガス燃焼室の失火防止用に常時点火しているパイロットバーナーでありまして、これを細かな制御ができ、灯油の使用量を抑えることが可能な機器に変更するものでございます。

燃焼室の温度上昇には、従来から設置しているサブバーナーを使用するため、問題がないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今サブバーナーと言われましたけれども、これは常時点灯されておると思ひますけれども、余談と思わずに聞いてください。私の会社でも、バーナーが火が消えておって、再度着火したら爆発したという苦い経験もありますんで、そういうことのないように、十分監視だけはしていただきたいと思っております。

それで、(6)番目の再循環送風機の仕様変更とは、機器の、私は交換と理解しているんですが、この機器の使用目的と仕様変更の理由はなぜなのか確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

排ガス再循環送風機は、ろ過式集じん器から出た排ガスを循環させ、排ガス燃焼室へ再度送り込むための設備で、高耐熱炉布の採用により排ガス温度が高くなるため、その温度に耐えられる送風機に変更いたすものでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

納得せいと言うたら納得しますけれども、170度から200度ぐらいのところでは温度の高いやつに仕様変更って、そなんあるの。もう今あれやけど、私はその辺が不思議やと思う。通常170度から200度ぐらいの温度やったら、許容範囲内に入っておると思うのが、私の気持ちであり

ます。もうそれ以上言うてもあれやけれども、それだけ言うておきます。

次に、(7)番目のDCSの耐用年数は約7年ぐらいと、会社で導入のときに聞いておりますが、長く使用するには部品の交換が必要と、会社では部品の確保をしておりましたが、予備部品は予備品倉庫で管理されているのか確認をいたします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

溶融施設の監視・操作の中核となる分散型制御装置DCSは、専用のコンピューターで構成されておりまして、使用している制御ソフトは、製造メーカー独自のシステムでございます。DCSの耐用年数は10年程度であり、既に耐用年数を過ぎ、製造中止となっている部品でありますことから、確保可能な部品については予備品として保有し、故障に対応できるよう準備をいたしております。しかし、すべての部品を確保することは不可能でありますことから、DCSの更新を行うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

その辺はわかりましたんで、パソコンと一緒に次々と変えていかんなんというのは、そういう部品であるというのはわかっておりますので、理解しました。

次に、大きい項目3番目の質問に移ります。

今後20年も経過すれば、新規の溶融炉建設も必要となってきますが、火葬場への侵入道路をつくったために、今の場所でのローテーションは不可能になったのではないのかなと。要は、私は、今の掘り起こししておるところ、あの辺でローテーション用地やと思っておったんやけれども、もう道路をつくってしまったんで無理なんかなあということを思っております。

そこで、次の溶融炉建設用の用地の確保と、それから溶融炉更新資金を確保への計画策定も必要ではないのですか。

それと、カーボンオフセット事業について、確認の質問と提案をさせていただきます。

現状設備の更新でも約100億円ぐらい必要なら、その3分の2が地元負担を考慮するならば、今から毎年3億円ずつ積み立てても、20年間では60億円しか積み立てられません。ですから私は、積み立てていく必要があるのではないかと、提案だけはしておきます。

それと、溶融炉でのごみ焼却費の市民負担を少なくするためには、大規模溶融炉への転換計画が必要と思っておりますが、そこで、2点の確認をさせていただきます。

現在の溶融炉から次への更新のときになりますが、広域連携によるごみ処理費の増大をして、発電量増加対策は考えられないのか、広域化をしてごみ処理費の経費削減ができないかの観点からであります。この件は、産業建設委員会で傍聴してしまして、竹井委員も確認をされておりましたが、私も、合理的な経営で市民負担軽減のためであり、再度確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成41年ごろと見込んでおります、次回の施設更新時には、ごみ処理コスト削減のために、近隣市とのごみの広域処理についても視野に入れた検討を行う必要があると考えているところでございます。ただ、広域処理となりますと、相手方の市のごみ処理の考え方、施設の建設場所の選定や、現在稼働しているごみ処理施設の更新時期との整合が図れるかどうかといった課題もありますことから、他市の動向把握にも努め、検討をしてみたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

そのときには、私もおらんと思いますけれども、部長ももう定年退職、市長もどうやろうけれども、やっぱりそれまでに十分な検討をしていただいて、経費の削減できるようなことを検討しておいていただきたいと思います。

次に、（2）の亀山市の溶融炉でのCO₂削減3.1%。先ほども言いましたけれども、一番最後の資料には3.1%と書いてありましたけれども、次回からの更新時には、溶融炉の改造よりも、企業が行っていますカーボンオフセット対策を検討されないのですか。その方が安くつくのと違うのかと思うんですけれども、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

将来、ごみ処理施設更新時には、施設から排出されます二酸化炭素を極力低減する施設とすることも重要であると認識をいたしておりますが、現在取り組んでおります森林環境創造事業の計画的な推進により、市域全体の森林吸収量の増加を図り、排出分を埋め合わせるカーボンオフセットなどの取り組みについても、今後研究をしてみたい所存でございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

私の持ち時間、もっと答弁の内容が細かく言うてくれるのかと思ったんですけども、さっぱりと簡単にといいのか、私としては理解できましたんで、それで結構なんですけれども、今から言うことは、質問ではありませんので、聞いておいてください。

2回目、カーボンオフセットの対策として、亀山市内にある国有林、市有林、荒廃地において、CO₂吸収のために風通しのよい間伐をして、鈴鹿市の地元説明の資料にもあるように、猿の隠れる場所もなくし、猿の食べるえさになる樹木を山に植栽を必要もあると記載されていましたが、いかがですか。この7月にも、みどり町の方まで猿は来ていましたね。それは、何ら対策もとられていないためではないのですか。農業、林業で採算のとれる施策も提示されませんが、農業と林業の経営が納得できる施策を、この一、二年の間に提示されるのですか。市民の方からは、猿被害はどうしたらよいのかと尋ねられました。本会議でも提案した、自衛隊に依頼して、被害防止対策をしてやってください。市民の方も我が身の食べ物としてつくっているのに、その大切な自給

自足用の食べ物までとられてしまうという観点が、行政にはないのかとも言われてしまいました。つくっても仕方がないので、荒廃農地しか仕方がないとも言われておりましたので、その辺を理解してやってください。

今回の溶融炉の長寿命化計画のCO₂削減については、国の補助金が対象で、3分の1の交付金目当ての事業は理解いたしますが、国にも原子力事故以外の津波被害対策と、先日の台風12号被害復旧に対する予算確保に、四苦八苦している現状を私は理解するからであります。何でも国の補助金目当てではなく、地方によっては財政力指数が0.6以下でも、地方自治の運営が可能な行政経営よりも、国の財政支援を要求しなくてもよい、自立可能な健全財政の確立での行政経営は必要であり、辛抱すべきことは辛抱もして、将来負担の軽減をするべきであるとは私に思っております。

それと、土地利用計画も亀山市は厳しく、鈴鹿市のような土地利用計画を推進して、亀山市の人口も7万から8万にして、財源確保の必要があるのではないのかと私は思っております。そのような理由として、亀山市には、全国平均では2万6,000人に1隊である救急隊も3隊あるからであり、身の丈に合った、小さくても輝くには、それなりの財源確保と経費の削減が必要ではないのかと思うからであります。

最後に、始めにも申し上げましたが、先日の勉強会の講師は、原子力関係の委員として、これは問題と指摘しても、委員長より「だれだれ委員、この発言は今回限りとしてください」と言われ、その後は委員としてのお呼びがかからなかったとも言われておりました。私は、委員はイエスマンか、疑問を持つ者にはふたをしようとする者の集まりなのが委員会なんですかと思いました。

菅前総理が退任して、原子力発電の技術力に失望したと新聞報道をされておりましたが、イエスマンばかりの委員会ではなく、市民に対しては負担は少なく、犠牲になるのは従業員だけ、そういうつもりで安全対策をとことん追求するべきと私は思っております。

原子力発電の地元交付金は20年で800億円。電源が喪失しても爆発回避の設計がなされていない、電力がなくてもベントができず爆発、それは恐ろしい、やらせ報道と一緒に、何の安全対策もされていないのに確認もせず、地元が原子力発電の誘致を決定したと思うからであります。

冷却水がなければ、液体窒素をコールド・エバポレーターで貯蔵し、溶融炉にもありますね。あのタンクの液体窒素を水のかわりに注入して冷却はできなかつたんですか。電源は要らないですよ。液体窒素で炉内の温度が下がらなかつたんですか。RDFの爆発と一緒にです。あんなところに水をまいて爆発、あそこも液体窒素を噴入すれば、そんな爆発はしていません。コンビナートの保安に必要な窒素ガスの送出はDCSでは監視はできますが、バルブ操作はアナログと現場で手です。それは爆発回避の生命線であり、他プラントが安全に停止するための液体窒素を備蓄しております。耐震用に、配管にはフレキシブルホースを使用し、バルブ操作に必要な空気のかわりに液体窒素を蒸発させ使用して、万全を期しているのが化学工場であります。

原子力発電の爆発は、電源がなくなったらベントガスが放出できない最悪の設計と、放出ガスの放射能除外設備もつくられていないのに、地元も立地に協力したための住民負担で、今回の事故は何年かかるか知りませんが、20年か30年か知りませんが、放射能がいつになったら取り除けるのかと私は思っております。企業誘致をすれば、固定資産税の収入は増加しますが、原子力発電の誘致により、毎年4億円の交付金を目当てで地元を導入した代償は大きく、原子力発電の設置には、地元との共存共栄の観点から、本社機能と工場も統一をして、迅速な対応を

するべきであるとは思っております。東京電力の工場から撤退、避難、そのような指示があったと聞いておりますが、何ですか、企業の責任者が現場で陣頭指揮をとるのが当たり前と私は思っております。原発事故は、国民負担とはなってはならないです。企業が負担するべきです。

今回の事故は、農家、畜産業、商店、サラリーマン、すべての方には、安全神話が無視された、気の毒な原子力発電事業であったと思っておりますが、今までの暮らしは、原子力に対する交付金で自己負担が少なくなり、満足な生活をされていたのかであります。

家庭の財布の中にお金がなければ、ないそでは振れません。お金がなければ、買いたくても買えないので、辛抱するのではないですか。債務負担行為も視野の行政経営を脱却していただきたいと思うからであります。自立可能な亀山市に発展をしていただきたいのです。

時間は随分余りましたけれども、ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問の方をさせていただきます。

まず、市長マニフェストにもある、支所機能を兼ね備えた消防北東分署ということで質問をさせていただきます。

去る6月議会で、常備消防力適正配置調査委託料ということで、本年度の補正予算として計上されました。この調査は、分署設置の必要性や広域化なども含めて、その名のとおり、当市の常備消防力の適正配置がどうあるべきかの調査であるということですが、当然、その結果によって分署の設置に影響が出てくるものだと思います。

ただ、市長がマニフェストで言われているのは、単なる北東分署ではなく、支所機能を兼ね備えた北東分署です。この調査はあくまでも消防力の調査であり、この結果いかんにかかわらず、支所機能が一体どうあるべきかという、その必要性に影響を与えるものではないと思っております。

そこでお尋ねいたします。支所機能の必要性につきまして、市は現時点でどのように考えておられるのか。通告には、（1）と（2）の二つの項目を書きましたが、この常備消防力の適正配置調査によって、もし北東分署の設置が必要とされた場合、支所機能を兼ね備えた消防北東分署をつくるのか、あるいは単なる消防北東分署をつくるのか、どちらを設置するのか。逆にこの調査によって北東分署の設置が不要とされた場合、北東部を対象にした支所を単独で設置するという考え方があるのかどうか、市としてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

まず北東分署、あるいは支所とも、現在後期基本計画策定の中で検討中でございます。それから、総合計画の安心・安全なまちづくりの中では、議員が申されました、市北東地域への支所機能をあわせた署所の配置検討というようなことを書かせていただいておりますし、また一方で、公共施設整備の中で、市北東部地域の行政機能充実を図るため、支所機能の整備について検討するというふうにしておりますので、併設並びに単独での設置について、両方とも検討をしておるといふようなことでございます。

その中で、この支所機能ということに限ってご答弁をさせていただきたいと思いますが、北東部地域へ支所機能につきましては、支所を設置した場合に想定されます機能としては、証明書等の交付を行う窓口機能が考えられますが、証明書等の交付につきましては、現在、本庁舎、関支所、加太出張所、総合保健福祉センターあいあいの4ヵ所で開催しており、本庁舎におきましても、平成19年度から日曜窓口を実施しております。戸籍及び税に関する証明書等の交付実績は、年間約10万件の実績があります。単純に人口当たりで換算をいたしますと、年間2ないし3件の交付となるというふうなことでございます。今後、これらの交付実績をもとに、日曜窓口の継続的な実施や、あいあいでの窓口利用の促進など、市民サービスの向上も含めた、北東部地域における窓口機能の必要性や利便性の向上について検討を行うとともに、他の機能も含めた、北東部地域への支所機能の必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。ということで、それぞれ個別での設置についても検討はしておるといふことでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと言っていただきまして、若干混乱をしておるわけですが、ちょっとまず確認したいのが、後期基本計画で検討中ということをもっと最初に言われましたけれども、支所機能と、あと常備消防力というか消防分署の設置ですね、前期基本計画に両方とも載っていたと思うんですけども、これは後期基本計画で実現することを検討しているという意味にとっていいのかどうか。その検討の今の状況ですね、ちょっとその辺の話がはっきりしなかったんで、もう一度ちょっとその辺を確認させてください。

前期基本計画の中で検討をしているという、前期と後期との言い間違いなのか、後期基本計画で実際実現に向けて検討されるという意味なのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ちょっと私もしよってご答弁させていただきましたので、申しわけございません。

まず、消防力の充実、あるいは市庁舎の整備の中には、検討するというようなことが記載しております、消防力の調査については特に昨年からというふうにご記憶しておりますし、市庁舎の整備

につきましては、北東部機能の検討会というようなことで、所管の部長もあわせて検討しておると
というようなことでございます。

その中で、先ほど申しましたのは、市長も答弁させていただいておると思いますが、北東支所、
あるいは分署については、後期基本計画策定にあわせて考え方を整理したいというようなことで答
弁をさせていただいておりますので、後期基本計画策定の中でも検討をしておると、そういうふう
な意味でございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

消防分署の設置とも話が関連はしてくると思うんですけど、そちらにつきましては、現在総務委
員会でも検討を重ねておられるということですし、前回の補正予算に計上された調査もしていただ
いているということで、消防分署については、今回私は申し上げることは特にないんですけども、
ただやはりこれとは別に、支所機能の問題というのがずっとありまして、一応検討は重ねていただ
いておるといってはありますけれども、ただ、それをさらにあわせるという議論もあったわけ
で、何か一見、まず北東分署という必要性はあるとは思いますが、これが出てきたことによ
って、三つの議論が、まず北東分署の必要性に置きかえられてしもうておるような気がしたんで
すね。支所機能と、それをあわせるという議論は、一体どこかに行つてしもうておるような印象を
受けたもので、ちょっと確認させていただいたわけなんですけれども、そんな中で、やはり後期基
本計画を見据えてという話は出てきました。

そういう意味では、まだはっきりとはしていないのかなあというような印象は受けるんですけれ
ども、ただ、前期基本計画の中で設置をするとは言われていませんけれども、検討するという話
がある中で、もうこれから後期基本計画にある程度考え方を整理するというふうな話ではあるん
ですけど、やはりまだ検討の域を出ていないのかなあという印象を持たれかねないという部分も
あります、まだ検討という言葉が使われると。

やはり今回、この後期基本計画に一体どういう形で出てくるんやろうかというのが、一番ポ
イントになってくるのかなあというふうに思うんですけれども、この辺につきましては、後期基本
計画ではまだ策定中ではありますけれども、より具体的な、もう検討に入るといふことを考
えているのかどうか、あるいは後期基本計画を前にして、もう必要性に対する見解が出てくる
と思っておいていいのかどうか。要は、例えば常備消防力のこの調査によって、北東分署が
設置が必要やとされた場合に、じゃあ設置するのかじゃなくて、そこから、いやもう一回支
所が必要かどうかというのを議論した上で設置をしますよとか、そんな話になってしまつた
ら、やはり本来の北東分署の必要性というのが、また逆に問われてしまうということにな
ってしまいますんで、そういう意味では、やはり北東分署の設置も含めた調査ですんで、
それと並行して、かなりの具体性を考えていかなければならない。設置しろというだけ
じゃなくて、支所機能の方を設置しないのであれば、設置をしないなら何らかの考え
方を示していかなければならないというふうに思うんですけれどもね。その辺で、どう
なんでしょうか、そこまで具体的な話を後期基本計画で、どこまでの具体的な像を描く
ような考え方でおられるのか、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在、後期基本計画策定中で、10月20日ぐらいには諮問もしたいというようなことを考えております。

その中では、後期基本計画については、前、総務委員会でもお示しさせていただいたと思いますが、事業レベルではなく、施策レベルで書き上げるというような部分の中で整理をしたいというようなことは、前提条件でございますが、市長も申しておりましたとおり、この23年度中には、基本的に分署とか、あるいは支所機能についての一定の方向性を示すというふうに答弁をさせていただいておると思いますので、そういった部分についての一定の結論の方向性を書きたいというふうなことは思っております。

ただ、その分について、先ほども申しましたとおり、事業というようなことではございませんので、そういった詳細にわたる書き込みというようなことではなしに、方向性ということになるかと思っております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

後期基本計画にあわせて、やはりある程度の市長の見解が出されるというふうに、私はそれは理解をさせていただきます。

ただ、本来庁舎問題というのがあったと思います。これも消えているわけではないと思っておりますけれども、凍結ということで。ただ、私本来この城のあった場所というのは、行政をとり行うのに非常にふさわしい場所やというふうには思っております。そういう意味では、やはり庁舎建設問題とすると、移転とかいう話も出てきますし、大規模な問題になってくると。地元の方の思いもいろいろあるとは思いますが。古い庁舎であってもいいからここにあってほしいという思いもありますし、逆に庁舎が移転することによって、例えば関の方で関支所がなくなってしまうのかなというふうな不安もあるとか、そのような話がいろいろあります。ただ、やはりその場所の選定だけでも大変やろうとかいう話の中で、特に人口の重心地である北東部、やっぱりその辺の動向というのが、私らとしても非常に気になるころではあります。

それでは、都市マスタープランなんですけれども、そこで、従来この北東部につきましては、郊外という表現がずっとされていたのが、今回の都市マスタープランでは、何か副次的市街地という言葉に変わっていると。非常に北東部の位置づけも変わりつつあると。東京でいう副都心ぐらいの、そんな存在なのかなというふうにも思ったりもするんですけれども、やはり人口の集積地であるということで、行政サービスもそこが自然に大きくなってきてしまう、お客さんがですね。その方が亀山の中心まで来られるに当たって、やはり駐車場の問題もありまして、非常に駐車場が手狭と言われておる中で、もし人口の重心地である北東部の方が地元の方で簡易な行政サービスをクリアできるのであれば、もう少し、いってみれば庁舎の分散化なんですけれども、この辺は庁舎を集積するのか、分散するのかという議論はあるとは思いますが、私は、交通手段の技術の高度化に

よって、どんどんどんどん集積というやり方で日本は来たと思うんですけど、やはりこれに高齢化という問題が重なって、技術力に伴えない人間の限界というのが出てきたと思いますんで、ここはもう一度分散化という方に入ったのではないのかなと思われまして、この支所機能というのは重要であるなど。北東部の支所をつくることによって、やはり中心市街地というか、この亀山の中心地の混雑というのも解消されていくんじゃないのかなというふうにも思っておりますので、それこそ支所といっても、私はもともと各コミュニティーセンターにもう少し簡易な行政サービスをできるようにという考え方でおりますんで、やはりその辺とも絡んできますんで、ただ、まずわかりやすいという意味で、前期基本計画に載っておるこの北東部の支所をしていただくことが、本庁舎の問題もありますけれども、本庁舎を考える上でも、もう少しやりやすくなるのではないのかなというふうに思いますんで、分散化というやりの方が。その上で、やっぱり大きなものを移転させるよりは小さなものを、この本庁舎を改装するというような話とかの方がやりやすいと思いますんで、逆に。そういうことも含めまして、少し北東分署との絡みで、支所機能が一体どうなっているんだろうかというのが感じられましたんで、今回ちょっとその点を確認させていただきました。これにつきましては、後期基本計画をしっかりと見守りたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

それでは、次の項目なんですけれども、関文化交流センターのバリアフリー化ということで質問させていただきます。

合併後、旧関町で導入されたというこの仕組みの中で、代表的なものがコミュニティー制度ということで、試行錯誤をする中で、旧関町で徐々にこのコミュニティーというのが浸透してきているとは思っております。

そんな中で、旧関町の中で、関木崎、関新所、関中央、関南部、泉ヶ丘・富士ハイツというこの5地区の合同のコミュニティーセンターとして、関文化交流センターが設定されております。旧関町時代から、町民会館としまして文化行事などを中心に行われていまして、町民に親しまれてきた施設ということで、コミュニティーセンターとの位置づけは非常にぴったりやなというふうに思っておりますけれども、一つ一番大きな問題というのがありまして、それは玄関が2階にありまして、ホールを除くほとんどの施設が2階・3階にあり、にもかかわらずエレベーターがない。そういうことで、上に上がるのに階段を使わなければならない。コミュニティー活動としては、現役を引退された方が中心になられることが多くて、中にはかなり高齢の方もいらっしゃるということで、そんな活動を行うにも、やはり2・3階まで階段で上がっていかなければならない。そういうこともありまして、コミュニティー導入の際に、エレベーターを設置したいというような話ですね。5地区それぞれにコミュニティーセンターを設定することを思えば、エレベーターを設置してもらった方が安く上がるのと違うのかというような話も出ていたぐらいですんで、今後のコミュニティー活動の活性化を考えても、エレベーター設置というのは欠かせないと思われまして、市としまして、関文化交流センターへのエレベーター設置についての考え方をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

亀山市関文化交流センターにエレベーター設置の考え方はということでご質問をいただきました。

亀山市関文化交流センターは、ご存じのように、地域の自主的な活動を支援し、もって市民の文化及び教養の向上、並びに社会福祉の増進を図るため設置をされ、多くの市民の方々に利用されております。

本センターの利用状況につきましては、平成22年度では年間2万2,252人、1日平均72人の方が利用され、会議や文化講座、イベントなどを行っていただいております。さらに、年間6,979人、1日平均23人の方が図書館を利用されております。

施設につきましては、平成21年度には耐震改修工事を完了し、本年度には駐車場舗装工事、施設内の装備品の修繕を予定いたしているところでございます。

議員ご質問の、施設内における、大きくバリアフリー化ということにつきましては、議員もご承知のように、1階から2階につきましてはスロープが設置をされておりますので、3階への移動手段が階段のみでありますことから、本センターの利用されている方、市民の皆さんのご意見もお聞きしながら、エレベーター設置も含めて検討し、また構造上の問題もあわせて検討してまいりたいと存じております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

検討されるということで、本当にしっかり検討していただきたいんですけど、さっき部長がおっしゃったように、こちらは図書館の分館もありまして、非常に多くの関の方に愛されているというか、私も正直しばらく関を離れていたときもありましたもんで、その後行ってみたら、かなり小さいながらも非常にいい図書館になっているなというふうなイメージもありまして、正直、地元ながらここまで頑張ってもらっておるとは思わなかったというのもありましたけれども、ただそんな中で、やはり3階まで上がってきてもらうとなると、特に高齢の方とか、妊婦さんとかも非常にきついと。行きたいんやけれど、やっぱりあそこまで上がるだけのことを考えるとという意見もありましたんで、コミュニティ活動もちろんですけど、やっぱりそういう観点でも考えていただきたいと思えますし、エレベーター設置、意見という話はありませんけれども、その辺で今後どういふうに意見を聞いていかれるのか、検討と言われたら検討をしていただけるんでしょうけれども、やはり今回合併するあたりで、コミュニティーを導入に当たって地元の方々といろいろ協議される中で、例えば当時、当然5地区ですから、指導員の方が5人ぐらい配置される、けれどそれはちょっと勘弁してほしい、3人にしてほしいという話があったらしいです。そのかわりにきちっと整備してくれよというような話もあって。ただその3人がいつの間にやら1人に減らされておるといふような不満も聞かれました。やはりそんな話があると、どうしても検討していく、いろんな人の意見を聞くとか言われながらも、本当にどこまでしてもらえるんやろうとかいふ話も、また本当にしてもらえるんかなあ、本当に前向きに検討してもらえるんかいなというのがあると思えますんで、その辺を具体的にどういふうに意見を聞いていこうと思っておられるのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

どういう方法でということ、現在コミュニティーの5地区の役員さんが入ってございますので、役員さんとは常々この施設についての意見交換等々をして、施設の利用しやすいような形ということで希望も受けて、施設の構造上もありますので、その辺十分お聞きをして、今年度もその意見をもとに改修等もさせていただいておるとい状況であります。

それから図書館につきましては、3階に設置をされておるといこと、図書館利用の方に、どうい方法で、どうい形でどういような、具体的なアンケート方式になるんか、自治会を通じてどういような形になるんか、その辺は、方法等々については、今後また十分地元の方の意見を聞きながら、そうい方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほども地元の方ということ、やはり特に旧関地区という、まだまだ合併して、旧亀山市の職員の方が来られると、まだ本当に信用してええんかとか、そんな話も若干残っておるような気もしております。そんなことはないよというふうにもなってきたはおるんですけども、やはり。ただそういうので、3人が1人に減らされたとかいう話になると、知らんうちにだまされておるん違うかという、単純な話で、そういうふうなことが先に立ってしまったりもしますんで、やはりコミュニケーションをきちっと図っていただくような形ですね、まず役員の方なりに何度も足を運ぶという、何度もいのか、そういう接触をきちっとすることによって、意見を聞いていただくことをしていただかないと、やっぱりいけないやろなと思えますんで、その辺特にやっていただきたいなと思えます。

それと、最初3人が1人になったというふうな話ですけども、例え5人が3人で運営したとしても、指導員、月10万としましても、1年100万、2人分で200万。200万10年やったら2,000万ぐらいになりますんで、そういう意味では、エレベーター設置も安くはないですけども、そういう人件費のこととのバランスも考えれば、将来的にいろいろと、木崎地区は、木崎のいっぷく亭を使ったらどうやとかですね、中町は別のあれ使ったらどうやとかありますけれども、やはり本来はコミュニティ制度というのは、旧役場にかわるもんやというふうに思っておりますもんで、果たして本当に関の木崎とか新所、中町、あと泉ヶ丘のあたりが、全部こればらばらで活動できるもんなのかどうかというのもありますんで、そういう意味では、関文化交流センター、旧町民会館の充実というのが、やはりその辺の今後のあり方を図っていく上でも必要なことやと思っておりますんで、そういうことも含めまして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

ちょっと大分時間が余りましたけれども、以上で質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団の福沢美由紀です。

午後からとって思っていたので、ちょっとびっくりしましたけれども、落ちついて質問をしたいと思えます。

きょうは、3点質問させていただきます。

災害時の市民の避難について、まずこの1点目について伺います。

今年度になって、台風6号と台風12号の経験を、私たちいたしました。これで避難勧告ということがあったわけですが、この経験を踏まえて市として反省、検討したことを伺いたしたいと思います。

まず、6号の体験でこういうことがあかんだなということがあって、そして12号に生かしたことがあるかどうかとか、あと6号で問題があったけれども、未解決なことがあるのかどうかとか、そこまでお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まず、台風6号の反省、検討したことは何かということでご質問をいただきました。

台風6号の反省についてでございますが、7月20日に開催しました最終の災害対策本部会議と、さらに8月1日に開催いたしました定例の経営会議で、それぞれの対策部から提出がありました意見をもとに、今後の対策について検討したところでございます。

その内容につきましては、各対策部の活動状況の共有のあり方。それと避難所への食料調達のおくれ、避難所環境に対する避難者ニーズの把握不足。リアルタイムでの避難所への情報提供ができなかったことなどでございます。

また、評価できるものとしましては、要援護者台帳に基づく要援護者の確認において、該当者宅を戸別訪問したことで、詳細な状況が把握できたことでございます。

これらの反省をもとに、台風12号では、災害対策本部の運営の中で、特に各対策部の活動状況や避難所情報等の共有に努めたこと、それと迅速な避難所開設により早期に避難者の受け入れ態勢ができたこと、避難所への情報伝達ができたことなど、随所では改善できたこともあると感じておるところでございます。

しかしながら、まだまだ改善する点も多く、地域防災計画の見直しの中でも、このような必要事項について反映をしていく必要があると考えております。

12号でも反省をさせていただいて、まだまだ情報共有というようなところも含めて、さらに進めていこうということで、反省をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

私、6号のときには、避難所へは伺えなかったんですけれども、後で、どうやって皆さんに勧告をお伝えしたんですかということをお聞きしたところ、戸別訪問を職員が手分けしてされたと、そして地元は地元で皆さんにお知らせをしたということをお聞きしています。それは大変なことやっ

たなあと思ったんですけれども、地元の方とこちらの市の対策本部の方との連携はどうだったのかということになると、それぞれでやっていたということで、それならどこかで漏れるような危険性はないのかということを感じたんです。

今回、12号のときには、井田川小学校の体育館に伺いました。そしたら、どういうふうに皆さん避難勧告というのをお知りになって、こちらにいらしたんですかということをお聞きしたら、ちょうど自治会長さんやっただんですね、自治会長さんは、私もこれどうやって市から伝わってくるんかがわからなかったと。でも、電話が今回は来ましたと。電話が来ると知っていたら、もう少し心づもりもできたし、じゃあ電話が来た時点で私はどう動けばいいのかということが、例えば要援護者に関しても、ひとり暮らしの方はどうしようと思ったら、どうも民生委員さんにも電話が行っているようだということが後からわかったと。民生委員さんがさっと動いてくださったので、非常に助かったんだけど、それならそれで、そういうルートで連絡が行って、こういうふうに動けばいいということをお心づもりしたかったというようなお話でした。

今回避難勧告ですけれども、指示ということになってきて、知らなかったということがもしあつてはいけませんし、お話を聞いていると、電話をしたんだけど出なかったところは、ちょっともう連絡ができなかったわという話もありましたし、この避難勧告を本当にきちんと必要な方にお知らせするという点に関して、当局がどう考えておられるのか、どのようにしようと思っておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

台風6号、12号につきましては、広報車で避難勧告を発令しようという決定を本部会議の中でさせていただきまして、すぐさま各該当地域の方へ、広報車によって勧告の案内をさせていただきました。それと、一方では、各自主防災組織、それと自治会長さんの方へ避難勧告をさせていただくというこの電話連絡を、本部会議の方からさせていただいております。広報車につきましても、何回も戸別訪問もする中で、その該当地域の方へ、何回も時間をかけて避難勧告の広報をしてきたところでございます。

12号につきましては、幾分該当する地域が、各4自治会の方へさせていただくと同時に、自治会長さんとか自主防災組織の役員の方からも、多分その連絡が各戸に行くというような形にはなっておるんですけれども、動き方がわからなかったということもありますので、今後もまたそういう出前講座とか、そういうところを通じて、またそういう連絡体制ですね、各自主防災組織の中では、連絡体制というのも各組織の防災計画の中で決めてみえるところもございまして、そういう点で、また連絡網を活用していただいたり、また市の方からもさらに連絡体制について、もう一度ちょっと検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

広報車もね、耳の聞こえない方もいるわけですし、あと本当に隅々まできちんと伝わる工夫とい

うのを、また今回の経験を生かして検討していただきたい。

そして、自主防災組織がきちんと機能しているかどうかというところの確認ですね。自主防災組織と自治会とコミュニティーが、一体どのように動いたのか。例えば自治会長さんなんか名簿というものを、やっぱり多分自治会費を集めるというのは会計さんになってくるので、細かい、この家に何人おるといような名簿というのは会計さんが持っておられたと。自分はそういう細かいものはなかったので、急いで用意したというような話もありましたし、やはり実際にこうして体験してみると、自主防の方との連絡はどうかということもちょっとよくわからないようでしたし、やはり避難をする地域が本当に自主防全体をかぶっているか、コミュニティー全体なのかということ、やっぱり川のどこら辺とかいうことで、一部であったりすると、その町の人がそこにかかっていなかったりすると、いらっしゃらなかつたりすることもあるわけですので、ぜひともここが、それは地域がやることなんですけれども、ちょっと踏み込んでいただいて、本当にいざというときにきちんとこれがうまく組織するように、リアルな訓練であるとかお話を、希望があったらというレベルではなくて、ぜひともやっていただきたい。もういざとなったら、これは人の命にかかわってくることで、自治会の自治会長さんから、例えば組長さんや班長さんへの連絡、組長さんがどれだけ自分の組の人を把握しているとか、どれだけ動けるかというのは、各自治会によって違うと思うんですね。ですから、その自治会、自治会、それぞれのコミュニティーによってやり方とか自主防災組織との連携が違うと思いますので、ぜひともこのところ、まず入り口のところですけれども、避難するということで徹底を、今回は本当に何事もなくよかったんですけれども、今回の経験を生かしてやっていただきたいと思います。

それで、やっぱり避難するときに、代表避難所ということの認識がなされていない方も少なからずおられたみたいで、一たん集まったところを、公民館ですとか集会所を、もうここへ入るんやったらあけろというようなことを言ってみえる方もお見えになったということですし、今回の体験を通して、やっぱり代表避難所というのはこういうもので、一たんここに集まってとかいうことも含めて、市民それぞれが頑張らなくて勉強していくことなんですけれども、あわせて市の方も、ぜひともきちんとそれがなされるように確認をしていただきたいと思います。

そして、まずそれで一番私が心配に思ったのが、トイレのことなんです。現場におられた市の職員の方も言ってみえました。これはちょっと何とかせなあかんと私らも思っていますと言っておられましたが、トイレが各小学校全部きれいになったんですけど、それは校舎内のことであって、体育館のトイレは整備がされていなかったんですね。洋式トイレがないという問題、そしてトイレに入るところに段差がある、そしてトイレの形態もドライ方式ではなくてタイルになっていて、水を打って掃除をしなくちゃいけないようなトイレですので、非常にこけても危ないような感じでした。実際に転倒された方が見えて、いつもこういうときには巡回をしてくださる医療センターの院長先生がいらして、診察をしていただいて事なきを得て、大丈夫だったということなんですけれども、そういうけがをしたり命を落とすことのないように避難をしてきて、けがをしておるようでは困りますので、やっぱり代表避難所としてふさわしい施設設備が必要かと思います。

全部を一遍にというのはどうかかわりませんが、まずはそのトイレの問題はもう待たがききませんし、まずは洋式トイレだけでも整備をと思うんですけれども、それについてはどうお考えになりますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所におけるトイレでございますけれども、高齢者の方々や体のご不自由な方々は、日常的にも洋式トイレを使用されておられると思います。このような方々が避難所へ避難された場合は、災害に対する不安に加え、他の避難者の方々への遠慮から、精神的な苦痛も増すものと察するところでございます。

市では、備蓄品といたしまして、洋式用の簡易トイレとプライベート用のワンタッチテントを準備し、災害時にはこれを使用し、対応させていただきますが、災害の規模によりましては、避難生活は長期間となることも予測されますことから、施設の段差解消も含め、関係各部と協議し、今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

せっかく備蓄しておりますも、それがすぐさまに用意ができなかったという問題もありますので、ぜひとも早期に検討していただきたいと思っております。

それから、先ほどの避難勧告の周知の問題なんですけれども、私の知り合いが四日市の方にこのときおりまして、会議か何かで行っておったら、携帯電話に避難のお知らせが入ったと。エリアメールというものだそうなんですけれども、全然亀山市のように登録をしていなくても、たまたまそこにおっただけで、このように、ここにおる人はここへ避難してくださいと、1階におる人は2階に上がりなさいとか、1階しかない人は、近所周りの2階の家を探してぜひとも行ってくださいとかね、そういう具体的な避難の指示をするようなメールが入ったそうなんです。

それで、やっぱりそこに住んでいる人だけじゃなくて、たまたま仕事で行っている人や、旅をしている人や、いろんな人が、それは皆助からなあかんことですもんで、ぜひともこのエリアメールというのも、今の安心メールも広めつつ、考えていただくということは、再考できないのかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

エリアメールの導入というご質問でございます。

現在、市の方からいろいろな情報発信の手段として、ホームページやケーブルテレビの文字放送、それと先ほどおっしゃっていただきました、携帯電話によります安心メール、それと関町地区ですけれども、同報系の行政無線、それとあと広報車というような形での情報発信手段がございます。

エリアメールにつきましては、ドコモの方からそのサービスが提供されてございます。

8月に東日本大震災の方を調査に行かせていただきまして、携帯電話による通話がなかなかできなかったというようなこともございました。

現在のところは、携帯電話を使用する中で、かめやま・安心めーるというのが登録をしていただいて、今3,400名ぐらいの登録だと思えますけれども、これを基本にして携帯の方からはいろいろな情報を発信させていただこうというふうには思っております。

今後、その情報発信の手段について、調査の結果も踏まえて、また別の、例えば媒体も含めて総合的に、ちょっとそういう情報発信手段についてどうしたらいいかということを検討中でもございますので、その中にはエリアメールも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域公共交通についてお伺いします。ずっとこの地域公共交通会議とともに再編が進められてきたわけですが、現在この会議の進捗状況も含めて、今までの経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市では、平成19年に策定をいたしました地域生活交通の再編方針に基づきまして、みずから車を運転して移動することができない、移動困難者の方々の日常生活における買い物、通勤といった最低限度の移動性を、より効率的、効果的に維持・確保することを目的といたしまして、市民の代表、学識経験者などの方々に構成する亀山市地域公共交通会議で協議を行いながら、バス路線の再編を進めてまいったところでございます。

これまで、新たな再編ルートといたしまして、関・坂下地区と総合保健福祉センターあいあいを結ぶ西部Aルート、川崎地区と市中心部を結ぶ東部ルート、天神・昼生地区と市中心部を結びます南部ルートの運行を開始してまいりました。

最近では、東部ルートの環状運行の試行、運行期間延長につきまして、地元の方から示された利用予定者数や利用促進対策を踏まえまして、地域公共交通会議にて協議が行われまして、試行運行の延長が決定をされたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

私は、この地域公共交通会議に、できるだけ都合のつく限り傍聴し続けてまいりました。この会議は、非常に行政からしっかり独立しておって、それぞれが行政とバランスよく働いているなということを感じて見てきていました。

今回の、この東部ルートの試行をしたこともそうなんですけれども、この地域力というのをこの会議が信じて、住民の声を拾い上げてきたということも、本当に評価をしたいと思えます。パブリ

ックコメントの中で実現できることはないか探していただいて実現したり、あとこの東部ルート
のルート変更は、本当に最初の計画より大きく変わる変更で、これについても実現をしていただ
いたり、あと南部ルートについても、バス停を地域の声を聞いてふやしていただいたりしてまいり
ました。

しかしながら、結果として、それが乗っていただくという数にはつながらなかったということで、
今回、東部ルートの実行ルートもやむなくやめなければいけないかという議論になってきたときに、
やはりこの地域力というものがあがりながら、その力を生かせなかったのは地域のみ責任ではない
ということ、この会議で委員長さんも言いまして、やっぱり職員がそれから何回も地域に入っ
ていただいて、地元が主体となって需要を調べて、地元が主体となって利用促進に向けてどうす
るかということを出してこられた、その結果で、もう1年頑張つてこの運行を試してみようという結果
になったということは、非常に私は市民全体が共有すべき、地域公共交通、コミュニティバスの経
験だろうと思います。

この地元が主体となってやったことの内容ですけれども、あいまいに皆さんで行くということで、
温泉へ向かうグループには運賃と温泉代を助成するであるとか、あと皆に定期的に亀の市に行きま
しょうということで、グループでお出かけをするであるとか、あと皆さんが月に1回は集まって、
このバスのことを話し合ひましょうであるとか、そういうことを、地域、また行政も地域任せにせ
ず時々入りながら、これからはずっとやっていくということが話されまして、私は非常に、本当に
これは皆さんと共有したい、これからいろんなところのバスを広げていくにしても、貴重な体験で
あったと思います。

今までこの東部まで行きましたけれども、次は北部が予定されていて、なかなかおけているわ
けですけれども、これについて、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今後の再編作業につきましては、議員ご所見のとおり、最後の再編事業であります北部ルートの
再編が残っております。この北部ルートにつきましては、現在、バスの運行の新たな仕組みとい
うのも取り入れる可能性も含めまして、効率的で効果的な運行ということを検討してまいるとい
うところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

新たな仕組みも含めて再編、全体を見直していくということなんですけれども、その新たな仕組
みというのは、今までにも何回か答弁の中でも出てまいりました、デマンド交通のことなどを言わ
れるのだと思うんですけど、一体それはどういうものなのか、新たな仕組みとはどういうものを考
えて検討していただいているのかということ、ちょっとわかりやすく説明していただけないでし
ょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

新たな仕組みの中には、デマンド交通とか、また地域やNPOが運行するバス、こういったものがあるかと思います。

少し内容を説明させていただきますと、デマンド交通といいますのは、利用者が交通サービスを利用する際に、事前に予約をします。デマンド交通の最大の特徴は、この事前の予約というところでございます。それから希望の停留所から希望の目的地まで運行するバスで、きめ細かい経路や停留所の設定が可能な交通サービスがデマンド交通でございます。また、運行はその予約が発生したときのみ行われますことから、乗客がいない状態で運行することがなく、効率的な運行も可能になるというものでございます。

それから、地域やNPOが運行するバスといいますのは、地域やNPOが事業主体となりまして、市の補助金や地元から負担金を集めるなどして運行する交通サービスでございます。このバスは地域が主体となって運行されることから、地域の需要に見合った経路や停留所が設定できるというようなものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

北部のみならず、まだまだ亀山市には、交通手段がなくて困っておられる地域が残っておりますんで、そういう新しい方法も考えながら再編を検討していただくことは、すごくいいことだと思います。

ですけれども、それが5年先のこと、10年先のことということでは、やはり私たちは、今のバスをもう少し利便性よく、もう1台ふやしてとか、時間をとかいうことをやっぱりやっていかなきゃいけないわけなんですけれども、この計画がどういうスパンで、いつからされる予定でおられるのかということお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この新たな仕組みの導入につきましても、検討をいろいろやっておるところでございますが、この仕組みの導入につきましては、現在の再編方針の変更も必要になってこようかと思っております。そんな中で、市としての総合的な考え方も、あわせて整理が必要になってくるということで、そのようなことから、後期基本計画の中で対応をしまいたいと考えておりますが、できましたら早期に、新たな仕組みの実証実験を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

後期基本計画といいますと、24年からやるということですね。24年から実証実験をやりなが

ら、やっていくということですね。

大体デマンド交通、検討してからどれぐらいで通りましたかということ、この前もお聞きしましたが、半年ぐらいでやったところもありますもんで、いつぐらいのことなのかなあということがすごく心配でした。

玉城町の元気バスを見せていただいても、やっぱり戸口から行きたいところに行ける、少々回り道であったり、少々皆さんに時間をあわせなくちゃいけないことがあっても、高齢者の方が元気にいつまでも移動しておられる姿を見て、非常に亀山市にも導入していただきたいなと思っておりました。

まだ公共交通会議の中では、デマンド交通という言葉は出ておらないような気がしましたがけれども、委員長さんのおっしゃったことが非常に印象的で、これから高齢化社会が訪れると、そうするとますます車に乗れない人がふえて、公共交通のニーズが高まるんじゃないかと、それは間違いですと。今まで皆さんの生活を考えてみていただいてもわかるとおり、人は目いっぱい車に乗れる限り乗り続けて、乗れなくなったらもうやめて、移動しようとはしないと。やっぱり一生動ける、一生移動し続けるためには、早目に車からおりてもらって、公共交通に乗りかえていただくことだと。

また、以前の会議でもおっしゃっていたのが、やはりバスで移動する、公共交通を利用するということは、やっぱり帰りのことも考えなくちゃいけない。荷物を自分で持たなくちゃいけない、やっぱり大変だから、自分は車に乗れなくなったらバスのお世話になるわということじゃなくて、乗れるうちにその練習をしていくという必要性があるんだということを言っておられました。

そういうことも考えますと、この再編計画の目的にあります、先ほども言われた、移動困難者の買い物や通院の、最低限度の移動ということだけに狭めておきますと、やはりこの新しい計画はなかなかできないし、どうしても評価をすると何人乗ったということが、今回の会議でもそんな人数ばかりで評価してはいけないということが出ていましたけれども、どうしてもやっぱりたくさんの方が乗っていただくということが大切になってくると思うんです。そういう意味で、この目的自体もきちんと検討していただくのかどうか、移動困難者というところに、学生さんや通勤者、市民全体をとということも含めての検討なのかを、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

少し先ほどもご答弁の中に入れてさせていただきましたが、今後再編方針の変更が必要になるというのは、移動困難者という定義とか、これから日常生活における最低限の移動を維持、確保するという目的、この辺も変更なり整理も必要だということでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

この間の会議では、北東部まちづくり推進協議会からの提言書で、坂本の方のバス停まで、池山のバス停まで30分も歩かなくちゃいけないから、坂本までバスを上げてもらえないかというような要望が上がっていることや、あと井田川の駅のリニューアルすることによって、来年4月に完

成しますけれども、大型バスが入ることが可能になってくるんじゃないかということで、皆さんからの要望である、電車に間に合うバスが入れないかということを検討していきたい、調整していきたいというようなこともお話されていまして、ぜひ市民の立場になって、これからも地域公共交通会議と行政と市民と一緒に進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

アートによるまちづくりについてです。

アートによるまちづくりというのが、ずっと続けてやっていただいているわけですけど、それが一体何を示すのかということも、多分おわかりにならない方も見えるかと思えます。ちょうど中日新聞のサンデー版とあって、日曜日に写真がいっぱいで、この定期開催のアート展というのが7月31日号で出たんですね。ここにわかりやすく説明がされているんですけども、このアート展というのは、表現の場が欲しいアーティストと、まちの活性化を図りたい行政の思惑が一致して、近年さまざまなアート展が誕生しているということで、毎年やっているところから、ビエンナーレとあって2年に1回やっているところ、トリエンナーレとあって3年に1回やっているところがあります。日本でも本当にたくさんのまちがやっております、5億円以上の総事業費をかけているところ、1億円とか、本当に大きなものもたくさんあるわけなんですけれども、この亀山でもこれを毎年やり続けて、東町商店街でアート展というのをやってきたわけですね。市民の方が中心になって、行政も協働という言葉の意味ではなくて、一緒になってやっていこうということで、いろんな形でやってこられたと思います。また、このアート展だけではなくて、関宿のスケッチコンクールというようなものもやってこられました。

少なからず市はいろんな形で応援をしてきたと思うんですけども、まずこれらについて、市にとってどういう効果があると思っておられるのか、市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

東町商店街の空き店舗を活用したアート亀山展や、先ほど言われました、関宿のスケッチコンクールにかかわりまして、これまで行政とのかかわり、経緯、あるいは支援策を含めて少し答弁をさせていただきます。

この東町商店街の空き店舗では、平成18年度からアート亀山が、それから平成20年度からは「7 d a y s ギャラリー」が開催されております。

市は、アート亀山に対しましては、アートによる街づくりを考える会に対しまして、平成19年度から22年度までの間に、市民参画協働事業推進補助金から205万円を補助し、本年度は、協働事業提案制度の市民提案ということで実施しております、この予算としては、25万円を持っております。

また、「7 d a y s ギャラリー」につきましては、グループm a j o +に対しまして、本年度市民参画協働推進補助金から5万円を補助する予定でもあります。

また、関宿に関しましては、平成17年度から関宿スケッチコンクールが開催されております。市といたしましては、関宿スケッチコンクール実行委員会に対しまして、平成19年度から21年

度までの間に、市民参画協働推進補助金から66万6,000円を補助するとともに、平成22年度には、関宿にぎわいづくり補助金から54万8,000円を補助しております。本年度も55万円を補助する見込みでございます。また、平成21年度には、関宿スケッチコンクールの5周年記念事業として開催されました、早春のスケッチの集いに対しまして、73万円を補助いたしております。

市ではこのような市民活動に対して財政支援のほか、広報啓発や人的支援も行っているところがございます。

これらの効果についてということでございますが、このような商店街とか関宿といったような生活空間を活用した、アートによる文化の発信というものにつきましては、まちの個性や魅力を創出するとともに、多くの市民の皆様にごらんいただくことによりまして、生活にアートを感じてもらえる取り組みでもあると考えております。ここから交流やにぎわいが生まれて、美術文化の振興、まちの魅力向上につながるものと期待しております。また、こうした取り組みで来訪者が増加することによりまして、地域の商店や商店街の活性化にもつながるものと期待しております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

この企画に対しては、アートという視点からと、まちの活性化という視点の二つがあると思うんですね。

それで、このアートということに関して、三重県立美術館の館長さんが、この亀山の取り組みに対して非常に高い評価をいただいているということなんですね。こうやって新聞にも、たくさんの方がアート展をする中で、亀山に特異なものというのは何なのかというと、やはりお客さんがたくさん来るであろうという方を招待して、それでお客を寄せるのではなくて、これは35歳以下の若い人たちに全国に発信して公募をして、そしてこの館長さんも初め審査をしていただいて、エントリーされた方が商店街に、いろんな自分で選んだ場所に、自分のアートを表現するわけなんですけれども、今まで古い文化を大切にやってきているところはあるんですけど、新しい文化をつくろう、大事にしていこう、そういうまちはほかにはないというんですね。

そして、ことしのこのアート展のはがきにも、アート亀山は、三重県で唯一の公募による現代アート展です。ことしものがたったアートの競演を期待していますという、井上館長のお言葉があるんですけど、この公募だけで、これだけの予算でやっている。先ほど予算のことも言われましたけれども、この全国のを見ると、けたが違うんですね。やっぱり行政としても、もう政策として取り組んでおられるところが多いので、NPOが主になって動いているところは多々あるんですけど、やっぱり行政支援のけたが違うんですけど、そんな中でも非常に質の高いアートが繰り広げられているということ、非常に評価をいただいている。

この三重県立美術館の館長さんは、日本で一番歴史のある古いアート展であります横浜トリエンナーレというところの事務局長やプロデュースもされている方で、そうやって全国を見ながら、亀山の取り組みがすばらしいと言っているということ、ぜひ行政の皆さんにも市民の方にも知っていただきたいなと思います。

そして、本当に毎月やっているmajor+という、ささやかな空き店舗を、閉まった商店街を、

その1週間だけ毎月あげようと言うことでやっているんですけれども、個展と常設みたいなことでやっているんですけれども、芳名録に書いていただいた名簿だけで、一月に二、三百人は来ていただいているということなんですね。そういう方がお花を買ったり、ちょっとパン屋さんに寄ったり、商店街をうろうろしていただくだけでもすごいですし、ことしのアート展についても、日本全国から来ていただいている、たった2日間の下見だけでも80人ぐらいがまちをうろうろして、そして私はこのエントリーシートというのを見てびっくりしたんですけれども、作品のコンセプトという中に、この芸術を通して亀山のよさを何とか引き出したいという思いがいっぱい書かれてあるんです。

私たちは自分たちの住んでいる亀山が大好きですけれども、市民アンケートを見ても、やっぱりこの自然が好きであるとか、いろんなことが書かれているんですけれども、やはり都会から見えた方、若い方は、また独特の切り口で亀山のよさを発見しておられるんですね。そういうものを今までであった当たり前のまちに、アートという、芸術という非日常をぼんと置くことによって、1週間であり10日であり、一定の期間を置くことによって、今までの亀山が、ちょっと違った魅力が引き出されるということが、このアート展の大事なところらしいんですね。これ本当に財政上大変な、初めは100万、200万という財政支援がいろんなところであったんですけれども、今本当に少ない中で、ことしは20万という少ない、印刷費だけということの中でやっておられますし、エントリーされた芸術家たちは、賞品というものはほとんどなくて、1万円の製作費だけをいただくという、それだけのために全国からエントリーしてこられます。ですから、ぜひとも行政としても、もう一步、大切な政策として踏み込んでいただきたいなと思うんですけれども、そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

このアート展、議員もおっしゃられるように、新しい風を吹き込むものと私どもも感じております。

今後、こうした活動に対する支援といいますか、財政的な支援に関しましては、昨年度策定しました文化振興ビジョンに基づきまして、こうした活動の活性化を図るための新たな支援策も検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

いろんな国の制度も活用し、いろんなことを見て頑張っていていただきたいなと思います。

そして、このまちの振興という視点なんですけれども、私もこのまち、いつからどうだったのかなということちょっと聞きたくて、産業の方にお聞きしたんですけれども、昭和48年から始まって、54年から工事を着工して、丘の上の白いまちということで、この商店街がああいうふうになったということなんですね。今、それこそアートの建築の方面のプロの先生方に聞くと、非常にこの商店街は建築的な価値があるというふうなこともおっしゃっておられるようで、お店の数もそ

の当時八十何軒とあったようなんですけれども、今は20軒台なのか30軒台なのかわかりませんが、やはりどこのまちでも抱える、シャッター街という問題があるんですけれども、今回はこのアート展も100円商店街と一緒にやっていただくということで、1回目の100円商店街のときにも、本当に三重県で初めて亀山が一番乗りでできて、今回松阪の方でもするらしいんですけれども、そういうことでこのアート展も、美術館の方にも、松阪や伊勢からも応援してほしいというようなことを井上館長さんにもお話があるらしいんですけれども、亀山のまねをしても仕方がないだろうということで、本当に亀山に力を入れていただいている状況です。

この100円商店街も、非常にお店の方もアートも含めて頑張ろうという気概を持っておられます。今までこんなに売れたことがなかったと。1回目の100円商店街のときにもたくさん、お花屋さんでも1,000鉢以上の苗を売ったことって、よっぽどやないとなかったけど、あのときには本当に皆さんがたくさん来てくれた。アートをしても、見たことがないお客さんがどんどん店の中に入ってきてくださる。芸術家の方のお父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんまで来てくださる。いろんな思いで応援をいただいています。

また、商店街全体が一緒になっていくということと、この商店街が活性化するという視点で、このアートというものをどういうふうと考えられるかというのは、文化部長さんではなくて、産業の方の国分部長さんにちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

私も見せてもいただきまして、変な意味ではなく、今の取り組みが継続して、今後につながって、今言われた、2年、3年のそういったアートのやつにつながればおもしろいかなというような形で考えておりますので、環境・産業部としても文化部と一緒に、できる限りの支援をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

もう時間がありません。

この丘の上の白いまちをつくるにも、たくさんの方が投資がされていますので、ぜひともここをまた大切に使っていただけますように、市と、また先ほどの交通と一緒に、行政が一体となつていいまちをつくっていただけるように、私も一緒に応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（大井捷夫君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

今回、生きがいを持てる福祉の展開について、1点目として質問させていただきます。

総務省が6月末に発表した2010年国勢調査の抽出速報で、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となったことが明らかになりました。それによれば、一般世帯の家族形態別割合において、ひとり暮らし世帯が31.2%となり、今まで最も多かった夫婦と子供世帯の28.7%を上回った形となりました。このことは、1960年の世帯に関する調査開始以来初めてのことであり、将来、この単身世帯はさらにふえ続ける見通しであります。特に高齢者のひとり暮らし対策は、早急に具体化する必要があります。

全国では、高齢者の15.6%、約457万7,000人が単身で生活を送っていて、男性の10人に1人、女性の5人に1人まで達しています。

ひとり暮らしの高齢者は、引き続き増加が見込まれ、団塊の世代が65歳を迎える2015年以降は急増することが予測されます。

昨年夏に全国的に見られたような高齢者の所在不明問題のような事態を二度と引き起こさないためにも、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みが必要だと考えます。

そこで1点目として、ひとり暮らし高齢者の実態把握について、市内の状況をお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

本年8月1日現在の65歳以上の高齢者は1万997人で、高齢化率も22%となり、平成19年の21%に比べ高齢化が進行しております。また、それに伴いひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も増加傾向にあります。

平成22年10月現在の民生委員・児童委員さんによります実態調査では、65歳以上のひとり暮らし高齢者が1,155人、65歳以上の方で構成する高齢者世帯は1,330世帯となっております。

平成14年度から開始しましたひとり暮らし高齢者の訪問では、健康相談や福祉サービス等の相談、困ったときの相談先の周知など、健康状態の悪化を未然に防ぐよう支援を行ってまいりました。

また、本年度から開始いたしました65歳以上の2人暮らし高齢者世帯の訪問では、地域の方にとってあそこは2人であるから安心だというように、場合によってはひとり暮らし高齢者よりも目が届きにくいケースもありますので、その実態把握と健康相談に努めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に、確実に当亀山市におきましても高齢化率も進んでおりますし、本当に待ったなしの状況だなということを思いました。

また、特に民生委員さんには日ごろからお世話になって、こうやって訪問をしていただいているということに本当に感謝をしたいと思います。

2点目としまして、ひとり暮らしの高齢者の見守り強化についてお伺いします。

健康福祉部の方では、先ほど部長の方で答弁ありましたように、本年度から2人暮らしの高齢者のお宅も訪問をされているということで、この新たな取り組みに対して本当に評価するところであります。

このような中で、今、各地における組織や人材といった社会資源を生かした見守りのためのネットワークづくりをしていただいております。その中に、各地区コミュニティーに福祉委員さんを設置していただいております。まずこの福祉委員の役割についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

福祉委員さんの役割でございますが、この福祉委員さんは、社会福祉協議会の委嘱という形で設置をされておまして、50世帯に1名ほどの割合で設置をされているものでございます。その主な活動内容といたしましては、地域住民の福祉課題を発見する、また地域における見守り、訪問活動を行ったり、また地域の実情に応じた福祉活動をする。また、さらに地域だけでは問題解決できない場合は、民生委員・児童委員さんと連携をとりながら、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等へ連絡をして、課題の解決に当たる。また、その他といたしましては、地域福祉に必要とされる事業への参加協力などが上げられております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、部長の方で答弁いただきました、社協の方から委嘱をされているということですが、高齢化が進んでいく中で、本当にこの民生委員さんだけでなく、こうやって福祉委員さんを置いていただくことによって見守りが強化されていく。本当に大事なことだと思うんですが、この福祉委員さんの意識向上のために何かされているのであれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

福祉委員さんでございますが、各コミュニティーに設置をされております福祉委員会というのがございます。これにつきましては、現在24地区に設置をされております。そして、その中で337名の福祉委員の方が活躍されております。地域におきまして、取り組み内容に違いがございしますが、24地区それぞれが特色ある活動をされております。

福祉委員は、民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ等と連携して、地域の高齢者を対象とし

た見守りや訪問など、地域に根差した活動を展開されております。

また、認知症サポーター養成講座の受講や地域福祉に関する研修など、地域福祉の意識の向上にも努められております。今後も、福祉委員が地域福祉の担い手として、地域で助け合い、支え合う輪の中心となっていただくことを期待いたしております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

地域によっては少しばらつきがあるかと思いますが、こういった人たちが本当に地域の支え合いの中で頑張っているということに本当に感謝を申し上げたいと思います。

もう一つ、日ごろからの安否確認として、郵便事業会社や新聞配達の方、それから乳酸菌飲料を配っておられるような民間の事業者との連携をとることも大事かと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ひとり暮らし高齢者の見守りにつきましては、地区の民生委員・児童委員さんに従来からお世話になっておりますが、今年度は新聞配達の方や牛乳配達の方など、家庭を訪問する職業の方と連携し、配達物がたまっていないかなど、また集金時などの様子にご注意いただくことで、見守りネットワークの輪が広がるよう努めております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今年度から始めていただいているということで、そういった重なった支援が行われるということは本当にいいことだと思いますので、さらに進めていただきたいと思います。

3点目としまして、認知症高齢者の徘徊等の事故を防ぐ対策についてお伺いします。

徘徊するおそれのある高齢者は、事件や事故に巻き込まれる危険性があり、また探し出す家族の負担は非常に大きいものであります。

このような高齢者の情報の事前登録などはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高齢者の徘徊についてでございますが、85歳以上の高齢者の4人に1人が認知症と言われている現在、本市におきましても認知症高齢者の徘徊につきましては、いつ起きても不思議のない状況でございます。

その対策として、徘徊のおそれのある高齢者に対しまして、GPS機能を搭載しました徘徊探索装置の給付を進めております。この給付数ですが、平成22年度は新規で6台、現在合計で9台でございます。

しかしながら、徘徊探索装置は常時端末を身につけておかなければならないということから、認知症の高齢者に対して理解を求めることは容易でなく、家族による支援が必要となります。事前の登録ということではなしに、お申し込みをいただいて、給付をさせていただいているということでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

GPSを貸与されているということで、今現在9台お貸ししているということで、さっき部長の方が、85歳以上の4人に1人が認知症というお話がありましたが、高齢者だけじゃなくて、若年性認知症も今ふえているということもお聞きをしておりますので、こういった貸し出しがあるのだという周知もしっかりと行っていただきたいと思います。

二重、三重のセーフティーという観点からいけば、ガソリンスタンドなどの協力事業者や警察との連携も大事になるかと考えますが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この徘徊等の対策につきましては、何よりも地域での見守り活動が不可欠だと考えております。ご近所同士声をかけ合っていたり、地域の商店等見守りの拠点となる核をつくり、見守り体制の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

皆様方に周知をするとともに、ガソリンスタンド等にも声かけをしていきたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

いろんなあらゆる手を使って、そういうセーフティーをかけていかないと、大変なことになってしまっても遅くなりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから四つ目に移ります。

認知症サポーター養成の促進についてお伺いしたいと思います。

先ほど少し部長の方も触れていただきましたが、この認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援をしていただく方です。何かを特別にやっていただくというのではなくて、友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、町で働く人として活動をしていただくものであります。

認知症サポーターの養成講座を受講したサポーターには、そのあかしとして認知症を支援する目印としてのブレスレット、オレンジリングをいただいているということでもあります。現在、この亀山市においてどういった方たちを対象に養成をされているのか。また、この養成を受けられたサポーターは何人いらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

認知症サポーターとは、ただいまご紹介いただきましたが、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人のことを言います。

平成16年度から始まりました、認知症を知り、地域をつくる10ヵ年キャンペーンにおいて、サポーター養成に向けて認知症サポーター100万人キャラバン事業が展開された結果、既にサポーターは全国で100万人を超え、さらなる養成が目指されております。

本市におきましても、民生委員・児童委員さん及び福祉委員さん、また市民の方にもご参加いただきながらサポーター養成講座を開催し、平成22年度末までに561人のサポーターを養成いたしております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

多分亀山市で初めてやった養成講座に行かせていただいて、私も受講させていただきました、オレンジリングもいただきました。正しい知識を得ていくということが一番大事で、そういった意味から、今部長が民生委員・児童委員を中心にとおっしゃいましたけど、今後対象としていく人たちは、どういった方たちを対象に広げていこうとなさっているのか。さらには、子供たちにも、徘徊の高齢者というのはもう市内、徘徊をされている可能性がありますので、そういったときに認知症を正しく子供たちにも理解をさせていく必要はあろうかと思いますが、そういったことに対してお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

認知症サポーターの養成でございますが、先ほどは民生委員・児童委員さん、また福祉委員さんをご紹介させていただきました。そのほかにも自治会の役員の方等にも声をかけさせていただきました、今後はさらに一般の方に広く受けていただくように進めてまいりたいと思います。

また、子供さんにつきましても、こういった福祉に対する理解、認知症に対する理解、こういったものも大変重要かというふうに考えております。

現在は、成人の方を対象にサポーター養成を行っておりますが、次の段階といたしまして、福祉教育という観点から、教育委員会とも連携したり、また地域での取り組みといたしまして、地域、また社会福祉協議会とともに取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

認知症サポーターの養成は大事なんですけど、このサポーターを養成するための講師の方、キャラバンメイトさんも必要だと思うんです。私が受講したときには、多分県だったと思うんですけど、そこから講師の方が見えていて、教えていただいたんですけど、いろいろ講座を受けたんですけど、

このキャラバンメイトさんの養成は進んでいるのか。

それから、さつき部長がおっしゃった市民の方にこれからは広く周知をしていていただきたいということでしたけど、一般の市民グループがどのようにしたらこの講座を受けることができるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まずキャラバンメイトでございますが、認知症サポーター養成講座を行う講師役を務めるキャラバンメイトも26人養成しております。今後は、このキャラバンメイトの協力も得ながら、各地区のコミュニティーと連携し、地域ぐるみでの講座開催ができるよう、地域へ理解を求めていきたいと考えております。

地域の皆様におかれましても、私どもの方へそういった講座の開催ということでお申し出いただければ、出前講座というような形で積極的に出向いてまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

高齢社会にあって、幾重にも見守りがされているということは安心・安全なまちづくりの基本になってこようかと思えます。特にさつき部長の答弁の中にはありませんでしたが、市役所の職員も率先してこのサポーターになっていただきたいなど。また、ひな段に座っておられます部長級の方たちも、本当に率先してサポーターになっていただいて、みんながオレンジリングを、市長、副市長を初め、本当になっていただきたい。また、後ろにいらっしゃる議会の方も、理解を深めていただくために、議長、よろしく。私が決められませんので、そういった広がり在今后持つていく必要が私はあるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

では、5番目の介護予防対策として、簡易聴覚チェッカーの導入についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省の調査によれば、65歳以上の方で聞こえづらいと自覚をしているのは12.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しています。また、加齢性の難聴の発生頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上は80%を超えています。

難聴から社会参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより、生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症になるケースがあると言われております。このように、進化をさせないための対応をしていく必要があると考えます。

埼玉県鶴ヶ島市の耳鼻科医で医学博士の小川先生は、難聴からコミュニケーション不足になって認知症になっていくということをご自身の父親の介護から気づき、簡易に難聴をチェックできる「ペギーちゃん」という器械をつくられました。これなんですけど、音だけでなく、わかりづらい単語などが収録してあって、復唱したり、イラストカードで指先確認をしたりする器械であります。

鶴ヶ島市では、特定健診に難聴検査項目を取り入れ、医師会の協力のもと、内科医が簡易チェックを行っております。亀山市では、介護予防の一つとして、おたっしやチェックを行っていただいております。特定健診に入れるとなると、医師会のご理解をいただけないといけませんので、まずこのおたっしやチェック5項目、目をつむってその場で足踏みをしていただいたり、立ち上がりのチェックをしていただいたりという5項目があるんですけど、その中にこの認知症の予防の一つのツールとして、このチェッカーを組み込むことはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

簡易聴覚チェッカーでございますが、これは簡易的に聴覚をチェックするもので、病院等で診断を行う必要性の有無を知ることができるものと考えております。

議員ご提案の介護予防対策の一つとしての導入でございますが、耳が遠くなることで人が集まる場に出向くことがおっくうになりがちとなります。そして、それが閉じこもりの原因の一つにもなる可能性がありますので、自分の体の状態を知るきっかけの一つともなると考えております。

しかしながら、聴力の測定ということで、測定環境の整備が必須となりますので、環境整備等の課題も含めて今後前向きに検討してまいりたいと考えております。ご指摘のおたっしやチェックの中に加えるといったことも含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

5万9,800円するそうです、あのチェッカーは。

やっぱり環境が大事だと思います、聴力のチェックになってきますので。でも、鶴ヶ島市でも皆さんに問いかけるそうです。すみません、聴覚のチェックをしますので、少しお静かにしていただけますかという環境をこちらからつくってあげれば、それは可能だということを、私は鶴ヶ島市の方に確認をしましたので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

6番目に移らせていただきます。

救急医療キット配付の進捗状況についてお伺いします。

昨年3月に議会質問をさせていただいておりますが、亀山市地域医療再構築プランの中では、23年度に導入をするということでありました。この進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

救急医療情報キットの配付、これにつきましては地域医療再構築プランに位置づけた事業でありまして、現在、配付に向けて前段階の準備に取り組んでおります。

このキットは、119番通報で駆けつけた救急隊員が患者を搬送する際、また搬送先の医療機関にとって必要な緊急連絡先やかかりつけ医などの情報をメモにして、専用の筒状のケースに入れて

家庭に備えておいていただくものでございます。

対象となる方は、全員が65歳以上の高齢者世帯、およそ2,500世帯で、約3,700人が対象となります。現時点では、およそ800人の方から配付の申請をいただいております。そのキットのご案内の中では、ご記入をいただく内容が多岐にわたっておりますが、家族が帰省する8月盆の時期に合わせて、8月12日に案内を発送しており、家族の方に記入を手伝っていただいたり、また民生委員の皆様にも記載の助言をいただくなど、ご協力をいただいております、一人でも多くの方に申請をいただくように取り組んでおります。

また、より効果を高めるため、キット内の情報をデータ化いたしまして、消防と情報を共有して活用することといたしております、年内を目標といたしまして、各地区の民生委員さんに配付をしていただく、このように準備を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

進んでいるということを確認させていただきました。

9月10日の伊勢新聞に市長が載っておりましたので、こうやって敬老会で紹介をしていただいたという記事も載っておりましたので、前に進んでいるんだなあということを確認させていただいております。

ちょっと部長の今の答弁の中で、全員が65歳以上の世帯とおっしゃいましたけど、日中に仕事に若い方が出ていらっしゃるときなんかにも必要だと思いますし、3月の質問のときにも障がい者、最終的には欲しいと思われる方は全員渡してあげたらいいんじゃないかということも提案させていただきましたので、この全員が65歳ということに限られている、そこに幅はないのか、1点お聞かせ願いたいと思います。

それから、やっとうやっとう前に進んで、年内にはご自宅の方に届くということですが、全国の自治体ではどんどん進化しております。救急医療キットからさらに進化をしまして、携帯用の救急医療キットなどの取り組みもしているようであります。

例えば先ほどありました、なかなかGPSを持ちたがらない高齢者の方などには、その医療情報を書き込んだ黄色いハンカチを持たせたり、それからスポーツ選手が首に巻いているゴム製の健康のための、情報をインプットした健康ネックレスとして首に巻いたり、それからパスポートタイプのものにしたりとか、工夫していろいろご支援をいただいているようですけど、こういう携帯用の救急キットに対する認識について、2点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まずこのキット配付の対象の方でございますが、対象者は世帯全員が65歳以上の方として、現在取り組んでおります。しかしながら、日中独居の世帯など、ご要望の方もたくさん見えますと思います。今回は初めての事業でございますので、まずは世帯全員が65歳以上の方を対象として実施しております。今後、日中独居等、希望される方に対しましても、申請や配付の方法等を検討い

たしまして、配付できるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、外出先での緊急時に活用できるような携帯キットの検討をしてはどうかということでございますが、外出先での万が一の事態に備え、医療情報などを常に身につけることは、特に持病を持つ高齢者にとっては大きな安心につながるものと考えております。

しかしながら、今回、亀山市として初めての試みとしてキットの配付を準備しておりますので、この取り組みを継続していくためにも、まだまだ改善が必要な点が出てくるものと考えております。そのため、まずは今回の救急医療情報キットの取り組みを進めていきたいと考えておりますが、次の段階に向けた新しい仕組みを研究する中で、ご提言いただきました携帯キットについても研究してまいりたいと、このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。本当に二重、三重のセーフティー、いろんな取り組みを考えていただいて、また全国的ないろんな事業があらうかと思っておりますので、研究していただいて、高齢者の方が安心できるような対応をしていただきたいと思います。

それでは、危機管理体制についてお伺いをしたいと思います。

このたびの台風12号において、紀伊半島を初め三重県内にも大きな被害がありました。犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、浸水等で被害を受けられました皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

亀山市内でも、犠牲者は出ませんでした。がけ崩れや土砂崩れが、全協の市長報告であるということがされました。さらには、棕川の水位の上昇によって、四つの地域に避難勧告が出されました。さらにまた、7月の台風6号でも、鈴鹿川の急激な水位の上昇によって、1地域で避難勧告が出されております。

この二つの台風による検証について、私もお伺いをしようと思いましたが、午前中に福沢議員がいろいろと検証された課題のことを聞いていただきましたので、ここはちょっと省かせていただこうと思います。

東日本大震災の後ということもありまして、市民の皆様も、それから職員も非常に緊張した中で避難勧告であつたらうと推察されます。

私も、この7月の避難勧告のときに、議会事務局の方からメールをいただきまして、避難勧告が出されるんだということで、すぐ南鹿島の方に行って、知り合いですけど、日中に高齢者だけのお宅とか、高齢者だけの世帯のところに戻って行きました。避難勧告が出されたということで、移動が困難ということで、私もその方を積んで、東小学校の方に送って行きましたし、それからもう1軒は、足が不自由な高齢者の方だったので、新さんと2人で車に乗せてお連れをしました。

先ほどの答弁の中にもありましたけど、職員がずっと1軒ずつ回っていただいていたし、それからバスも南鹿島のときには用意してあって、市役所のバスがとまっておりましたし、本当に緊張感の中で多分皆さん手を打っていただいたんだなと思いました。

本当にありがたかったなと思ったんですが、その高齢者の方、足の不自由な方は、おしめをされていたんですね。私もおしめのかえを持たないでいいのと言ったら、いいと言って、そのまま連れ

てはいったんですけど、結局南鹿島のときには一昼夜だったんですよ。次の日の朝に解除されたので、そのままいらっちゃって、7時過ぎぐらいにうちに電話があって、家に連れて戻ってもらいたいということだったので、お連れしたんですけど、おしめが漏れていたんですよ。だから、そういった課題はあったんだなということを手ごく私自身感じました。

先ほどの危機管理局長の答弁の中でも、ニーズの把握ができていなかったということもありましたので、本当にそういった一つ一つのことというのはしっかり庁内で検討はされたと思うんですけど、いろんなご意見を聞きながら、危機管理局長のところへ行ったらアンケートもとらせていただいたということもおっしゃっていましたので、そういうことでしっかりとこの検証はしていただきたいと思います。

いざというときに、さまざまな対応を迫られるのが現場であります。

静岡県が開発をしました避難所運営を机上体験できるカードゲームで、避難所HUGというものを使って訓練をしている自治体があるそうですが、亀山市での避難所開設における訓練はされていたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所運営に関する研修につきましては、ことし7月に地域防災計画に定める代表避難所ごとに選定しました指定職員31名と、災害対策本部救援対策部として、直接避難所運営に当たる市民部5室の職員、計36名を対象に、先ほどご紹介いただきました避難所運営ゲーム、頭文字を取ってHUGと言いますが、これの研修を実施いたしました。静岡県が考案したこのゲームは、避難所をどう運営するか、避難所で起こるさまざまな事態にどう対応していくのかということシミュレーション形式で展開していくものであり、今後、代表避難所の代表者である自主防災会長などにも行っていただくよう計画しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

午前中の福沢議員の質問の中でも、そういった避難所運営に対する課題みたいなものいろいろとあらわれているみたいですので、こういうゲームですけど、さまざまなことを想定した対応を日ごろから訓練されていくということは大事だと思いますので、いろいろ広げていただきたいと思います。

また、特にもう1点は、今回、避難をされている市民の方の様子を、私も12号のときも井田川小学校や東小学校、東小学校はどなたも見えませんでした、行かせていただいたんですけど、市民の方の意識にかなり差があるなあということも感じました。

特に南鹿島の台風6号のときには、本当に手提げかばん一つで、普通に買い物に行くぐらいの感じで出てこられた方、それからこんな大きな袋を何個か持って集まられた方、すごくその差があることが自分の中で印象に残っております。

勧告というのは、この間の全協のときに市の方で命令することはできない、あくまでも市民の皆

さんの対応やということだったんですけど、本当にその意識を高めないと、勧告が出て、あのときは鈴鹿川が水位がかなり上がっていましたが、もしかしたら最悪それが決壊をしてしまったら、家のものは全部流されてしまうとか、水につかっちゃうというようなことを考えると、やっぱり勧告まで出るということは、自分自身が意識を高めていかないといけないんだなということをしごく思いました。

東日本大震災の後ですし、もっともっと私は市民の方たちのそういう意識は高いのじゃないかと思ったんですけど、それぐらい幅があったということですので、今後、こういった面の市民の方への意識啓発ですけど、どのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

非常持ち出し品などの準備につきましては、直接、地域に出向いて行っております防災出前講座や防災マップ、それとホームページの方でも紹介をさせていただいておりますが、この中で説明をしております、近い将来発生が危惧されています東海・東南海・南海地震や、ことし3月の東日本大震災などのように長期の避難所生活が予測される大地震を想定し、自分自身で3日分の食料、最低3日分の生活必需品等の備えを準備しておくよう啓発を行っているところでございます。

市民の皆様には、今回のような一時的な避難の対応についても理解していただけるよう、引き続き機会をとらえまして啓発をしてみたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

市がやるべきこと、また市民としてやるべきこと、いろいろ課題が見えてきた今回の台風だったんだなということを思いました。

2点目として、女性防災会議の開催についてお伺いします。

まず、亀山市の防災会議のメンバーはどのようなメンバーが集っておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災会議の組織の構成につきましては、亀山市防災会議条例の定めるところによりまして、指定地方行政機関、指定公共機関といった所定の機関の職員で構成をしております。

現在19名の委員で構成をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、200

8年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。

この防災会議のメンバー、今19名とおっしゃいましたが、女性は入っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災会議の委員の中の女性でございますけれども、現在の中では鈴鹿保健福祉事務所長、それと教育長、2名でございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今2名入っていただいているということですが、これは役職で決まっているということですので、役職が、その方が男性になれば女性は皆無ということもありますので、私が今回提案をしたいのは、女性だけで一回防災会議というのを開いてみたらどうかということであります。これは、女性の視点というのは本当に細かいところにありますので、今回のこともそうですけど、課題の洗い出しが何かできないのか。もう一つは、庁内における女性の人材育成の取り組みにもなるのではないかということと考えます。

そこで出てきた課題を今後防災計画に反映させていく、そういうふうな形で女性だけの防災会議というのをとることはできないのか、これに関してご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今回、避難所運営等の検証を図っていく中で、女性ならではの目線や配慮に関する意見などを積極的に受け入れていきたいとも考えておまして、市内には防災活動等を中心に行っている女性の団体などもありますことから、まずはこのような団体と情報交換を図り、進めていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できるような取り組み、6月議会でも私も触れましたが、大きな地域資源としての女性力の活用を今後の防災の視点だけでなく、まちづくりの視点にも取り入れていただきたいと思っております。まずは、防災会議が役職で女性がいないということにならないようお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 1時47分 休憩)

(午後 1時58分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

時間をたっぷりいただいてまいりました。頑張ってやりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

早速、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず大きな1番目、事業仕分けについてお伺いをいたします。

1点目です。

平成19年度に始められた事業仕分けは、平成22年度までの4年間で151事業を検討され、これまで削減、廃止、民間委託などの判定を受けた19事業を見直し、約6,300万円を減額したとのことですが、質問の1点目として、この事業仕分けの目的、意義は何かというふうなことをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けの目的、意義でございますが、まず目的としまして、公開の場において実施することにより、市民の皆様は事業の中身を知っていただくことや、職員の意識改革、さらに判定結果や仕分け委員会の意見を踏まえ、改めて事業の必要性や改善点などについて検証し、その結果を今後の予算編成に反映するよう努めていくことを目的としております。

それから意義でございますが、事業仕分けを行うことの意義といたしまして、行政に刺激を与え、市が行うべきサービスは何かを改めて真剣に考え、事業の効率化につなげることであると考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

私の感覚では、事業仕分けという手法は、政権が変わったとき、あるいは市長が交代されたとき、いわゆる前任者のやった事業に対して見直しをかけるというふうな形で受け取ってしまっております。ただいま目的、意義を聞かせていただきました。その点については、評価をいたします。

2点目として、平成22年度までの事業仕分けについて、どのような評価をされているのか。その総括をお伺いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今までの総括ということですが、事業仕分けは亀山市行政改革大綱に位置づけを行い、行政改革の一環として、平成19年度、20年度、22年度及び23年度において、4回既に実施しておるところでございます。平成19年度の事業仕分け導入からご指導いただいております滋賀大学 石井教授からは、回を重ねるごとに職員のプレゼンテーション能力の向上など、意識改革による成果があらわれているとの評価もいただいたところでございます。

過去3回の事業仕分けにおける主な事業の見直しといたしましては、仕分け委員からいただいた意見を踏まえ、運動施設等の公募による指定管理者制度への移行や、前納報奨金交付事業及び学校開放管理指導員謝金の廃止などが見直した項目でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

去る8月28日、亀山市総合保健福祉センターで、平成23年度事業仕分けが実施されました。担当部局が主要事業を除いた事業の中から20事業、1億7,000万円を対象に、市民委員、外部委員及び市の事業担当者の皆様が4班に分かれ協議された結果、不要が1事業、規模見直しで継続が16、現行どおりが3事業と判定されました。

そこで、平成23年度事業仕分けについて、3点ほどお伺いいたします。

1点目です。

まず最初に、だれが何人でどのぐらいの時間を使って行われたのかということで、事業仕分けはどんな形で行われたのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員申されましたとおり、8月28日午前10時半から午後5時までにおいて、20事業を対象に事業仕分けを実施したところでございます。

事業仕分けの体制におきましては、1班当たりコーディネーター1名、それから市民委員3名、外部委員2名の6名で1班を構成しておりまして、4班が1事業当たり60分を使って実施したというふうなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市民委員とか外部委員とかの事業仕分けの委員は、だれがどのような観点から選ばれたのかという点について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けにつきましては、4班体制で、1班5名ということで、計20名の体制で行っておりまして、まずそのうちの13名の市民委員につきましては、亀山市行政改革の審議機関である行政改革推進委員会委員を中心に、また経済界、労働界などから市が選任いたしました。

市民委員については1人ダブっておりますので、12名を1名、補充の方が1名おりました。

それから次に、8名の外部委員につきましては、滋賀大学 石井教授に依頼をしまして、公共経営に関心のある行政、市民、それから民間企業の有志が集まる任意の組織であります滋賀大学NPM研究会に所属する自治体職員及び民間企業職員の方を人選いただき、市が選任したところでございます。計21名でございます。すみません。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

不要とされた事業が1事業というふうなことですけれども、不要とされたのはどういう事業なのか。今後、それをどのように扱っていかれるのかという点についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回の事業仕分けにおいて、総合環境研究センター事業が不要と判定されております。この班としての統一意見といたしましては、環境を考える市民をつくることは重要であるが、総合環境研究センターの現状の事業内容では手段として適切ではないなどというものでございました。市といたしましては、判定結果はもとより、班としての統一意見を十分に踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えておりまして、現在検討中でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

事業仕分けについて、いろいろな問題点が指摘をされております。

例を挙げてみます。議論をする時間が少なく、議論が不十分ではないのかということ。もう一つ、対象事業の選択の基準があいまいで、市が選んだものばかりであると。もう1点、委員の選び方に問題があり、地域の事情に精通していない人が判定するという点に疑問があると。もう1点、事業担当者の説明の仕方により判定が左右される心配がある。これら以外にも、研究者、学者と言われる人から、もっと辛らつに批判されている部分もあります。亀山市で事業仕分けを始めて5年が経過したことになります。指摘されている点について、改善の余地があると思いますが、今後も事業仕分けを同じ手法で続けていかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けについて、今後どのようにするのかというようなこととございます。

平成22年度及び平成23年度の事業仕分けを私どもワンセットとして考えておりまして、一応の区切りを迎えております。過去4回の事業仕分けを省みますと、職員の事業に対する成果志向が定着しつつありますが、一方では事業仕分けの実施に基づく検証結果を事業の見直しに生かし切れていないという現状もございます。また、現在実施しております行政評価の検証や事務事業評価の導入システムの検討など、各評価システムとの関係性などについて十分整理する必要があるというふうなことを考えておりまして、事業仕分けにつきましては、平成24年度、来年度については一たん休止をして、それらのことについて整理をしたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

大きな2点目の質問に入ります。

避難所指定についてお伺いをいたします。

亀山市議会では、さきの6月議会で、公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書を政府に提出することを全員一致で議決をいたしました。

この意見書の概要は、政府におかれましては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において地域住民の安全で安心な避難生活を提供するため、耐震化等による安全性の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を確保することを強く要望いたしますというものです。

この6月議会が終わりました後、8月6日の新聞に「避難所指定校設備不足7割」という大きな新聞記事が出ました。サブタイトルには「防災倉庫、通信装置なし」とあります。文部科学省の国立教育政策研究所が実施した今年度の調査結果についての記事でありました。岩手、宮城、福島の東北3県を除く全国の公立学校での調査結果ということです。東北3県を除くということは、さきの東北大地震の影響で調査に回答できなかったものと推察しますが、改めて震災の被害の大きさを感しました。

内容を見ますと、東北3県を除く全国の公立校3万4,185校で、避難所に指定されていたのは3万513校です。公立校のほとんどが避難所に指定されております。

この避難所に指定されている公立校の体育館、一般に学校が避難所といいますが、大体は体育館ということになっているらしい。この体育館のうち、78%にトイレはあったと。高齢者や身体障がい者が使いやすい洋式の設置率は48%と、5割を切っています。防災倉庫の整備率は35%、非常用の通信装置は30%、自家発電装置は18%と低く、文部科学省の目指している学校の防災拠点化への課題が改めて浮き彫りになったとあります。学校の防災拠点化への課題が改めて浮き彫りになったわけですが、約9割の公立学校が避難所に指定されているにもかかわらず、防災機能が十分ではないとも指摘しております。

そこで、亀山市内の避難所指定についてお伺いをいたします。

1点目です。避難所は、市内に何ヵ所指定されているのか。そのうち学校は何ヵ所あるのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難先には一時避難場所、指定避難所、代表避難所の大きく三つに区分しております。

次に、それぞれの区分についてでございますけれども、一時避難場所とは、災害が発生した直後に家族や自治会単位などで一時的に集合する安全な広場などで、次に指定避難所につきましては、公共施設で一時的な避難生活が可能な施設で、コミュニティセンターなどがございます。また、代表避難所とは、各地区の防災拠点となる避難生活が可能な公共施設であり、小学校、中学校、市体育館を指定しております。

数でございますが、それぞれの避難先の指定数ですが、一時避難場所が187カ所、それと指定避難所が31カ所、それと代表避難所が15カ所となっております。この代表避難所の15カ所のうち、小・中学校、学校施設につきましては12カ所となっております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

代表避難所15カ所のうち12カ所が学校であるということをお聞かせいただきました。

では、この代表避難所にはどのような設備の設置が必要と考えるのか。現在あるなしに関係なく、最低このようなものが必要だというふうな形でお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

東日本大震災においても、避難所施設の充実が論点になっているところの中で、特に代表避難所におきましては、避難生活が可能な施設でありますことから、このことを前提とした設備を有する必要があると考えているところでございます。

施設といたしましては、災害時にすぐさま必要となる資機材を収納するための防災倉庫、災害対策本部等との連絡や避難者に情報提供するための通信装置、電力を確保するための発電装置や照明器具、高齢者等でも利用しやすいトイレ等の附帯設備も必要と考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

いろんな意味で、いわゆる障がい者も使えるようなトイレが必要ですよというふうなことでございますけれども、現状、学校を見ますと、そのようなことは非常に困難であろうと思われまして、ひどいところには体育館そのものにはトイレがないところもあろうかと思えます。そういうふうなことから考えてみますと、とんでもない金をかけて準備をしなければいけないというふうな結果になってまいります。

ですから、あまり多くを要求するわけではありませんが、次のところで、防災倉庫、非常用の通信装置、自家発電装置は、学校でどの程度配備されているのか。3点に絞ってお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所におけます設備でございますけれども、自家発電装置につきましては、学校等については発電装置につきましてはございません。対応させていただく方法としましては、市の方で備蓄にあります発電機を使わせていただいて、避難所の照明等に活用させていただこうと。燃料による発電機であったり、プロパンガスですね。ここら辺の発電機を使わせていただいて、避難所の方の装備という形でさせていただきたいというふうに考えております。

通信の方につきましては、現在、代表避難所15カ所の中ですけれども、防災倉庫を併設させていただき、また防災資機材の備蓄もできるスペースを確保してきておりまして、施設は5カ所、防災倉庫をさせていただいております。

ことしにつきましては、南小学校、野登小学校に設置を進めているところでございます。

通信につきましては、今現在、衛星携帯電話を各代表避難所の方に1台配備をさせていただいております。設置の方は100%、各代表避難所すべてに衛星携帯電話を設置させていただいております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

自家発電装置ゼロということですが、これは市の持つておるものを持つていって使われるというふうなことで、特にそう急ぐこともないかもわかりません。ただし、防災倉庫はやはり必要だと思いますし、頑張してほしいと思います。

非常用の通信装置が100%あると。これについては、衛星携帯電話であるというふうなことで、この点につきましては感服をいたしました。よそではほとんどないそうでございますので。

ところが、この衛星携帯電話というのは、初めての人がだれでも使えるというふうなことにはなっていないらしい。ある方角を向けなければよく通信ができない。それから、どうも窓際へ持っていかなければ、ちょっと感度がよくないとか、いろんなことが言われております。そこで、せっかく100%あるこの非常用の通信装置、まず最初に学校にあるのであれば学校の先生方が使えなければいかんだろうと思います。

充電式で、常に充電した状態のままであるというふうなことは伺っております。ですから、停電になっても使えるんだということ。ただし、残念なことに、これの使い方の講習を受けたのか、実際に使ってみたことがあるのかというふうなことを聞いたら、どうもそれがなされていないみたいだ。衛星携帯電話の使用方法の、特に学校の先生方への周知、あるいは講習会程度のものはやられたのかどうかをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

学校関係者に対します衛星携帯の取り扱いの周知でございますけれども、本年度当初にそれぞれ

の学校での避難所開設にかかわります指定職員が直接学校に出向きまして、この取り扱いについて説明をさせていただいております。同時に、本部と通信ができるかという訓練もさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

衛星携帯電話、非常に有効なものだろーと思います。宝の持ち腐れにならないように、実習なりをやっただけのようなご指導を十分お願いしておきたいと思います。

次に行きます。

さきに述べました文部科学省の国立教育政策研究所の調査結果の中で、学校用の災害対応マニュアルは多くの自治体で策定していたが、学校が避難所を運営するための内容を盛り込んでいたのは、市町村では33%にとどまっていると指摘をしております。

そこで、亀山市内学校の防災対応マニュアルの策定についてはどうなっているのかをお伺いいたします。あわせて、衛星携帯電話について、学校の先生方への使い方の周知、これは教育委員会としてはどのように考えておられるのかというふうなこともお伺いをいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘の、市内の小・中学校は災害時の代表避難所、または指定避難所となっております。災害や避難所等の状況によっては、施設管理者、いわゆる学校の適切な対応や協力が求められ、そのことが人命や避難所運営にも大きく影響することは明らかであります。

これまで、各学校では避難所対応については県教育委員会が発信している手引書の内容を指針としておりました。しかし、今回の東日本大震災を受け、教育委員会といたしましても、避難所対応マニュアルが必要であるとの観点から、モデルマニュアルを作成し、8月上旬に各小・中学校に避難所対応マニュアルの作成を指示したところでございます。

現在では、地震や風水害発生時の対応マニュアルとともに、すべての小・中学校において作成が終わったところでございます。その内容といたしましては、本市災害対策本部が作成いたしております避難所運営マニュアルとの整合を図りつつ、災害時の学校の役割や施設管理者（学校長等）の役割及び教職員の支援体制等を取りまとめたものでございます。今後におきましては、関係者への周知や計画的な訓練を積み重ね、必要に応じて見直しを推し進め、安全・安心の学校づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、衛星携帯電話の関係でございますが、ことしの異動で、学校というのは管理職が随分かわられました。特に教頭先生が多くかわられましたので、教育委員会から危機管理局の局長に、うちの管理職もかわったので、その衛星携帯電話の説明や指定職員との顔見せをしておいてほしいという旨を、私の方から4月に申し入れをいたしました。その中で、ややもすると充電がしてないことが起こったら大変だとか、また指定職員が顔も知らぬのに学校へ来たら、不審者と勘違いするんじゃないかというような思いもございましたので、何とか指定職員との顔見せを何とか、そういう

コミュニケーションが大事なんだろうという思いで、4月に申し入れをして、危機管理局もそれに従って、そういう場を設けていただきました。そのことを、5月の校長会で、またそのことを各学校でも一度衛星携帯電話があることや、本当に学校としても災害が起こったときにどうすればいいのかというのを再度考えてほしいと。それは、子供たちが帰るときに、帰る途中で起こったらどうするんやとか、実際の例を挙げて考えてほしい旨を教育長からも指示が出されました。それというのも、今回の東日本大震災で釜石の奇跡ということがありましたけれども、現実に対応して、その場で確認をして対応する能力が求められておりましたので、それに対応するよう指示を出したところでございます。

今後とも、学校と一緒に、教育委員会といたしましても安全・安心の学校づくりに向けて、マニュアルだけでなく、それを訓練することで、それがもっと増していくんじゃないかという思いもございますので、そういうふうにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

大きな3点目の質問に入ります。

県と市町の地域づくり連携協働協議会（地域会議）のトップ会談についてお伺いをいたします。

8月22日、県の鈴鹿庁舎で鈴鹿・亀山地域分のトップ会談が開かれました。その中で、櫻井市長は、新名神高速道路や東海環状自動車道の整備に触れ、北勢地方のポテンシャルはさらに高くなることが予想されるとして、知事に県土づくりの方向性を質問したとあります。さらに、県が本年度中に策定する新総合計画に関しては、産業間や企業間の連携は一部しかないと。つながりは大変重要な政策テーマと述べられ、広域で連携を図る仕組みづくりを要望したと、こういうふうなことになっております。

そこでお伺いをいたします。

トップ会談に臨むに当たり、亀山市としてはどのような準備をされたのか、この点を最初にお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員申されましたとおり、県と市町の地域づくり連携・協働協議会におけるトップ会議につきましては、鈴鹿・亀山地域において、8月22日に開催されたところでございます。

トップ会議の開催に当たりまして、6月には開催日が決定しておりまして、決定した以降で亀山市と鈴鹿市からの地域で選定する議題を考えまして、その提出が6月下旬に、それからこの決定については、これは県民センター、あるいは県の本庁で最終的に調整を行いますが、これが7月の中旬に行われたところでございます。

ということで、この地域で選定する議題、危機管理と県土形成の方向性、私どもはリニア関連とか、あるいは新名神の方向性も含めた県土形成の方向性について意見交換をしたいというようなことで、市長の意向でこういった方向性で知事と意見交換をするというようなことで、県本庁の方に

はこういった議題をお願いしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

トップ会談では、何を要望されたのかという点について、もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まずトップ会議については、県と市町が意見交換を行う場所ということで設定をされておりまして、その中で、今回のトップ会議では、県から提案する議題として新しい県政ビジョンの策定に向けてというようなこと。それから、先ほど申しました地域で選定する議題として、県土形成の方向性についてと危機管理についての意見交換をしたところでございます。

地域で選定する議題として、県土形成の方向性では、新名神高速道路、亀山西ジャンクションのフルジャンクションの実現や、高速道路網を生かした産業振興や新たな土地利用の可能性、さらには大規模な自然エネルギーの導入も視野に入れたエネルギーの確保など、今後の県土形成の方向性について意見交換を行ったところでございます。

また、危機管理につきましては、内陸部における地震被害想定の見直しや、地震対策への県と市町が連携した対応、土砂災害や地震災害などを総合的にとらえた防災対策の一体化などの必要性について、意見交換を行ったところでございます。

そのほかにも、木材流通の仕組みの構築などについても、県の方に提案を行ったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

会談後に、知事は記者の取材に応じて、こう答えられたとあります。きょうは大きな話題が多かったと。また、一対一で具体的な話をしたいと述べられたそうです。

一方、同じ日に行われたいなべ市や東員町との会談について聞かれますと、まずいなべの土石流の現場はめちゃくちゃリアリティーがあった。管理道路を含め、継続的に支援をしないと。東員町につきましては、東員町は提案型で、有意義で、ヒントもたくさん得たなどと話したとあります。これ新聞に大きなタイトルでは、亀山・鈴鹿分というふうなことで出ておりましたが、そのわきに今のいなべ、東員町でやった感想も同じ記事として並べて書いてあるような感じでした。

この記事を読んで、知事と市長のトップ会談に対する認識の相違があったのかなという感じを受けたのは私だけではないような気がするんです。この記事だけを見ますと、知事はもうちょっと地域独自の要望的なものを聞いたかったというふうな認識だったのかなあと。それに対して、亀山さんの話は大き過ぎましたよというふうな感じを受けられたのかなというふうな思いをしましたので、このような点は別にしまして、今回のトップ会談に対しての市長の評価をお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

坊野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のトップ会議におけます新聞の報道につきましては、事実を今回は書いていただいたというふうに思っておりますが、ただそのすべてを多くの会議全体の中のまさに一部、これに対するコメントの一部ということでございますので、これに対しては私自身がどうこうということは差し控えさせていただきますと思います。

このトップ会議でございますけれども、市長の感想、評価はということでございました。これは毎年度継続して実施をされておまして、私自身も野呂知事の折から3回目ということでございました。いずれも広域的な観点で県と市町が意見交換を行える場として、大変有意義なものであるというふうに考えております。

そして、本年度につきましては、鈴木知事の就任後初めての開催となったことから、今後の県政の方向性や考えについて共通認識をさせていただけたというふうに考えておりますし、知事は当然鈴鹿市、亀山市のさまざまな課題や全体の問題につきましてよくご存じをいただいておりますので、それを前提に、少し今後の県の計画等に反映をしていただきたいという思いで、そういう考え方を共有させていただけたというふうに考えております。

過去2回とは雰囲気、正直なところ違いまして、知事ももちろんそうでございますし、鈴鹿の市長さんも交代をされましたので、大変フレッシュな雰囲気の中でこの会議をさせていただいたと思っております。

私自身は、このトップ会議の意義につきましては、県に対して個別・具体の要望を行う場ではなくて、地域におけます課題につきまして、包括的な意見交換を行い、県と市町のパートナーシップの構築や相互理解を促進する場であるというふうに考えております。

そういう観点から、今回は地域で選定する議題として、県土形成の方向性や取り組みについて提案をして、意見交換を行わせていただいたものでございます。今後も、さまざまな場面、機会を活用し、広域的な観点からの県に対する政策提言、政策要望はしっかりと行ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本市特有の課題等につきましては、1月に開催を予定されております、今度は知事と各市町の首長との1対1の対談におきまして意見交換を行わせていただきたいと、このように考えておるものでございます。よかったというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

どうもありがとうございました。

次の質問へ入ります。

市道野村布気線についてお伺いをいたします。

時間があと12分ですが、足りるのか足りないのかわかりません。少しはしよりながらやってみたいと思います。

通告の1点目です。市道野村布気線について、平成25年度の供用開始は可能かということについて一問一答的な形で少し質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、県道亀山関線と同時に開通するために、平成25年度供用開始はできるのか。市道野村布気線、25年度供用開始についてお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市道野村布気線につきましては、測量設計が完了し、用地買収を進めてまいりました。既に個人の地権者につきましてはご理解をいただくことができましたが、残る企業との用地交渉がはかどらないため、供用目標である平成25年度を1年先送りさせていただき、平成26年度の供用開始を目指して、さらに用地交渉を初めとする事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

供用開始、もう1年延びると、平成26年度というふうなことです。企業3社との話し合いがつかないというふうなことですけれども、この企業3社ということになりますと、どことどこどこなのかを聞かせていただけますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほど申し上げましたように、既に個人の地権者についてはご理解をいただくことができましたが、残る道路計画区域内の企業3社との交渉を現在進めているところでございまして、当道路事業についての必要性はご理解をいただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

企業3社との話がついていない、多分こういうことだろうと思います。市道野村布気線の計画道路内には企業3社があるだけです。ほかに一切建物その他ありません。すべて農地ばかりであります。地元地権者は、全員協力をいただいております、用地買収交渉はすべて終わっているはずですよ。ということになりますと、交渉が難航しているのは、この企業3社のうちのいずれかということになります。あるいは全部なのか。名前を出すことができないのであれば、3社しかないわけですから、大体わかりますので、できましたらこの企業3社で間違いないか。その3社の名前はここで言ってもらえるのかどうか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

企業3社ということでございますが、道路計画区域内の3社ということでございますが、具体的な企業名については、この場では差し控えさせていただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

名前は控えさせていただくというふうなことですけれど、企業3社といいますと、この計画道路の東の端に企業が2社あります。西の端に企業が1社あります。この東の端の2社のうちの1社は地元のばりばりの企業が筆頭株主みたいです。社長も出されておられる企業です。残りの企業2社は、都市計画道路としての線引き後に開業をされております。道路事業が始まる時には協力するという一筆を入れておられるはずで、企業が3社とも早期解決が見込めないとはとても思えません。どうなっているんですか。

用地交渉の担当者の努力が足りなかったのか、ほかの仕事が忙し過ぎたのか、あるいは企業の要求が大き過ぎるのか、このぐらいしか考えられないと思います。そういうことを考えてみますと、用地交渉にもう乗ってこないということはちょっと考えられない。何がネックになっているんだということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

先ほども申し上げましたように、所有者であります企業側も、野村布気線の道路整備につきましては、その必要性を理解していただいているところでございます。

そこで、道路整備に必要な用地、それに伴う物件の移転補償などの交渉をさせていただいているところでございますが、企業が所有している当道路整備に必要な用地につきましては、遊休地ではなく、現在、企業の操業に必要な用地でありますことから、土地が減ることへのかわりの代替地や、土地を売ることによる営業的な補償などの企業の経営にかかわることから、細部にわたっての条件整備に時間を要しているというのが現状でございます。

昨今の経済状況の厳しい折から、所有者である企業側も厳しい状況ではありますが、ご理解をいただけるようお願いをしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

主要事業が1年おくれる。平成26年度に供用開始を目指したいと。ところが、この野村布気線の事業につきましては、予算は合併特例債で充てられている。合併特例債は、合併後10年以内に工事が完了するものに限って使えるというふうなことだろうと思います。1年延びて、平成26年度に使えるようにしましょうということですが、何かもう一つアクシデントがあると、26年

度を過ぎてしまう。過去の経緯から見まして、必ずそういうことは起こり得るだろうと思います。合併特例債を使って2年で用地交渉をして、2年で工事を完成して、そして供用開始を目指す。県道部分と市道部分は一本の道路です。同時に供用を開始しますと。これは、もう議会の方へ提案をされて、議会でも議決をした。少なくとも5年ぐらい前の話ですよ。5年かかって、もうあした、あさっては合併特例債は使えないんですよ。こういうふうなときに、何ともならんので、もう1年待ってくれ。これでは話にならん。

それで、主要事業であるこの事業が平成26年度までにまだできなかった、完成できなかった、こういう事態が起こったらどうなるんでしょう。市政は成り立たない。国会なら解散をすればよろしい。ここではそういうわけにいきません。我々議員が主要事業ができなかったから、責任をとって解散をいたしますというわけにはいきません。となりますと、市政がひっくり返ることになりますよ。だれが責任をとるのやといったら、市長を初め幹部の皆さんには腹を切ってもらわなあかん。こんな事態になりかねません。考えて頑張ってください。

それと、時間が迫ってまいりましたが、次へ行きたいんですが、合併をしました。合併して、亀山と関が一緒になった。ところが、アクセスはまるきりできていない。今、私が申し上げている県道亀山関線につきましても、本来は亀山と関をつなぐ立派な道にならなあかんはずや。もうでき上がってなければいけない。ところが、フラワーはできていない。もしこの市道野村布気線、それに続く県道亀山関線ができましても、工業団地から向こう、テクノヒルズから向こう、いわゆる関とつなぐ部分は全然でき上がっていないこととなります。関と亀山が一緒になるためにも、やっぱりこれは亀山と関をつなぐということで頑張ってもらわなければいけない。

関、亀山とのいわゆる平成の合併というのは、国や県が主導して行ってきたものです。この国や県が主導して合併をなささいという形をとられたときに、現櫻井市長は当時県会議員でありました。副市長は県の職員でありました。そして、今、道をつくろうというふうな話になってきますと、担当の岡崎建設部長は県の職員でした。こんなことを考えてみますと、合併して、関と亀山が一緒になったんやと。そのためには、本当に関と亀山を一緒にするんだというふうな気持ちがなければいけないでしょうし、そういう思いからいけば、現在の市長、現在の副市長、現在の建設部長さん、これは非常にいいコンビでおられるなあというふうな思いがあります。ところが、全然進んでいっておらん。どう考えておられるのか。関と亀山とのアクセスをよくするために、インフラの整備について、市長さんでも副市長さんでも岡崎部長さんでも結構ですが、何か一つコメントをいただきたい。

そして、この件につきましては、さらに産業建設委員会、いろんところで議論を進めていく必要があるかと思しますので、何かコメントをよろしく願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

時間が来ていますので、最後に答弁とします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今ご指摘いただきました市道野村布気線、並びに県道亀山関線の道路整備につきましては、ご指摘のように、工業団地やスマートインターチェンジを経由します亀山市にとっての必要不可欠な東西軸の道路であると。できるだけ早く早期の供用開始に向けて事業展開をいたしてまいっ

たところでございます。

既に当道路事業にご理解をいただきました、大切な土地を譲っていただいた所有者の方々には、心からお礼を申し上げたいと思います。また、現在交渉させていただいております所有者につきましても、一日でも早いご理解、ご協力をいただいて、合意形成に至るよう切にお願いを申し上げておるところでございます。

このたび、亀山市の主要な幹線道路の整備として、懸案でありました和賀白川線、並びに椿世道線の供用についてめどがつけることができましたので、残る野村布気線の整備の推進に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。必要でありましたら、私自身もお願いに上がらせていただきたいと、このように考えておりますので、引き続きまして議員の皆さん、それから地権者の皆さん、一層のご理解とご支援、ご協力をお願いいたしたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時03分 休憩）

（午後 3時13分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

13番 中村でございます。

きょうはもうこれで最後ということでございまして、1人分が少し時間が早くなっておりますので、できるだけ早目にテンションを上げてやりたいと思いますので、ご答弁は的確によろしくお願いいたしたいと。

それじゃあ、第1番目でございます。

障がい者小規模作業所支援事業についてということで、この事業は、障がいに起因して就業、または一般企業に雇用されることが困難な在宅の心身障がい者の方々に対して、個々の特性に応じた作業活動、創作活動、生活交流の場を提供し、地域に根差した障がい者の方々の社会的自立と福祉の向上を図るものであると、そういった事業でございます。

それで、現在の市内の作業所、3カ所ほどあると聞いておりますが、運営の状況につきまして、何カ所か、それと入所の人数と、わかれば職員数をお尋ねしたいと思います。それと、作業所ができてからの経過年数。この4点についてお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市内の障がい者施設の現状でございますが、市内には3カ所ございます。そのうち、社会福祉協

議会が運営する2ヵ所の作業所でございますが、つくしの家は、昭和57年4月の開所で27年が経過しており、通所者は21人、職員数は7人でございます。また、平成10年4月開所のなかまの部屋は13年が経過し、通所者10人、職員数3人でございます。またほかに、民設の夢想工房さんにつきましては、平成16年4月の開所から7年間たっており、昨年8月NPO法人を立ち上げられ、自立支援法に基づく事業所に移行されましたが、通所者18名、職員数は7人でございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。それで、この3ヵ所の施設でございますけど、現時点で何か問題点というのはあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現時点で、2施設についての問題点等は特に聞いていないところでございます。

なお、先ほどの私の答弁で、つくしの家の経過年数でございますが、57年4月の開所で29年経過しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。かなり年数がたっておるということでございます。

制度の変遷に触れてみますと、平成15年度までは措置制度で運営がなされておったところでございますが、その後措置から契約制度になって、平成18年度までに支援費制度と変わって、その後障害者自立支援法が成立いたしまして、また今後、平成25年には新しく政権がかわったところで新法ができるらしいと、そのように聞いておるところでございます。障がい者の方々にとりましては、1割負担も今度できまして、年々厳しくなっているのが現状だと考えております。

次に、三重県障がい者小規模作業所運営補助金についてお尋ねしたいと思います。

こういった補助金が、次年度、平成24年でございますが、来年から廃止されると、そのように聞いておりますけど、そうであるのか、その後どうなるのか、それについてお尋ねしたいと思います。また、これまでの補助金の流れについてお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず補助金の流れでございますが、三重県障がい者小規模作業所事業費補助金につきましては、平成4年から施行の三重県心身障害者小規模作業所事業費補助金と平成8年から施行の三重県精神障害者共同（小規模）作業所運営費補助金が、平成18年4月、自立支援法施行にあわせて統合さ

れたものです。そして、本年度をもって廃止される予定でございます。現在の補助基準額は通所利用人員及び職員配置基準によるランク別になっておりまして、つくしの家につきましてはCランク、補助金額は728万7,000円、なかまの部屋につきましてはBランクで576万円、夢想工房さんにつきましては、同じくBランクでございます。ただし、夢想工房さんについては既に昨年の8月に移行をされております。この額は年額でございます。小規模作業所につきましては、障害者自立支援法に基づく指定事業所に移行するよう準備も進められているとお聞きをいたしております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

3番目の項にもちょっと関連するんですけど、この県補助金が、廃止されるということで理解したんですが、補助金がなくなった場合、今後どういった方向性になるか、補助のあり方といいますか、それについてお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

平成18年に施行されました障害者自立支援法では障がい者（児）の方が利用されている入所施設や通所事業所など、県に認可されている事業所を初め、無認可の小規模作業所においても平成24年3月までに法に基づく事業所への移行が求められております。そして、移行後は、事業に伴う報酬で運営をしていただくということになってまいります。このため、国におきましても、移行に向けてさまざまな措置も講じられてきました。社会福祉協議会におかれましても同様、自立支援法に基づき移行に向けて準備がなされてきたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

3番に行きます。

自立支援法に基づく事業所の移行ということでございますが、市内の作業所が平成22年8月1日より障害者自立支援法第29条第1項により、指定障害福祉サービス事業者指定され、就労支援B型事業所に移行したと、今、先ほどご答弁の中でお触れにもなったわけでございますが、障がい者の方々、作業所に通所している方々にとりまして、だんだん厳しい状況になってくると、そのように考えるところでございます。こういった制度移行につきまして、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障害者保健福祉施策は、平成15年度から導入されました支援費制度により充実が図られましたものの、障がい種別ごとのサービス体系がわかりにくいことや、サービスの提供体制が不十分な自治体も多く、サービスが行き届いていないという課題がありました。こういった制度上の課題を解

決するとともに、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成18年に障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法におけるサービスでは、就労継続支援や生活介護等の新サービスが創設され、これまで無認可の作業所であった夢想工房さんにおかれましては、就労継続支援B型の認可事業所になられたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今少しちょっと具体的にというか、わかりにくい面もあったんですが、こういった事業の流れというのは制度の移行ですけど、先ほど言ったように通所者の方々にとりまして、かなりデメリットもふえてくると思います。そういった中で、こういった制度が移行することによるメリットとデメリットについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

これらの制度によりまして、これまでに主に県補助金で運営しておりました小規模作業所は、移行により、これまでを上回る収入を得ることができるようになり、職員体制の充実も図られるようになりました。このため、全国的にも移行が進んだところでございます。小規模作業所の移行状況でございますが、全国ベースでは昨年4月には74.7%が移行され、本年4月時点でございますが、三重県の状況は79.3%で、87カ所中69カ所が既に移行され、昨年NPO法人へ移行されました夢想工房さんもその一つでございます。同工房につきましては、収入がふえたことにより、職員体制の充実が図られ、このため通所者も増加し、充実した就労支援が受けられ、メリットとなっているものと考えております。また、就労支援B型事業所に移行したことによりまして、通所者の工賃収入を上げるため、営業努力により、多種多様な内容に取り組みまれておられ、福祉的就労から一般就労へつながる足がかりにもなっております。

なお、障害者自立支援法につきましては、利用者である障がいのある方に負担が大き過ぎる、こういったデメリットがあるとして廃止されることが決定されており、政府は、利用者の応能負担を基本とする（仮称）障害者総合福祉法の平成25年8月までの施行を目指し、現在、障がい者制度改革推進会議で協議が重ねられております。新制度ができるまでの間は、利用者負担の上限額について軽減措置が講じられ、特に市民税非課税世帯につきましては、利用者負担が無料となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもメリットの方ばかりたくさんあるようなお話でしたですね、デメリットがどうも少ないようで。制度に移行したら大変だと思うんですが。

次に行きます。

小規模作業所の統合についてでございますが、現在、市内には三つ作業所があるということで、つくしの家となかまの部屋というのが社協が管轄して現在やってみえるところでございます。先般、その2ヵ所の施設に対しまして、保護者の方々に説明会というか、そういうことがあったそうでございます。それで、制度移行の件というのは、かなり、5年も前からわかっていたことでありながら、急に、このつくしの家となかまの部屋の統合についてお話があったと聞いております。具体的に言いますと、つくしの家の方へ、なかまの部屋を廃止して、一緒につくしの家一つにすると、そういったお話だそうでございますが、当然、統合については急な話で反対の方が多いと、ほとんどの方が反対ということで聞いております。具体的には、要するになかまの部屋がなくなるということでございますが、これまで、なかまの部屋も現在までになってきた、先ほど経過年数も聞かせていただいたところでございますけど、やはりここまで立ち上がるには皆さんの努力もたくさんありましたし、地域の見守りのもとに、旧関町のなかまの部屋が設立されたわけでございます。それで今にわたっている、そういった中で、通所されている方も近くにあればこそ通所できると、そういった状況の中にあるわけでございます。またこれ、一たん施設をなくしてしまいますと、今後立ち上げるということは不可能に近いと、そのように考えるところでもございます。もう少し早い段階から、当事者とも十分納得できるお話をすべきではなかったかと、そのようにも考えております。

担当部局である社会福祉協議会も、一つの事業所としては、先ほど答弁がありましたように、一般事業者として今後補助金なしにやっていかなきゃならないということで、いろんなそういった事情もわからないわけではありませんが、一つの会社として経営していかなければならないと、そういった難しい面もあるわけですけど、こういったことに関しまして、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山市社会福祉協議会におかれましても、障害者自立支援法が制定されて以来、勉強会や、さきに移行済みの他市町の実態調査なども行われ、法に基づく認可事業所への移行に向けて準備を進められてきたところでございます。事業所移行に向けての保護者会への説明の中では、移行方法の一つとして、つくしの家となかまの部屋を統合される案を示されたと同っております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

そういった統合される案を提案したと同っておりますということでございますが、その後、今の考えですね、今後どのように考えられるのかお尋ねしたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在、社会福祉協議会におかれまして、保護者との話し合いやアンケート調査を実施しながら、

統合せずにそれぞれを残す方向とするとともに、サービスの手法について再度検討されているとお聞きをいたしております。市といたしましても、保護者と十分話し合っ合意を得るように伝えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今のご答弁では、これから今後時間をかけて保護者の方と面談をして、両方の施設が立ち行くような形で進めていくと、僕は理解させていただきました。

それで、こういった小規模作業所の存在価値ということについてでございますが、自立支援法施行後、これまでの規模の大きな施設の補完的な役割と見られがちな、こういった小規模作業所が、地域福祉サービスの多様な生活支援の大切な拠点として位置づけられるようになったわけでございます。通所されている人たちの生活や人生に対して責任ある支援の可能性が問われていることでありまして、その重要性は認識されていると考えているところでございます。個々の利用者の真のニーズを理解し、その実現に不可欠な利用者のエンパワーメント、今こういった言葉がよく使われているわけでございますが、エンパワーメントを高めると。そのために必要な、細やかで、小規模だからこそ可能な個別的支援こそが、今後の事業所の存在価値でもあると、そのように考えるところでございます。このことについてどうお考えか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

これら小規模作業所の存在価値ということでございますが、市といたしましては、今後も障がい者の増加が見込まれる中で、障害者福祉計画で基本目標としております、障がいのある人も住みなれた地域で必要なサービスを受けながら自立して安心して暮らせるよう、暮らしの場としてのグループホーム、ケアホーム、また、日中活動の場としての通所事業所の充実を図っていく必要があるものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

何度も言うんですけど、この事業は社協の事業とかいうように丸投げすることじゃなくて、当然市の方にも大きな責任があるのは当然でありますんで、今後は、両施設が両立できるように最善策を考えていただきまして進んでいっていただきたいと、そのように要望するところでございます。

次へ行きます。

次は、放課後児童健全育成、学童保育のことでございますが、学童保育につきましては、再三質問もさせていただいているところでございますが、しつこく何遍もしないとなかなか実現が見えてこない、そういうことございまして、何度も同じようなことを質問させていただくと。1年前ぐらいにもさせていただきました。

この学童保育が法制化されまして、かれこれ11年が経過したわけでございますが、法制度はま

だまだ不十分なままで、公的責任もあいまいでありまして、実態は問題が多いのが現状であります。こういった現状を踏まえて、学童保育というものの原点に立ち返って考え直すことも必要だと考えます。原点といっても抽象的でありまして、それは子供の健やかに育つ権利、それが自然の権利としてありまして、憲法を初めとするさまざまな法律や条例はそのことを全うすることを子供たちに約束しなければならないと、そういうことでございます。その精神が確固たる位置に立っていると、そういうことでございます。とりわけ自治体はその先頭に立たなければ、子供たちの健やかな育ちというのはなかなか難しいものだと考えております。

そういった中、市の方も努力されまして、現在11小学校区のうち9小学校区に10カ所、市長のマニフェストにもありましたけど、学童保育を完成されておるところでございます。なかなかしかなしながら、当市の方針も、あくまでも民設民営を基本としております。以前から変わりありません。また、10カ所のうち公設が4カ所、民家を借りているものやプレハブ、また民設等、さまざま全部形態が違うわけでございます。もう皆さんご存じのとおりでございますね。学童保育のこのおくれというのは三重県全体もそうでありまして、全国で47都道府県のうち三重県は42番目と、それぐらい県もおくれておるということございました。これもご存じだと思います。当市におきましても、公設公営はなかなか無理かもしれませんが、せめてこういった、例えばその間借りの学童保育とか、プレハブのお粗末など言うたら失礼ですけど、プレハブの学童保育施設とかそういったところを、せめて公設に今後できないのか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

学童保育所につきまして、借家やプレハブのところなどを公設で建てかえできないかというご趣旨だと思います。

学童保育所は行政だけでなく地域の力を必要とする施設であり、地域の方々が設置場所や運営方法等についてご協議いただいた上で、地域の特性に応じた方式で設立され、その中で、子供たちが地域の方々に見守られながら安心して過ごすことができることが望ましいと考えております。今後も、民設民営を基本として設置をしてみたいと存じております。また、民設の学童保育所の施設改修につきましても、同様の考え方によりまして、公設で建てかえるということは現在考えていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

全然考えていないと、以前と同じ答えでございます。

先般、教育民生委員会で愛知県小牧市を視察してまいりました。小牧市の人口が15万人、16小学校区に21カ所学童保育所があったわけでございます。そのすべてが公設公営でありました。これは前市長の公約を実現したと、そういうことと聞いております。保育料が月額5,000円と、一律、全部。亀山市は大体1万円か1万2,000円と、それぐらいと聞いておるんですが、当市の半分でございますね。保護者も大変喜んでみえると、そういうことを聞いてきました。確かに亀

山市とは財政規模も違うし、そういった差があるわけでございますので、一概に同じ条件というわけにはいきませんが、全国でも公設公営が50%近くとなっております中で、やはりこういった状況にかんがみまして、公設公営とまでは言えませんが、先ほどの差があるような施設に対して、公設で今後見ていこうじゃないかというお考えは少しぐらいでもないのか、ちょっと市長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、小牧を視察もされまして、学童保育所を公設公営で設置しておりますが、亀山市も同様の考え方持ってへんのかというご趣旨であろうかと思えます。

学童保育所の設置形態はそれぞれの市区町村によってさまざまでございますし、その地域の特性や歴史に応じて異なるものというふうに認識をいたしております。今、小牧の例を出されましたが、私どもが先ほど答弁をさせていただきましたけれども、学童保育所を運営していくということについて、地域の力、保護者であったり、お世話いただく地域の皆さんの力の結集であると、これが亀山市の場合は、今こういう時代にあって、しっかりとその力でもって運営がされ、支えられておるということは、都市化した小牧市と全く違う環境の中で、すばらしい運営がなされておるというふうに私どもは考えておるものでございます。したがって、議員ご案内のように、昨年度加太の学童保育を設置させていただいたところでございますけれども、加太の学童保育所は、従来とは違った形での公的関与をさせていただきました。これ、議員ご案内のとおりであろうと思えます。敷地につきましては、市の所有地を提供させていただいておるということでございます。あわせて、本年立ち上がりました神辺小学校区の学童保育所につきましても、同様の対応をさせていただいておるものでございます。いずれにいたしましても、亀山市におけます放課後子供対策の拠点づくりの一つとして、学童保育所につきましても、それぞれの地域が主体となって地域の特性に応じて自主運営をしていただくこと、これが防災もそうですし、さっきの地域福祉の話もそうですけれども、地域力の向上にもつながるものと認識をいたしておりますので、民設民営を基本としながら、公的関与を強める方向で今後の対応をさせていただきたい。しっかりとそれは支援をさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

地域の力でやると以前から同じような答弁を聞いておるんですけど、なかなか限界があるわけですね。それともう一つ言えることは、やはり同じような保育料を納めて、その住んでいる地区によって全然格差が、後で触れますけど、片や公設でつくった立派な暖房もあるわ、何でもあるわ、そういうところでやっておるところと、極端なわけですね。だから、地域の力と言ってもやっぱり限界が僕はあると思えますんで、最低限のところまでは市の方でやってあげなければならないと、もう前からそのように思っておりますんで、できたら実現するまで質問しようかなと、そのように思っております。

ちょっと時間も迫ってきますんで、もう一つ大事なところへ行きますけど、この保育施設に対する考え方でございますが、さっき言いましたように、市内の9施設がそれぞれ異なっておる状況でございます。賃貸契約の学童保育もあるわけでございます。また、プレハブもある。この賃貸契約の学童保育でございますけど、木造でかなり老朽化しておる、もう40年ぐらいたっておるそうでございますが、先般、いろいろな同僚議員が、今回防災の関係についていろいろご質問されておるわけでございます。もういつ東南海地震が来るんか、本当にあすにでも来てもおかしくないといった状況の中でございまして、防災に関しては、もうあらゆる報道関係でも今盛んに言うておる、そういった現状の中でございまして、その間借りの賃貸契約されておる学童保育にとっては耐震の問題があるわけでございます。耐震の強度もほとんどないような状態だと思います。そういった中で、耐震工事をするに当たっても、その保護者たちが負担しなきゃできないということでございます。これ、命がかかっておりますので、そういった施設に対しては、せめてそういった耐震工事の補助とか、市の方で早急にやっていただきたいとそうように考えますが、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

学童保育所の中でも、賃貸で家を借りている場所についての耐震工事についてでございますが、学童保育所に対する補助金は、国や県の補助基準に準じた亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づいて支出しております。

民設の学童保育所は、保護者からの負担金と市からの補助金の収入により、それぞれが工夫を凝らされて運営していただくことが基本と考えております。そのことから、その財源の中で対処いただきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

その園の中で考えると、耐震工事に何十万も何百万も要るわけですから、そんなもの不可能な話ですよ。だからそういうことを、本当に命がかかっておるんですから、もっと真剣に考えてほしいと。できるわけがないですよ、100万も200万もかかれば。前向きに検討していただきたいと思います。

時間も迫ってきましたんで、この学童保育の事業も、もう先般も言いましたんですけど、国の責任もあるわけでございますね。公的責任もあいまいで、国の制度でございますけど、市町村は学童保育の利用促進への努力義務しかうたっていない。それとまた、児童福祉施設ではなく、児童福祉事業といった仕組みにもなっております。予算措置があいまいで補助金が少ない上に、学童保育所の補助金は法的に決められた予算措置ではないんで、奨励的な補助金といった位置づけになっております、国の場合ね。そんな状況である不十分な補助制度であるからということこそ、今後、市単独での補助が必要じゃないかと。市の補助の重要性というのはそういうところから余計に出てくるんじゃないかと、そのように考えます。

もう次に行きます。

学童保育はまた後の機会にいたしまして、最後の国道25号、県管理の整備の件でございますが、この国道25号線というのは県管理で、市道ではありませんので、市としては県の方へ強く要望していただきたいと、そういう形で今回質問させていただいたわけでございますけど、この国道25号でございますけど、旧関町では東海道、伊勢別街道、大和街道の分岐点に当たりまして、現在でも近畿自動車道やら、伊勢道、国道1号、名阪国道、国道25号など広域交通網の結節点として交通の要所に位置しているところでございます。国道25号も根幹的な路線として利便性も高く、その利用度も高いということでございます。

平成17年にお伺いしたときには、亀山市の当路線の総延長約10キロ、改良済み延長が2,409メートル、改良率が22.9%と大変低いものでございました。その後6年間たっておるわけでございますが、現在の改良済み延長と改良率をお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市内の鈴鹿建設事務所が管理する国道25号は、関町新所から加太北在家までで約10.5キロの延長があります。そのうち改良済みの区間の累計延長は約2.5キロメートルであり、改良率は24%でございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

24%ということで、6年間たってもほとんど改良率が進んでいないと理解させていただきました。なかなか何十年たっても25号線は改良されない現状でございます。整備が遅延の理由ということでございますが、この国道25号線というのは民家が密集しているところと全然民家のないところとあるわけございまして、毎年少しずつではございますけど、側溝の整備とかいろいろ直してはいただいております。そういった中、危険性が高い部分が三、四カ所あるわけでございますが、今後もそういったところを集中的にやっていただきたいと思っているわけでございますが、この25号線というのはご存じのとおり、かつては国道ですので、1けたから2けたの国道というのは一級国道、昔の話でございますけど、一級国道とって立派な国道ということでありました。国道25号線もそういったことで、それから一般国道に変わったわけでございますけど、特にこの道の悪いのが加太の北在家というところから伊賀市の柘植という間でございます。そのところが一番道が悪いということでございまして、せつかくきょう、写真を撮ってきましたので、皆さんにちょっとお配りした、見ていただいたら。

2枚あるんですけど、このきれいな方が伊賀市の国道25号線でございます。そして、もう1枚の方が同じ国道25号線でございます。これが北在家から柘植の方へ行く途中でございます。これガードレールもありませんし、舗装もされておられません。確かに舗装されているところもあるんですね、全部が放置というわけではないですけど、そういったことで、余りにも元一級国道の中でひどいんで、国鉄マニアじゃないんですけど、そういった国道マニアというのがあります。全国

で。この25号線の国道を、残酷の酷を用いて「酷道」と言っております。それとか、ほかにもいろいろ県道の悪い道を「陰道」とかね、それで大阪の府道を腐った「腐道」とか、そういった形で、マニアの中では、インターネットなんか見るとここが上がっておるわけなんですね。それで、こういったことで25号線が有名になっても何もならないと。もっとええことで有名になってほしいと、そのように考えるところでございますが、要望し続けてから数十年たっておるわけでございます。一向に進展しない理由というのは何なのか、それについてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

進捗率が遅い原因というところでございますが、道路延長も長いことから、事業効果が高い箇所から整備を順次進めていただいているため、全線的に見ますと事業の進捗が不十分な区間があるかと存じますが、今年度には、平成15年度に事業着手いたしました板屋工区と国道25号の将来道路ネットワークの一部として整備を進めている県道関大山田線、加太板屋工区の整備が完了する予定というふうになっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今言われたところはその民家があるところで、今、それも長いことかかって直ってきたというところでございます。僕が言っているところはこの写真にあるところでございます。そういったところで、この道につきましては、今の市長が県会議員のころ、よくご存じやと思うんですわ。よくこの現場も見に行っていて、要望もしていただいたんですけど、結局はできないと。亀山市のはできないんですけど、伊賀市はこんだけきれいにできとるんですから、できないということはないと思うんですわ。今後、元県会議員のお連れもたくさん見えることだし、県に強く要望していただきたいと、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、ご承知のとおりこの25号線に沿った名阪国道というのは、リフレッシュ工事も年に2回ほどある場合もありますし、かなりの期間にわたってあるわけですね。また、事故も全国で一番多いということで、とにかく大型車がこういった道をどんどん、特にこのごろ大型車が入ってくるわけですね。それで、死亡事故が起こらないのがもう不思議ぐらいな、そんな状況でございます。そういった中で、もう何遍も言っておるんですけど、とにかく早急の対策が必要だと、そのように考えております。以前はその大型車が入らんようにとめたこともあるんですけど、どうしても道を知っておる大型車が入ってくるわけですね、そのリフレッシュ工事のときとかも、事故の際は、待たなしの状況でございますので、今の市長も隅から隅まで道の状況は知ってみえると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

25号線は国道でも県管理でありますので、これから県の方へ市からもいろいろ強く要望していただくとするんですけど、特に先ほど申し上げましたように、全国の酷道といわれる中で、珍しいほど悪い道路といったことでインターネットでも要らんことで紹介されまして、もっとええことで、シャープで紹介されるならまだしも、こんなことで紹介されるのはあんまり名誉なことじゃないと、

そのように考えております。聞くところによりますと、さきの東日本大震災の影響も受けまして、その迂回路の必要性というのは、県の方でも重要性を改めて認識されたということはちらっと聞いております。三重県の方でも今度改めてそういった部分に、道路ですけど、こういった部分の調査に入るとそんなことを聞きましたんですが、このことについて県とも協議とかそんなことはやってみえますのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

調査費の計上というところでございますが、今年度中に現在整備を進めています区間が事業完了いたしますので、来年度から板屋から北在家を結ぶ市道加太北在家線と、さらに西側区間の整備を順次進めていくということで、県とも調整を図っているところでございまして、地域の方々に対しても、近日中に説明をさせていただく予定としておるところでございます。その調査費でございますけれども、その区間の測量設計調査費を今年度予算に計上していただいているというふうに向っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

その調査費というんですが、この部分ですね、北在家から向こうの部分も入っているのか、それだけ確認させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

一応、西側の全線が入っていると、調査費の中には入っているというふうに向っております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

少しは進んだんじゃないかなと思いますので、理解しました。

新しい県会議員さんにもいろいろ、地域の方からもいろいろお願いしておる最中でもございますが、とにかく、元は一級国道であったこんな立派な道でありましたんですが、こんな全国でワーストワンとか言われていては全く情けないと、そのように考えます。インター付近は少し改良されたものの、今後直すべきところはたくさんあるわけでございます。今後は、今まで以上に関係機関へ特に強く要望していただきまして、ぜひとも、少しでもこんなガードレールのないような変な道じゃないように直していただけますように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

以上で本日本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明15日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

(午後 4時02分 散会)

平成23年9月15日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成23年9月15日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして順次質問させていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、時間外勤務と要員配置について、4点お尋ねをいたします。

1点目に、なぜ時間外勤務が必要なのかについてお尋ねをいたします。

6月に小坂議員からもご質問がございました。私も少し疑問な点がございましたので、時間外勤務についてご質問させていただきます。

6月の定例会では、この夏の電力不足もあって、節電の意識を高めるためのスーパーノー残業デーを新たに新設。あわせて職員の意識改革を進めるというふうなご報告もございました。

また、6月定例会の私の質問で、組織改革の効果をお尋ねをしたときに、初めて時間外勤務も4万6,000時間を切ったというふうな答弁もございました。

ただ、時間外勤務というのが、予算当初からたしか盛られているわけですが、最初から時間外勤務を前提としたような要員配置になっているのか。逆に、職員定数も徐々に減ってきている中で、職員定数の枠の中で業務が処理できない、そういうために時間外勤務が行われているのか。まず最初に、なぜ時間外勤務が必要なのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

時間外勤務につきましてご質問いただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

地方公務員の時間外勤務につきましては、労働基準法第33条第3項の規定によりまして、公務のために臨時の必要がある場合に限定して時間外勤務をさせることができることとなっております。

す。この「公務のために臨時の必要がある場合」の解釈でございますが、一般的には、公務とは地方公共団体の事務すべてを言いまして、臨時の必要があるとの判断は、使用者であります地方公共団体にゆだねられており、広く公務のため臨時の必要性を含むものと解されております。文字どおり正規の勤務時間を超えて処理しなくてはならない一時的な業務すべてを指すものでございます。

例えば通常の業務に加え、一定の期間に限り業務が集中する場合もございますし、また災害対応、夜間での会議、用地交渉、また職員が病気休暇や育児休業を取得した場合、さらには年度途中において新たな事務事業が発生した場合などが上げられます。

したがいまして、年度当初より時間外勤務を前提とした要員配置といったものは行っておりません。あくまでも臨時の必要が生じた場合に限定して時間外勤務を行っているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

時間外勤務を前提とした要員配置ではないということであります。今回の質問は、イレギュラー的な選挙であったり、災害であったり、それから短期的に集中するというのではなくて、恒常的な時間外という視点で少し質問させていただきたいと思います。

基本的には、要員配置の体制は、時間外を含めた時間での配置じゃなくて、あくまでも要員配置は定数の中で業務をこなしていくんだというふうな答弁だったと思います。

とはいうものの、以前、私が知っている範囲では、手当というところしかわかりませんので、時間外勤務の手当換算というのがよく予算のときにお話がありまして、職員給与の7%程度が当初予算に計上されているというふうなことをよく聞いた記憶がありますし、私もそういう質問をしたことがあります。なぜ最初から予算を盛るんだということですね。

現在の時間外勤務手当、当初予算で組んでおられるのか。それから、組んでいるということでありましたら、どれぐらいを当初予算に時間外勤務手当として組んでおられるのかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

当初予算に計上いたしております時間外勤務手当の総額につきましては、23年度におきまして約1億3,000万円でございます。これにつきましては、平成20年度の当初予算より前年度実績を参考にして算出をいたして、当初予算に計上いたしているものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

平成20年度から前年度実績で組んでいるという答弁でございましたが、既に予算計上の段階から時間外勤務手当は組んであると。先ほどの最初の質問の答弁では、要員配置は時間外はあまり考えていないと。要するに公務上必要なときだけやらせているんだということだと思っておりますが、そういう視点でありながら、既に平成20年度からでも前年実績をもとに時間外勤務手当をつけている。

要するに時間外勤務時間があるということですね。そうすると、当然私は削減目標みたいなものがあるべきではないかなと考えますが、例えば昨年実績から5%、10%カットしたもので予算計上させているのか、あくまでも前年実績そのままのせ込んでいるのか。私は、やはり徐々に時間外勤務を減らしていくような予算立てが必要かと思いますが、その辺の考え方について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、時間外勤務手当につきましては、前年度の実績を参考にして当初予算に計上いたしておりまして、前年実績から一定率を減じて計上しているわけでもございません。しかしながら、私ども、特定事業主行動計画に基づきまして、毎年、その年の時間外勤務目標を掲げ、各部署で業務のあり方を工夫し、部長による時間外勤務の管理徹底、さらにはノー残業デーの徹底などを実施いたしまして、時間外勤務の削減に取り組んでいるところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

削減の取り組みについては、この後また質問させていただきますが、基本的には昨年実績を勘案しながらやっているということですので、最初の答弁の質問とは少し予算立てが違うのではないかなということ指摘して、次に入らせていただきます。

次に2点目に、職員数、時間外勤務時間、臨時職員数との関係についてお尋ねをいたします。

決算カードというのがありまして、これは議案質疑でも申し述べましたが、ホームページに載っております。過去5年間、平成17年から21年が記載されておりますので、そこからデータを見ますと、一般職の職員数は456名から440名と16名削減がされております。人件費も載っておりますので、トータルの人件費で見ますと、ほとんど40億円ベースということで変化はございません。

人件費の変化がないということをもとに、さっき言いましたが、この5年間での職員数の変化、時間外勤務時間、臨時職員数の推移について、まずお尋ねをいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

まず正規職員の削減状況でございますが、平成17年度に策定をいたしました定員適正化計画では、5年間で職員全体の5%に当たります23人の職員を削減し、消防職及び医療職を除く職員数を424人とすることを目標に掲げ、計画最終年度であります平成21年度末には目標を達成したところでございます。

先ほど竹井議員から16名の削減とございましたけれども、この計画につきましては、特別会計

の職員も含んでございますので、23人といたことでございます。

次に、時間外勤務の時間数でございますが、全職員の総時間数で比較いたしますと、平成17年度で5万5,295時間、18年度、19年度では若干増加をいたしまして、20年度には6万1,366時間となっております。

その後、特定事業主行動計画におきまして、時間外勤務削減を目標に掲げ、各部署で業務のあり方を工夫し、部長による時間外勤務の管理徹底、さらにはノー残業デーの徹底などを実施いたしました。

このことによりまして、平成22年度には5万2,902時間となりまして、平成17年度と比較しますと約2,400時間の削減となったところでございます。

次に、臨時非常勤職員数の推移でございますが、これ市のすべての臨時職員数でございますが、平成17年度の総数が363人に対しまして、平成22年度では547人となっております、約180人ほど増加をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

時間外については、5万5,000時間が2,400時間ですので、5%弱の減少になったと。臨時職員については、逆に180名増加になったということの答弁でございました。簡単に言えば、職員も減り、時間外も減ったが、臨時職員数はふえたというふうなことだと思います。

職員の削減を何で埋めてきたんだろうかということがちょっと気になりまして、この質問をさせていただきました。当然仕事の効率化を進めないで時間外勤務時間削減というものも進まない。公務に必要なために時間外はあるわけですので、仕事の改善がない限りは減らないと。ただし、それが減ったという反面、臨時の方がふえたということでは、やはり職員の時間を臨時職員の増で埋めてきたのではないかなと、そんな感じを、答弁を聞いて思いました。

そういうことからいけば、やはり人件費からの削減効果は見られていないと。ほとんど40億円で推移をしている。そのあらわれではないかなと思いますが、なぜ平成17年度から21年度、この5年間の人件費がほとんど変化がなかったのか。職員について大きく削減をした割には、人件費ベースで見ると減っていない。このことについての見解を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

平成17年度に比べまして16人の職員が減少したにもかかわらず、職員人件費全体はほぼ横ばいとなっておりますのは、人件費の中の退職手当の増加が大きく起因しているところでございます。

退職手当の推移でございますが、平成17年度で約3億8,000万円、18年度で4億8,000万円、19年度は5億6,000万円、20年度は3億5,000万円、21年度は5億7,000万円となっております、17年度は3億8,000万円、21年度が5億7,000万円でございますので、その差約2億円といったものが削減をしたといったことと考えてございます。退職

手当の増につきましては、やはり団塊の世代と言われる職員の退職者が増加したことが人件費全体を膨らませたものというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

退職手当は、当初予算よりも多くの方が年度途中で退職される意思を示されて、いつも12月議会で補正を組んでおります。当然そういう答弁が来るだろうと思って、40億からその数字を引いた残りが実際の人件費となると、35億から34億の間で推移をします。職員給を見ると、確かに1億円ぐらい減っておりますので、その分が人件費として減ってきていると。人勧やら何やらいろいろあって職員の人件費自体も下がってきておる。ですから、効果としては1億円ぐらいしか出てこないということになって、大量に職員の定数を減らした割には減っていない。その辺が時間外や臨時職員の影響があるのではないかなというふうな気もします。ちょっとその数字までは議論をすると時間がかかりますので、ただ私はそういう大きく変化をしていない考え方の中に、やはり全体の業務時間という視点でちょっととられてみてはどうかというふうに思って、ちょっと質問させていただきます。

正規の職員424名全員が年間働く時間、それから5万2,000という時間外勤務の時間、さらに五百何名という臨時職員さんの業務時間、全部足したときに、果たして平成17年度から平成21年度に変化があったんだろうかと。何万時間という数字になりますね。何十万時間かもわかりません。そのときに、ただその面積の切り方が変わっただけと。職員数のシェアが減り、時間外のシェアは減ったけれども、臨時のところではその時間割合がふえてきておる。やっぱり本当は時間外勤務の議論をする前に、全体の仕事量の質問をすべきだったと後で反省をしましたが、ちょっと今、通告してなかったんで、3回目で聞かせていただきますが、本当に全体の時間から考えたときに、臨時職員側へ正規の職員の仕事がシフトしているのではないかなという疑問を思いますが、通常ですと臨時職員は基本的には補助職。正規職員を助ける位置づけというふうに聞かされておりますが、この5年間の間で正規の職員の仕事自体が臨時の職員の方への仕事にシフトしていないのかどうか、その辺について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、職員数及び時間外勤務時間数は平成17年度と比較いたしますと減少いたしておりますが、臨時・非常勤職員数は増加している状況にございます。

この臨時・非常勤職員の増加の要因でございまして、これにつきましては、緊急雇用創出事業による任用増もございましたし、特別支援教育を先行して進める中での学習生活相談員、また介助員の任用増、保育園の障がい児受け入れ数の増加による加配保育士の任用増等でございます。こうしたことが増加の要因でございまして、正規職員の減員分を臨時・非常勤職員で補充をいたしているものではございません。

なお、事務補助員の業務内容でございますが、一般的には受付事務、電算入力業務、書類整理な

どであり、決して正規職員の担うべき業務を担当させているものではございません。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の答弁ですと、まず職員の仕事はやっていないということであります。きょうの質問は臨時職員の仕事の中身の質問ではなくて、時間外勤務のあり方ですので、またそれは違う場面でやらせていただきたいと思いますが、やはりそれであれば、もっと細かな臨時職員の180名ふえた部分の内訳なんかもこれからは少し議論していかないと今の部長の答弁の検証はできませんので、これはまた改めて別のところでやらせてほしいと思います。

次に、そういうことを受けて、3点目に、時間外勤務指示についてお尋ねをします。

6月定例会、小坂議員のご質問がありまして、時間外勤務の指示は部長管理のもとで行っているというふうな答弁でございました。

改めて、時間外勤務の指示、だれが行っているのか。職員独自での判断の時間外勤務はないのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

時間外勤務は、事前命令、事後確認の原則に従い、所属長、室長でございますが、その都度、職員個別に事前命令を発し、その命令内容が達成されたか否かを翌日に確認することといたしてございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

室長の命令によって、職務の内容は翌日確認をすると。答弁はきっちりそういうふうに言われました。実は私、民間の会社にもおりましたし、民間企業では今サービス残業については相当厳しい管理を行っております。特に退社管理、私がおりました会社でも、15分、20分以内にはタイムカードを押して、聞くところによりますと、ある会社では1時間以内に敷地から出るというぐらいシビアになっていると。要はいたら、サービス残業をしているんじゃないかと疑われてしまう。当然今のご答弁ですと、役所にはサービス残業的なものはないということになりますが、やはり心配いたしますのは、タイムカードがありませんし、特に退社時の管理というものがやはりルーズになってくるんじゃないか。私どもですと、タイムカードを押した、押さない、そのところが判断になりますが、全員がきっちり帰ったかというのは確認しづらい。そんな中で、室長命令による時間外だけなのかということになりますと、非常にその辺があいまいなところが起きてしまうのではないかな。当然必要な時間外にはきちっと手当を支給すべきでありますし、今、大変厳しくなっておりますサービス残業的なことは一切行すべきじゃないというふうに考えて、当然これは公務に必要なお仕事をされておりますので、そういう意味からいきまして、時間外勤務の管理ということ、指示は室長ですが、その管理は適切に行われているのか、再度確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたが、通常業務に関連する時間外勤務につきましては、すべて所属長の命令、管理の中において行われているものであり、命令を伴わない、いわゆるサービス残業は存在しないものと認識をいたしております。

その上で、職員が所属長の命令を受けずに、本人のスキルアップ等のために自発的に勤務時間終了後も自席に残っている場合があるとの報告も受けてございます。こうした場合には、所属長からその職員に対し退庁を促すことはもちろんのことでございますが、たとえスキルアップとはいえ、業務に関連することにつきましては、所属長の命令を受け、正規の時間外勤務として取り扱うよう指導しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

非常にあいまいなところがあるわけですね。私のところでも、だからタイムカード管理、退社管理というんですね。相当厳しくなっている。役所にはそれが無い。だれがそこをきっちり見ていくのか。やはり必要なことに時間外を行うべきであって、必要外の人が職場におること自体が今はもうだめなんです。そういう指示徹底をきっちりやらないと、我々としても、本当に全員が適切な時間外のためにいるのかという疑問もわかりますので、これについては、一応答弁としてはサービス残業はない。あくまでも指示のもとに行っているということで確認をさせていただきます。

3回目に、そうなりますと、時間外勤務を管理しているのは所属長、部長、室長となつてまいります。当然時間外も今後削減はしないと経費削減につながらないとなりますと、やはり所属長のマネジメント能力というものが重要になってくる。人材育成方針でも、職員にはスピードやコスト意識、管理監督者にはマネジメントを求めていますし、行財政改革大綱でも効率的な行政システムを構築し、事務事業の効率化に取り組むとしております。当然もう7年、8年前に、職員1人1台のパソコン体制も構築して、相当効率化が図れてきただろうという感じで質問しておりますが、なかなか時間外も数%程度しか減ってきていない。やはりこれらの基本方針があるわけですので、仕事の効率化を進めていく、時間外勤務を削減していくということに対する考え方を再度確認したいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

1人1台パソコンにつきましては、先ほど議員も申されましたが、平成12年策定のITプランに基づき導入し、平成22年度、昨年度には機器の更新を行ったところでございます。導入当初、機器更新時とも、情報基盤の整備による情報共有のスピード化や所属を超えた連携による業務の効

率化、迅速化を目指しておりましたため、時間外勤務の削減や職員数の削減を直接の目的とはしておりませんでした。そのため、パソコンの導入、更新時において、経費や職員数の削減効果は現在のところ具体的な評価はしておりません。なお、具体的な評価は行っておりませんが、年々業務量がふえている中で、人件費の削減にもつながっているものとは考えております。

今後、システムの更新時におきましては、時間外勤務や職員数が削減されるかどうかについて確認しながら、費用対効果を明確に評価してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと時間がだんだん過ぎてきているんで、やはりコンピューターを構築したのは効率化だと思うんですね。そのことの検証もあまりやっていないとなってしまうと、何億というお金をかけながら、片一方では時間外も平行線といいますか、何のために入れたんだろうかと疑問がわいてくる。これはITのときも言いましたけれども、やっぱりスキルアップの問題も大きく絡んでくる。もう一度ここはきっちり検証していただかないと、一人ずつ道具を与えただけでは仕事は進まないですよということを言ったと思いますが、これらについて、以前から指摘をしておりますが、時間の関係で、私はもう少しきっちり検証されるべきと申し述べて、次に入らせていただきます。

4点目、要員配置の問題についてお尋ねをいたします。

時間外勤務についても、決算の資料なんかを見ておりましたが、私は結構部署によってはばらつきがあるのではないかと、そんなふうな印象を持っておりますが、職員の方の時間外勤務時間、最大と最小でどれぐらいの時間差があるのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

職員の時間外勤務時間につきましては、所属部署や同一の部署でありましても、職員個人によって時間数に開きが生じていることは認識をいたしているところでございます。

平成22年度の実績でございますが、職員全体の年間における時間外勤務時間数は平均で123時間となっております。また、職員個人の時間外勤務時間で比較いたしますと、年間で時間外勤務を行っていない職員もございまして、多い者では年間677時間の時間外勤務を行っている職員もおります。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

平均123時間、ゼロもいらっしゃいますから、ゼロから680時間ぐらいまでと。1人、多い方ですと50時間ぐらいやっていたらということになります。やはりこれだけ個人の職員間にばらつきがあるというのは、6月の定例会でも申しましたが、やはり組織のあり方にも問題があるのではないかな。要員配置が窮屈になれば、当然その分の仕事量が固定されておれば、個人に対する負荷もかかってくる。そういう視点からいいますと、恒常的に時間外勤務の多い部署、そうい

うのがあるのか。また、その部署は、その仕事量に見合った適切な要員配置をしていると考えておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

年間時間外勤務時間数の多い部署につきましては、健康福祉部で1人平均253時間、上下水道部で242時間、建設部で227時間となっております。いずれも平均時間より多くなっておるといったところでございます。

竹井議員から、本年6月定例会におきまして、組織機構改革の検証の中で組織の細分化による縦割りの弊害をご指摘いただきました。この際にもご答弁を申し上げましたが、現在の組織機構につきましては、これまで以上に横断的な組織力が発揮できますよう、関連性の高い室で再編をいたしておりまして、さらに迅速な対応を図れるものと認識いたしております。

一方で、職員の要員配置につきましては、現在の組織機構をさらに検証する中で、年2回でございますが、副市長及び私によります各部長面談だとか、人材育成室長によります各室長面談も実施をいたしております。また、職員個人に対しましては、人事考課制度や自己申告制度を実施する中で、各部室における組織、並びに人事の問題点等の聞き取りを行いまして、常に現状に即した配置に努めているところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

いわゆる適切な配置であれば、平均時間より多い部署がこれだけ生まれるということはないし、1人600時間なんていうことも考えられない。やはり私は均一化されていないと。それは、仕事の中身じゃなくて、人の充て方が均一化されていないんじゃないかなと。そこが、ある意味仕事の見直しだったり、効率の見直しだと思うんです。そうすると、恒常的な部署での再配置の問題が非常に重要なことになっていくのではないかなと。全部が全部人はかけられませんけど、やはりならしていく作業というのは必要ではないかなと。

行財政改革大綱でも効果・効率的な行政システムを構築する。組織の活性化や横断的な執行体制をとるんだと。柔軟でスピード感のある体制をつくると。確かに部長がおっしゃいましたように、私の質問には横断的だし、迅速な対応ができると。それであれば、こういう残業はもっともっと減る。重なり合うということですね。仕事が重ならないと減らないですね。1人だけに任せると。そういう視点からいくと、いま一度組織のありようというもの、組織と要員のあり方を見直す時期に来ているのではないかな。そうしないと、なかなか時間外は減らないというふうに考えますが、再度お考えをお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、職員の要員配置につきましては、常に現状に即した配置に努めているところでございますが、一方で、国の地域主権改革を初めとするさまざまな社会情勢の変化も予想されますことから、今後、これらに対応できる組織とするために、さらなる組織機構改革の中で要員配置の見直しも必要になってくるものというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

やはり仕事量という視点で組織というものの見直しをぜひしてほしいと思います。

次に、大きな2点目に入らせていただきます。図書館システムの活用について質問させていただきます。

まず1点目に、図書館システムの状況についてお尋ねをいたします。

現在の図書館システムは、合併時に更新をしております、平成18年2月から稼働し、稼働後6年を迎えていると聞いております。現在、6年目を迎え、今の図書館のシステムの運用状況について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

図書館電算システムにつきまして、過去の導入も含めて、状況を説明させていただきます。

図書館電算システムにつきましては、平成4年11月に初めて電算化を導入し、平成11年4月にシステム更新をした後、合併後の平成18年2月に再度システム更新を行っております。

平成18年の更新に際しましては、関文化交流センター内にあります関図書館との電算統合化を図り、利用者がインターネットから蔵書の検索が行えるよう進めるとともに、図書館内でも利用者が蔵書検索ができるよう自動検索機を本館、関図書館、それぞれ1台ずつ設置をいたしましたところがございます。その後、平成18年3月にはインターネット予約サービスも開始し、パソコンや携帯電話から予約ができるような業務を行っている状況でございます。

また、三重県図書館総合目録ネットワークに参加しており、県内の公立図書館との相互貸借利用サービスにより、亀山市立図書館にない資料につきましても利用者が借りていただけるような業務を行っているところでございます。

図書館の電算システムによる日常業務につきましては、図書貸出券の発行による利用者の登録業務や図書の貸し出し、返却、予約業務のほか、蔵書検索や利用者検索などを行っている状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

平成4年から導入をされて、18年に最後の更新が行われたと。基本的には図書の貸し出し、蔵

書管理、この質問のために一度見学に行かせていただきました。そういう部分では特に問題ないのかなという印象を持ちましたが、少しお話をした中でも、図書データの活用という部分で、どんな図書が市民の方に利用されているか。それから、どんな使われ方をされているか。また、蔵書の管理、そういうふうな、せつかくあるデータを活用するような仕組みは今の仕組みにはなかったような印象を持ちましたが、私はやはりデータ活用の視点、特に市民の方の図書館利用や、どんな本が必要なんだ、どんな本が読まれてないんだとか、そういうふうな管理の視点が今後システムには要るのではないかと思います、その辺のご見解があれば、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

図書館の蔵書につきましては年々充実を図ってきており、平成17年度のシステム更新時期と比較しますと、蔵書冊数も約2万4,000冊増加しており、平成22年度末で14万冊を超える状況にあります。また、平成19年4月から図書館の開館時間を午後7時まで延長したこともあり、入館者数も年々増加し、平成17年と比較しますと約2万6,000人増加し、平成22年度末で約10万1,000人となっております。

このように、蔵書冊数、入館者数の増加や、機器も6年目を迎えたこともあり、システムのふぐあいが発生することも見受けられる状況にあります。また、現在の電算システムを利用した統計データにつきましては、利用度の多い図書や時間帯別による利用者数などはできるものの、年齢別による図書の利用などはできないところでございます。このことから、機器の導入後6年目を迎えていることもあり、また利用者のサービス向上を進めるためにも電算システムの更新が必要であると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

いろんなデータを処理することによって、市民ニーズをつかまえたり、蔵書管理をしたり、こういうものは今のシステムでできていないような印象を持ちました。そういうことを前提に置きながら、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、学校図書管理システムの状況についてお尋ねをいたします。

東小学校に学校図書管理システムを平成15年度に導入をされまして、9年目を迎えている状況です。ここにつきましても見学に行かせていただきました。やはり9年目を迎えるということで、システムのふぐあいも少し出ているような状況でございました。これまでの東小学校の取り組みの状況、また成果、課題等について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山東小学校の図書館システムでございますが、平成15年度から図書のデータ化を行い、パー

コード入力により校内の本の貸し出しを行っているところでございます。これにより、図書委員会を中心に、本の貸し出しや返却が早く正確にできるようになりました。本の貸し出し冊数の検索や貸し出し中の情報などがすぐにわかり、蔵書管理がしやすくなっています。

成果といたしましては、朝の読書活動や読み聞かせなどの取り組みも含めて、学校図書館を利用する子供がふえるとともに、読書習慣が身につくところがございます。

課題としましては、導入から丸8年が経過し、機器などが古く、ふぐあいが生じていること、また現在のシステムにはデータの統計処理をする機能がないため、データを活用するまでには至っていないことが上げられます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

約8年を経て、プラス効果、当然子供たちの読書習慣が非常によくなったのではないかなということ。もう1点また、ふぐあいという課題として、少し機器の老朽化といいますか、そういう部分があるということでした。

約8年、9年目を見ているわけですが、その間、ほかの学校へのこういうシステムの反映がなかったわけです。本来ですと、東小に入り、そして広がっていくようなものですが、なかったこと。予算も、ちょっと調べてみましたら、17年から19年で年間180万ぐらい使っていると。相当単体の機器の割には非常に多額の金が使われていたんだと、改めてそう思いましたが、やはり他の学校への反映ができなかったこと。これは費用的な面がネックだったのか、また使い勝手みたいなものであったのか。できなかった理由について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山東小のシステムをほかの学校へ広げなかった理由についてでございますが、一つには、機器のリース料や保守委託料など1校分のコストがかかり過ぎることがございます。また、システムを導入する前に、まずは図書館に人がおり、温かみのある場を確保する必要があったため、図書館協力員を配置することを優先したことなどが理由に挙げられます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私はやっぱりコスト高ではないかなという気がします。改めて予算書を見てみたときに、やはりなかなかほかのところに反映していくには多額の費用が要るんじゃないかなというふうな印象を持ちました。

ただ、見学して、お話を聞きますと、こういうシステムですので、貸し出しの管理は児童で行っていて、児童たちがそれぞれ参加をしながら学校図書館の管理をしている。大変いいことではないかな。

それからまた、近年、学校もICT機器の活用によって、授業の進め方もディスプレイを使った

りして非常に変わり出してきたと。当然教員の方にも1人1台というふうな体制になってきた。そうなりますと、学校図書館であっても、やはりその視点は今後必要ではないかな、そんなふうに考えます。当然そうなりますと、機器の使用においても、さらに子供たちの習熟機会がふえていくと、そんなような印象を持ちましたが、費用面は抜きにしまして、やはりこういう図書館管理システムの導入、他の学校へも必要性を感じておられるかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校への図書館システムの導入につきましては、現在、市立図書館とも連携を図りながら、調査・研究を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、研究中ということではありますが、少し提言めいた質問になりますが、次のところに入らせていただきます。

次に3点目に、図書館システムを活用して学校図書館管理システムを運用できないのかということでお尋ねをいたします。

6月定例会の現況報告で図書館のことが書いてありまして、図書館では学校との連携に力を入れており、司書の派遣、市内小学校3年生の施設見学の受け入れや学校への一括貸し出しなどを行い、今後も学校との一層の連携を深めながら読書活動の推進を行う。そんな報告もございました。

私は、今、行っていただいております人的な交流に含めて、先ほど申しましたが、やっぱり図書館のシステムを活用して、それらのデータによって、読書活動や今後の学校の図書館の管理みたいなものへ、システムを導入した上で、そういう促進を図るべきじゃないかなというふうに考えます。

東小学校に入っているのは、単体でソフトが入った機械が置いてありまして、情報の人に聞くと、スタンドアロン型というふうに言っておられました。要するに単体のものが置いてございました。ただ、ケーブルテレビの普及とともに各学校へも光ケーブルが敷設してあって、全部連携がとってある。そういうふうになりますと、ICTという視点からいけば、ネットワークの部分はベースはつくってございますので、各学校図書館の管理システムもネットワークで結ぶようなシステムを構築する方が、単体で置くよりはいろんな部分で活用ができるのではないかな。そしてまた、そうなりますと、システム管理は市の情報担当が行いますので、やはり学校へお任せをしていくような部分よりは、さらに情報管理も進むのではないかなと、見学をしてそんな印象を持ったところですが、従来の一個一個学校に置くということではなくて、やはり今後もし置くのであれば、私はネットワーク型のシステム導入について検討していただくべきではないかと考えますが、このような導入の考え方はですね。ネットワーク型のシステムについてどのようにお考えか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校図書館のシステム化につきましては、現在調査・研究を行っているところでありますが、近隣の自治体の状況を見てみますと、学校図書館のデータベース化を行っている地域も多くなってきております。

また、現在調査・研究の中では、学校図書館システムを市単独で導入するより、市立図書館のシステム更新に合わせた方が安価で導入できることが明らかになっております。このことから、ネットワークが構築されますと市立図書館と学校図書館とが結ばれ、市内の読書推進の取り組み強化につながると考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

次の質問でお伺いしようというところだったんですが、当然今の時代ですので、各学校がつながっているネットワーク型というのは当然必要だろうと思います。私が一番学校に行って感じましたのは、単体のものを置いて、学校にそれぞれお任せをすると、やはり担当の方もかわるし、この前行きましたときにも、どちらかというと業者依存型のシステム運営になっていたと。こういうことになりますと、どうしてもやる気といいますか、学校側のやる気が若干弱いんじゃないかなというふうな印象を持ちました。

やはり仕組み自体はきっちりどこかが管理して、あとは使い勝手だけをいろいろ議論する方が非常に便利になっていくんじゃないかな。そういうふうに思いますと、1番目に申し述べました図書館システムの更新もそろそろ入ってくるだろうと。そうすると、図書館をキーとして、各小・中学校14校がつながるような仕組み、また横にずうっとつながる、そんな仕組みも今の時代ですとそう難しいものではないだろうと。やはり単体で入れますと、先ほど言いましたように、毎年180万という多額の費用掛ける14校になりますと、相当の費用が年間発生してくる。それよりも、一遍システムを構築すれば、管理運営費は図書館の運営費ぐらいで済む。これはたしか年間170万ぐらいだと思いましたが、安価に済むと思います。そういう意味では、今答弁がありましたので質問はしませんが、私はやっぱり図書館システムを活用して、その中に学校図書管理システムを組み込んでしまう方が非常にわかりやすいし、使いやすい、そういうふう感じております。答弁は先ほどございましたので、ぜひそういうふうな方向で一度検討をしてほしいと思います。

あと、最後の質問としまして、一部、東小学校でも貸し出しのデータなんかが使えるというふうな答弁でございました。私が実際行って確認しましたら、1人何冊借りたとか、何が低学年で多く借りられているという情報はとれますが、個々に細かく、1年生でどういうもの、例えば竹井がどういうものを借りているということは出なかったです。そういう情報が、子供たちの読書傾向をつかまえるには非常に重要ではないかなと。各学校の中でそれぞれ特徴も出るでしょうし、それが相互に各学校間のデータがそろることによって、亀山市全体の読書傾向なり、子供たちの読書傾向もわかってくる。そういう視点が今後私は非常に重要ではないかなと。当然そうなりますと、一番そういうものに強いのはネットワーク型で、データがリンクするというんですか、それぞれデータ活用ができる。そういうものの方が、これからの時代にどうせ投資をするのなら、そういうデータ活

用ができるような仕組みづくりをやっておかないと、ただ図書館の貸し出しだけの業務をやるようではあまり意味がない。それはペーパーでやっても十分できますので、そういう視点も入れて、図書館のシステムの活用と同時に、学校図書館を運用する効果というものが出るとは非常にいいのではないかなど。そうすると、また各学校で子供たちもそのシステムを使って貸し出し業務とかやれますので、子供たちの習熟にもつながっていく。

それから、9月の定例会の現況報告にもあります国語力が少し伸びてきた。読書が一番重要だということも聞かされておりますので、今後の亀山市の子供たちの読書指導、これの基礎データに活用できるのではないかな、そんなふうな印象を持って、今回この質問をやらせていただくというふうに思いました。

最後に、さらにこの図書館システムとの統合によって、子供たちの読書指導に当たるため、各学校、さらに学校間のデータ収集の活用やその必要性、どのように今お考えなのか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ご指摘のように、ネットワーク構築が実現いたしますと、他市と同様に、子供の貸し出し冊数だけでなく、子供の読書志向や人気の傾向がわかるようになり、今後の読書指導に生かすことができるようになります。

また、図書館や各校の蔵書が有効に活用できるようになるとともに、亀山市全体のデータを統計処理したり、比較検討したりできることから、地域、家庭を巻き込んだ市全体の取り組みも可能になってくるのではと大いに期待するところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

図書館のシステムと学校図書館管理システム、両方見せていただきまして、やはりICT時代だといって、相当多くのお金を使って学校にもデジタル機器を導入しました。そういう意味からいくと、一番足元の部分が、せっかく東小学校に入れても、全くそれがすそ野が広がらないまま、多額のお金を使って、実地試験になったんだろうかと。結果的に、のぞきに行ったことで、やはりもうちょっといいシステムが要るなというふうな印象を持ちました。お金も要ることですけども、次期の更新に合わせ、もし小学校、中学校も入れたいという意欲があるのであれば、ぜひそれに向かって取り組んでいただきますようお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

早速一般質問に移らせていただきたいと思います。

1点、通告しました保育所については、また後日させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、人権についてです。

この人権については、私はこれで3回目になろうかと思っておりますけれども、条例制定に向けての意欲について、元三重県の生活文化部長の安田副市長が本市の副市長となられました。その経験と指導力を踏まえた中で、人権条例が未設定である亀山市のあり方について、今までどのような形で取り組んでみえたか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

私の思いをというようなことだったと思っておりますけど、まず日本国憲法で保障されております基本的人権の尊重という精神は、決して変わることはない普遍的なものと認識をしておりますが、時代とともに変化する社会を背景といたしまして、新たに人権課題としてとらえるべき事象がたくさん生まれてきております。

若干三重県のことでございますが、三重県における人権の取り組みは、部落差別の問題を解決しようという取り組みから出発しておりますことから、人権というと、どうしても狭くとらえがちになっておりますが、現在では障がい者の差別、在日外国人の差別、男女や子供の人権問題、インターネットによる人権侵害など、広範多岐にわたってきております。このようなことに対応していくことが社会の進歩、発展の一つの指標だと認識をしております。

したがって、これからつくろうとしております条例は、さまざまな人々の人権課題から出発をしながらも、地域社会全体を見据えた広がりのあるものにしていかなければならないと私は感じております。

くしくも昨年3月に制定されました亀山市まちづくり基本条例の検討、策定過程におきまして、子供の人権を初めといたしました人権の取り扱いが議論をなされ、その扱いを課題として、積み残した経緯があるとも聞いておりますので、おくれげながら補完できるような条例になればよいと考えております。

また、平成18年に亀山市は人権都市宣言をしていますが、その理念の中には、人権尊重のまちづくりを進めていこうという考え方が強く含まれておるように感じております。

このように、あれこれ考えてみますと、今まで亀山市が行ってきたことを、人権という視点からしっかり整理を行うとともに、社会の進歩、発展の現状をも取り入れ、より多くの市民、団体との議論によってつくり上げていくという条例、まちづくりの手法を使った条例の制定過程が何より大事になると考えております。

最後に、しかるべき段階でたたき台をお示しいたしまして、多くの議員に参加をしていただき、ご理解を得ながら、条例案ができるように努力をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今後の取り組みについて、いろいろ述べていただいたんですけども、基本的には、やっぱり副市長もおっしゃったように、市長さんにもお願いしたい点なんですけれども、まちづくりの指標によるものの中での人権と。とかく人権尊重をやると、部落問題、同和問題が表へ出るんですけども、もう今、副市長が言われたことが今の流れやと思っています。だから、しかるべき段階で上程を考えていきたいという提起をしていただきましたので、私も残す任期3年間、一生懸命このことについては、私の議員としての責務として行政の動きを見ていきたいと思っていますので、できましたら一日も早く、県下29市町の中の未制定2市2町の中の2市に入っていますので、亀山市として人権条例の制定に臨んでいていただきたい。私も議員の一員として、行政とともにこの人権条例制定のために努力させていただきますので、よろしく提案していただきたいと思います。

次に、お聞かせ願いたいと思います。順番は違いますが、9月定例会の市政現況報告について、地上デジタル放送の完全移行について、市長の報告の中で、「大きな問題も発生せず」と表現されましたが、その認識の真意について市長に聞きたいと思います。

地デジ問題でかなり、テレビの購入とか、いろいろありましたけれども、ほんまに大きな問題はなかったのかということ、担当部局の報告があったのかなかったか。現況報告を見ますと、「大きな問題は発生せず」というふうなことですけども、そのような認識はなかったのか、手短にお願したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

現況報告での地上デジタル放送への完全移行について、問題がなかったというような認識はどうかということでしたが、7月24日に地上波デジタル放送への完全移行につきまして、多くの皆様のご協力をいただき、事前の周知の効果もございまして、全体として亀山市の場合は大きな混乱はなかったというふうに基本的に認識をさせていただいております。

移行当日、日曜日でもございましたけれども、市民の問い合わせに対応するため、担当職員も勤務をさせていただいておりました。また、デジサポ三重の皆さんによります相談会を市役所においてその前段階から開催をさせていただいたり、その後もそうでもございましたが、さらに中部電力におきましてもコールセンターを設置いただいて、共聴施設でテレビ受信をしていた世帯からの対応をしていただいたところでございます。

当日の問い合わせの内容でございますが、ケーブルテレビへの加入方法に対する問い合わせがほ

とんどでございまして、移行そのものに対する、あるいは問題と言われるようなものはなかったというふうに認識をさせていただいております。

また、この完全移行後につきましても、デジサポ三重によります相談会が8月23日まで7回開催をいただきまして、相談内容のほとんどがデジタルチューナーの入手方法についてでございまして、デジサポ三重の方でご対応をいただいたところでございます。

このようなことから、市政現況報告の中では「大きな混乱はなかった」とご報告をさせていただいたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

担当部局は当然聞いていただいておりますと思うんですけれども、基本的に地デジの場合、今言われましたように、チューナーの購入、それがしかりだと思えます。ゼットケーブルが基本的に、光ファイバーを希望しても、ゼットケーブルが大体80%以上のシェアを占めておると。だから、亀山市には光ファイバーを引いても加入者ができないので、こっちへ来ないというふうなことを聞いています。そうすると、どうしてもゼットケーブルに頼らんらんと。そこで、私の知り合いですけれども、ゼットケーブルに加入しようやないかということを考えられて、ゼットケーブルに申し込んだと。そこで、その方の敷地が広いもんで、設置費用に、宅内の引き込みの費用に200万の請求書を出されたという事実があります。それによって、その方は知り合いの電気工事屋さんにとにかアンテナ対応でできやんかという形で、何としてもゼットケーブルでいろんな情報を得たかったんですけれども、200万も出してまでゼットケーブルは引けないということで、いろいろ交渉しておったんですけれども、ゼットケーブルの方の対応がまことにお粗末であって、旧関町の地域ですけれども、関町に空白地ができておったと。そのことによって200万の請求をされたという事実があります。

そういうようなことも踏まえた中で、今後、ゼットケーブルとのいろんなことについて、もう少し慎重にやっていただきたい。ゼットケーブルが80%以上を占めておるもんで、光ファイバーを引きたくても引けないという方も見えます。引き込みに企業が来ないという現状もあるので、独占的な企業になっておるとい現状も十分理解してもらった中で、今後ゼットケーブルとの対応もしていただきたい。

旧関町は、加入金を全額町民の皆さんの積み立てた金で購入して、旧亀山市は個々の加入金で加入してきましたと。当時、9万円以上払った旧亀山市民の方も見えます、ケーブルが導入されたことによってね。だけど、その後に加入金の無料化とか、引き込み費用の無償化とか、まして宅内工事の無償化とか、いろんな形のサービスをしてくれておるんですけれども、今、独占企業となっておることを念頭に置いて、今後のZTVとの交渉も十分考えていただきたいということを申し述べておきたいと思っております。

あまりこのことについてやっておると時間がありませんもんで、次に移りたいと思えます。

我がぼぶら会派の鈴木議員もお尋ねしたんですけれども、合併特例債の活用の今後の推移について知りたいというふうなことで通告をさせていただきました。

鈴木議員が大方の詰めをしておいてくれたんですけれども、今日まで、市長が、この活用につい

て、庁舎建設凍結ということで市長選挙に打って出たと。そして当選されて、庁舎建設の凍結がなされた。25億の合併特例債の活用ということが宙に浮いた。その中で、平成22年からあまたの議員、私も質問させていただきましたけれども、私は、防災行政無線の設置をしたらどうか。費用は大体6億円かかると。これはどうですかとか、いろんな方が、川崎小学校の改築をしてはどうか、保育園の改築をしてはどうか、いろんな提案をしてきたけれども、鈴木議員のボードを借りますけれども、かたくなに拒んでいたのは、ここにも書いてありますけれども、基本的に借金であり、次世代に負担を残さない。使い切るべき性格のものでない。もう1点、ここには書いてありませんけれども、新市まちづくり計画に記載がしていない。読み込みができないので、こういうふうな25億の特例債は借金であり、次世代に負担を残すことはできへんで、使うことはない。使うべきでないという考えを、ここに23年の答弁書の写しがあるんですけども、我が会派の伊藤議員、各議員、前田 稔議員も、それから、もう引退されました森 淳之祐議員等々がいろんな活用について質問された。そのたびに、書き込みがないから、次世代に負担を残すからというような形の答弁を繰り返してみえた。やにわにこの9月の定例会に、総務委員会の資料6に合併特例債の活用を行うというものが突如出てきました。

鈴木議員からもいろいろ質問したんですけども、もう一つパネルを用意しましたんですけども、同じようなことですけども、もう少し細分化したんですけども、このパネルを見ていただいたらいいんですけども、私も勉強不足でした。というのは、ここに市町村合併ハンドブックというのがあるんです。これは、平成11年12月27日に初版本で、平成13年10月12日に8版、再販です。平成11年に合併特例法等々のいろんな議論の中で、このような市町村の建設計画の改正や変更を作成する。県との下打ち合わせをやる。それから、合併市町村はあらかじめ都道府県知事に対して協議を行う。事前協議を8月にやったと。9月に入ってきて、これを都道府県知事に事前協議をやるということは、もう既に変更を前提に事前協議をやっておるわけです。これは正式な協議です。これは明らかに県と詰めた中で、変更手続ができた段階でやったという意味です。ここで、知事は亀山市に、異議がない旨の回答をやると。

ここで、12月議会に上程をされて、議会の議決を経て、そしてこれが各関係省庁においていく。総務省の総務大臣から、財務省から各関係機関に通達され、協議をして、その結果、合併特例債を使用してもよろしいよという協議を経て、亀山市に戻ってくる。こういうふうな一連の動きができるわけです。できたのに、今日まで、今、冒頭に申し上げたような次世代に残す負債である。これはあくまでも借金であると。新市まちづくり計画に記載がしてなかったというふうな、私から言ったら、私ら議員に対して偽りの答弁をしてきた責任、それをどういうふうに市長は考えてみえるのか。どういうふうにこれを認識されておるのか、一遍お聞きしたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そもそも合併特例債でございますが、今、事務手続のパネルを出していただきましたが、国策として市町村合併を促進させるための優遇措置として制定をされたものと認識をいたしております。しかし、この特例債そのものは借金でありまして、地方交付税で後年度に措置をされるからという安易な考え方で新規の大型建設事業に充当した自治体は、合併後15年、20年たって、大きな借

金と施設の維持管理費が残り、自治体財政を圧迫する可能性がある、そのように私自身は考えてまいりました。

市長就任以来、この2年間、この考え方、並びに特例債を使っても交付税額に反映されない不交付団体という現状から、合併特例債の充当活用については慎重に判断をいたしてまいりました。

同時に、特例債の発行を想定いたしておりました市庁舎建設計画の凍結、和賀白川線橋梁計画における形態の見直しなどによりまして、発行可能額の変更を行ってまいりました。

一方、ご指摘のように、本年3月の定例会におきまして、ぽぷらの伊藤議員のご質問に対しまして、今後、特例債の活用については、交付税制上の有利な面もあり、活用の期限である平成26年度までに完了できる事業で、とりわけ大規模な事業があれば有効に活用することも選択肢として考えている旨、ご答弁をさせていただきました。6月の定例会におきましても同様の考え方をお示しさせていただいたものでございます。

これらの流れの中で、合併から7年を経過いたしました本年度、くしくも7年ぶりに交付団体へと転じました。同時に、現在、本市の今後5年間の行政経営の基本となります後期基本計画の策定作業を進めておりまして、中期・長期の政策の優先順位とその裏づけとなる財源確保について、最も最適な方策を検討することは当然のことと考えておるものでございまして、したがって、新市まちづくり計画の変更はその一環としてご理解をいただきたいというふうに存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

あのですね、市長。職員、担当部局の書いたものを読んでおるような市長ではだめなんや。私はそんなことは聞いてないですよ。交付団体になったから、この金を使いましょうとなったわけですよ。不交付団体やから、これは使わんとこという考え方ですよ、借金やから。そうでしょう。そんな職員の書いた答弁を私は聞きたくない。市民の人もそうやと思う。凍結したのは、庁舎は建てやんでもいいやないかということで25億が浮いたわけでしょう。その浮かすのは、次世代に負担を残さんようにするためやと。これは借金やと。だから、私は凍結して、しばらく待つんやと。今までのままでいくのやと。市民の皆さんにも、市役所を訪問してもろうても、不便は感じるけれども、ごめんしておくんはれと。だけど、何とかこの財政でやっていきたいと。それがあなたが言った中・長期の200億円という、5カ年の20億円削減のこの予算でもそうでしょう。そのために200億円以下の予算を組んだのと違ったんですか、当初に。

なのに、いろいろなことをかんがみ、これを使いますわと。長寿命化というけれども、平成4年から溶融炉の議論はされておるんですよ。平成7年8月に臨時議会で上程されて、それで今日に至っておるんです。こういうふうな長寿命化というのは、当然行政の一環としてやるべきことなんです。これは別に合併特例債で活用するものではないと私は思う。

市長にお伺いしますけど、市町村合併の特例に関する法律の5条第2項、市町村の一体性の速やかな確定及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町の均衡ある発展に資するようという文言があるんです。この5条ですべて動いておるんですよ、この変更も。だから、こういうふうなものがあるわけですよ。だから、今日までの答弁の真意が私はわからん。だから、こんなことは知っておって言っておったんか、知らんと、たまたま25億が、あと3年後、26年までに合

併特例法の10年が切れるので、これを使い切らなアカんと。そのとき、たまたま交付団体になった。だから、使うんやと。使わな損やという考えで来ておると私は誤解するんですよ。また、そういうふうに思っておるんですよ。

だから、今の答弁、溶融炉の長寿命化は必要ですけども、それ以上に合併した市町の均衡化を図るというための事業というのは、ようけメニューを出しましたよ、議員から。それを全部けってきたんですよ。違いますか。それを突如、この9月の定例議会に1枚の資料で、これに使用するというふうなことになるてきたんですよ。だから、こうやって質問せんならん。あなたが凍結をせんと、庁舎を建てておったら、25億の合併特例債の議論はなかったと思うんです。だけど、いみじくも、あなたは凍結という形で市長に就任されて、25億が残っておると。だから、こういうふうな議論がある。いろんな議員が一生懸命考えて、議論してきたんですよ、22年から。その成果という努力をあなたは何も思わんと、溶融炉の長寿命化ということでぽんと出してきたんですよ、紙1枚で。12月に上程しますと。12月に出てきたときにはもう決まっておるわけですよ。議員の方、どういうふうに反論するかわかりませんよ。だけど、議会はあくまでも賛成多数ですから、過半数の賛成がありゃあこの議案は通っていくんですよ。それが果たして、市民に対していいんか悪いか、さらに聞きたい。今までの答弁も踏まえて、あなたの生の声を聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今の私自身の答弁に対しまして、市長の生の声ではないと。職員の書いた原稿を読むなどというご指摘でございましたが、全く思い込みのご指摘はこの場では控えていただきたいというふうに思います。私自身の思いを申し上げてまいったものでございますし、今日まで、同じ思いをこの場で申し上げてきておるところでございます。

さらに、今おっしゃっていただきましたし、議員かねてから、合併特例債を有効に活用すべきだというご指摘をいただきました。防災無線、あるいは川崎小学校、あるいは北東分署に充当すべきだというご指摘もちょうだいをしてまいったところでございます。

私は、大切なことは、行政が抱えております行政課題というのは多様なものがございまして、そういう中にありまして、市全体として、今後5年間、中・長期で何を優先していくのか。あるいは、その裏づけとなる財源を最も最適な方法でいかに確保していくのか、この検討を現在進めさせていただいておるところでございます。

一方で、極めて難しいことでもありますけれども、この特例債の償還は大体合併後15年から25年というスパンがございまして、なかなか難しいことなんですが、大卒でその15年、25年程度を視野に入れながら、行財政運営をしていくということは、私自身、未来への公の責任の一つであって、市民の皆さんを初め、公の利益につながるものというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

改めてお尋ねする。あなたはよく選択と集中、あなたが市長選挙に臨んだ市庁舎、空調が悪い、利便性が悪い。それを1万平米で新しい庁舎を建てて、市民の、また市職員の職務、市民に対する

接客というんですか、その機能を充実しようという庁舎建設を選択せず、あなたは溶融炉の長寿命化を選択したのかな。そういうことやろう。庁舎建設は選択の余地がなかった。だけど、溶融炉の長寿命化をあなたは選択と集中の中で選択したということ、それでよろしいかな。

もっとほかに市民のためにすべきことがあるのに、あえて長寿命化を選択としたと理解させてもらいますが、私は。そういうふうに理解しますよ。庁舎建設を凍結する。それを選択と集中から外して、溶融炉の長寿命化をあなたは選択したと、そういうふうに理解しますが、どうですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、行政が進めるべき、あるいは対応すべき行政課題は多岐にわたっておるものでございます。それを全体を、庁舎建設か、あるいは今の長寿命化かという、AオアBという話ではなくて、全体の中で、最適なことを、やっぱり優先順位を考えて、あるいは後年度への負担や償還のことを考えて、考えていこうということでございまして、今申されたこと、そういうことではございません。全体の中での判断ということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

12月に臨んで、どうしても下相談して、県との事前協議もやってみえると思うけれども、上程するための9月定例会の総務委員会資料として、総務委員会でかなり具体的なことを説明されるわけですか。もう一遍確認したい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

もうちょっと、今までの反省は何もしていないということをもう一遍確認させてもろうたわけですが、こればかりやっておっても、あともう一つ重要な案件を抱えておるものであれですけども、総務の委員の皆さん方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。我が会派の鈴木議員もお見えになりますので、鈴木議員を通じて、またいろいろお話もあるかと思えます。

次に移りたいと思っております。

障がい者福祉施設、小規模作業所の今後についてということで、きのう、中村議員がかなりのことを聞かれました。

私もちょっとお尋ねしたいんですけれども、市長マニフェストから入りたいと思います。市長さんは、マニフェストに2年間で5,000万、2カ所の小規模作業所の新設、グループホームをマニフェストに掲げられました。この間、見せてもらいましたマニフェストレポート、花マルが三つ

ついておりました。ところが、そのマニフェストの履行状況を一遍お教え願いたい。

グループホームについては説明がありました。小規模作業所について、2カ所新設、2年間で5,000万ということについてお尋ねしたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

障がい者施策でございますけれども、今、マニフェストの関連でご質問をいただきました。マニフェストの趣旨、思いにのっとりまして、既存施設に対しまして、小規模作業所3カ所への財政的支援を行ってまいったものでございます。同時に、本年度、亀山市障がい者福祉計画の見直しや、第3期の亀山市障がい者福祉計画の策定を進めさせていただいておりますが、その趣旨の前進に向けて、現在取り組まさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

取り組まさせていただいておりますという答弁の中で、ここに平成23年7月30日、亀山市心身障がい者小規模作業所保護者説明会事業移行資料というのがあります。これ、中身を全部読むと時間がありませんもんで、最後の結びのところに、自立支援法等々云々がうたわれております。きのうも中村議員がお尋ねしたように、社会福祉法人がやっていますつくしの家（旧亀山市）、なかまの部屋（旧関町）、それから夢想工房さんについてNPOでやられておる。つくしの家となかまの部屋の統合というのがこの文書です。平成28年8月に新法が変わる。これは政権が変わったで変わるという言い方でありまして。最後に、これらの運営基盤が確立されないと安定した経営につながらず、結局は利用者の不利益になります。統合することで安定した経営ができ、職員の目が行き届き、質の高いサービスになりますので、保護者の皆さん、統合しましょうと。統合しますよという話が、23年7月30日の保護者会で説明されておるけど、この事実について、市長、ご存じかどうか、まず確認。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

社会福祉協議会において、そういう議論があったということは承知をいたしておるところであります。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長のマニフェストで、2年間5,000万で2カ所を新設するというマニフェストがあつて、今既存しておるつくしの家、なかまの部屋を統合するという話が出たときに市長は何も感じなかつたんか。確かに夢想工房さんはNPOになって、認可作業所として進んでみえると。これは、きのうも山崎部長からも報告があつたし、けど、今、市長が言われると、マニフェストは進めておる。

だけど、つくしの家となかまの部屋を統合するということを聞き及んでいるときに何も感じなかったか、一遍それを聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のことだというふうに思いますけれども、先ほど政権交代後、変わるというふうに触れられましたが、平成17年に制定をされました障害者自立支援法の中身、これでございますが、障がい者への費用の原則1割負担を求めた上で、従来ばらばらであった身体、精神、知的障がい、この3障がいの福祉サービスを一元化しようということ。それから、一般就労への意欲のある障がい者の皆さんの能力を引き出し、その就労への支援をしていこうという……。

（「そんなこと、聞いてないがな、私は」と22番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

これ、大事なところですから、説明をさせていただきたいと思います。

それまで国が補助をする仕組みであったこの事業に、国の財政負担を義務づけて、そういう仕組みに改めたということで、戦後の障がい者福祉政策の歴史の中で、保護から自立へと変わる大きな転換点であったというふうに私自身は考えております。

この支援法に基づいて、新たな体系への移行期限であります本年度に向け、本市を初め、47都道府県や地方自治体、それから全国の社会福祉協議会や民間事業所までがその準備を進めてまいったところでございます。私自身、先ほどマニフェストの話、ご指摘いただきましたけれども、障がいのある皆さんが住みなれた亀山での生活が継続できて、自立できるよう、またそのご家族の皆さんが老後への不安がないよう、地域社会全体がそれをゆだねられるような、そういう亀山市をつくっていきたくて申し上げてきたところでございます。

そこで、今お尋ねの小規模作業所の統合につきまして、昨日、中村議員のご質問に市の考え方をお答えさせていただいておりますが、亀山市社会福祉協議会においては、今日まで支援法に基づく新体系移行へのご検討をいただいております。その検討の1案としてのつくしの家、なかまの部屋の統合案について、8月上旬にお伺いをいたしました。この二つの施設を残しつつ、新体系への移行を可能とする方策について、健康福祉部長に対し、社会福祉協議会事務局長の同席のもと、再度検討するよう指示をいたしましたところでございます。

現在、保護者の意向確認や協議会の運営体制の検討などの作業を現在進めていただいております。というふうに承知をいたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

議長にお願いしたいんですけども、私はそんなこと聞いてませんのや。市長のマニフェストで二つ新しくつくりますよと、2年間で5,000万かけて。なのに、つくしの家となかまの部屋を統合するという話を聞いたときに、市長はどう思ったと聞いたら、自立支援は云々とか、ぐだぐだと、だれが書いたかしらん書類を読んでおる。先ほどいろいろ指示を出しておると。つくしの家ではつくしの家で運営する。なかまの部屋はなかまの部屋で運営していくと。そして、ひいては国の2分

の1の補助、県の2分の1の補助、それから市から4分の1の補助を出して、財政的に潤沢な作業所としての施設構築に、認可できる施設に移行するような指示を市長として出していくのかどうか。今の場合、何とか存続するという話を協議してもろとらしいけど、これが夢想工房と同じような形の施設として、つくしの家もなかまの部屋もつくり、また今後、障がい者が、私の予測では、今、義務教育で介助を必要とする子供さんたちが200名ばかり見えるわけです。その方が選択できる。市内に市長が言った4カ所できるわけです。4カ所つくって、それぞれの障がいに応じた形で、社会になじむと。地域の人が見守った中で、施設として充実するような方策を考えるようにやってくれるのかどうか、それを一遍お聞きしたいんですけどな。

ちょっと読みますけれども、この資料にこういうようなことが書いてありますよ。作業所の統合について、統合する理由について、なかまの部屋の利用者の数は7名になります。そのため、なかまの部屋の経営は赤字になります。また、調査した結果、今後の利用者が急に増加する見込みはありません。さらに、作業所を置く場合、生活保護、または就労云々と書いてあって、契約しない可能性もあります。最後に、作業所の職員と事務局の職員の方向性に向けた会議を重ね、いろいろな体系を考えて、2カ所の作業所を残すように努力をしてきましたが、結果としては、よりよいサービス、また職員の職員体制を確保するために、多機能型に事業を移行し、二つの作業所を統合する体制で進めていきたいですという文章が書いてあるんですよ。ご存じかな、このことを。そのときに、そんなことは私のマニフェスト、公約に違反するから困ると。もっといい方法はないのかと。私が思っておる、新たに2カ所をつくるということのを推し進めてくれということを担当部局に指示をしたんですかということのを私は聞きたい。今の施設の正式な認可施設としての充実を図る方法を考えよという指示を出す立場にある市長が、出したか出してないのか、それを聞きたいんです、私は。いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどご答弁させていただいたように、8月の中旬に健康福祉部長に対して、社協の事務局長同席のもとに、二つの施設を残しつつ、新体系移行への方策を再度検討するように申したと、そのように申し上げたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

新体系とはどのようなものですか。新体系というのは、私、わからん。新体系とは、こういうようなものやという市長の考えを示してほしい。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

このたびの障害者自立支援法の趣旨に基づきます小規模作業所の新体系への移行でございますが、従前は市の補助金等でもって運営をしていただいていたわけですが、この法律の施行によりまして、今年度中に新体系に移行しなければならないということでございます。

新体系に移行しますと、今までの補助金と違いまして、サービスを行う、そういった事業に対します支援費というのが払われるようになりまして、報酬で運営をしていただくということになります。今の社会福祉協議会の協議の中でも、その支援費で運営できる、そういった手法もあるというふうに検討の中で掲げておりますので、そういった方向に向けて検討をしていただいているということでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

この資料の中にも6案があるんです、統合までの。私も勉強不足ですので、うちの同僚議員の鈴木議員に聞いたら、櫻井よ、これ亀山市としてのつくしの家、なかまの部屋の体系として、4番目の案が一番いいのじゃないかと。というのは、つくしの家は多機能型で、就労継続支援B型プラス生活介護、なかまの部屋は生活介護の方式が一番いいのではないかとというのが鈴木議員が私に教えてくれました。

市長もやっぱりもう一遍考えてください。つくしの家、なかまの部屋は、自立支援法云々じゃなしに、それぞれに旧亀山、旧関という感覚ではなしに、障がいを持ってみえる方々を、地域が見守る、地域の近くに、なかまの部屋へ通所してみえる方は自分の車いすで、自分で作業所まで行く方もおれば、福祉バスに乗ってみえる方、家族の方、保護者の方が送ってみえる方、そういうような方が見えます。つくしの家も、それぞれ保護者の方が作業所へ送ってみえて、そこで通常の作業はできないかもわからんけれども、それなりの仕事をやってみると。だから、その施設二つは残してくれるんですな。残してくれませんか。もう一遍確認したい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど、最初に申し上げましたように、亀山市としての障がい者施策を前へ進めていくと。その理念は、やっぱり住みなれたこのまちで、障がいを持たれた方が自立をして暮らし、働いていけるような、そういう環境をつくりたいというふうに私自身考えておりますし、そういう具体策を展開いたしておるものでございます。

今回、亀山市初となりますグループホーム、ケアホームの補正予算をこの議会に上程いたしておりますが、それも具体的な一つでございます。今のつくしの家、なかまの部屋につきましては、社会福祉協議会で、それこそ六つとおっしゃっていただきましたが、さまざまな検討をしていただいて今日に至っておりますが、歴史的な背景、あるいは現状、ただ今後、どうこれを新体系の中で社会福祉協議会が運営できるのかという課題もございまして、ぜひそれをクリアしていただいて、亀山市の障がい者福祉政策が前へ行くように亀山市としても支援をしていくということで考えたいというふうに思っておるものでございます。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

後段は委員会でやらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。
質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回のキーワードは、その後という観点から、3点ほど質問させていただきます。

まず、現在の亀山市の人口についてであります。櫻井市長は、自分の思いというんか、思い入れというのか、あるいはまたまたキャッチフレーズというのか、「小さくともキラリと輝く亀山市」、まずこの意義をお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「小さくともキラリと輝くまち」、これの意味合いということでのお尋ねでございますが、以前にも申し上げたかも知れませんが、まず、「小さくとも」という意味なんです。平成の市町村合併によりまして、亀山市の隣接する4市、津市さんが30万都市、それから鈴鹿市が20万都市、それから伊賀市が10万都市、それから滋賀県の甲賀市が10万都市ということになりました。それらに囲まれた5万都市というイメージでございます。

また、「キラリと輝く」という、その意味合いでございますけれども、本市の歴史を重ね、織りなしてきたたまたまいや、緑豊かな環境、さらには近年の経済発展や交流拠点性の高まりの中で、力強いコミュニティーや市民活動、さらには特色のある環境、健康教育のプログラム、これらまちを形づくる市民や地域の、そして都市の多様な要素がうまく結びつく高い結晶性、まとまりをつくるという概念でございます。したがって、「小さくともキラリと輝くまち」とは、5万都市亀山は、小さいながらも、その高い結晶性において、他市がまねのできないようなオンリーワンの輝きを発する。それが市民一人一人の暮らしが輝いて、愛着と交流へつながるもの、そういう思いを込めて使わせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

人口の数、あるいは財政規模でのご答弁かなと思いつつながら、財政規模のお話というんか、答弁は入ってなかったんですが、後ほど私も、オンリーワンというのは偶然なんです。後ほどその件について触れたいと思います。

次に、きょう現在の当市の人口をお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

きょう現在のということで、ちょっと今手元に資料を持っておりません。また、後ほどご答弁をさせていただきます。

亀山市の今までの人口の推移を若干ご説明……。

（「そんなこと聞いてない」と16番議員の声あり）

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今、手元に持っております最新の人口といたしましては、8月1日現在の4万9,933人でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

私も、市民の方もそうなんですが、必ずや当市役所へ場面場面で来庁する場合は、人口の数、玄関入って右側ですけれども、部長が見てないって、きょうのボードは4万9,930人と書いてありますので、ひとつご認識の方、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、私が総務委員会に所属しているときですが、平成20年3月のことなんですが、当時の市長、あるいは当時の議長とともに、人口5万人達成記念式典というのを1階のロビーで、5万人目到達の子供さんも含めたご父兄の方と祝ったというのを記憶しております。

それともう一つは、この祝ったわずか数年後、直近でいいますと5万人切ったということですが、いつごろから、ことしの何月に切ったのか。それと、その要因は何なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

5万人を下回った時点ということで、平成23年6月9日、人口としては4万9,997人でございます。

その主な原因といたしまして、5万人を超えた最大時から比較をさせていただきますと、その減少幅というのは581人減をしております。そのうち、外国人の方が521人と全体の90%を占めておるといふうなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

500人ほど減少したということなんですが、ほとんど外国人の方だということですが、そうしますと、これはまあ一般常識ですから通告もしていませんが、施策大綱の中で外国人の方と共生と

いう大きな題目がありますが、所管部長、外国人の方が減ったということで、この施策から見て、現実、直感でよろしいです。どんな感想を持っておられるか、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

このところの外国人の減少についてのお尋ねですけれども、ピーク時には5.3%、全体の人口に対する外国人の割合というのは5%を超えておりました。現在、先ほど市民部長が答弁しました数値からいきますと4.34%、約1%ぐらいピーク時に比べると下がっております。しかしながら、この4.34%という人口比率につきましては県下でも非常に高い状況であります。したがって、私ども、日本語教室とか、いろんな外国人に対する施策を打っておりますけれども、今後も共生社会の実現と、日本語教室というのはまだまだ、ことしの状況を見ましても、昨年と同様にかなりの方が来ていただいておりますので、そういった施策は進めていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

所管部長として、先ほどの市民部長の答弁で、9割以上が外国人の方ですと。私の本来の質問の趣旨とはちょっと違うんですが、心配事とか、あるいはこういうふうな考えを持っているとか、それが私の意図する質問であって、もう答弁は終わりましたから結構ですが、ひとつ今後の所管担当部長としての分野は入念にチェックもしながら、自分なりの施策を講じるというのを、毎日やっぱり考えておいてもらわないと困る。それだけ申し上げておきます。

第1次亀山市総合計画の将来推計人口、これが平成23年度ですから来年の3月末ですね。先に数字を言いますが、5万800人と。そうすると、まずこの辺の差異が1,300人ほど。この辺のところ、どう考えてみえるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

総合計画の将来推計人口ということでございますので、企画部の方からご答弁申し上げます。

総合計画の基本構想の将来人口は、平成28年度で5万2,000人と推計をしておりまして、中間年次でございます今年度で、議員申されたように5万800人と推計しておるところでございます。

本年8月1日でございますが、三重県市町村別推計人口、平成22年度国勢調査結果速報値を基礎として算出した人口につきましては、本市は5万477人ということで、東日本大震災の影響と、それから厳しい経済状況下で一時的な落ち込みというふうに考えておりますけれども、平成28年度の人口フレームに大きな影響は今のところないというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

現実問題として、一応総合計画の推計人口からしてもマイナス要因で差が生じたというふうなこ

とです。それで、人口が減ったということに関して、まず財政面に1点焦点を絞って、どんな影響が出るのか、私の方からお尋ねしたいところをちょっと申し上げます、先に。

基準財政需要額の意義、それから水準の根拠、それから三つ目、算定の仕組み、この意義については担当部長の方で、議員はよく意味はわかっておりますが、一応テレビ放映もやっていることですので、わかりやすくご説明をしていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

基準財政需要額につきましては地方交付税の算定に係る数値でございます、標準的な行政運営を行うに際して必要となる経費というふうに考えていただいたらいいかなというふうに思っております。

地方交付税につきましては、ご承知のように、基準財政需要額から基準財政収入額、市税ですけれども、引いた差額分が普通交付税といった形で交付されるといったものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

算定の仕組みというのをお尋ねしたんですが、答弁はなかったですから、私の方で申し上げますが、この算定の仕組みは、費用ってたくさんあるんですが、大きく項目別に分けて、土木費、教育費、厚生費とか総務費、それ以外もあるんですが、この中にはすべて人口が基礎数字として乗っかっておるわけですね。入っているということです。だから、算定の仕組み、亀山市での1年間ですと、歳出面での事業関係の費用掛ける認定単位、この認定単位というのがまさしく人口の数値のウェイトが高いと。そういう方程式というんですか、一応計算になってはいますが、それほど人口の数は大変影響が大きいと、このように思っております。

そういった中で、課題、当市に及ぼす影響、ずばり数字的に、例えば例をとっていただいているんですが、今後どうなるのかと。先ほど古川部長の方から、あくまでも5年サイクルで、一昨年ですか、国勢調査を行った結果、5万人をクリアしているから、5年間は人口の基礎数字としては5万人以上の亀山市ですよ。そういう推移で進んでいくという、計算上はそういう話がありましたが、現実問題、財政的に別の角度で人口が減ればマイナス影響ですね。それを端的に述べていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、人口の減少によりまして、5万人を割ったことに伴います財政への影響につきましては、市税収入におきましては少なからず影響を受けると。個人市民税に影響を受けるのではないかと、うふうに感じているところでございます。

また、一方で、歳出におきましては、やはり人口が減少いたしましても、施設の管理費や行政経費などの財政需要といったものは減ることはございませんので、市税が少なくなることから、

少なからず財政にも影響はあるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、一方で、市税の減少に関しましては、地方交付税の方で補てんもされますし、基金の活用といったこともございますので、市民生活への財政面での影響といったものはないものというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁の中で、財政面にはしわ寄せはないという答弁がありましたが、それはそれで、財政面は、歳入の面からいくと、自主財源、自然税収が多ければ多いほどもちろんいいわけであって、足らなかつたら、普通で言う借金、市債の発行とか、そんなたぐいで、あるいは貯金を減らしたらいいと、そんな論議を今いたしておるわけではないです。あくまでも人口が減ったときに、どういう心配事が起きるのかなといった意味で、部長の方から、市民税、市税については影響が出ますと。一応この答弁程度で抑えておきますが、問題は人口が、ここからが問題なんです、5万人を切っておると切っていないので、亀山市の市民の方に及ぼす影響というんか、イメージというんですか、だから、これは行政だけの問題では決してないという、そんなスタンスで我々議員も当然意識も持ち、ふやすがための提案とか、いろんな形で場面場面、これから出てくると私は信じておりますが、1人に、あるいは1場所に責任を、そんな小さな考え方は一切ありません。

そこで、ふやすため、5万人を回復するがための施策が、私も企業誘致大賛成の一議員ですので、恐らくどの業種、どの企業さんに勤めておった外国の方が減ったのかお尋ねはしませんし、ただ言えることは、やはり外国の方ですので、大きな企業というんですか、そういったところに勤務されている方、要は企業誘致、あるいは既存の企業は、事業が活発で、売り上げも好調に伸び、従業員もふやす。そういった企業環境で人がふえたんだと私は思うんですが、これはまさに他力本願ですね。行政としてすごく魅力ある施策を当市が他市に比べてまさる施策をとっているかどうか。これこそ、やはり改善というんか、ふえるという、そんな道筋はたった一つしかないんじゃないかな、そう私は思っておりますが、何か施策、今思い浮かべるような施策ですね。過去において、私も福祉の面とか、学校の面とか、あるいはインフラ整備にすごく事業を投資して進めてこられたのは百も承知なんです、そういうことを一歩進めて、何か得策というか、そういった考えを持ってもらえるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

総合計画の前期基本計画におきまして、戦略プロジェクトとしまして、子育て支援と定住プロジェクトを位置づけ、定住化の促進を図るために、子育て支援の充実、多様な雇用の場づくり、住宅の安定供給、広域的なアクセス向上のための各施策を推進し、それぞれが連動し、相乗効果をもたらすことで、定住化を促進してまいったところでございます。

まず、今後とも引き続き定住化を促進するには、先ほど申しました子育て支援、あるいは教育、福祉、医療、環境の充実など、市民生活に密着した施策を総合的に展開していくとともに、魅力あ

るまちづくりをしていくというふうなことで考えておりました、この部分については、後期基本計画策定の中でもそういった視点を持って策定をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、定住人口につきましては、住基人口が基本でございますが、総合計画策定時の平成19年4月の段階では人口は4万9,110人、それに対して、平成23年8月でございますが、4万9,933人と1.6%の伸びを示しております、一番ピーク時では減りましたものの、伸びてはいるというふうなこともございます。さらには、8月から9月にかけて3名減少ということで、若干下げどまりになったかなというような予想もございますので、今後もう少し推移を見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

5万人を切ったからといって、決して悲観した質問は一切しておりませんので、今後どうするのかと。まさに施策、これに尽きると思いますので、その辺で論議を一体感を持っていただきたいなと思います。

ちょっと提案します。後期基本計画を来年の4月以降作成すると。そういう段階のもと、亀山在住の方を対象にアンケートをとられたということは私もよく知っています。

そこで、現在、亀山市に住んでいる人のアンケートだけで、果たして魅力ある、今そんな言葉が出ましたが、それだけでは決して魅力あるまちづくりの、このアンケートはアンケートとしていいんですよ。ちょっと矛先を向けないと、本当に亀山に住むという。だから、だれを対象にしたら、現在のいろいろと福祉にしても、学校教育にしても、インフラにしても、手を打ってきたのに人口が減っていると。これは先ほど言いました、他力本願ですから、何も悲観はしておりません。だから、自前の亀山市としての施策、提案ですから申し上げますが、どこの家族でもほとんど次男坊以下とか、いろいろと家族構成の中で、規模の関係もあるでしょう、いろんな事情の中で、近隣都市に住み着いている、その人たちに対してアンケートをとる、そんな考え方をこれから考えるべきと思う。今現在住んでいない人が、両親もおる、兄弟もおるから、生まれ故郷の亀山で今後一生を終えたいな。この辺の発想をまずだれにまともな魅力あるまちづくりの答えを出していただけるのか、その辺の工夫は非常に大事じゃないかなと。税金を投資して、箱物にしても、ソフトの面にしても、そりゃあ投資額が多ければ他市にないものができますけど、やはり原点、どういう考え方を、どんな希望、どんな魅力ある亀山市にさせていただいたら、私は生まれ故郷の亀山に戻りたい。例えば津市とか、鈴鹿市とか、四日市とか、勤務は現在の住居から離れるけれども、遠のいても住みたいなと。その辺のアンケートがまさに正しい答えじゃないかな。何でも物事はそうですけど、井の中のカワズという表現とは合致しませんが、亀山市に住んでいる人はもうマンネリ化になっていますわ。惰性というのはちょっと失礼ですが、その辺、企画部長として、私のこの提案、市外に住んでいる方、これは調べるのは簡単ですよ。家族構成を教えてもらったらいいから。やはり汗水かかないと、「原点」という言葉はあまり使いたくないんだけど、本当に基本に戻って、自分自身、一人一人が、ここにいる理事者側は全員そうです。共有の責任を持って、認識も持っていて、ふやすためにはどうしたらいいかな。みんなが喜ぶわけですよ。その辺、部長、どうですか、見解は。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

後期基本計画の策定につきましては、平成22年度からもう策定を始めておまして、来月には諮問させていただきたいようなスケジュールをとっております。議員申されます近隣の方々のアンケートについても非常に有意義なことだとは思いますが、今回については、亀山在住の方のアンケートというようなことの中で施策の立案も考えておったところがございますので、今後の研究課題にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

何でも一度やれば、それは完璧でないはずですが、最初から完璧だったら、この世の中、万々歳です。何も修正とか、世の中、それこそ素早いスピードで環境が変わっているんですから、この大事なアンケートにしても、やはりとり終わったから、たしかことしの3月ごろだったと思うんですが、より中身を濃くしようと思えば、アンケートをお願いするぐらい、こんなの1週間あったらできますよ、その気になりゃあ。せっかく提案しているんですから、何も受けてくれと私は言っていない。共有の立場で提案をさせていただいたということだけ含んでおいてください。

我が会派、緑風会で金沢市へ視察に行きました。定住化も含めて、人口増、受け入れ、ふやすがための、そんな視察をしてまいりました。

これは1冊の本です。立派です。「金沢、住まいのすすめ」と書いてあって、住宅支援制度だけです。住宅支援制度だけで16事業、補助金を出しているのが16ですよ。だから、単なる住居だけの問題ではないと思うんですが、結果ふえているんですよ、空洞化とか、そんなことも皆解消しながら。だから、一つの事業で単発に三つ四つの事業をやったからといって、達成感を持ってもらっていないと思うんですが、これは大間違い。やはり上限というか、上は切りがありませんので、それぞれの部署でいま一度人口を、決して悲観はしておりません。ふえればいいわけですので、その辺はやっぱり共有の認識で頑張っていきたいなと、そう思います。

最後に市長にちょっと申し上げたいんですが、先ほどたまたま、「小さくともキラリと輝く亀山」、「オンリーワン」、そんな言葉がご答弁に入っていましたが、やはり魅力ある亀山にしようと思えば、オンリーワンの、当たり前ですが、市長にこんな言い方は申しわけないと思うんですが、他市にない、鈴鹿にも四日市にも津にもない亀山の、いろんな施策を打っていただいているのは承知の上で申し上げます。何か本当に亀山らしさとか、そんな甘い表現、意味じゃなくして、これはさすが亀山だなと、何か一つ考えていただくような、オンリーワンというそんな気持ちだけをずうっとこれから意識していただける施策を一つでも打ちたいな、そんな思いだけで結構です。今打つは言えないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員が、人口の変化についてご懸念もお持ちをいただいておりますが、ご指摘のように、

まちの魅力や活力をいかに高めていくのか、未来志向で。このことが今問われておるといふふうに思っております。したがって、地方分権の時代にあつて、亀山の持つておりますさまざまな地域の資源、これをやっぱりつなぎ合わせていくと。こういうことに今苦心をさせていただいておるところでございます。同時に、他都市と違う亀山らしい行政の政策展開というのを本当に心がけていきたいといふふうに思つてまいりました。とりわけ、例えばごみ環境の処理のシステムなんていうのは、住民の立場から申し上げても、県下で断トツの展開だといふふうに思つておりますし、子育て支援のプログラム、あるいは教育のプログラムは全然次元の違うところで、今、三重県の先頭を切つて走つておると、このように思つております。今回、リフォームの制度を伊勢市に次いで立ち上げてまいりますが、そういう独自性のある、ただそれを実現していくためには、やっぱりそれを推進する体制の問題、それから財源の問題、幾つかのニーズがある中で、それに絞り込んでいくというのは本当にきっちり見きわめて、その輝きを増していきたいといふふうに思つておりますので、議員のご提案のご趣旨というのはしっかり受けとめながら、今後の後期基本計画の策定、中・長期的にしっかりその中に組み込んでいきたいといふふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

じゃあ、二つ目の質問に入らせていただきます。

J R下庄駅構内と周辺の再開発について、ちょっと「構内」が抜けておりましたので、通告後、所管の部長には申し上げてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長ね、この駅西といひますのは、亀山安濃線、県道バイパスですね。あの道は着手から完成までに16年かかりました。とどのつまりは、一番難儀するJ Rのトンネルの下を掘つて、一番難儀なところを後に回して、遅々として、いつ開通するんかなあ。地元では、もう開通しないと違うんかなあと、そんな言葉の中で、私も議員生活をさせていただいている。そして、当時、櫻井市長が県会議員のときに補正で3億円確保していただいて、めでたく開通したと。そんな記憶を鮮明にしております。当時はどうもありがとうございました。

そこで、私は、このJ Rの駅西、過去において3回質問しています。きょうが4回目なんです、私の3回目の質問以降、今日に至るまで、J R東海とどのような交渉をされてきたのか。回数と何部のどういう肩書の方と話をさせていただいたのか、その辺、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

J R下庄駅に関する交渉経過でございますが、これにつきましてはほかの部もまたがっております、私の方で答えさせていただきます。

これまでJ R東海との協議や要望を行つておりますが、一昨年でございますが、平成21年度にはJ R東海に対し、駅前舗装要望を行うとともに、駅の駐輪場整備について三重支店と協議を行つておるといふことでございます。また、平成22年度には、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の要

望書において、下庄駅の利便性向上に資する施設整備の要望を行っておるところでございます。なお、今後も必要に応じてＪＲ東海との協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

すみません。この相手先の名前まではちょっと手元に持っておりませんので、改めてご答弁させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

駅前の整備とか、過去に、現在もそうなんですけど、全く改善されていない。これはいろいろ事情があって、ＪＲの用地であるとかで、駐輪場のことも過去に言っています。あるいは現在の改札口、東側にあるんですが、雨が降ったら水たまりができるとか。あえてここでそんな細かいどうのこうのはいいません。このことについて、今までの答弁ではもう難しい難しいの一点張りの答弁を聞いておりました。いろいろとそのときの相手があることですから、頼み事ですので、難しいのかなあ、ＪＲは。そんな思いでいつきは思っておりましたが、それと頻度、昨年、話によると、どうなんですか。1回なんですか、2回なんですか。だれと会ったかもわからん。本当に責任ある当局が、相手方の責任ある担当者と、どんな気持ちで交渉に行ってもらうておるのか。単なる礼儀的にあいさつ程度で年に1回か2回行っているって、そんなもの交渉のうちに入らないと私は思います。だから、時間の関係がありますから、だれに会ったとか、そんなことは言いません。ひとつははっきりしたことは言えるんですよ。過去において、難しいですよ。どっこい、そうはいきませんよ。きょう、この現在に当たって。今回、本議会において、市道と賀白川線整備事業に伴う関西線亀山駅構内のとあって、白髭跨線橋新設工事の施工に関する協定、これ議会で認めないといけないんですが、協定書を締結された。契約の相手は東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部長 中村 満さんですか。これは鉄道事業に関する交渉相手のトップですね。まして今回、2億円以上ですね、協定額が。2億265万なんですけど、これの協定を結ぶことによって、ＪＲにとっては大変メリットがあるわけですね。私の思いからいうと、踏切の遮断、安全・安心面でも気を使わなくていい。踏切なんて、人力で一々上げ下げしているわけじゃないですね。コンピューターかなんか知りませんが、維持管理費でも救われる。だから、今回、恩義を売った。リニアの話は、ちょっと遠くの、遠くというのは年数的にまだ先の話ですけど、何回も交渉するに当たっての材料は幾らでもあるんですよ。やはり責任ある交渉をやっていたかかないと、交渉については、そういった形でチャンスと材料は幾らでもあるということを申し上げておきますので、次、交渉に行かれるときはまたお尋ねするかわかりません。だれと会ったのか。何でもそうです、物事はね。初めて会ったりすると控えますよ。何日の何時にどこの場所でだれと会って、どんな話をしてきたか。そんなもの、営業の鉄則ですよ。今のような答弁はこれからはもうしないでください。だから、熱意が感じられないということだけ申し上げておきます。

次に、これもご協力願った話なんですけど、駅前開発、西側にバイパスと、今現在のＪＲ駅との間に土地開発公社にて土地は700坪ぐらいでしたか、買っていただいています。土地を買っていただいたら、これはバスも現在のところから西側へ歩道がついていますからね、このバイパスには。だから、土地は買っていただいた。受け皿はできています。次は、私が申し上げていますように、乗客の利便性を考えた西側の改札口しかないんですよ。前の駐輪場とか、そんなことは整備しなく

てもよくなる。なくなるわけですね。過去の答弁、もうここで否定しておきます。近くには津市豊里ネオポリスの大きな団地があります。津市の方が乗客するとか、あるいは私のすぐ東は鈴鹿市で、鈴鹿市の乗客もある。1日当たりの乗降客が何人とか、そういう次元の低い話はこの際なしにして、ひとつ前向きに頑張っていたきたい。前向きに頑張っていたきたい、こんな力の弱い言い方では話になりませんもんで、古川部長、都市マスタープランの69ページ、持ってなかったら私が言いますが、JR下庄駅の位置づけをどう書いてあるか。市民の方、きょうはテレビを見ておられますのでちょっと申し上げますが、持ってみえましたね。じゃあ、ちょっと読んでください。公共機関等の進め方というんか、取り組みというのが、JR井田川駅と下庄駅と並んで、文字が来て、機能どうのこうのと書いてあります。ちょっと答弁してください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

申しわけございません。ページ数をもう一度ちょっと。

（「間違えました。63ページ」と16番議員の声あり）

○企画部長（古川鉄也君登壇）

その他公共施設の駅前広場等というふうなことで、一番下でございますね。JR井田川駅前、下庄駅前については、公共施設の利用促進や利用者の利便性向上を図るため、駅前の機能向上を図ります。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ちょっとページ数を間違えて申しわけなかったんですが、まず総合計画を立てるがためのその前段階というのか、手順からいきますと、根っこの部分からで、都市マスタープランにはそのように書いてあります。

そこで、下庄駅、下庄駅と私が騒いでおってもいけませんので、実はこういう話があります。JRの職員のOBの方、今、下庄駅は無人駅です。ボランティアでOBの方が月に1回、五、六人なんですが、トイレも含めて清掃に来られる。そして、このOBの方たちが井田川の次は下庄やなど。教育委員長もここにお見えですが、教育関係で子供関係の通学もありますもんで、共有を一つにしていたきたいんですが、地元は、昼生地区だけじゃなくして、津市も。津と鈴鹿の話をしたのは、建物火災の消防に関する協定を渥美消防長は結んでみえますね。だから、鈴鹿とか、津とか、ちっぽけな話はせんといってくださいなという背景はそういうことですので、ひとつ認識しておいてください。横着な言い方をしておりましたが。そういったことで、大変各駅、下庄駅だけと違いますよ。亀山市には五つ駅がありますから、すべての駅において夢を持っておられます。夢というのは、やはり駅はその地域の顔であり、心のふるさとであるんだと。企業愛というんか、JR愛というんか、いろいろあるんでしょうけど、その辺の方はそんな後押しを私にさせていただいていますので、その辺だけはよく含んでおいていただきたいと思います。

市長、最後にちょっと申し上げたいんですが、時間の関係上で申し上げます。そういったことで、

都市マスタープランにも上がっておりますし、来年4月には後期基本計画の策定に当たりますので、ひとつそこに載せていただく、そんな考えがあってほしいと。あるのかないのか。ないのは申し上げませんので、ひとつその辺まだ時間もありますので、一挙にはなかなか難しいかわかりませんが、まさに環境整備という意味合いからも、暮らしの質も高めてもらわんとはいけませんので、ひとつ地域の要望になるかわかりませんが、全体像で見ていただいて、五つの駅のうち、いろんな意味で一番劣るのは下庄駅です。下庄駅の整備が待っておるということだけ申し上げます。簡単にご答弁をお願いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

J R下庄駅の整備でございますけれども、駅周辺の整備に当たりましては過去にも提案いたしてまいりまして、協議もいたしてまいりましたが、J R東海との交渉や土地の制約などを考えますと、さまざまな問題があるというふうに考えております。また、その問題につきましては、ハードルが高いというふうにも考えておりまして、それをクリアする必要があるというふうに基本的に思っております。

一方で、駅をご利用いただく皆さんの安全性確保とか、あるいは利便性の向上という視点につきましては、しっかりとその方策を考えてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁の中で、後期基本計画にどうのこうのという話は一切ありませんでした。利便性とか、そういうことは、市長、もう私にとっては過去の話と。だから、人脈を使うなら、私も限られた人脈を使いますので、市長とともに共同戦線で交渉に当たりたい。だから、要は駅舎にも、改札口を変更するぐらいでは投資額はわずかだと思えます。だから、市の投資もひとつ考えていただきたい。そんな思いで基本計画はどうですか。

それで、時間がありませんので、最後の、久しぶりに明るい話題なんですけど、シャープ亀山工場の新展開で、前回3月にも申し上げましたが、スマートフォン、そういった事業展開を第1工場で開催されると。時間が3分ですので、もうまとめて答えてもらったら結構ですわ。

まず、今現在のシャープの全体像の状況はもう結構です。要は第1工場は今あいていますよと、過去の中国への売却等があつて。だから、第1工場にスマートフォンを事業とするものの生産体制。だから、事業の目的、いつから操業開始か、それから設備投資額。去年の12月の日経では1,000億と書いてありましたが、現状で1,000億に変化があるのかどうか。現実につかんでいる投資額を教えてください。

それと最後に、これは通告はしておりませんが、スマートフォンの事業は何年展開されるのか。5年なのか、10年なのか。わからなかったらわからないとはっきりと答弁してください。

まず1点目、これで終わります。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず1点目の稼働の開始時期でございますが、第1工場でのスマートフォン向け中型液晶パネルの生産開始は来年の春と伺っております。

また、第2工場ですが、これにつきましては、タブレット端末向けの中・小型液晶パネルの生産でございますが、現在、試作段階でありまして、年内には量産を開始されるということで伺っております。

それから、投資額でございますが、投資額につきましては、第1工場におきましては正式な発表はされておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。ただ、第2工場につきましては、新展開に伴います投資額は100億円程度と伺っているところでございます。

それと、何年程度スマートフォンを中心にとというご質問でございますが、こちらについても伺ってございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

雇用人数は幾らかつかんでみえるのか。それと、所管は市民部長にあるかと思うんですが、今回、私の想定している投資額1,000億より少なくなるんじゃないかな、そんな予想もしておるんですが、仮に新聞紙上で書いてあることを前提に、1,000億投資したら、税収面でプラス要因の影響はどれだけ出るのか、それだけちょっとご答弁願います。

○議長（大井捷夫君）

時間も迫っております。簡潔に答弁願います。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

雇用の関係でございますが、第1工場は当面社内異動によりまして、本年10月には約200人の亀山工場における雇用増加があると伺っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

仮に1,000億の投資がなされた場合、償却資産としての税としては約11億ちょっとということでございます。

○議長（大井捷夫君）

宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

(午後 2時06分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田耕一でございます。

通告に従いまして、早速一般質問に入らせていただきます。

今回は2件の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、学校体育施設の整備について伺いいたします。

私は、学校教育は知育、徳育、体育の3本柱をもって行われていると考えております。この学校教育の3本柱のうち体育について、ある辞書をひもとくと、学校体育とは、知育、徳育に対して、適切な運動の実践を通して身体の健全な発達を促し、運動能力や健康な生活を営む態度などを養うことを目的とする教育、または教科と記されております。

また、先月、8月24日に施行されたスポーツ基本法第17条に、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつスポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、その他のスポーツ施設の充実云々とうたわれております。

このような観点をもとに、学校体育施設について、3点を確認させていただき予定でございますが、その前に、前段で、学校教育の中で亀山市として体育をどのように位置づけているのか、伺いをいたします。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員が先ほどおっしゃっていただきましたように、体育という教科の取り組みについてご説明をさせていただきます。

子供たちに生きる力を身につけさせるために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身につけさせるということは非常に大切であると考えております。その中で、特に体力づくりということは、いろいろベースになる非常に重要な要素の一つだと認識しております。

体育という教科を学習指導要領の観点から、その教科の目標について述べさせていただきますと、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図るという目標で設定されておまして、各学校においてもそのような目標のもとに実践を進めさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。私の思っていること、あるいはいろいろな書物等で確認したことと内容

的には同じような中身だと思っておりますので、その中身に基づいて、早速3点を質問させていただきます。

まず1点目として、現在、市内に3中学校ございますが、この中学校運動場、きょうは運動場に特化して確認させてもらいたいと思いますけれども、運動場の現状について、どのように考えてみえるといったらいいか、どのような状態であるというふうに位置づけているか、ちょっとご答弁をよろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ご質問のありました中学校のグラウンドでございますが、広さ、面積について、少しお答えをさせていただきますと思いますけれども、亀山中学校で1万863平米、中部中学校で2万8,500平米、関中学校で9,663平米でございます。文部科学省令で定める中学校の設置基準の運動場の面積は満たしているところでございます。

次に、排水状況でございますが、亀山中学校につきましては、平成7年度に側溝などの改修工事を実施しておりますが、現在は排水状態も悪く、降雨後すぐには使用できない状況であると認識をいたしております。

なお、グラウンドを使用しているクラブ活動の状況でありますけれども、亀山中学校では、野球部やサッカー部、ソフトボール部、テニス部、陸上部の5部が、中部中学校では野球部、サッカー部、陸上部、ソフトボール部、テニス部の5部が、また関中学校におきましては、野球部、サッカー部が使用している状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今ご答弁いただきましたグラウンドの状況でございますけれども、面積を今お示しいただきました。中部中学校は2万8,500平米、それから亀中が1万863平米、関が9,663平米ということで、いずれも生徒1人当たりの基準はクリアしているということは、私も過去から見てきてお聞きもしておりますから、理解できるんですけれども、中学校の場合、体育の授業で利用するのであれば、十分すべての面積はクリアしておれば問題ないかと思うんですけれども、先ほど教育次長の答弁がありましたように、クラブ活動で使っておりますわね。特に亀中、関中も決してグラウンドが広いことないですけれども、亀中を例にとってみますと、あの狭いところで野球とサッカーと、あるいはソフトボールが一同に練習していると。たまにはグラウンドの譲り合いをして、時間をずらしてやっていることもあろうかと思っておりますけれども、グラウンドを譲り合いして、野球部、1クラブが使うとして、しかし、それでも、例えばあそこで試合をすとなつた場合、十分な場所があるかといったら、やっぱりないと思うんですよ。サッカーにしてもしかりだと思います。

過去に私、申し上げましたが、生徒の数が100人の学校であっても、1,000人の学校であっても、クラブ活動では同じ広さの面積のグラウンドを使うわけですね。うちの学校は100人しかおらんで、例えば野球の試合を5人でしようかということにはなりません。やっぱり9人の選手

がおって、ホームベースから1塁までは27メートルぐらいでしたか、それから外野の守備位置等考えていけば、1人当たりの面積でクリアしているから大丈夫だというわけにはいかないと思うんですよ。サッカーにしても、例えば縦が105メートル要ると。当然とれませんわね。そういうことを考えていきますと、やっぱり基準をクリアしているからオーケーなんだというわけにはいかないと思うんですよ。関中にしても、この状況は変わらないと思います。

その辺につきまして、ずうっと従来から、過去から変わっていないわけですから、対応を考えてみるべきかと思うんですけれども、その辺についての問題点を指摘したいと思います。

それから、亀中の排水、水はけは本当に惨たんたるものですね。これも私、過去から申し上げておりますけれども、過日の台風のとて、相当水が出ました。今の時期は夏ですから、まだ相当な水があつて水たまりがあつても、比較的早くに乾いてしまうわけですから問題ないんですけれども、例えば曇り空の日が続いたりとか、もう少し時期がずれて、秋から冬にかけてはやっぱりなかなか乾燥しないですから、一度降ったら、3日、4日は使えないという状態は従来と変わっていないと思います。その辺について、早急な対応が必要かと思ひますけれども、この件について、改めて、どのような考えで今まで放置してあつたのか、確認したいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山中学校のグラウンドは、皆さんもご存じのように狭隘であるため、今までからクラブ活動に支障を来しているのではないかというご質問でございますけれども、亀山中学校では、先ほど申し上げましたとおり、野球部など5部が使用しておるような状況であります。このことから、各クラブが練習内容等に応じ、西野公園運動場の各施設や亀山公園庭球場などを借り上げ、クラブ活動を行っていただいているところでございます。

また、関中学校におきましても、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンドなどを借用することにより対応をいたしているところでございます。

私も、亀山中学校のグラウンドも見てきましたけれども、この8月にPTAのご尽力を得て、側溝の掃除も泥揚げもしていただきまして、各学校の中で保護者等にも協力を得て、ご努力をいただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

次長の方でも問題意識はお持ちだと思います。当然あの状態を見て、無関心でおられる方は多分見えなかつたかと思うんですけれども、ならば、何らかの手だてを早急に打つべきじゃないかなと、かように思ひます。

いずれにしても、今ここで言つて、簡単に早急な対応ができるというご答弁はいただけないと思ひますけれども、これは所管している教育委員会だけじゃなしに、行政全般の問題として問題意識を強く持つていただきたいと思いますので、その辺のところ、よろしくお願ひいたします。

続いて、2点目でございますけれども、同じように小学校の運動場の現状、いいグラウンド、そ

れから悪いグラウンド、相当格差があるかと思いますがけれども、いい面、悪い面を含めて、現状のご説明をよろしくをお願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

小学校のグラウンドの広さ、面積でございますが、亀山西小学校は4,500平米、亀山東小学校は7,603平米、亀山南小学校が6,024平米、昼生小学校が6,449平米、井田川小学校が1万3,980平米、川崎小学校が9,014平米、野登小学校が8,170平米、白川小学校が4,289平米、神辺小学校が6,462平米、関小学校が9,215平米、加太小学校が2,890平米でございます。なお、小学校につきましても、文部科学省令に基づく設置基準面積は満たしているところでございます。

次に、小学校のグラウンドの改修につきましては、主に排水対策として、大規模改修を計画的に実施いたしております。平成17年度に亀山西小学校、平成19年度に昼生小学校と野登小学校、平成20年度には井田川小学校の改修を実施してきたところでございます。また、日常的なグラウンドの整備・管理につきましては、各学校において砂の充てんなどを対応していただいております。

なお、亀山東小学校につきましては、排水状態が悪く、大雨が降りますと、グラウンドに水がたまり、雨水が校舎ピロティ一部分まで流れ出す状況があり、排水経路等の問題などもあり、関係機関と現在調整を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

小学校の方のグラウンドの現状についても今ご説明いただきました。

広さの部分につきましては、加太小学校は少し狭いですが、小学校の児童が日ごろ利用する、あるいは授業で使用する分には何とか不自由せずに使っているんじゃないかなあという感じはしているんですけども、運動会とか、そのときはちょっと疑問に感じる部分もあるんですけども、そういうことで問題ないんですけども、やっぱり排水、水はけですね。それから、グラウンドのでこぼこ、悪いグラウンドといいグラウンドは極端な状態かと思うんですよ。亀山南小学校が、私も喜んでいるんですけども、天然芝のグラウンドになりました。水はけもまあまあで、いい状態を保っているんじゃないかと思っているんですけども、ほかのグラウンドで改修されたところにつきましても、排水もうまくいって、いい状態で保っているというのは私も理解しております。

しかし、例えば亀山東小とか、あるいは川崎小は、比較にならないほど状態が悪い。この辺について、今後改修計画も当然入ってくるかと思うんですけども、本当にその辺のところ、例えば行政の方、あるいは各学校の先生方、どの辺まで何とかせないかんといい認識をお持ちなのかなというの是非常に疑問に感じております。十分な、例えば教育委員会と、それから各学校と連携をとって、問題意識について協議したことはあるのかどうか、ちょっとその辺のところを確認したいと思

います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校と教育委員会とどんな協議をしてグラウンドの整備を行っているのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、昨今見ていると、運動会の前ですと、学校からはいろんな要望が上がってまいります。砂を入れたいとか、8月にPTAの皆さんに各学校ではお世話になって、ならしてもらおうとか、草を取ってもらおうとか、また排水の整備をしていただくとか、大変PTAの皆さんにはご尽力をいただいております。

教育委員会としましても学校と協議をして、どんなふうなことをやっているのかは、管理職と教育委員会と絶えず打ち合わせをやって、絶えずというか、要望を聞いたり、それに対して、うちが気がついたところにはどうされますのというような話をしておるところでございます。

今言われましたように、例を出しますと、亀山東小学校では排水の問題を校長と教育委員会と一緒にになって、どうしていこうと。少し整備までには時間がかかりますので、雨水対策を近々にはどんな対応ができるのかというような話し合いも、この前、一緒に現場を見たところがございます。

また、川崎小学校においても、この前、校長と私も一緒にになって、どうすると。グラウンドの方が低いよなという話で、まず砂を入れてもらおうかということで、この運動会は乗り切ろうかというような話をしたところでもございまして、すべての学校と全部やっているわけじゃないですけども、主なところについてはそういう話し合いをして、緊急の対策はどうしようと。長期的にはどうしようというふうな形で、話し合いを進めさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

3番目の質問に入りたいんですが、整備の現況につきましては、今の次長の答弁の中に含まれた部分もあろうかと思うんですけれども、今後の整備計画、早急に対応せないかん運動場は、私は、現在3校あるんじゃないかと思っているんですけれども、その辺について、具体的な整備計画をお持ちなのか、あるいは既に取りかかる準備があるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

本学校のグラウンド整備の今後についてでございますが、本年度、亀山中学校のグラウンドについて、排水対策のための改修を予定いたしておるところでございます。なお、グラウンドの拡張につきましては、現在のところ困難であると考えているところでございます。

次に、亀山東小学校であります。さきにご答弁させていただきました現状から、近々に取り組みなければならないものと認識をいたしております。しかし、グラウンドの排水経路等の問題があり、現在、関係各機関との協議、調整を行っているところございまして、この調整等が整いまし

たら、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ご指摘をいただきました川崎小学校などのグラウンド整備につきましては、グラウンドの機能低下や利用状況、また学校施設整備計画等も見きわめつつ、順次計画的に整備を進めていく必要があるものと認識をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

整備計画は遅々として進んでいないようですけれども、進めていただいているというふうに判断をさせていただきますけれども、日ごろの整備を小まめにやれば、そんな極端に傷むこともない部分も結構あると思うんですね。一番端的なのが、例えば遊具の滑り台の下とか、それからブランコの下、大体水たまりになっていますね。ほったらかしです。あのところぐらいやったら、一輪車に1台の砂でも運び込めば、すぐに処理できるところが、学校としてはそのままほったらかしで、3日も4日も水がついているとか、あるいは園庭の隅の方に草が生えているとか、こういうところにつきましても、今までであれば、例えばPTA、地域の方との奉仕作業等で整備してもらっておる部分もあるんですけれども、こういうものは、例えば子供にさせても、あるいは学校サイドで職員の方々が5分、10分あれば、うまく対応できる部分もあろうかと思しますので、うまく子供さんを使うとか、先生方で有効な手段をもって対応していただければありがたいと思います。

それから、私が一番気になるのは、学校グラウンドへ車が入りますね。やむを得ないという声もいろいろ聞くんですけれども、特に端的なのは、またもとに戻りますけど、亀中のグラウンドなんか、イベントがあると大体グラウンドが駐車場になります。天気の良いときであればいいんですね。足場が悪くても、結構車を入れる場合があるんですね。それをだれがちゃんともとへ戻すんやとなった場合、生徒、あるいは業者さんも入るかもわかりませんが、十分な手入れができない部分があって、余計悪くなるというようなこともありますので、対応をうまく今後やっていただくように強くお願いして、この点についての質問を終わりたいと思います。

続きまして、2点目の雇用の現況と対策についてお伺いいたします。

三重労働局の発表によりますと、7月の月間有効求人数、1ヵ月間、7月中に有効となっていた求人ですね。企業からいただく募集の求人ですが、県内九つの安定所をトータルしますと、2万3,441人分ありまして、前月比プラス4.2%。逆に7月中に九つの安定所の方で仕事を探してみえた方3万4,105人、マイナス1.3%ということで、7月中の月間有効求人倍率は0.69倍という発表がございました。この月間有効求人倍率というのは、過去にも私申し上げておりますけれども、仕事を探している方1人に対して何件の求人があるかという数値をあらわしているわけでございますけれども、0.69ということは、1人の求職者の方に0.69人分の求人しかない。ということは、100人仕事を探しておれば69件しかないというような数字をあらわしてございます。

同じような形で、7月のみに新たに仕事の申し込み、あるいは求人の申し込みをされた数を数値であらわしますと、1.12倍ということで、2ヵ月ぶりに改善しているというような発表でございます。

この結果によって、三重労働局としては、県内の雇用失業情勢は持ち直しの動きが見られるもの

の依然として厳しい状況にあると判断をしているようでございます。

亀山市を管轄する鈴鹿公共職業安定所を見ますと、求人倍率は0.50倍、県内平均トータルよりも0.19倍ほど低いわけでございますけれども、この数字は、県内9安定所で最低の倍率なんです。数字で判断する限りでは、県内で一番厳しい雇用情勢の地域と言われているわけです。鈴鹿、亀山、四日市という北勢地区というのは企業数も多いですから、普通であれば求人倍率は非常に高い地域なんですけれども、なぜかこの鈴鹿地域、今、県内で一番低いと。尾鷲、熊野などの企業数が少ないところを管轄している職業安定所よりも低い倍率の地域となっております。

そこで、まず最初に、鈴鹿公共職業安定所の管内にこの亀山市は属しているわけでございますけれども、この亀山市内の企業の雇用状況について、行政としてどのような動向にあるか把握をされてみえるかどうか、確認をしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

鈴鹿・亀山地域は自動車関連を初めとした製造業が多く立地をしております、震災による影響や長引く円高のあおりを受ける企業が多く、また非正規労働者の割合が多いことから、不況の影響が求人倍率などの数値に顕著にあらわれているというふうに考えております。

7月だけを見ますと、議員申されましたように、5ヵ月ぶりに求人者数が求職者数を上回るという結果となりまして、自動車関連産業の復調などにより数字の上では回復傾向にあると。しかしながら、市内数社から聞き取りを行いましたところ、4月以降に削減した請負や派遣などの期間雇用の採用はあるものの、正規労働者の雇用にまでは至っていないということであり、依然として厳しい雇用情勢が続いているというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

行政の方も厳しいということは把握されているようでございますけれども、状況の把握、市内の数社の企業から聞き取りをしているということでございました。私、いつも考えているんですけれども、亀山市内には相当数の企業がございますけれども、なぜ行政、担当職員でも、あるいは管理職の方でも構いませんから、常に企業の方へ顔を向けて、企業訪問して、そこで顔を突き合わせて、その状況について話し合いをして、状況把握ができないのかなど。その中で、状況によっては、あと1人募集をどうですかとか、いや、今このぐらいの人が余っているのやけれども、どこかの企業で転職という形で引き受けてもらえないだろうかというような情報交換ができる機会はあるかと思うんですね。そういうことで、企業との連携をもっと密にしていく手段、手法をとっていくことが必要でないかと思っております。

求人とか求職のことにつきましては、基本的には職業安定所と企業の問題であり、そこへ入っていくとなれば、当然企業関連というと、業界団体、商工会議所等が関連してきますから、直接行政としては関係ない部分もあろうかと思っておりますけれども、これは全国どこにでもあるんですけれども、雇用対策協議会というのがございますね。ここは事務局が亀山市役所の中にあるんですけれども、

この雇用対策協議会と申しますのは、会員企業の労働力確保と雇用の安定に努めて、企業間相互の協調と親睦を図り、地域産業の振興に寄与するというを目的に活動している団体となっております。基本的にはこの団体は、昭和40年前後に中卒、高卒で、新規に学校を卒業される方が金の卵と俗に言われていた時代に、企業の方からこういう組織をつくって、高校や中学校へ求人、働きかけをするための組織としてできたわけですが、今の時代はこの逆ですから、本来の意味の雇用対策協議会の仕事はちょっと逸脱してしまうかわかりませんが、いつ同じような状況が起こるかわかりません。そのときに、企業との連携を密にしておけば、情報交換、横の連絡も結構できるわけですから、こういうところを利用して、せっかく事務局が行政、市役所の中にあるわけですから、活用して状況把握等について積極的に行っていくというお考えはございませんか、確認します。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

雇用対策協議会との連携も含めて、今、亀山市で取り組んでおる雇用の把握とか、企業との情報交換についてお話をさせていただきたいと思いますが、まず把握の関係では、ハローワーク鈴鹿を初めといたしました労働関係機関との連携を図るとともに、市内の主な事業所を定期的に雇用や経営の状況について、電話などで聞き取りをさせていただいております。また、雇用対策協議会を通じまして、会員の事業所における採用の予定などをお知らせいただいております。

それから、この企業の方々との情報交換でございますが、亀山市雇用対策協議会や、また名阪亀山関工業団地企業協議会というのがありますが、そういった場、またそのほかに事業所などを訪問させていただきまして、情報交換を行っておるところでございます。

議員言われますように、さらにこのほかに事業所の訪問の機会をふやして、さらなる連携強化というのを図っていくと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

ともかく積極的な企業との情報交換の場をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2件目としまして、来年3月、新規学校卒業予定者の求人状況についてお伺いいたします。

日銀は、8月の金融経済報告の中で、3月11日の大震災後に大きく落ち込んだ生産や輸出は、供給面の制約が和らぐ中で増加を続けており、設備投資も、被災した設備の修復もあって、総じて持ち直しており、また個人消費は一部で弱い動きが続いているが、全体として持ち直していると発表しております。

そんな中で、あす9月16日から、将来ある新規高校卒業予定者の就職選考が開始されます。聞くところによりますと、新規学卒者の採用計画の策定がおくれている企業もあるのか、求人票提出

の出足がおくれていると言われております。市内事業所の学卒者用の新規求人とはどのような状況にあるか、把握してみえるようであれば、お示してください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず鈴鹿管内では、7月末現在の高校新卒者の求人倍率といたしまして、昨年同期を0.13ポイント下回る0.89となっております。求人が求職希望者を下回っておるという状況でございます。

また、亀山市の雇用対策協議会では毎年会員事業所と県内の高校進路指導主事との求人懇談会というのを開催しておりまして、雇用確保の取り組みを行っておりますけれども、会員である市内の48事業所の来春の高卒採用予定につきましても昨年を下回っておるという厳しい状況であるところでございます。

参考でございますが、亀山高校の求人数につきましては、就職希望者を上回る求人がありますものの、昨年に比べて、ややこの求人も減少しておるというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今、国分部長が申しましたように、求人を出足が遅くて、昨年よりも多少少ない状況というのは私も聞いております。ちなみに8月31日現在の鈴鹿公共職業安定所が受け付けをしている求人の件数は125件、それで人数は442名分の求人みたいですけど、これ、8月31日現在の数字なんですけれども、この440人という数字は、去年の場合であれば7月末にクリアしている数字でしたので、求人を出足が1ヵ月おくれているのかなと。トータル的には、昨年度は鈴鹿職業安定所の管内は539人の求人を受理していたという状況でございます。

ちなみに亀山市内の場合、市内の事業所から出ている求人は38件で119人分の募集。これは本当の個人の事業主さんから、シャープさん、古河さんとか、日東さんとかいうような大手企業、それから自動車関連の企業も含めて119人の求人数と。少数は少ないですね。

私がずうっと求人歩みみたいなのを判断しておりますと、例えば去年であれば5人採用した企業がことしは3人とか、3人であったのが2人とか、こういう形で、トータル的にやっぱり求人数は減ってきているんじゃないかという感じがしております。

先ほど私、申しました雇用対策協議会等を利用して、訪問して、その中で、おたくの会社は2人しか募集してないなど。3人にしてもらえないかなというような形で、1人の求人アップとか、ゼロのところやったら、何とか1人お願いできやんかな。求人を出してもらえないかなというような働きかけをしていくことも非常に重要なことかと思っておりますので、今、雇用対策協議会の会員企業48社と申されましたので、48社であれば、1日1社行くにしても2ヵ月あれば行けます。1日3社、4社ぐらいは可能かと思うんですよ。1ヵ月あれば、何とか各社訪問してお願いすることもできないことはないかと思っておりますので、電話とか文書ですするというのは、やっぱり企業を訪問して、企業のトップの方、あるいは採用の担当の方とお会いして、いろいろな状況をお聞きするのは非常

に重要なことかと思うんですよ。当然会社へ行けば、その会社がどのような業種の仕事をしている、どういう作業をしているということを見る機会は結構多いと思いますので、もし何かのときにそれを参考にして、行政の仕組みの中へ生かしていくこともあろうかと思しますので、ぜひ訪問するというを前提にしての行政の活動をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3点目の企業誘致の計画とトップセールスについてということで確認をしたいと思ひます。

不安定な雇用や経済情勢の中で、地域経済の発展や活性化のためには、新たな企業の市内への進出や市内企業の事業規模の拡大が不可欠と考えております。

そこで、3点目として、亀山市内への企業進出や誘致について、現在、具体的なお話、計画は出していないのか、その現況、状況についてお伺ひいたします。

あわせて、企業誘致などに関して、市長のトップセールスは行われているのか。行われているのであれば、その内容についてお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ここ数年の景気の低迷や円高などの影響によりまして、企業の設備投資に対する投資意欲というのが回復していないという状況下におきまして、やはり市内での新規立地、また事業展開の動きも一時に比べて鈍化をしておるといような状況でございます。

そのような中で、現在、企業立地の予定でございますが、宮村議員のご質問でもありましたが、シャープ亀山工場が進める新たな事業展開というのが一つございまして、それに加えまして、亀山関テクノヒルズ工業団地で立地を検討しているという企業もございまして、さらに、既存企業が市内で新工場を操業するという動きがありますので、現在はその事業化に向けまして、交渉、また諸手続や調整、事務的な支援というよう形で取り組んでいるところでございます。

また、トップセールスの件でございますが、これらの企業を含め、企業誘致に際しましては、立地を検討している企業へ積極的なトップセールスを行いまして、支援策や市のPRを市長みずから伝えるということにより、即効性とか実効性のあるアピールに努めているところでございます。

さらに、進出企業だけではなく、地元企業との連携を深めるということで、市内企業への市長の訪問というも行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

シャープを初めとして、数社の亀山への進出の計画があるような答弁をいただきました。宮村議員の質問に対して、シャープが具体的にわかっていると。ただし、200人ぐらいの規模は多分亀山へは住まわれないんじゃないかなという感じが、私自身はある程度の情報で把握しているんですけども、宮村議員の質問の中で、亀山市の人口は5万人切ったと。早急に5万人をクリアするようにならなければならない、私たちもちょっと寂しい感じがしているんですけども、

今、約70名くらいが足りないという中で、簡単に転入予定、70人の方が亀山に転入してくるということは非常に難しいことと思います。しかし、1社企業がこちらへ来ていただければ、新規にでも、あるいは増設でも何でも構いませんけれども、70人くらいの方はすぐにこちらへ住まわれるだろうと。それも、隣のまち鈴鹿からの転入とかではなしに、市外だけじゃなしに、県外からの企業進出、こちらへの移転とか、誘致がうまくいけば、本当に、シャープが越してきたときみたいな形で非常に大きな効果があるかと思しますので、ぜひその辺の誘致活動をお願いしたいと思います。

ただし、何度も申し上げますが、厳しい経済情勢の中でありますので、それだけに平時と違って、より活発なセールス活動をより広範囲に行っていかなければいけないと私は確信しておりますので、その辺のところにつきまして、市長のご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

今、国分部長が申されました企業の進出等につきましては、私ははっきり申しまして、ある程度前から、確かな情報ではないですけれども情報を得ておりました。私の立場でも情報を得られたということは、行政に見える方であれば、早くから広範囲に動けば、おいしい話という言葉はちょっと失礼な言い方になるかも知れませんが、いろいろ亀山市として有益な情報というのを把握すること、つかむことは可能かと思しますので、そのところ、どのような気持ちを持って活動に立ち向かわれているのか、最後に市長のご答弁をいただきます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長に答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

企業立地政策についての市長の考え方はということございまして。先ほど申し上げましたように、私自身のトップセールスはもちろんでございますけれども、幹部、それから担当職員、この3層でもって、先ほどおっしゃっていただいた活発で広範囲な立地政策を展開してきておるところでございますが、なかなか成果に、こういう事情でございますし、先方の状況もございまして、現時点で実となっておらない部分がございまして、しかし、全体として、非常に活発に展開してきたというふうに考えております。

同時に、東京、大阪の三重県人会に対して、3年前からアプローチをかけておりますこと。さらには、メガバンク、それから中小の金融機関との情報の共有を図るように今努めてまいっております。県との連携もさらに強化をしながら、ぜひとも今後へつながるような企業誘致政策を展開していきたいと、このような思いでございます。

同時に、誘致だけではなくて、もちろん既存の企業がさらにこの地で投資をしていただくような状況が生み出せますように、そういうことにも心を砕いていきたいというふうに思っておりますし、現実にも、先月、市内の事業所の市外にあります工場なんかへ私自身も寄せていただいて、亀山のPRというか、「亀山のすすめ」と題して講演もさせていただいたり、そういうありとあらゆる策につきまして、今後もしっかりと進めていきたいというふうに考えておりますので、議会の皆様方の引き続いてのご支援をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 2時54分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

自民党の高島 真でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

去る東日本大震災以降、私たちの生活に対する考え方や人と人とのつながり、まちのきずな、地域のきずなの大切さが改めて問われることとなったと思います。殊さら防災、節電に対する考え方がそうです。私もそうでしたが、水道をひねると水が出る。スイッチを押せば電気がつく。そして冷えた部屋、快適な生活が約束されたような感じでありましたが、震災以降、電気の大切さが切にわかったのではないのでしょうか。

今回、私は、公共の電気、公共の節電のあり方について質問させていただきます。

まちには防犯灯や街路灯、通学灯など、たくさんの明かりによって市民の安心と安全が守られています。そこで、今回は防犯灯、街路灯、通学灯のLED化について、ご質問させていただきます。

まず、質問の前に、LEDとは何ぞや。皆様もご承知かと思いますが、特性について少し触れさせていただきます。

今使用している蛍光灯との比較ですが、消費電力23.5ワットですが、LEDにすることによって、わずか8.5ワットに下がる。2番目は、寿命も約7倍の6万時間の寿命があること。そして3番目には、LEDに関してはCO₂の削減効果が大。エネルギーを直接光にかえることによって、温暖化防止やCO₂約64%の削減に寄与できること。そして、取り付けは、今現在ちまたでは安定器の交換とか機械の改造とか言われますが、インターネットで調べますと、取り付けは従来どおりグロースター式、ラビットスター式、インバーター式に関しては、技術革新もありまして、差し込むだけで使えるという蛍光灯も出てきております。そして、人体に有害な紫外線はゼロ、電磁波、さらにゼロ、ちらつきも少ないと。

私が言うのは利点性ばかりですが、しかし、今までの懸念材料としては、1点しか照らさない。そして色が白過ぎて見えにくいという懸念材料がありましたが、今現在、技術の進歩により、その点は払拭されていると私は聞いております。

そこで、亀山市におきまして、今、市内防犯灯の設置の数についてお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

防犯灯の基数ということで、議員が申されたように、地域の安全・安心なまちを進めることを目

的に設置をされている防犯灯につきましては、自治会で設置をしていただき、維持管理を行っていただいております。この防犯灯設置につきましては、亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱に基づき、新設、または修繕不能の防犯灯設置に対して、1基につき上限2万円とする設置費用の3分の2に相当する額を補助いたしているところでございます。

議員お尋ねの設置基数でございますけれども、平成22年度末現在の防犯灯設置総数は4,234基で、そのうちLEDは22基でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

4,234基、私の聞き及んでおるところによりますと、4,234基の防犯灯がございまして、年間電気代は1,203万3,939円という数字に間違いはございませんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

電気料金につきましては、平成22年度の防犯灯の電気料金は1,203万3,939円、議員の申されるとおりでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

約1,200万のお金が市民の安心・安全のために使われておると。

そこで、私が言いたいのは、やはり電気代、人件費といいますと、企業で言うならば固定費に入るわけです。固定費の中に手を突っ込んで、そこの中で節電をしていこうという考え方でございまして、LEDに器具までかえる必要はもうなくなりました。そこで、球だけでもかえていけば、私の試算ですと年間約400万円弱、360万円から400万円の間で節電ができると思うのですが、ご所見の方はどうでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

LED化にするとどれぐらいの差が出るかというようなことで、実際に幾らというのは直接的に調査をいたしておりませんが、高知県の日高村の資料ということで、月間電気料が20ワットの蛍光灯で250円、LED灯にすると約190円ということで、年間にいたしますと720円の減になったというふうな資料をとってはございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

そこで、この亀山市としてもLED化を進めるべく対策をとられてはいかがでしょうか。いつも防犯灯に関しては、亀山市自治会の方である一定の負担はしてもらっていますが、節電することによってCO₂の削減、環境問題も考えて、削減の分、浮いた分で自治会の負担を少なくすることなど、LEDを推奨されてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現在の蛍光灯をLED化にしてはどうかというようなご質問でございます。

LED防犯灯につきましては、議員が申されるように、環境に優しく、省エネで、長寿命でありますことから、近年、LED防犯灯の需要が高まり、価格が補助対象内で設置可能となってきました。市では、新設や修理不能により取りかえの設置を希望される自治会に対しましてLED化をお願いしているところでございます。

本年度におきまして、自治会が設置、または取りかえ予定の防犯灯数は97基で、そのうちLED防犯灯81基、従来の蛍光灯の設置が16基でございます。今後、議員が申されるように、さらなるLED防犯灯の設置推進のため、現在設置しております蛍光灯の防犯灯のLED化に向けまして調査・検討をしてみたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

どうもありがとうございます。

市役所みずから節電するんだと。決して防犯灯を減らすことは考えられません、節電を考える上で、もっともっとふやすべきで、JRにあつては青色のLED。何が効果があるのかなと聞きますと、やはり自殺予防にもなる。それと電気がないところには電気をつけて、不法投棄の問題も解決されるんじゃないのかなと私は思います。

そこで、市長のマニフェストの中に「安心のカタチ」というのがございまして、夜間の犯罪抑止に向け、年間100カ所の防犯灯、環境に優しい省エネルギー型の設備を行います。事業費2,000万円、期限1年以内。年間100カ所ということは、市長就任されてから2年半たちますが、今現在、短絡的に考えて250本設置されたのかなと。それをまずお伺いしたいのですが。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

大体1年間の防犯灯の設置基数につきましては、100基前後ぐらいの自治会からの要望を受けて、設置はいたしております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

年間100基つけられておると。それで、自治会のお金も負担をしてくれと。市長がつけると言ったのならば、市長がみずからお金を出して、負担を求めることなく推進していただきたいと思います。

それと、LED化については、防犯灯に限らず、市民部が所管する自治会の補助事業としてとらえるのではなく、この事業は市の主要事業の一つとして位置づけて、公共施設、市役所の中を一気に変えたら、それだけ環境の面にも、電気代の面にも優しくなるんじゃないでしょうか。市長、総括の方、お願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員ご提言をいただいた思いというのは私も同感でございまして、現在、本当に省エネ、あるいは環境に優しい取り組みを進めていこうということで、先ほどご説明をさせていただいた取り組み、これも前へ進めていきたいというふうに思っております。それは安心・安全のためという視点もご指摘いただきましたが、今、市内に4,200基、これを全部LEDにかえるということになりますと1億を超えるコストがかかるわけですが、しかし、長寿命化とか、いろんな環境面への配慮ということでは大変効果があることだというふうに思っております。同時に、一方で、電気代の使用ということにつきましても、これもご指摘いただきました年間1,200万程度でございしますが、全額補助をしておるというのも亀山独自、県内の14市でもあと二つぐらいしかなかったかというふうに思っております。自治会の負担を上げることなく、持続させていくためにも、LED化、省エネ型への推進を抱き合わせてやっていくことで、環境への配慮とコスト面でのメリットが享受できるというふうに思っておりますので、今後しっかりとこれは政策的に展開をさせていただきたいと。研究をさせていただいて、位置づけていきたいというふうに思っております。

なお、庁内のLED化につきましても、さまざま検討いたしてまいっておるところでございしますが、市役所の本庁舎におきまして、本年度1階南側、税務室前の改修時におきましてLED照明を採用いたしましたところでございます。現状ではまだまだ課題があろうかと思っておりますが、今後も庁舎関係の施設改修を行う際や器具取りかえのときなどに順次交換をしていくと。役所も率先をして進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

先ほど市長が言われましたが、費用は1億どれだけかかると。やはり費用対効果も考えなければなりません。経費の削減をしようというならば、やはり企業としては設備投資を行って、そこでやりくりしながらやっていかないと、知恵も必要ですけれども、ある程度設備投資というものを行って、役所の中もLED化を進めれば、昼休みでも暗いところで弁当を食べやんで済むのかなと、そういう思いが。私、よく歩いていまして、節電のために電気を切る。それは当然やと思いますが、ある程度節電がなされれば、一つ二つつけて、明るいところでご飯の粒を見ながら食べられるのじ

やないかなと私は思います。

それでは第2点目、防災体制についてお伺いさせていただきます。

東日本大震災のときには、津波で亡くなられた方の水死率が96%という報道がされました。

亀山市において、私、いろんな方のお話を伺っていますと、亀山市には津波が来やんで、まあ大丈夫やと。水で死ぬことはないで、ちょっと安心やと言われてました。先般、台風12号の折には、私、先週、紀宝町の方に行って泥出しをさせていただきましたが、そのの住民の方の話を聞いていますと、山やで水死はないやろうと思っておった。海からの水、それだけを考えていたと。そうしたら、山から津波が来た。言葉にもありますように、「山津波」という言葉もございます。

そこで、やはりこの台風の時でもそうでしたか、1点目にお聞きしたいのは、市内の備蓄品等の保有率は一体どれだけあるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市内の備蓄品の保有状況でございますけれども、まず市の備蓄倉庫は中央防災倉庫、関防災倉庫、本町防災倉庫など、市内に10ヵ所ございまして、今年度、亀山南小学校、野登小学校にも倉庫の設置を進めているところでございます。

備蓄品の主なもののみちょっと紹介をさせていただきますが、食料、これ乾パンとかアルファ米でございますけれども、現在のところ3万6,000食。それと、飲料水3万6,000リットル、赤ちゃん用の粉ミルク970食、発電機が、ガソリンで発電します発電機が30台、それとプロパンによります発電機2台、それと毛布が4,330枚、投光機37台、そのほかはおむつ、子供用、大人用のおむつでございますが、おむつでありましたりとか、簡易トイレ、その他、チェーンソーなどの救助資器材を備蓄しておるような状況でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

野登地区にも、いろんな地区にも防災倉庫を設置されると言われましたが、その中には食料品、毛布等は入っておるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今年度設置をいたします野登小学校、それと亀山南小学校でございますけれども、食料、飲料水のような備蓄品につきましては、設置させていただく防災倉庫が保温対策というんですか、そのような倉庫になっておらないということから、高温にならないような環境での管理が必要ということの中から、中央防災倉庫がそのような環境にありますことから、その倉庫に配備をしていくということに基本はさせていただいて、今回の野登小学校、南小学校の方につきましては、倉庫の中に

は食料の方を入れさせていただかない予定でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

倉庫の中には置かない。市の大きいところに置くということでしたが、亀山市は、北より八島川、安楽川、椋川、鈴鹿川、中ノ川とございます。それがはんらんしたときには孤立地域というのが必ず出てくると思うんですね。橋も水が出て落橋するはずで、あつてはならないですけども、あつたときに孤立世帯というのが確実にあります。先ほど防災倉庫のこちらは高温になるので置かないよという答えがありました。今、現存する防災倉庫の食料に関しては、温度調整、湿度調整をされておるわけですか、お聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今現在、備蓄倉庫として、食料等を集中的に保管をさせていただいておるところの代表的なものとして、中央防災倉庫、それと関防災倉庫でございます。それぞれしっかりした建物の中で食料品等を保存させていただいておると。特に温度調整というような形のものではございませんけれども、そういう環境の整っている倉庫の中で食料管理をさせていただいているということでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

わかりました。

やはり災害に遭われたら、まず被災者の方は、ああ命が助かってよかったな。次に、おなかですいたな。次に、眠たいなと、この三つが来るわけでございます。孤立になっても来るわけでございます。そこの1、2、3をカバーしておけば、市役所は4から始められるわけなんですよ。取り残された方の救出に向かうとか、そういうこともできるわけでございます。まず1、2、3、命が助かった、おなかがある程度満たされる、それと寝る準備が整う。そこをクリアして、そして自助ということがあって、今、その準備をしましたので、一日、一晚耐えてくださいよというお願い。それと、共助で、皆さん助け合って、市役所の公共の公助が入るまで一晚耐えてくださいよと。そういうことをしたらいかがでしょうか。そういうお考えは毛頭ないということでしょうかね。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほどご答弁させていただきました食料等につきましては、今、中央防災倉庫、関防災倉庫を中心に管理をさせていただいておるという形のご答弁をさせていただきましたが、大規模災害等が発生しますと市職員の方も被災をするということで、命が助かったということの中で、次、自助、共助ということの中で進めていただくわけですけども、食料等に関しましては、代表避難所の方の食料の配備につきましても、今回設置させていただく野登小学校、南小学校の方につきましては、

既に発注をさせていただいた中で配備をさせていただくわけですが、その中に食料を入れる状態にはないわけですが、学校そのものとか、近くのコミュニティセンターなど、公共的な施設の方へその配備ができないかというような形で考えておりますので、この地区以外の地区にもまだ倉庫が配備されていないところもございますので、そういうところの中で、また今後配備の方を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

その倉庫じゃなく、学校、コミュニティーの方に置かせていただくと。それでもいいのかなと思いますけれども、確かに、やはり一番に助かって、一晩生きておってくださいよと。そういう考えは、配達する人も被災するわけなんです。基本的に役所の人が持っていきからいいわという考えに立ちますと、役所の人は被災せんのかなと。普通の人だけ被災するのかなという考えになりますので、そこは一度考えていただきたいと思います。

そして、災害時における市役所体制についてですけれども、市長にお伺いしたいのですが、いろんな状況の災害を想定して、一体どの職員が来れて、だれが来れないのか、どういう体制を組めるのかというハザードマップみたいな感じで、1案、2案、3案と案を出していただいて、つくってもうているのかなということと、それで何人体制で救助に迎えると。そういうことはお考えで、もう出してもうてあるんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お尋ねの非常時における参集体制でございますけれども、今、二つに分けておりまして、まず風水害におきまして気象警報が発令をされた場合、市の体制といたしましては、警戒体制として災害対策本部を設置いたします。状況に応じて、1次配備、これは25名。それから2次配備、これが84名の体制をしいておるところでございます。さらに状況が悪化をして甚大な被害が発生するおそれがある場合、非常体制として全職員を配備し、応急対策に当たることと、このように規定をさせていただいております。

それから、地震の場合でございますが、震度5弱で警戒体制、78名、それから5強以上で非常体制といたしておるところでございます。

今少し触れられました市職員の居住地によりまして、被災の状況や内容によろうかと思いますが、職員が参集できないということも当然想定をしていかなくはなりません、そういうものに対して、やっぱり平時からしっかりと準備をしておく、シミュレーションしておく、あるいは訓練をしておくということは大変重要なことだと思っておりますが、基本フレームとしては、先ほど申し上げたような体制を想定して動いておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

やはり災害時において、いつも聞く言葉は想定外の雨が降った、想定外の水が来た、想定外の台

風が来た。そういうことに関して、いかに行政が想定外を想定内に持ってこれるのか。どれだけのリスクマネジメントをして、想定内をふやせるのかが一番大切かと思います。

今回、LEDに関してもそうですが、「キラリと輝く亀山」という文言がございますが、LEDに関しては、「夜もキラリ光る亀山」、それでお願いしたいと思います。

災害に関しては、いかに想定外を幅広く想定内に持っていくかをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

1番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時36分 休憩）

（午後 3時45分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、亀山市の防災に関してですが、先日から台風12号に伴う避難状況について、たくさん質問が続いております。

先日の全員協議会で台風12号の避難状況について報告をいただきましたが、棕川流域の川合町、井田川町、新椿世町、栄町北地区にわたる221世帯、600人に避難勧告が出され、実際に避難された方は、資料によりますと、東小学校についてはゼロ人、東野公園体育館については1人、そして井田川小学校については、時間で変わっていきながらも最大で44人ということですので、すべて合わせて大体50名ぐらいだと思うのですが、600人に対して、割合にすると1割に満たないほどであったということで聞いております。

確かに勧告には強制力はありません。実際に避難勧告が出された棕川は決壊することはありませんでしたが、やはり何かあってからでは遅い。避難することをもっと徹底させる取り組みを考えねばならないと思います。

もう一つ、東北で震災が起きてから、各地で防災に対する意識が高まり、避難訓練なども実施される機会が多くなっております。大変よいことではありますが、訓練の場合は、災害時ではなく、通常の状態避難をすることがほとんどです。本当に避難をしなければならないときは災害時です。大雨かもしれないし、暴風が吹いているかもしれません。深夜かもしれませんし、早朝かもしれません。だからこそ、このように勧告が出されたときこそ避難するべきであり、その経験を積む必要があるのだと思います。

例えば実際に避難勧告に従い避難所に行くとき、避難所で気づいたことはたくさんあると思います。何が困ったか、何が足りなかったか、何が不安であったか、こういったことを市は記憶し、今後の災害時に役立てることが必要であると思います。

今回、全員協議会の報告の中でも幾つか避難所でのことに対する意見が出されております。ま

た、私も幾つかご意見をいただきました。市でもいろいろと気づいた点があると思います。

話が長くなりましたけれども、二つお伺いいたします。

今回の台風12号の避難者数について、どう思われたか。また、避難しなかった人については、避難しなかった理由は調べたのでしょうか。お答えください。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

台風12号で避難勧告を出させていただきました。台風12号に伴います避難勧告についてでございますけど、議員ご紹介のとおり、9月4日の早朝から降雨が激しくなりまして、市内の河川が急激に増水し、特に椋川につきましては9日の午前9時過ぎに避難判断水位を超しましたことから、午前9時50分に、先ほどご紹介いただきました四つの自治会の方に避難勧告を発令させていただきました。

その後、避難勧告の周知でございますけれども、まず自主防災会長、自治会長と同一というんですか、自治会長も兼ねてみえましたので、こちらの会長の方への連絡と、代表避難所の代表者の方へ一報するとともに、広報車による広報、消防のサイレン、ケーブルテレビ、安心メールによる周知を行わせていただいたところでございます。

災害時に援護を必要とする方々につきましても健康福祉対策部の職員が直接訪問するなどし、対応させていただいたところでございます。

避難者数が少なかったということで、強制力のない勧告でございましたが、当対策部の方からは、各対象の地区の方へ広報車等を含めまして、いろいろな周知をさせていただいたところでございます。避難者数がちょっと少なかったのは、それぞれの判断の中でされたのかなというふうに思っております。

12号ではございませんが、台風6号で南鹿島町の方で避難勧告をさせていただいた後で、南鹿島町の方には二つの自治会がございまして、こちらの方へはアンケートを出させていただきました。8月の初めに出させていただきまして、8月末であったと思いますが、提出を既にいただいております。その中に、避難をしなかった理由という項目も含めまして調査をさせていただいております。まだ結果の方は今集計中でございますので、また集計をさせていただいて、どのような形で避難をされなかったのかということについては、その集計結果を出して、見てみたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

台風6号のときのアンケートを今調べているということでした。例えば避難勧告が出て、今回も広報車を走らせていたということでしたので、そのときに戸戸回っていったんでしたらば、そのときに、例えば避難に行かないという方がいらっしやっただったら、そのときに聞いたり、またできるだけ避難するように協力をお願いしたりすることがとても大事であると思います。調査した結果についてはまたお知らせいただきたいと思います。

次に、避難勧告の周知についてですけれども、先ほど台風12号の周知については、今、教えていただいたんですが、基本的に亀山市では避難勧告はどのような周知を行っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難勧告の周知でございますけれども、先ほどご答弁をさせていただいた南鹿島町、台風6号におきましても同様に広報車によりまして周知をさせていただいております。また、個別に地区の対象の方へ職員が訪問をさせていただいて、周知の方を回っております。通常どおりの形で、6号につきましても、12号につきましても、これからもというんですか、そういう形で周知をさせていただこうというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

今議会で多くの防災に関する質問が出されております。その中で、きのう、福沢議員の避難勧告についてのお話を伺いながら思ったのですが、周知の仕方には相当事前からの準備が必要なのではないかと思いました。実際、今現在では避難勧告の周知については、関の防災無線や携帯安心メール、広報車、ケーブルテレビ、先ほども申されました戸ごとの訪問とか、サイレンとかもあるそうです。その方法がとられているんですけれども、きのうの答弁では、市から自治会長さんや民生委員さんに避難するように指示する電話があったということでした。しかしながら、もし災害が起こり、大停電が起こった場合、また広域的に災害が起こった場合、そういうときに電話やメールは機能するのか、またケーブルテレビは使えるのか、広報車は走れるのか、また避難勧告のためにそれだけの人数を割けるのか。戸ごと訪問するというのはまず不可能だと思います。あらゆる手段を考えなければなりません。

6月議会で新議員が、きのうは福沢議員が提案していたエリアメールなど、一斉に多くの人に発信できるツールを利用したり、また地域ごとにきちんと連絡する手順を各地域の代表、また自主防災組織の方などと事前に確認しておくなど、細かい準備が必要であると思われま

す。また、避難指示、避難勧告の必要性についてですが、実はきょうのニュースであったのですが、
「台風12号豪雨犠牲者8割避難せず」というのがあったので、ちょっと興味があって見てみたんですが、今回、台風12号の豪雨で被災状況が判明している和歌山、奈良両県の死者、行方不明者、計62人のうち、8割に当たる計47人が避難指示、避難勧告が出なかった地域に集中していることが読売新聞の分析でわかった。つまり、指示や勧告が出なかった場合に市民の方は動かない、動けない、そういった行政依存があるのではないかということがちょっと思われると思います。

先日、私、明治大学の名誉教授の中邨 章氏の講演を聞いてきたんですが、その中で、公助と自助の国際比較というデータがございました。どういったものかといいますと、災害時に個人責任なのか、行政責任なのかということで、主要7カ国でいろいろ調査をしたものなんですけれど

も、本当でしたらパネルがあったらすごく見やすかったんですけど、ちょっと間に合わなかったの
で、個人責任だというふうにしている国は、例えばアメリカ、フランス、ドイツなど。1番のアメ
リカでは、これは個人責任だという方がほとんど、40%以上います。それに対して、日本人は1
3.2%、あまり個人責任ではないと思っている方がほとんど。それに対して、行政責任だと思っ
ている国は日本が断トツで40.8%だそうです。ほかの国は、2位のイタリアでも26.4%、つ
まり公助依存型の気が日本にはあると思われま。

こういった状況の中で、やはり日本は圧倒的に行政依存の体質になっている。避難指示、勧告の
必要性、重要性というのは肝に銘じておくとか、必要だと思いますので、その辺を踏まえなが
ら、本当でしたら個人の責任という気持ちも持っていなきやいけないんですけど、実際今そのよ
うな状況だということを把握して、避難勧告、避難指示については考えていかなければならな
いと思

います。
次に、避難所の状況についてですが、避難所には数十世帯が集合されたということですが、その
中で、実際に起きた問題、困ったことがあれば、教えていただきたいと思

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所を開設させていただきまして、いろいろ市の対策本部の中でも、6号のときにもですけれ
ども、最終の対策本部の中で反省をさせていただきました。それで、8月1日も同様に、各対策部
の部長から出ますさまざまな検証をさせていただいた中で、今回の議会でもご指摘いただいま
すトイレにつきましては、ちょっとうちの方も配慮が足らず、準備がさせていただけなかったとい
うこともございます。

それと、6号のときであったかと思いますが、やはり夏の暑い時期でございましたので、扇風機
とか、そこら辺もあった方がいいんじゃないかというようなところも出てきております。

これから環境整備に向けて、ちょっと検討をさせていただかなければならないかなというので、
細かな話になりますが、そういうような形で反省をさせていただいております。

避難所の方への情報伝達ですね。6号も途中まで河川の水位とか、雨雲レーダーの情報、そこら
辺のところについてもすぐさまでできなかった部分もありますが、ここら辺についても、結構早目か
らは避難所の方へ、当時は東小学校であったと思いますが、情報をお渡しして、12号の各三つの
避難所の方へも同様にそういうような情報を流させていただいたというような形で、運営の方はや
らせていただきました。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先日、きのうもそうなんですけど、衛星電話についての話題が何回か出ておりました。万一避難
が長引いた場合に、甚大な被害によって連絡網が寸断されたときに衛星電話が力を発揮するの
ですが、お話によりますと、衛星電話の充電は携帯と同じような感じで、当然停電時には充電が
できず、使えません。もちろん日ごろから充電をしておけば大丈夫なのですが、学校ではきちん
とされてい

るということですが、すべての衛星電話、すべての避難所に置いてある衛星電話が果たして充電されているのかということが懸念されます。ふだん私たちが使う携帯電話でさえ、充電を、私もよくありますけれども、忘れてしまうことがあります。それが、一度も使っていない非常時に必ず充電されているというのはかなり過信なのでは考えてしまうのは私だけではないと思います。

そんな中で、きのう、上田教育次長がご答弁の中で、教育現場での徹底した万一の場合の備えと確認、聞いていて、とてもすばらしいと思いました。何よりすばらしいと思いましたのが、代表避難所指定職員さんが有事に学校にいらっしゃったとき、学校職員が顔を知らなくて不審者扱いしてしまうなど、トラブルがあるかもしれないので、日ごろから顔を合わせて、お互いよく知っておく機会をつくるというお考えでした。

実は今回、この機会に提案、質問しようとしていたのもこのことなんですけれども、顔を合わせておくということはとても大事なことだと思います。だれが情報を持っているのか、だれに指示を仰げばいいのか、そして、だれに情報を報告すればいいのか。こういったときに、だれにというふうな代表の方がわからないとそこでまずおこなわれてしまう。そして、情報伝達が誤ってしまうおそれがあるんです。そういうことで、情報がうまく伝わらないということがあるといけないので、このことはとても大事だと私も思っております。

あと、現在、各部署で議論して、地域防災計画の再計画をしているということをお話で聞きましたけれども、もう一つ、ぜひ考慮していただきたいことがございます。それは、非常時の人のメンタル面のことなんですけれども、避難所は多くの人が集まっており、また被災時でもあるから、皆さん、平常時以上にストレスといいますか、神経過敏になっております。震災後、春ごろだったと思いますが、いつもお世話になっている多文化共生にかかわっているNPO団体の方からお話を伺いました。災害のため、事前の心の準備もなく、多くの人のごちゃに避難所に詰め込まれてしまったんですが、例えば外国人の人は言葉も文化もライフスタイルも違います。大きな声でしゃべったり、歌を歌ったりするだけでも、ふだん普通にしていることが周囲に理解されないなどで、けんかになってしまったり、言葉が通じないことによる衝突もたくさんあったそうです。また、小さな赤ちゃんが一緒のお母さんなどは赤ちゃんが泣くたびに寒い外に出ていかなければならなかった。授乳にも大変苦労していたということです。

もちろん避難所の議論においては優先順位がございまして、ただ、どうしてもこういうことも話し合っていたいただきたい。各担当の部署で話し合っていたいただきたいということで、今回、時間を割いてお話しさせていただきました。

次に、洪水ハザードマップについて、お聞かせいただきたいと思います。

この洪水ハザードマップは、私、避難訓練のときにいただいたんですけれども、まだつくったばかりで新しいということですが、今、あちこちで過去の記録を塗りかえる大雨、洪水が起こっています。このように、年々被害が甚大となっている今、このハザードマップの検証がもう一度必要ではないかと思います。

この中に洪水を想定するための条件というのが載っているんですけれども、鈴鹿川の場合は6時間で268ミリ、150年に1回の確率、そして椋川、洪水を想定するための条件は、1日間で340ミリ、1時間最大雨量90ミリ、30年に1回の確率というふうに書いてあるんですけれども、こちらも台風12号で最多雨量が2,439ミリ、亜熱帯並みだというふうなニュースが出ており

ました。この2,000ミリ超の雨量は国内では観測例がないため、亜熱帯並みの集中豪雨は想定されておらず、水害の対策の見直しが必要だとされております。やはりこういった面でも、もう一度ハザードマップを検証した方がよろしいかと思えます。

洪水ハザードマップの存在、これを知らない方も結構いらっしゃるかと思えます。また、防災マップと洪水ハザードマップの違いも混乱のもとになるかもしれません。例えば私の住む天神町では、防災マップ、この黄色いものですが、この防災マップとハザードマップ、防災マップでは1次避難所が天神公民館、和賀公民館などが含まれておりますけれども、このどちらもがけの上といえますか、かなり危険なところがありまして、土砂崩れの危険性があると思えます。そういった誤解によって、2次災害、2次被害はないのか。ここでお聞きしたいのですけれども、ハザードマップはどのような基準で警戒地域が決められているのか。また、1次避難所、指定避難所、代表避難所の違いは何でしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

ハザードマップの作成をした基準ということでございますが、まず浸水想定区域の条件といたしましては、先ほど議員ご紹介いただきました鈴鹿川は150年に1回、6時間で268ミリ、椋川は30年に1回、1時間で最大90ミリという豪雨を想定して、そういった雨が降ったときに川からあふれ出る水により浸水する区域を想定したということで、そういった想定が国土交通省及び三重県より洪水想定区域が発表されたということから、水防法15条に基づき、平成21年度に浸水想定区域に当たる自主防災組織、消防団、国土交通省、三重県、市消防、市職員から成る亀山市洪水ハザードマップ策定委員会を立ち上げまして、作成したものでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

1次避難場所と代表避難所の違いということでございます。

1次避難場所と代表避難所の違いについてでございますけれども、1次避難場所とは、災害が発生した直後に、家族や自治会単位などで一時的に集合する安全な広場などで、また代表避難所とは、各地区の防災拠点となる避難生活が可能で公共施設であり、小学校、中学校、市体育館を指定しております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

一時的にとということで、確かに公民館とかというふうに普通思うのだと思うんですけれども、安全が確認されてから、代表避難所に行って、そこで避難をするという形だと思います。

この危険箇所については、公的に調べたりとか、かかわるのも限界があると思うんですけれども、やはり実際にそこで住んでいて状況がわかる人が集まって、地域で話し合うなどの取り組みが必要であり、そして、それを公的に援助していく、支援していくという形が一番いいのだと思います。

例えば地域の人で集まってもらって、実際にその地区を歩いてみる。歩いてもらう。その危険箇所をチェックして、地図に落としていって、その情報を公的なところ、市役所とかに持っていってというふうな感じで、見える形にしていくという形で、また実際にやっていけばいいのかなと私は普通に思ったんですけども、こういった地域を実際に地域の方で歩いてみる。その歩いてみるのを、小学校の方とか、中学校の生徒さんとかと一緒に、みんなで一緒にハザードマップをつくっていくというふうな感じでやってみたらいいのかなと私は思ったんですけども、そういったこれからの取り組みというのも実際にやっていっていただければなあと思います。

というのは、新しく引っ越してきて地理がわからない方なんかは毎年毎年いらっしゃいますし、数年間で災害の大きさも随分変わってきております。随時毎年更新していかなければならないと思いますので、そういった取り組みが必要ではないかと私は思います。

次に行くんですけども、次に、防災に関する知識の啓発についてをお聞きしたいと思います。

やはり基本は、答弁でもいつもいただいておりますように自助・共助、これが一番肝心であると思います。そういった中で、最近では広報でも土砂災害についての特集を組んでもらったり、市でもさまざまな取り組みがなされておりますけれども、そのほか、市で防災に関しての啓発として取り組んでいることは何でしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災に関する知識の啓発につきましては、災害発生時に重要な役割を担っていただくのは地域の方々でありますことから、出前講座、市広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等、あらゆる機会を通じて、災害発生時の自助・共助の必要性や避難の方法、そのときの経路等についてご説明をさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

避難とか避難所についてとかをお聞きしているわけですけども、ほかにも引っ越しをしてきて亀山市がわからないという人だけでなく、たまたま仕事でとか、ちょうど通ってとか、観光で亀山市に入ってきた方もいらっしゃるはずで。そのときに、例えば地震が起こったり、土砂災害が起こったり、そういうことも恐らくあると思うんですけども、亀山市に住んでいない方、特に地理カンがない方とかは、代表避難所、避難所自体がわからないということも考えられます。

例えば鈴鹿市さんで、この前、新聞に載っていたんですけども、電柱に避難所のマークをつけるというふうなものも一個の案なんだろうなと思ひまして、ちょっとご紹介させていただきませんが、代表避難所のところにきちんとマークがあつたりとか、看板があつたりするんですけども、ふだん代表避難所の近くでないところなんかにも、ちょこちょこ代表避難所はあつちみみたいな感じで書いてある方が、もしも亀山市内の方ではない方がいらっしゃったときなどはどこに行っていかわからないと思いますので、こういったものもアイデアとしてはいいのではないかと思います。

3番目に移りたいと思います。防災協定について、ちょっとお聞きしたいんですけども、現在、

亀山市ではどのような災害時協定が結ばれているのか、こちらをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

亀山市が締結している応援協定は26件で、うち他の自治体間と締結しておりますのは8件、各種団体や企業等とは18件となっております。

人的支援や物的支援を中心とした自治体間の協定といたしましては、三重県市町村災害時応援協定、東海道五十三次市区町災害相互応援に関する協定と、昨年11月8日に締結いたしました市町村広域災害ネットワーク協定がございます。単一の自治体では負担の大きい災害対策ですが、このような協定を締結することで支援を行い、また支援を受けることで、被災市町の早期の応急対策を可能にすることができるものと考えております。

また、各種団体や企業等との間では、昨年7月1日に締結しました（財）中部保安協会との災害時における電気の保安に関する協定を初め、医療救護活動や看護応援活動、応急救護、食料や生活必需物資の供給に関するもの、またガス・ガソリンなどの燃料の調達、ライフラインの確保など、さまざまな協定を締結してきているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

災害時の応援協定について、26の協定があるというふうに今いただいたんですけれども、先ほど、顔を合わせる機会が大切だと申し上げましたけれども、こういった協定、実際にやはり顔を合わせてみないことには機能しないのではないかと思います。例えば20年前に協定したんですけども、一度も会議を開いていない。これではどうしようもないと思います。一体どのぐらいの頻度で協定の相手さんと顔を合わせているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

これだけの協定を締結しております中で、顔合わせと申しますか、定期的に応援協定の中で顔を合わせさせていただいておりますのは、東海道五十三次市区町の災害相互応援協定に関しては年に1回、それと市町村広域災害ネットワーク協定、これは昨年11月8日に締結したという西日本中心の参加市町でございますが、こちらの方については、昨年度では3回顔を合わせさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

やはり形だけというのが一番慢心、結局安全じゃなく、慢心で、備えになっていないということになってしまうといけませんので、ぜひともこの件については考えていただきたい。また、頻度も、

機会をつくっていただきたいと思います。

これに関連しまして、前回、防災の講習を受けてきたということをちょっとお話ししたんですけども、その中で、例えばなんですけど、この協定の一覧表をいただいたんですけども、国や県や市町村との応援協定、これ恐らく消防の方とかがもし亀山市が被災をしたときに来てくださると思うんですけども、相手は、例えば亀山市が被災しまして、九州や中国地方から来てくださったときなんですけれども、相手先の方が何を持っているか、例えば化学車であったり、はしご車であったり、いろんな違いがあると思いますし、また気をつけなければいけないのが、消防用のホースのパイプの口径が違うことがあるということをお聞きしました。せっかく来てくださったのに、それではいけないと思いますので、そういったことについても、また話し合いとかした方がいいのかなというふうに、その講習の中で思いました。

次に、備蓄と配送の考え方についてお聞きしたいと思います。

今回、東日本大震災や台風12号でわかったこととしましては、一つの自治体で解決する問題ではないような大きな震災であったこと、また今回、72時間ルールというのができなかったということがございました。

最近では、大震災のような大きな災害のとき、コンビニや小売店などの食料、飲料水を含む物資調達の協定が都心部を中心に行われております。確かにコンビニエンスストアなどは独自の配給システムを持っていたり、情報システムを持っています。企業によっては、輸送トラックだけでなく、ヘリを持っていたり、船を持っていたり、そういったところもございます。被災をしていない地域からの物資調達のためのインフラが整っているコンビニとの協定は県でも行われております。三重県でも行われておりますが、市町村単位でも行う必要がないか。最近では神奈川県の川崎市でも独自に協定を結んでおります。時間的にも地域的にも広範囲をカバーしているコンビニの機能に着目し、亀山市に見合った協定を結ぶメリットがあると考えますが、担当部はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

コンビニエンスストアとの協定でございますけれども、災害時の生活必需物資の調達に関する協定といたしましては、当市は既に4社と締結をしているところでございますが、今のところ、コンビニエンスストアとの協定の締結はございません。市内が壊滅的な被害を受けたときでも、市外から迅速な物資供給ラインを確保する目的で、全国展開しているコンビニエンスストアとの協定を締結することは大変有効と考えますが、既に、先ほどご紹介がありましたが、県ではコンビニエンスストア3社との間で締結しておりますことから、災害発生時にはこの協定と当市の協定、スーパー等でございますけれども、当市との協定を併合した中で生活必需品の確保をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

確かに三重県でも協定はなされております。しかしながら、大規模な東海・東南海・南海地震、そういったものが来たときというのは、三重県というのもとても大きいですので、亀山市というのが隠れてしまわないかという懸念もございます。

先ほどの答弁の中で、協定の中で市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定、14市1町の協定が去年結ばれたということでした。その中に、滋賀県の野洲市がございまして、ここでは、守山野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会というコンビニエンスストアの協議会の中で野洲市と一緒にコンビニ協定を結んでおります。

私がなぜコンビニエンスストアと災害のときに協定を結んでおくべきじゃないかと言いましたのは、コンビニエンスストアというのは、大きく分けまして、お店の機能、それから配送システムや情報システムの二つの面で考えていただきたいんですけども、まずお店というのは、東京のときもそうでしたけれども、帰宅困難者の方が、24時間ずうっとあいていて、安全であって、近所のどこにコンビニがあるということも皆さんご存じです。そういった意味で、まずお店の機能。お店にはまた商品もございまして、水道、トイレ、そして今さっき申し上げました帰宅困難者の方の確保といいますか、そこにいられるということ。そういった意味で、コンビニというのは、ちょっと私が数えた中でしか言えませんけれども、亀山市でも24時間あいているところが19店舗、私が数えただけなので、もしかしたらもう少し多いかもしれませんが、ございます。結構各地にあります。

あともう一つ、独自システムということなんですけれども、コンビニエンスストアは、皆さんご存じの大手がたくさんございますけれども、全国各地に工場を持っております。そして、輸送システムも持っております。先ほども申し上げましたけれども、トレーラーやオートバイ、船、ヘリコプター、あと冷蔵や温度調節ができるトレーラー、配送車も持っているそうです。これ、なぜかといいますと、夏であったり、あと道路が寸断されている場合というのは、食料を運んだとしても輸送時間が物すごく長くなってしまって、その食料が腐ってしまうということもあったそうなんです。コンビニさんというのは全国に工場がありますし、例えば三重県の亀山市で災害が起こった。三重県全体で起こったとしても、起こっていない近くの自治体から輸送が、例えば道路が寸断されたとすれば、ヘリや船やそういったものが使える。もし細い道で行けるのなら、オートバイを持っているとか、そういったいろんなことができるかなというところがございます。

あとは、情報伝達システム、こちらも今は自家発電システムというのをお店で持っているところが結構あるそうです。そういう意味で、情報も素早く入ってくる。また、商品の供給なども早く回復する。そういったもので、コンビニというのはかなり災害が起こったときに復活しやすいといいますか、72時間ルールに対応できるものが今はあると思います。

私は、もし災害が起こったときということで、いろいろ考えさせてもらったんですけど、備蓄というのがありますけれども、備蓄ってどうしても限界があると思います。できれば、例えば食品であったり、水であったり、一番大事なものというのは、水でしたら、浄化装置なんか、今結構小さなものもございまして、自分でその場で作り出せるもの。そしてまた、公助に頼らずに輸送できるシステムも確保すべきなのじゃないか。どうしても自治体、公的なものというふうになってしまうと、順番があったりとかしますけれども、民間の活力も手段として持つておくのはとても大事なことじゃないか。そういう思いで今回は質問をさせていただきました。

それでは、次に事業仕分けについて、お話を伺いたいと思います。

まず22年度の事業仕分け結果について、22年度の事業仕分けの判定結果が出されましたが、これらの判定結果は今年度どのように反映されたのか。実施例がございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成22年度の事業仕分けの判定結果といたしましては、不要6事業、市実施現行どおり8事業、市実施内容・規模見直し19事業、市実施民間委託化2事業となっております。

これらの事業のうち、平成23年度予算に反映した事業は5事業ございまして、内訳としましては、不要と判定された事業が3事業、内容・規模見直しと判定された事業が2事業ございます。

まず不要と判定された事業でございますが、介護予防支援センター費につきましては、介護予防支援機能を廃止とし、待機児童対策施設としての活用を図ることといたしております。

次に、敬老会開催事業につきましては、地区コミュニティ活動費補助金へ統合いたしております。

次に、学校開放管理指導員謝金につきましては、利用団体の自己責任において管理することを基本とし、管理指導員制度を廃止しております。

このほか、訪問理美容サービスとか、あるいは地域子育て支援センター費のうちのイベント参加費用の一部徴収などがございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

22年度の事業仕分けの結果が反映されたといいますか、それも考慮に入れての判断ということで、そういったことが23年度に行われたということですね。

次に、事業選定のあり方についてお伺いをいたします。

事業選定なんですけれども、22年度と23年度、少し違うんでしょうかね。対象事業の選定に当たっての基本的な考え方とございますけれども、この事業選定のあり方について、どのように判定したかをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業選定のあり方についてはいろいろな方法があると思いますが、これについては、私どもの方で選定をしたということでございまして、平成22年度の事業選定につきましては、22年度一般会計当初予算のそれぞれの室単位における事業、533ございますが、平成24年度以降継続が見込まれており、一般財源が500万円以上の事業のうち、法定受託事務など市長の裁量が限定されている事業や幹線道路建設事業などを除き、対象事業を選定いたしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

資料で基本的な考え方というのがございまして、ちょっと私も読ませていただきましたけれども、（４）の事業仕分け以外の方法により評価する事業というのはどういうものなんでしょうか。これ対象外としますと書いてあるんですけども、ちょっと教えてください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成22年と23年と対象選定も違ってございまして、平成23年度の（４）に書いてあることだと思いますが、これについては、主要施策の成果報告書に記載させていただいておりますが、外部評価をした事業については、今回対象外にさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ちょっと聞き取れなくてよくわからなかったんですけども、最後にこれはちょっと聞いておきたいので、今回の工夫と課題について、今回なので23年度のことなんですけれども、23年度に事業仕分けを行いまして、今回、22年度と比べて、23年度に工夫したこと。それと、23年度に行ってみたけれども、もし課題があったのであれば、その課題についてお答えください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回の事業仕分けにつきましては、平成22年度の検証結果を踏まえ、1事業当たりの所要時間を40分から60分に拡大しております。それから、仕分け委員の班としての統一意見をより明確化した班の意見ということを集約していただきました。また、議論の経過につきましては、現在要約中でございますが、議事録を作成しておるところでございます。

次に、課題といたしましては、先ほど議員が申されました部分もございまして、対象事業の選定方法が一つございます。それから、より多くの市民の方々に会場にお越しいただく方策についてというふうなことで、もう少し多くの市民の方にご来場いただきたいというふうに思っております。

さらに、仕分け委員さんにアンケートを行っております。さらに職員から、これはプレゼンテーションした職員からも意見を集約したいというふうに考えてございまして、今後、課題の洗い出しを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

やはりこういうふうには何回か回数を重ねてきたことによって、いろんな課題もありますけれども、

よかった部分も私もあると思います。職員さんの気持ち的にもすごく変わるものもあったと思いますし、プレゼンテーション能力についても上がったというふうにお伺いしました。やっぱり事業仕分け自体、私自体は賛成なんですけれども、これからの課題について、今回、1年かけて、また整理するというのでしたので、引き続き精査していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（大井捷夫君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

議長のお許しをいただきましたので、緑風会、坊野議員の質問に対しまして、関連質問を2点ほどさせていただきますというふうに思います。

先ほど来、避難について、多くの議員の方からいろいろ議論もあり、避難所の対応についてはまだまだ十分ではないというような意見もございましたが、それ以前に、「避難勧告」という言葉がきょう十分に使われております。避難勧告とは、一体何をもって避難勧告とされておるのか。その上に、避難指示。地域防災計画の中には、本来ですと、その以前に避難に対する避難情報をまず出さなければならないと。3段階の計画になっておりますけど、避難準備情報というのをまず出して、それから避難勧告を出して、避難指示と。それについて、いかように、この議会でいろいろ言葉が使われておりますけれども、一般住民はほとんどわからない。勧告がどういうものであって、それから指示がどういうものであってということがまるきりわからない。この地域防災計画には、地震の場合と風水害の場合とに大きく分かれると思いますけど、今回は台風6号と12号に関しての風水害に関する避難勧告、また避難指示が、何をもって避難指示、勧告されるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まずは避難勧告、避難指示とはどのようなものかということでご答弁をさせていただきます。

避難勧告と避難指示を発令する状況についてでございますけれども、亀山市地域防災計画に定めるところにより、避難勧告については、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況において発令をいたします。

また、避難指示につきましては、前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況等において発令することとなっております。

今回の風水害、台風6号、12号でございますけれども、河川には、水位に応じて河川管理者、鈴鹿川におきましては国土交通省三重河川国道事務所でございます。それと椋川につきましては、鈴鹿建設事務所において設定をされましたはんらん注意水位、それと避難判断水位、はんらん危険水位などがございます。特別警戒水位とは、それぞれの水位の基準の中で避難判断水位がこれに当

たるものでございます。この避難判断水位とは、河川の水位が堤防高に達する可能性が高まったことを示す水位でございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それぞれ鈴鹿川と椋川は県と国の判断、これ市は関与しないんですか。判断するのはどうせ災害対策本部長の市長やと思うんですけど、それを確認するのは県なんですか、市なのか、国なのか。それはだれが確認をして、これは避難勧告やと。勧告を指示するには何の基準をもってやられるのか。その決めた危険水位というのは、ただ県と国の基準にはめるだけで、目視もなし、確認もなしにやるのか。あくまでもその確認をだれがするのか。河川管理者は国と県やと思うんですわ。そうやけど、勧告を出すのは市長なんですよ。それはだれがどの段階で決めるんですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

河川の増水に関する避難勧告、避難指示の発令の根拠でございますけれども、まず避難勧告は、水位が先ほどの避難判断水位に達したときに、また避難指示につきましては、はんらん危険水位に達したときに発令を判断することとなっております。この判断につきましては、気象庁が発表しております気象予報や現地での目視情報等を参考に、災害対策本部会議におきまして最終的には本部長であります市長の判断により決定されるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

その辺があいまいで、だれが責任を持って、最終に出すのは市長の責任やけど、情報収集は気象庁とか、県とか、それは他人の決めたやつで、市独自で本当に危険なのか危険でないかという判断は、もっと正確な資料なり、確たる事実をもってやらなければ、なかなか人に勧告するには不十分だと思うんですね。それも鈴鹿川とか、全部河川があっても、2カ所だけの水位をもってすべて判断しておると。これにも問題があるだろうと思うし、それから、避難準備情報は今回も出していない。これは生活の困窮者とか、独居老人とかいうのは、勧告を出す前にまず準備報道しなければならぬ。この報道が今回もやっていないし、前回もやっていない。やはりマニュアルどおりやるとなれば、そこらまるきりやっていない。手落ちがある。そこらについても反省をすべきだと思うんですけど、地域防災計画には、やはり椋川については椿世、川合、それから鈴鹿川については南鹿島と。ここは危ないですよということは文書化もして、ずうっと書いてあるのに、それに対する手当ては何もしてない。相手は国や県やということやけど、やっぱりこの地区の方々は一生涯雨が降ると脅かされるのかと。これを直すのが行政なんですよ、やっぱり。県や国に働きかけて、例えば南鹿島では今鹿島橋の工事をしておるんやったら、順番に堰堤をすれば守れるはずですよ。雨が降るたびに、ここはあきませんよという指定だけしておいて、勧告するだけで、指示するだけでは、住民はたまったもんじゃありません。やっぱり指定しておるんやったら、指定を解除する方法を

行政がやるべき。だから、堰堤を上げるなり、当然やるべきです。南鹿島に対して毎年、前回もあったし、今回もあった。それに対して、市は何らかの形で勧告しなくてもいい方策をとるべきやないか。これが市であって、だから、棕川についても、当然危険区域が来ても堤防を建てるというのが当然市の責務であると。しかし、地域防災計画にこの2カ所だけは大変危ないですと。危険ですということが文書に書いてあるだけで、雨が降ったら、勧告で避難しなさいと言うだけでは住む環境は整っていない。

だから、市であろうが、県であろうが、国であろうが、やはり住民にそれだけの危険があるんならば、市長はやっぱりそれに関して、どのような方策をして、この危険を安心・安全なまち、住みよくするかという手段を講じるべきだろうと。これは市が関与することはないというやなしに、それに関して、市長は今日までどのような対応をされたか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長に答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問でございますが、今回、台風6号で7年ぶりに南鹿島に避難勧告を出させていただきました。今ご指摘をいただいた河床の上がっておるもの、あるいは7年前の堤防が決壊をして、はんらんをしたというその経験をもとに、これは前市長もそうであろうと思いますし、私自身も南鹿島下流の左岸堤防の整備を国交省にお願いし、今日まで国交省の方で準備をしてきていただいております。河床を下げるということにつきましても、従来から国の方へお願いをいたしてまいってきておるところでございますけれども、要は、今少し触れていただきました。私も2回の台風、災害対策本部、それから、多分、今、紀州の方でご苦労いただいておりますが、いわゆる市町村長が決断をすべき避難勧告、あるいは避難指示ということは最大の決断というふうに感じております。市民の人命にかかわる判断をするということでございましたので。ただ、今回、私ども、国のマニュアルどおりということではなくて、一応国・県の基準、水位の基準はございますが、台風6号の判断につきましては、実ははんらん注意水位の段階で避難勧告を出させていただきました。これは総合的に判断をさせていただいたものでございますけれども、夜間にかけてのあの時間帯で、実はその数時間前に加太地区で時間雨量50ミリを超える雨が降ったと。それから、レーダー等々、国・県の情報を把握しておったところでございますけれども、連続雨量がもう300ミリに達しておったと。こういう判断の中で、南鹿島の避難勧告を出させていただきました。

そうしますと、本当に今回のさまざまな教訓の中で、私自身もそうでございますし、市職員もそうでございますし、地域の皆さんにはご負担をおかけいたしましたけれども、さまざまな課題も実は認識をさせていただいて、検証をしながら、次へ生かしていこうということで、台風12号には備えさせていただいたものでございます。公の責務として、しっかりと対応していきたい。そういう意味で、地域防災計画の見直しを指示いたし、全庁的にその作業を進めておるところでございますが、同時にもう一つは、先ほど来よりお話がございました自助、共助の部分、やっぱりここをどう高めることができるのか。行政すべてが、誤解を恐れず申し上げるならば、特に地震のケース、大規模災害の場合、限界があるという中で、やっぱり自助、共助の力をいかに高めていくのか。これが大変重要であるというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、災害、大規模災害に対する全責任は市町村長であります私が負うものでございますけれども、ぜひともこういう経験を通じながら、市民の皆さん、事業所の皆さん、議員の皆さん、地域の皆さん、多くの皆さん、一遍みんなで考えて、それを高めていくような共通の認識を持って、今後臨んでいくということが将来に備える一番大事なことではないかと思っておりますので、議員ご指摘いただいた従来の仕組み、ここも検証しながら、今後に生かさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

とうとうと説明をいただいたんですけど、やっぱり政治家は、結果責任であって、国や県へ申し上げておっただけでは物はできてこないんで、やっぱりでき上がって、整備できて、初めて政治責任を果たせると。だから、国・県へ申し上げておるだけでは、政治責任の結果にはならない。でき上がって初めて、政治責任を果たせるということになるんで、今の実情をもうちょっと認識を再度して、国・県・市でできることは市で、やはり地域住民が安心・安全に暮らせる方策を、あらゆる手段をとってやっていただきたいということをまず申し上げておきたいと思えます。

まだほかにも申し上げたいことがあるんですが、もう1点、少しだけお聞きしたい点は、野村布気線については、きのう、坊野議員がいろいろ申し上げたと思えますけど、これは合併特例債を使って、当初23億の事業費に対して22億の合併特例債を充当するということで、既に前年度が1億7,000万、ことしは5億8,000万ぐらい合併特例債を借りると。きのう、26年度までに1年間延長したけど、これができるかできやんか、確かに結果論であって、そこまでは言い切れないだろうが、もしできなければ、この22億という合併特例債が、26年度に完成しなければこの合併特例債は堅持できるのか、できないのか。要するに合併特例債で野村布気線をやりますと。23億でやりますと。しかし、供用開始までいかない。用地買収だけで終わりましたと。工事はいつになってもできませんということになった場合に、この合併特例債の22億は担保できるのか、できないのか。これについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

26年度までに供用開始ができないと、仮の仮定でございますけれども、そういった場合、26年度までに執行した事業費につきましては、合併特例債の対象となるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

合併特例債は、箱物と違いまして、道路、あらゆる面について完成はしていなくても、使い切った分はすべて見てやると。交付税で見ましよう。それは法律で決まっておるか、規則で運用されておるのか、これ大きな問題やと思うんです。そんなら、もしこの道路が、確かに25年度完成が26年度になれば、今から十何億、ほとんど今までは用地買収費の補てんであると。抜本的にでき

なければ大変な問題になろうかと。当然合併特例債に大きく左右すると。もともとこの道は、関・亀山合併当時の亀山関線と関を結び、それから工業団地の渋滞緩和ということであったわけですが、これ以前に、この完成がおくれるということは、従前から、合併当時から出ている関の木崎鷺山線の延長、これと結ぶというのが最善のルートやったわけです。合併して一体化するには、この道路が唯一やということで、前市長のときも地元への説明会も入っております。都市計画事業としても決定しておりますし、それと、この亀山関線をつなぐということには全然手つかずであると。これも、前年度には副市長も現場へ行っていただいて、この事業は大変重要であると。大変有意義な道路やというふうに言われたけど、一向に手がけていただいておらん。

これは都市計画決定をされておるので、都市計画事業でいくか、合併特例債でいくかということなんですけど、今の野村布気線が合併特例債で完成しなくて、もしできなければ、用地買収だけでも合併特例債で認めるんやったら、今の鷺山木崎線と亀山関線を結ぶのをまちづくり事業に加味して、26年までにできなくても、用地買収だけ済むということはできるわけでしょう。都合のいい合併特例債を、溶融炉やとか、公園に使って、これは変更ですよ。野村布気線、26年度までに物事はできなくても、今まで使った分だけは特例債で見ましようというのであれば、その延長上にある鷺山木崎線の土地を今から合併特例債で充当して、用地買収してもらうて、26年までにできませんだと言ったら、合併特例債を使うことはできるでしょう。そういうことがあるから、私は不自然やと思うんです。そんなことができるような合併特例債であるならば、今からもっと重要な路線をどんどん今の新市まちづくり計画に入れて、26年までにはできませんだと。しかし、使った金だけは合併特例債で認めますよという結果になるなら、今から都合のいい合併特例債の組み替えをせんでも、2億、3億や10億の金は、今から新市まちづくり計画で事業を変更して、道路が26年までにできなくても、そこに費やした経費は合併特例債で見てもらいますというんやと不自然ですよ、やっぱり。だから、この野村布気線がどういう形で決着がつくかわかんけど、最善の努力はされるんやと思う。だから、合併特例債の扱いはそういうことで、都合のいい合併特例債やったら、もっと亀山市に都合のいいように、住民が本当に望んでおる道路を新市まちづくり計画に組み入れて、26年まで努力したけどできんだということで、それまでに使った経費を特例債で見てもらおうということもできると思うんです。だから、その辺については、どうも非常に不安定であって、我々が一生懸命望んでおる必要な道路、この野村布気線も関と亀山を結び、そして工業団地の渋滞緩和をするという一つの一体的な道路であるというふうに最初から言われておる。これ、合併以前から言われておる。絵もかかれておる。だけど、フラワーはおくれる、1号線バイパスはおかしくなっておる。何らあの辺の改修はできていない。それで、交通渋滞もおかしくなっちゃって、何らあそこら辺のアクセスはできていない。それが今度の野村布気線やと思う。これについては、市長は最大の努力をして、年度内に債務負担行為してだめでした。今度、事故繰越でだめでしたというわけにはいかんと思います。これを含めて、補償費でかなり難航しておると思うんで、職員に任すんじゃなしに、それこそトップセールスで、トップダウンで話をして、今年度じゅうに決着しなければ26年にできないですよ。職員じゃなしに、市長が英断を振るって取り組まんだら、26年にはできんです。できんと、いろんな問題が合併特例債にも波及してくると思うんで、最善の努力をしていただきたいと思います。何かコメントがあれば。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘をいただきました合併協議において、鷺山木崎線につきましては新市まちづくりにしつかり位置づけられておると。その問題意識は持たせていただいております。いずれにいたしましても、先般、坊野議員にもお答えをさせていただきましたが、野村布気線の早期の完成に向けて全力を挙げて臨んでいくと。そのために、組織の力を集中させていこうということで今取り組ませていただいておりますので、ぜひとも今後ともご理解、ご支援をよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

○議長（大井捷夫君）

19番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明16日から28日までの13日間は、各常任委員会及び決算特別委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明16日から28日までの13日間は、休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの29日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さんでした。

（午後 5時00分 散会）

平成23年9月29日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成23年9月29日（木）午後2時 開議

- 第 1 議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 議案第62号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第63号 平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第64号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第65号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第66号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第67号 平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第10 議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 第11 報告第 9号 決算に関する附属書類の提出について
- 第12 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第13 報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第14 報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第15 報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第16 報告第14号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について
- 第17 報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第18 報告第16号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第19 報告第17号 平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について
- 第20 議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について
- 第21 議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 第22 議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第24 議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第25 議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第28 議案第71号 協定の締結について
- 第29 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 第30 議案第73号 市道路線の変更について
- 第31 議案第74号 市道路線の変更について

- 第 32 議案第 75 号 市道路線の廃止について
 第 33 請願の審査報告
 第 34 議案第 76 号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 第 35 議案第 77 号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について
 第 36 議案第 78 号 亀山市景観条例の一部改正について
 第 37 議案第 79 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 第 38 報告第 20 号 専決処分の報告について
 第 39 常任委員会の所管事務調査報告

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	高 島 真 君	2 番	新 秀 隆 君
3 番	尾 崎 邦 洋 君	4 番	中 崎 孝 彦 君
5 番	豊 田 恵 理 君	6 番	福 沢 美由紀 君
7 番	森 美和子 君	8 番	鈴 木 達 夫 君
9 番	岡 本 公 秀 君	10 番	坊 野 洋 昭 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君

医療センター	伊藤 誠一 君	会計管理者	片岡 久範 君
事務局 長			
危機管理局 長	伊藤 隆三 君	消 防 長	渥 美 正行 君
消 防 次 長	早川 正男 君	教育委員会委員長	肥 田 岩男 君
教 育 長	伊藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿男 君
監 査 委 員	落合 弘明 君	監査委員事務局長	栗 田 恵吾 君

●事務局職員

事務局 長	浦野 光雄	書	記	渡邊 靖文
書	記	山川 美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長 (大井捷夫君)

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る13日の本会議におきまして、決算特別委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第61号から日程第19、報告第17号までの19件を一括議題といたします。

決算特別委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第61号	平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第62号	平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第63号	平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第64号	平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第65号	平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に	

	ついて	認 定
議案第66号	平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第67号	平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について	認 定
議案第68号	平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について	認 定
議案第69号	平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認 定
議案第70号	平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	認 定
報告第9号	決算に関する附属書類の提出について	了 承
報告第10号	健全化判断比率の報告について	了 承
報告第11号	亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第12号	亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第13号	亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第14号	亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第15号	亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第16号	亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	了 承
報告第17号	平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について	了 承

平成23年9月27日

決算特別委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

小坂直親決算特別委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

ただいまから、決算特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で決算特別委員会が設置された後、委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に中村嘉孝委員が選出されました。

本会議で付託のありました議案第61号から議案第70号までの亀山市一般会計決算、各特別会計決算及び各企業会計決算の認定について、並びに報告第9号の決算に関する附属書類の提出について、報告第10号健全化判断比率の報告について、報告第11号から報告第16号までの各会計資金不足比率の報告について及び報告第17号の一般会計継続費精算報告の審査に当たるため、26日、27日の両日、当委員会を開催し、審査に入りました。

初めに、落合代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受けました。

続いて、総務部長から健全化判断比率及び各会計資金不足比率の説明を、また教育次長から一般会計継続費精算報告の説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審査を尽くしました結果、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第64号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3件は、反対討論があり、それぞれ挙手による採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

また、議案第63号平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について、議案第68号平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について、議案第69号平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について及び議案第70号平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定については、いずれも異議なく認定すべきものと決しました。

さらに、報告第9号決算に関する附属書類の提出について、報告第10号健全化判断比率の報告について、報告第11号亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第12号亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第13号亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について、報告第14号亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について、報告第15号亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第16号亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について及び報告第17号平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告については、いずれも異議なく了承すべきものと決した次第であります。

なお、委員会として次の意見を申し添えたところであります。

一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。また、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正等の措置を図られたい。

一つ、各種基金については、安全かつ効率的な運用に努めるとともに、その設置目的、効果等について検証・評価を行い、必要性も含めて基金のあり方を十分検討されたい。

一つ、市税、国保税、使用料及び負担金等については、公平性の観点からより一層の徴収努力を行うとともに、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努められたい。なお、不納欠損の処理については慎重に対応されたい。

以上、決算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結し、議案第61号から議案第70号まで及び報告第9号から報告第17号までの19件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算、並びに議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び議案第64号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

まず一般会計決算です。

長引く景気低迷の中、市民の暮らしや中小企業の営業は大変厳しくなっています。市民から受ける相談は、厳しい生活を反映した大変深刻なものが多くあります。それを反映して、平成22年度決算では、市民税の滞納額が8億6,000万となり、特に個人市民税と固定資産税が大きな比重を占めております。また、国民健康保険税はさらに深刻で、5億3,000万円の滞納で、収納率はさらに下がって63.6%にまで落ち込んでいます。今こそ、市民の暮らしや中小企業の営業を応援するための最大限の取り組みが強く求められています。

ところが、質疑の中で、平成22年度の決算を「ため込み決算」と名づけたように、市民の要望に十分こたえていない中で、基金だけは9億円も積み増ししているわけであります。個々の基金を見ても、その必要性に疑問のあるものや、今、積み増しが必要とは言えないものなど、問題点が多くありました。13億円に達するリニア基金は30年以上先のことであり、見通しが立たない上に、JR東海が求める中間駅の全額地元負担350億円をどうするのか、市民の理解をどう得るのかなど、問題が山積みであります。

また、7億5,000万になる庁舎建設基金は、凍結を打ち出しながら建設時期も明らかにせず、積み立てだけは進めるという、特定目的基金に反する積み立てを行っています。

さらに、10億円の市民まちづくり基金はもっと深刻で、合併特例債で基金をつくり、その収益金で地域づくりの活動を支援するものでありますが、実態は収益金の半分も使えず、使い道に頭を痛めていると同時に、収益金の2倍の借金返済をしている厄介者の基金であります。これは、明らかに合併特例債を使って基金を造成するという政策判断の誤りであります。

そのほか、平成22年度中に、どうしても一度に3億円も積み立てしなければならない理由のない減債基金に積み立てをする。また、大きな公共事業も予定されていないのに、11億円も積み立てられている土地開発基金、補正予算の財源とすべき前年度繰越金まで積み増しし、さらに6億円もふやした財政調整基金など、問題のある基金が多くあることが質疑を通じて明らかになりました。

以上のとおり、市民の暮らしを応援し、切実な市民要望に十分にこたえることなく、基金の積み増しを進めた「ため込み決算」は認められません。市民の立場から見て、問題の多いこの決算の認定には、反対するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。

平成22年度の決算の最大の特徴は、2年連続で国保税を大幅に値上げした2年目となり、一般会計から繰り入れもされましたが、1人当たり10.9%値上げとなり、そのことの検証が問われました。質疑で明らかになったように、値上げしながら当初の国保税の増収見込み1億2,000万円を大幅に下回り、わずか2,800万円の増収に終わりました。その上、税収増が2,800万

円しかないのに、滞納額はその2倍の5,600万円にもなりました。その結果、収納率も64%まで落ち込んでしまいました。

私たち議員団が、当初予算の審議時に、もともと国保税は高く払えない市民が多いのに、大幅な値上げをすれば払えない市民をさらにふやし、収納率が低下し、さらなる国保財政悪化を招くという悪循環に陥るだけで、財政健全化にはつながらないと指摘をしましたが、そのとおりの結果になったわけでありませぬ。

その上、21年度決算で生じた1億1,000万円もの黒字も一般会計へ戻してしまいましたが、このお金こそ国保税の引き下げに使うべきではなかつたのではないでせうか。

現在の国保特別会計が深刻な事態に陥っている最大の原因は、国がみずからの負担を大きく減らしたことにあります。国民健康保険制度が社会保障の制度である以上、国がやらなければ市が一般会計から繰り入れをし、国保税を払える金額にするしか解決の道はありません。

以上、述べたような問題のある決算の認定には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算です。

この後期高齢者医療制度は、お年寄りを大事にしない、長生きを喜ばない問題の多い制度で、廃止すべきであります。私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険に関しては、亀山市といわず、全国的に保険者、被保険者、さまざまに苦しい環境であることは言うまでもございませぬ。

そんな中で、22年度の決算の認定を求められているわけですが、国保を取り巻く環境が厳しいとはいえ、議会が、この場が、コンプライアンス、法令遵守の最たる聖地とするべきだという観点から、議会人の一人として、国民健康保険法の解釈について一言申し述べたいと思います。

同法1条では、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとなっております。

一部の方々の中では、同法を憲法で保障された生存権を具現化した制度である社会保障とし、すべての市民が医療を受ける権利があるとし、お金を払ったか払わなかったかによって医療を受けることが制限されるものではないという考えがあるようですが、今も述べたとおり、この社会保障は事業の健全な運営を確保、これを担保して成り立つことが必要条件であることは、法解釈としてごく自然であると考えます。

一方、憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると、生存権、社会保障義務がうたわれていますが、第12条においては、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。また、国民はこれを乱用し

てはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うという、義務や責任についても明記されています。また、国民健康保険事業の運営の根幹をなす国民健康保険税についても、憲法第30条、国民は法律に定めるところにより納税の義務を負う、このことは周知のとおりで、昨年制定された亀山市まちづくり基本条例にも、市民はサービスに伴う負担を分任しなければならないと明記されています。

以上の観点から、私は国民健康保険事業に対する認識は、国の社会保障の下支えの中で、加入者が安心して医療が受けられるよう、保険税を出し合ってお互いに助け合う制度と理解し、社会保障に対する狭義の理解にもたれて、加入者の義務や責任を保護しかねない考えには、一定の苦言を呈したいと思います。

最後に、亀山市においては国保の被保険者のうち53%が60歳以上で、その方々の医療費が全体の73%を占めていること。また、所得の多い少ないにかかわらず、被保険者すべての方々を支払いに大きな負担感を感じていることは、紛れもない事実であると思います。

市民の生活を守るという観点から、財政運営、特に基金の見直し等も含め検討していただき、もちろん他会計被保険者の方々にも十分にご理解をいただいた中で、一般会計からの繰り入れ額、あるいはその幅を検討することには、反対の立場でないことをつけ加えさせていただきます。

これで、討論を終わります。

議員各位の賛同を求め、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

8番 鈴木達夫議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました3件の議案のうち、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第61号平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第62号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第64号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第64号平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで、並びに報告第9号から報告第17号までの16件について、一括採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定、または了承すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第63号 平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

報告第10号 健全化判断比率の報告について

報告第11号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第16号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第17号 平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について

は、いずれも認定または了承することに決しました。

決算特別委員会は、これをもって任務を終了と認め、廃止をいたします。ご苦労さまでございました。

続いて、去る13日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました

日程第20、議案第53号から日程第32、議案第75号までの13件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、直ちに各委員長から委員会における審査の経過、並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について 原案可決

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内

第1条 第1項

同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳入 全部

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3目 老人福祉費

第23節 償還金、利子及び割引料

第2条「第2表 地方債補正」

原案可決

平成23年9月22日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第53号	亀山市待機児童館条例の制定について	原案可決
議案第54号	亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について	原案可決
議案第55号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第58号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内 第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳出 第3款 民生費 ただし、 〔 第1項 社会福祉費 第3目 老人福祉費 第23節 償還金利子、及び割引料 〕 を除く 第4款 衛生費 第7款 商工費 第10款 教育費	原案可決

平成23年9月28日

教育民生委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 大井 捷夫 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第56号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第58号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての内 第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳出 第6款 農林水産業費 第8款 土木費 第14款 災害復旧費	原案可決
議案第59号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

議案第 6 0 号	平成 2 3 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 7 1 号	協定の締結について	原案可決
議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 7 3 号	市道路線の変更について	原案可決
議案第 7 4 号	市道路線の変更について	原案可決
議案第 7 5 号	市道路線の廃止について	原案可決

平成 2 3 年 9 月 2 0 日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

亀山市議会議長 大 井 捷 夫 様

○議長（大井捷夫君）

初めに、豊田恵理総務委員会副委員長。

○5 番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る 1 3 日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、2 2 日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第 5 7 号亀山市消防団条例の一部改正については、少子高齢化等の社会環境の変化に伴って地域防災力の中核を担う消防団員の数が全国的に減少し、定員確保が難しい現状であることから、本市におきましても、地域防災に意欲のある人材を確保する方策の一つとして、消防団員の任命資格のうち年齢の上限である 4 5 歳未満を削るため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 8 号平成 2 3 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち当委員会所管分について、歳出については、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民を対象に仮住民票を作成するための外国人仮住民票発行システム導入事業に係る経費などを計上し、歳入については、対象者の増加による児童扶養手当負担金や、台風 6 号による災害復旧事業費負担金などの国庫負担金の増額や、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金などの県補助金を計上したものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、服部孝規教育民生委員会副委員長。

○1 8 番（服部孝規君登壇）

教育民生委員会委員長報告をいたします。

委員長の都合により、副委員長の私から行います。

当委員会は、去る13日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、28日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第53号亀山市待機児童館条例の制定については、現在、市内の保育所では定員超過等により、入所したくても入所できない児童が恒常的に発生している状況であり、この状況を解消するため、緊急的な措置として総合保健福祉センター分館の一部を待機児童を受け入れる施設に改修し、待機児童の保育を行うこと等により、児童の福祉の向上を図る施設として設置するため、本条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、待機児童解消に向け、保育所の施設整備、保育士の増員等、保育環境の充実に努められるよう申し添えたところであります。

次に、議案第54号亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正については、スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が公布・施行されたことに伴い、スポーツ振興法の規定に基づき設置している亀山市スポーツ振興審議会をスポーツ基本法の規定に基づく亀山市スポーツ推進審議会に改めるため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布・施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に一定の要件に該当する死亡者の兄弟姉妹が加えられたことから、当該法律の規定に準拠して、市の災害弔慰金の支給等に関する事項を定めている本条例について、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてのうち当委員会所管分については、障がい者福祉施設整備事業への補助金や、グループホームへのスプリンクラー設置補助金など、またヒブワクチン予防接種費及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費について、接種者の増加による増額、さらに子育て学習展開事業や人権教育キャラバン事業などに係る経費を計上したものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、岡本公秀産業建設委員会副委員長。

○9番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る13日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、20日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第56号亀山市営住宅条例の一部改正につきましては、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、平成27年度までに200戸

の市営住宅を供給するという目標を定めて、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしています。このため、本年度から亀山市民間活用市営住宅事業を開始し、井田川駅前住宅を借り上げ、市営住宅として設置及び管理を行うため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてのうち当委員会所管分については、農業集落排水事業特別会計への繰出金を増額するほか、獣害被害防止対策事業による進入防止さく補助申請の増加、耕作放棄地対策として、新たに取り組む7集落への交付金の増加、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い市道川崎白木線の道路舗装事業に係る工事請負費の増額、また管内町樺野地内の老朽化した下水路整備に係る工事請負費、緊急地域経済対策事業として、安全で安心して暮らすことのできる住環境向上のため住宅リフォーム工事への助成金、さきの台風6号による災害発生に伴う道路橋梁災害復旧事業に係る工事請負費を増額計上するものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、田村・上加太・下加太地区処理施設の修繕料の増額のほか、昼生地区整備事業における県補助金の額の確定に伴い事業費を減額するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）については、昼生地区における農業集落排水事業に伴う事業費の精査などが主なものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号協定の締結については、市道和賀白川線整備事業に伴う関西本線亀山構内61キロ185メートル付近における白髭跨線橋新設工事の施行に関する協定について、東海旅客鉄道株式会社と平成23年8月11日付で議会の議決を成立条件に仮協定を締結したもので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号工事請負契約の締結については、市道和賀白川線整備事業に伴う和賀白川線鈴鹿川橋梁上・下部工事を、日本ピーエス・堀田特定建設工事共同企業体と平成23年8月12日付で仮契約をしたもので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、第74号市道路線の変更について及び議案第75号市道路線の廃止については、いずれも井田川駅前整備事業に伴う路線再編成による井田川駅前線及び井田川停車場線の路線変更、また井田川9号線を路線廃止するものであり、道路法第10条第3項の規定によるもので、いずれも現地確認の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第53号から議案第60号まで及び議案第71号から議案第75号までの13議案について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）のうち、第8款土木費第5項住宅費、第1目の住宅管理費、第19節負担金、補助及び交付金にある緊急地域経済対策事業として、住宅リフォーム助成事業として596万6,000円が本9月定例会に補正案件として計上されております。

私も、事業の趣旨は一応理解はできますが、助成金の運用の考え方で、本定例会において市長にも質疑をさせていただいた中、30万円を下限に100万円を上限とし、100分の10の助成ということであります。また、施行日が平成23年10月1日より平成24年3月31日であり、告示、受け付け、交付決定等の業務により、工事開始期日が平成24年1月の予定とのこととなります。

経済が疲弊している現在、市内業者の熱い要望にこたえられた補正という形で提案されていますが、この制度を利用する市民の立場から見ると、例えば市外業者が1割助成以下の請負でリフォームを行う可能性が考えられます。助成内容の見直しをし、市民も市内業者も、ともにこの制度を利用・活用してよかったと思える制度に見直すべきであると私は考えております。

少し例えとしては当てはまらないかも知れませんが、関宿の町並み保存事業が、まさに地域の住民の生活環境の改善、すなわち国を挙げての修景事業ではありますけれども、これは、私はリフォーム事業であるのではないかと認識しております。昭和55年より今日まで、件数として延べ560件余り、補助金として5億4,000万円弱の補助がなされ、自己負担として5億円強が投入されています。総額で10億円強の事業費がこの事業に投入されております。全国的にも知られている関宿の町並みが建設され、住みよい環境が続いたということは、皆様も十分ご理解いただけていると思っております。

このような例えの中で、このようなことを踏まえ、現行の中途半端な制度の再考をしてほしい思いで、あえて23年度の補正予算（第2号）に反対をしたいと思いますので、議員各位のご賛同を得たいと思っております。

我が亀山市議会議員は、市民のための、市民に理解をされる本物の政治をしていきたいと思っておりますので、その旨をご理解いただいて、このことにご賛同いただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第58号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第53号から議案第57号まで及び議案第59号、議案第60号、並びに議案第71号から議案第75号までの12議案について、一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第71号 協定の締結について

議案第72号 工事請負契約の締結について

議案第73号 市道路線の変更について

議案第74号 市道路線の変更について

議案第75号 市道路線の廃止について

の12議案は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第33、請願の審査報告を議題といたします。

請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成23年9月28日

教育民生委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 大井 捷夫 様

別表

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森 文男 外2名
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成23年9月5日
件 名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎 1 4 1 6 亀山市 P T A 連合会 会長 大森 文男 外 2 名
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 5 日
件 名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎 1 4 1 6 亀山市 P T A 連合会 会長 大森 文男 外 2 名
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 5 日

件名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 大森 文男 外2名
紹介議員氏名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採択

○議長（大井捷夫君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結し、本請願4件に対する討論を行います。
通告に従い、発言を許します。
7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

それでは、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願に対して、反対の立場で討論をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、教職員の確保と適正配置という目的を達成するために、最低限確保しなければならないとする教職員給与法に基づいて、これまでも国が保障してきたものであります。義務教育水準の維持向上のためには、質の高い教職員を、全国どの学校でも必要な数を長期的に安定して確保することは不可欠であり、義務教育費国庫負担制度はその基盤となるものであります。特に、無償の原則を財政制度上担保し、すべての国民に対して教育の機会均等を実現するのは、国と地方が共同して果たすべき重大な責務であります。

近年、各自治体では、創意工夫によりさまざまな教育改革が展開されております。今後、ますます地域の実情に合った施策をより一層進めていくことが必要なことは間違いありません。そのためには、義務教育費国庫負担制度は維持しながらも、地方が教育費を自由に使い、弾力的な学級編制や教職員配置が可能になる税源移譲も必要であると考えます。また、このことが地方分権へと結びつくものであると確信をしております。

以上のような理由で、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願につきましては、

制度の全額を国負担とするもので、国から地方への改革を後退させるものであると考え、反対するものであります。

以上、討論いたします。

○議長（大井捷夫君）

7番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

私は、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

この請願は、現在、社会問題とされている教育の格差の広がりに対する危惧から出されております。義務教育の根幹である無償性、教育の機会均等、教育水準の向上は憲法で保障されているものであり、子供の教育の機会は、国や地域の財政状況に影響されることがあってはなりません。

2006年には国庫負担率3分の1に縮減され、現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は地方交付税として一般財源の中に組み込まれております。しかし、地方財政が年々厳しくなり、多くの自治体で予算措置されている教育費は削減され、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、地域間格差は約6倍に広がっております。よって、この義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願は、一人一人の子供たちすべてが公平に教育を受ける機会を保障するものであり、賛成するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（大井捷夫君）

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました請願第3号について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、請願第3号義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書については採択することに決しました。

次に、討論のありました請願以外の請願第4号から請願第6号までの請願3件について、一括採決を行います。

各請願についての委員長の報告は、いずれも採択となっております。

各請願を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、請願第4号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第5号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第6号防災

対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書の3件の請願については、いずれも採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択いたしました請願4件についての取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願いたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま採択いたしました請願4件の取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願うことに決しました。

次に、日程第34、議案第76号から日程第38、報告第20号までの5議案を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第76号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、同法による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成23年10月1日に施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している障害者自立支援法第5条第6項が第7項に、同条第12項が第13項にそれぞれ繰り下げられることに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成23年10月1日といたします。

次に、議案第77号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正についてでございますが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土地改良法の一部改正に伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している土地改良法第96条の4に第2項が加えられたことに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成23年11月30日といたします。

次に、議案第78号亀山市景観条例の一部改正についてでございますが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による景観法の一部改正に伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している景観法第8条第2項第3号が同項第2号に繰り上げられたことに伴い、条項の整理行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第79号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、同法による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成23年10月1日に施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している障害者自立支援法第5条第6項が第7項に、同条第12項が第13項にそれぞれ繰り下げられることに伴い、条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成23年10月1日といたします。

続きまして、報告第20号専決処分の報告についてでございますが、市内井田川町地内において発生しましたJR井田川駅前ロータリー除草作業における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、9月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は1万円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより各議案についての質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第76号から議案第79号までのうち、議案第76号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第79号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については所管の総務委員会に、議案第77号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について及び議案第78号亀山市景観条例の一部改正については所管の産業建設委員会に、その審査を付託いたします。

なお、報告第20号専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、ご了承願います。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 3時04分 休憩）

（午後 3時45分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど総務委員会及び産業建設委員会にその審査を付託いたしました議案第76号から議案第79号までの4議案を一括議題といたします。

総務委員会委員長及び産業建設委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに各委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

- | | | |
|--------|--|------|
| 議案第76号 | 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第79号 | 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 原案可決 |

平成23年9月29日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

- | | | |
|--------|-------------------------|------|
| 議案第77号 | 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第78号 | 亀山市景観条例の一部改正について | 原案可決 |

平成23年9月29日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告をいたします。

当委員会は、先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くした結果、議案第76号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第79号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、いずれも障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、同法による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成23年10月1日に施行されることに伴い、関連する本条例で引用している障害者自立支援法の条項整理を行うものであり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、先ほど本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第77号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について及び議案第78号亀山市景観条例の一部改正については、いずれも平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土地改良法の一部改正及び景観法の一部改正に伴い、関連する本条例で引用している土地改良法及び景観法の条項整理を行うものであり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

総務委員会委員長及び産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号から議案第79号までの4議案について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第76号から議案第79号までの4議案について一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。
本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第76号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

議案第77号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

議案第78号 亀山市景観条例の一部改正について

議案第79号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第39、常任委員会の所管事務調査報告を議題といたします。

各常任委員会委員長より、各委員会における所管事務調査の結果報告をいたしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

現在、全国的に社会現象となっている救急病院へのコンビニ受診や総合医療を求める余り、平成22年の救急車の出動件数は過去最多となっており、亀山市においても、近年は、年間出動件数が増加している状況であります。

また、火災件数については減少傾向にあるものの、市民からは、救急及び火災における出動について、通報から現場へ到着する時間及び救急については、現場到着後、搬送先を決定するまでの所要時間等について、迅速な対応が求められているところであります。

そこで、総務委員会では「消防・救急体制」についてをテーマに設定し、消防関係に対する市民ニーズと、さまざまな課題の解消に向けて調査・研究を行い、昨年12月17日の委員会協議会に始まり、計12回の委員会を開催し協議を重ねてまいりました。

まず、現状把握のため、消防本部から消防・救急に関する体制や配置状況、火災・救急における出動件数の推移、救急出動による市内各地区に現場到着するまでの所要時間、市民及び自治会からの要望内容と対応、近隣市との応援協定及び県において計画中の広域消防への進捗状況等について聞き取りを行いました。

また、自治会連合会、北東部まちづくり推進協議会、安心を備える女性の会CEFの各代表者11名と、現状の消防・救急体制についての意見交換会を実施いたしました。意見交換会で出された主な意見としては、救急車両が安全で迅速に移動できるための道路整備、安易に救急車を呼ばない運動、傷病者の搬送先を決めるのに時間を要していることから、受け入れ病院体制の構築や市民に対する情報発信等の啓発活動をしていただきたい旨の意見が出されました。

特に、人口が密集している市北東部地域に消防分署の設置を願う意見や要望が大半を占め、現在の消防署からでは当該地区へ到着するまでの時間を要していることから、地域の市民は大きな不安

を抱えていると改めて認識したところであります。当委員会としても、このことは重要な課題ととらえ、市民ニーズに対応するための提案に向け、市全体を考慮しながら議論を重ねてまいりました。

さらに、調査・研究テーマに沿った先進地の取り組みを視察し、宮崎県延岡市では、市と市民が協働して、軽症患者が安易に救急要請しないように呼びかけたり、かかりつけ医を持つように推進する活発な啓発活動を行うことで救急搬送患者が40%も減少したことで、救急車の不要な利用の抑制ができ、消防・救急体制の充実につながったという事例と、広島県東広島市では、2市1町での広域消防化により経費の削減や人員の確保、また救急出動において迅速な対応などが図られ、消防力の向上と市民サービスの向上につながったという事例を視察してまいりました。

また、既に常備消防力適正配置調査が実施されており、さらに経費の削減に向けた署所及び人員の配置などに取り組んで行くということでありました。

このように、総務委員会として調査・研究テーマに掲げた「消防・救急体制」について、さまざまな意見等を集約し、検討した結果の課題・問題点は次のとおりであります。

一つ、亀山市の救急出動状況の実績から、平成22年は前年と比べ17.7%増加しており、特に人口が密集している井田川・川崎地区への出動件数は全体の25%を占めている。また、現場までの到着時間については、市平均11.4分である中、井田川地区へは9.2分で、川崎地区へは13.5分も要している。また、野登地区への到着には14.1分と市北東部地域への現場到着に時間を要している。

二つ、亀山市の消防力向上を目指すことが重要であり、国の消防力整備指針の基準に対して、亀山市の消防力は指揮車の未整備と現有台数に対する人員が大きく不足している。

三つ、救急による搬送患者の傷病別の実績から、軽傷者の搬送が平成21年は全体の50%、平成22年は全体の54%を占めており、救急車の適正な利用の認識が薄く、救急体制及び消防力全般に影響を及ぼしている。

よって、総務委員会として亀山市の消防・救急体制について、市民の安心・安全を確保するため、次のとおり市長に対して提言を求めるものであります。

一つ、人口が密集している市北東部地域への救急出動が多く、また現場までの到着時間を要しているため、早急に消防署所を設置すること。

二つ、救急体制の充実を確保するため、市と市民の役割を明確に示し、市民と協働して救急車の適正な利用を推進するための施策を講じること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、前田耕一教育民生委員会委員長。

○12番（前田耕一君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、核家族化の進展、女性の就業者数の増加、さらに育児休業制度の充実により、出産後も仕事を続ける女性が増加し、保育需要は年々高まっております。

そのような中、市内保育所では、特に低年齢児の入所児童が増加傾向にあり、子供の入所を希望する親が安心して子供を預け、働くことができる保育所の環境整備が求められています。

そこで、教育民生委員会では「保育所」をテーマに設定し、施設の充実、待機児童対策など、保

育所が抱えるさまざまな課題解消に向けて、本年1月から計8回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

これまで、当委員会では、保育所に関連する法律、条例等の例規の確認に続き、担当部署より各保育所の定員や入所児童数、待機児童、職員の配置状況、保育料の算定方法、施設の状況等について詳細な説明を受け、その後、市内の公立保育所9園の現地視察を行い、現状把握に努めてまいりました。

続いて、保育所の管理者である園長、また実際に保育所を利用している入所児童の保護者から、それぞれの立場での率直な意見を聞くため、意見交換会を開催いたしました。その結果、多くの保育所が定員を上回る入所率となっており、遊戯室を保育室に改修するなど、既存施設の改修で補ってはきているものの、それでもまだ受け入れられない待機児童が発生しており、多様化する保育ニーズに見合った計画的な施設整備が早急に必要であります。

さらに、各保育所とも非常勤職員が非常に多く、大半が短時間勤務であることから、職員間のコミュニケーション不足や保育の継続性が失われるなどの懸念もあり、正規の職員として保育士数を充足させ、保育サービスの質の向上に努める必要があります。

そこで、これらの課題を解決するためには、保育所によっては移転も視野に入れた計画的な施設の改築・改修、また職員の補充が不可欠であり、その施策は急務と考え、次のとおり市長に対し提言を求めます。

一つ、早急に各保育所の移転も視野に入れた改築・改修の年次計画を立て、その整備を進めるとともに、駐車場、通園路等の周辺整備を図り、保育環境の充実に努めること。

二つ、保育士については、正規の職員をふやし、職員のモチベーションを高めるとともに保育の継続性を確保するなど、保育サービスの質の向上に努めること。

三つ、待機児童対策については、施設及び人員の両面から保育所の定員の拡大を図るなど抜本的な待機児童の解消に努めること。

四つ、延長保育実施保育所の拡大、土曜日の午後保育及び病児保育の実施など、多様化する保育ニーズに見合った施策を講じること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、日本の農業は価格低迷、後継者不足等により厳しさを増しております。特に耕作放棄地の増加は顕著であり、隣接する農地の荒廃、環境及び景観の悪化につながるなど、農業以外にも影響を及ぼしております。これらに対する施策として、国の制度を初めとし、本市においてもさまざまな対策を講じているものの、根本的な解決には至っていないのが現状であります。

そこで、当委員会では、農業について平成23年1月から計9回の委員会を開催し、さまざまな課題の解決に向けて調査・研究を重ねてまいりました。

まず担当部署から亀山市の農地等の現状、農業施策とその活用状況等についての説明を受けるなど現状把握に努めました。

続いて、亀山市農業委員会、鈴鹿農業協同組合と亀山市の農業の抱える課題・問題点や、市との協力体制について意見交換会を開催いたしました。耕作放棄地の解消法としまして、農地の集約化や、学校給食に地元産品の取り入れを推奨されること。また、つくる喜びを得るために農協の直売所の利用を促進するなどのご提案をいただいていたところであります。

さらに、先進地視察としまして、岡崎市、掛川市、豊田市、長野県松川町へ行政視察を実施いたしました。各市町では市と農業委員会と農協の三位一体の体制で地域づくり・地域おこしとしての側面から耕作放棄地の解消に取り組まれており、大変参考となるものであります。

この結果といたしまして当委員会として亀山市の農業の課題・問題点の中から、耕作放棄地対策と獣害対策、営農者への支援、農業委員会や農業協同組合との連携強化を取り上げ、その解消のために次の4項目にまとめ、市長に提言を求めるものです。

一つ、耕作放棄地対策。現在の放棄地への対策もさることながら、まずは、これ以上放棄地を出さないことが必要である。そのためには、維持可能な農地と不可能な農地を線引きして、不可能な農地については、環境保全の観点から取り組む必要がある。よって、市として地元の意見を取り入れながら、各農地の状況に応じて農用地区域の見直しや、地域の助け合いに対する手厚い支援など、環境保全という視点に立った対策を講じること。

二つ、獣害対策。農業経営悪化に大きな影響を及ぼしている獣害問題は、特に中山間地域では深刻化しており、生産意欲の低下など悪影響を及ぼしている。よって、市として地元の要望・問題を聞きながら取り組むこと。

三つ、営農者への支援。営農者が継続して農業に従事できるような環境が必要と考え、営農組合を育てるための工夫、小規模農業グループ化支援、新たな担い手の育成、農道整備や水利の保全、農家自身が価格設定ができる直売所や学校給食との連携などの地産地消の場の確保などが重要となる。よって、市として営農者に意欲を持たせることに対する支援や、小規模農家だけでは解決しにくい問題に対する支援を講じること。

四つ、農業委員会や農業協同組合との連携の強化。農業に絶えず向き合う立場の農業委員会や農業協同組合の存在は、農業政策を進める上で非常に重要である。よって、市として農業委員会や農業協同組合との連携を強化していくこと。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りいたします。

以上で、今期定例会の議事をすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年9月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午後 4時08分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
平成23年9月29日

議 長 大 井 捷 夫

副 議 長 宮 崎 勝 郎

3 番 尾 崎 邦 洋

1 5 番 片 岡 武 男